

神奈川県

自治総合研究センター

平成19年度部局共同研究チーム報告書

NPOとの協働の新たな展開

2008（平成20）年3月

まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、地方自治体の行政運営上の課題をテーマに設け、関係部局、当センターの職員等で構成する研究チームを設置し、部局共同研究を行っています。

平成19年度は、自治総合研究センターの自主的な研究である独自研究を進めるとともに、2つの部局共同研究チームを発足させています。

本報告書は、このうち部局共同研究チームによる「NPOとの協働の仕組みづくり」を研究テーマとした調査研究の成果をまとめたものです。

いわゆるNPO法が平成10年3月に成立してから、既に10年が経過しました。この間、全国におけるNPO法人の認証数は3万件を超え、NPOは様々な分野でめざましい活躍を見せており、「新しい公共」の担い手としての役割も期待されています。

こうした中、全国の自治体では、「NPOと行政の協働」により、地域の課題を解決したり、市民にとって有益な公的サービスを提供する取組が展開されています。

本県においても、全国に先駆けてかながわ県民活動サポートセンターを開設するなど、NPO等への支援を積極的に推進するとともに、かながわボランティア活動推進基金21による協働事業の実施や、「NPO等との協働推進指針」の策定、県提案型協働事業の実施等により「支援」から「協働」へと取組の幅を広げており、現在、県民、NPO、企業等の多様な主体が協働・連携し、ともに公共を担う「協働型社会・神奈川」の構築を目的とした、「県民パートナーシップ条例（仮称）」の制定に向けて取り組んでいるところです。

本研究は、本県が今までに実施してきたNPOとの協働事業を分析し、現在行われている様々な協働の姿を明らかにするとともに、そこから浮かび上がった課題等を踏まえ、現在の協働に係る制度を再設計するとともに、更なる協働の推進に向けた具体的な方策について併せて検討するものです。

本報告書が、今後、NPOとの協働を進める上での参考となれば幸いです。

最後になりましたが、今回の研究に際して、助言をいただいた関係者の皆様に対し、心より感謝します。

2008（平成20）年3月

神奈川県自治総合研究センター
所 長 長 田 誠

目次

[概要編]

報告書の概要	3
--------	---

[本編]

はじめに

1 研究の目的	17
2 NPOと行政の協働とは	17
3 本報告書の構成	21

第1章 神奈川県でのNPOとの協働

第1節 神奈川県でのNPOとの協働に係る取組の現状	22
1 神奈川県でのNPOに係る取組状況	22
2 神奈川県でのNPOとの協働に係る取組状況	24
3 神奈川県でのNPOとの協働事業の実施状況	27
4 まとめ ～協働事業のポジショニング～	41
第2節 協働事業負担金事業の分析	43
1 事業の分析	43
2 協働事業負担金事業のケーススタディ	53
事例 「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する 相談事業」	54
事例 「地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の 仕組みづくり事業」	64
事例 「アートを活用した新しい教育活動の構築事業」	75
第3節 協働事業のイメージ	81
1 協働事業のポイント	81
2 協働事業のゴールイメージ	82
第4節 協働事業負担金事業制度の再設計	86
1 協働事業負担金事業制度が抱える問題点	86
2 協働事業負担金事業制度の再設計	89

第2章 県内市町村でのNPOとの協働

第1節 県内市町村でのNPOとの協働に係る取組の現状	99
1 県内市町村でのNPOに係る取組状況	99
2 県内市町村でのNPOとの協働に係る取組状況	101

3	まとめ	103
第2節	大和市協働事業提案制度と個別協働事業の分析	103
1	大和市における協働の概要	103
2	個別協働事業の分析	112
3	ケーススタディ	122
	事例「大和市協働事業「大和市移動制約者の外出介助サービス事業」と県提案型協働事業「福祉有償運送推進事業」	122
第3節	まとめ	130

第3章 更なる協働の推進に向けて

第1節	協働を推進するための基盤整備	132
1	協働に関する情報基盤の整備	132
2	協働に関する人的基盤の整備	139
3	協働に関する財務基盤の整備 ～ N P O支援のための寄付税制の検討～	140
第2節	県民への協働事業に係る情報提供の充実	141
1	県政モニター県政課題アンケート調査結果から	141
2	県民への情報提供の充実に向けた具体策	142
第3節	政策連携に向けた仕組みづくり	144
1	政策課題発見プログラム	144
2	政策提言化（事業化）プログラム	144
第4節	県・市町村の連携による協働の推進	146
1	市民活動サポートセンター等の設置状況とその役割	146
2	協働を支える場としての市民活動サポートセンター等と県の連携	146
3	県に求められる機能	147
4	かながわ県民活動サポートセンターの今後の役割 ～ 神奈川における協働の拠点として～	149
	おわりに	150

[資料編]

1	協働事業負担金事業の一覧	153
2	県提案型協働事業の分析	157
3	大和市個別協働事業の一覧	166
4	協働に係る県民意識（県政モニター県政課題アンケート調査結果から）	169
	研究チーム員名簿	191

概 要 編

報告書の概要

はじめに

1 研究の目的

平成10年のいわゆるNPO法の施行以来、NPO法人の活動は活発になっており、「新しい公共」の担い手としての役割が今後ますます期待されている。このような状況の中で、NPOと行政が連携・協働し、地域の課題を解決したり、市民にとって有益な公的サービスを提供する取組が全国各地で見られる。

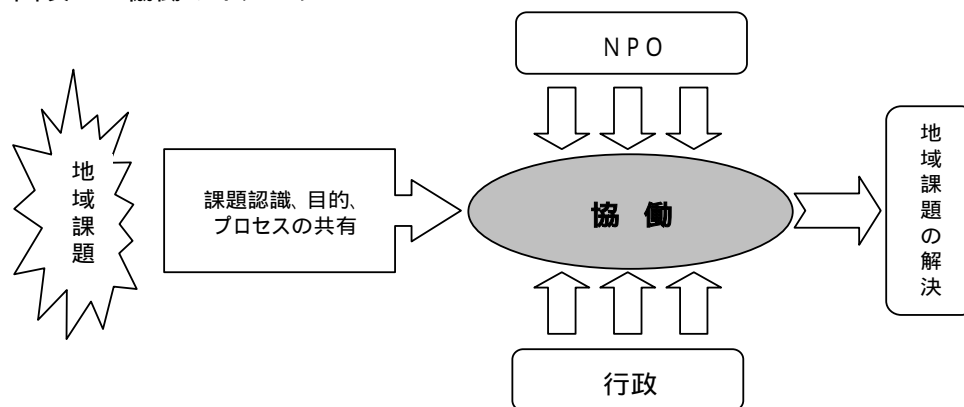
これまで神奈川県では、全国に先駆けてかながわ県民活動サポートセンターを開設（平成8年4月）するなど、NPO等への支援を積極的に推進してきた。また、かながわボランティア活動推進基金21の設置（平成13年4月）による協働事業（以下「協働事業負担金事業」という。）、「NPO等との協働推進指針」の策定（平成16年10月）、県提案型協働事業（平成17年4月）等により「支援」から「協働」へと取組の幅を広げてきた。

本研究では、神奈川においてこれまで実施されてきたNPOとの協働の取組を分析することを通して、現在行われている様々な協働の現状を把握し、主に行政職員が協働の成果を受け止め、その意義を実感するための一助となることを目指している。さらに、分析結果から浮かび上がった課題等を踏まえ、現在の協働に係る制度を再設計するとともに、更なる協働の推進に向けた具体的な方策について併せて検討するものである。

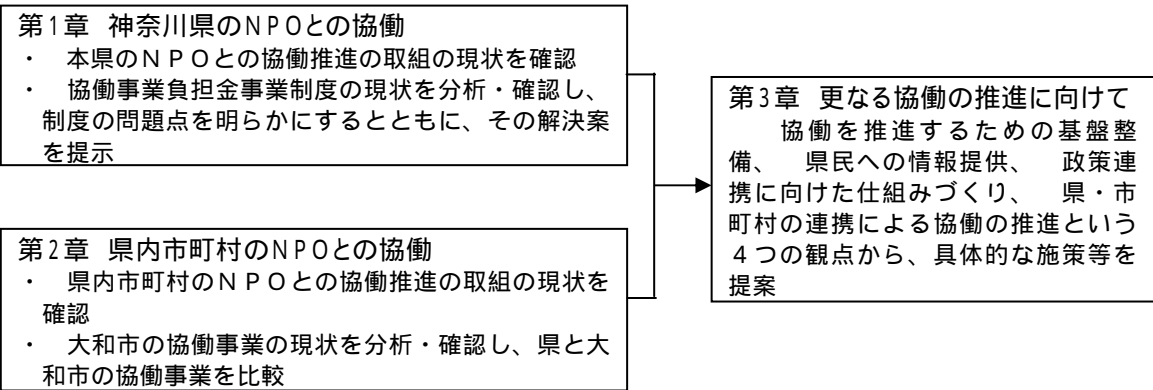
2 本研究における「協働」

本研究では、協働の目的はあくまでも「地域課題の解決」にあり、協働はそのための手段であると考え、特にNPOと行政の組織間の協働に着目し、地域課題の解決に向けてNPO、行政双方が課題認識、目的、プロセスなどを共有し、お互いが持つ資源や強みを出し合い、課題解決に取り組んでいく関係（図表1）を「協働」と捉えることとした。

図表1 協働のイメージ



3 本報告書の構成



第1章 神奈川県NPOとの協働

1 神奈川県NPOとの協働に係る取組の現状

(1) 神奈川県NPOとの協働事業の実施状況

本県のNPOとの協働に係る取組の現状を協働に係る具体的な事業という観点から整理すると次のように分類することができる(図表2)。

図表2 神奈川県NPOとの協働事業の実施状況(平成18年度)

県のNPOとの関わり のある取組	279件	協働	93件	}	協働事業負担金事業	11件
		協調・連携	147件		県提案型協働事業	7件
		支援	39件		その他の協働事業	75件

(2) 協働事業のポジショニング

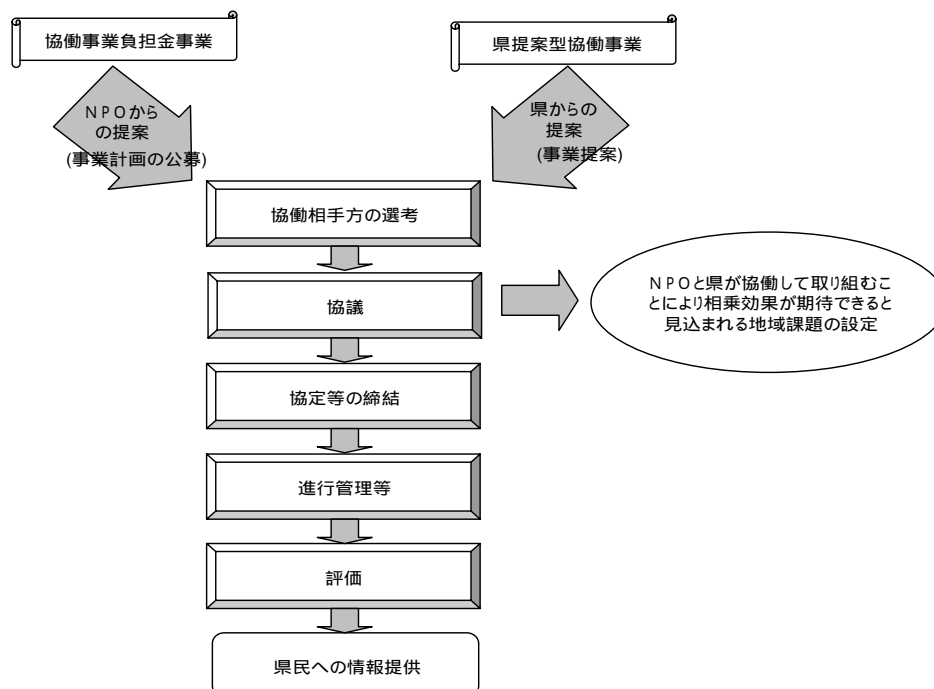
県の協働事業のうち、協働事業負担金事業は、地域社会にとって、NPOと県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば課題解決への相乗効果が期待できると考えられる事業の推進を目的とした制度であり、NPOからの政策提案の貴重な機会となっているとも言える。

一方、県提案型協働事業は、県が課題として認識している事項について、NPOとの協働により解決を図るため、県からNPOへの提案に基づき協働事業を実施するとともに、県の中に協働のノウハウを蓄積し、様々な分野でNPOとの協働を推進するため、県の各部局での発意や創意に基づく主体的な取組を促すことを目的とした制度である。

県提案型協働事業の実施状況を見ると、まだ制度が開始されて間もないこともあり、現在のところ、県の各部局への主体的な取組を促すことに重点が置かれている。県提案型協働事業については、今後もこうしたモデル的な事業を積み重ねていく中で、協働のノウハウが蓄積され、様々な分野で日常的にNPOとの協働を進めていくための下地ができ、協働事業負担金事業とともに、本県の協働の推進における車の両輪と

して機能していくことが求められる（図表3）。

図表3 協働事業負担金事業と県提案型協働事業のイメージ



2 協働事業負担金事業の分析

本県の協働に係る制度の中で中心的な役割を担っている「かながわボランティア活動推進基金21・協働事業負担金事業制度」を取り上げ、その現状を分析・確認し、それぞれの事業が何を指して、どのように実施されたのかを明らかにした。

(1) 分析結果のまとめ

分析結果の中から、留意すべき特徴的な事項について、次のとおり整理した。

NPOからの事業提案である協働事業負担金事業は、県としては、部局横断的な対応が必要な事例もある。

多くの事業において、事業収入全体に対する県の負担金の割合が高く、また、事業の性質上、他からの収入が見込みにくい。したがって、協働事業終了後にNPOが単独で事業を継続させていくことが困難となっている。

事業の目的は、大きく、先駆的な企画を実験的に実施し、成果の検証を通じモデル事業を創造することを目的とした「実験的な取組」、具体的な課題を解決することを目的とした「具体的な課題解決」、課題を解決するために必要な社会的な仕組みを作ることを目的とした「仕組みづくり」、に分けることができる。

事業において、NPOから県に期待しているものは、負担金という金銭的なもの以外にも「調整力」等の様々なものがあり、それらを県が提供することによって、大きな相乗効果を生み出している。

既に終了した事業の中には、新たな政策立案に結び付いた事例が見られる。

(2) 協働事業負担金事業のケーススタディ

協働事業負担金事業の特徴的な事例として、次の3事例を取り上げた。

- 女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業
- 地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり事業
- アートを活用した新しい教育活動の構築事業

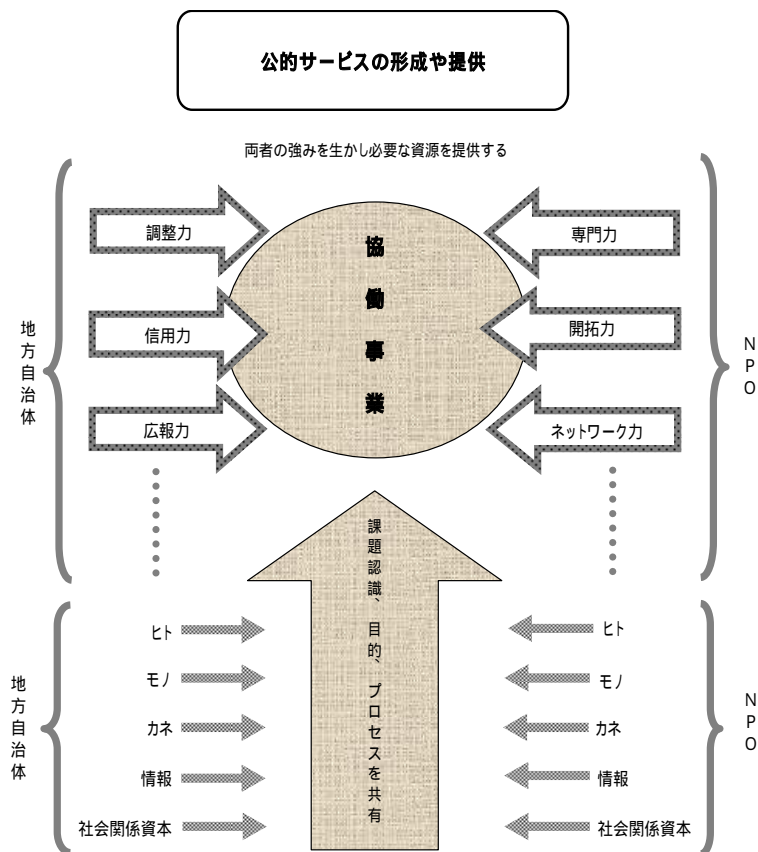
3 協働事業負担金事業のイメージ

協働事業負担金事業の分析を踏まえて、協働事業のポイント、協働事業のゴールイメージという2つの観点から整理した。

(1) 協働事業のポイント

協働事業のポイントとして、「相乗効果」、「相互補完性」に着目し、次のとおり整理した(図表4)。

図表4 協働事業における相乗効果のイメージ



(2) 協働事業のゴールイメージ

課題解決へのアプローチという観点から見た個別事業の特徴を、協働事業の「ゴールイメージ」として、次の4つの類型により整理した(図表5)。

図表5 協働事業のゴールイメージ

地域イノベーション型協働事業	<p>～課題を見出す～</p> <p>NPOでも行政でもまだ認識するに至っていない地域社会の新たな課題に対する解決策や解決する仕組みを創造することを目指した事業、あるいは、行政における従来の領域を越えた枠組みの中で、地域課題の解決する仕組みを創造することを目指した事業</p>
開発コラボレーション型協働事業	<p>～手法を編み出す～</p> <p>課題解決のための具体的なモデルをNPOと行政が共同開発することを目指した事業</p>
政策コオペレーション型協働事業	<p>～効果を生み出す～</p> <p>協働により取り組むことで相乗効果を生むことを目指した事業</p>
市民ベンチャー型協働事業	<p>～底力を引き出す～</p> <p>行政が協力することによりNPOの活動を促進・推進することを目指した事業</p>

4 協働事業負担金事業制度の再設計

協働事業負担金事業制度の個々の事業の事例分析等から確認できた課題により、制度の抱える問題点を明らかにし、その解決案を提示した。

(1) 制度上の2つの問題点

協働事業負担金事業制度の問題点として、協働事業の実施段階における「協議」に関する問題点、協働事業の「評価」に関する問題点を挙げた。

(2) 協働事業負担金事業制度の再設計

(1)で挙げた問題点の解決策として、次のとおり提案を行った。

ア 協議の再設計

【提案1】協議の一定の量を確保する仕組み

協働事業を実施するNPOと県の担当部署に対し、原則として毎月1回以上の協議を義務付け、協議の結果について県サポートセンターに報告を行わせる。

なお、協議を実施するために県の担当部署で必要となる経費については、別途予算措置を行う。

【提案2】協議の一定の質を確保する仕掛け

NPOと県の担当部署の間の協議の質を確保するため、県サポートセンターは、必要に応じてファシリテーション能力を有するアドバイザーを派遣する。

なお、年度ごとの協働事業負担金の交付申請に必要な事業計画書と収支計算書を作成する際の協議には、必ずアドバイザーを同席させるものとする。

イ 評価の再設計

(ア) 協働評価の提案

【提案】協働評価の実施

NPOと県の担当部署は協議を実施した際、それぞれ「協働評価報告書」を作成し、県サポートセンター所長に提出する。

なお、県サポートセンター所長は、「協働評価報告書」の内容を確認し、必要に応じて、ファシリテーション能力を有するアドバイザーを派遣するものとする。

(イ) 実績評価の提案

【提案１】実績評価の実施

NPOと県担当部署は事業年度終了後に、それぞれ「実績評価報告書」を作成し、神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）に提出することとする。

審査会は、「実績評価報告書」の内容を確認し、必要に応じて、両者に対し意見を述べるができる。両者はその意見を尊重しなければならない。

なお、実績評価の結果をどのようにフィードバックをさせたかは、協議の際に作成する「協働評価報告書」を通じて、県サポートセンター所長が確認するものとする。

【提案２】中間時点での評価の廃止

各年度の中間時点で行っていた「協働事業中間評価・報告書」の作成は行わないこととする。

(ウ) 総合評価の提案

【提案】総合評価の実施

審査会は、３年目までの協働事業の成果を踏まえ、総合評価を行い、評価の結果を知事に対し建議するものとする。

知事に対する審査会からの建議を受けて、県として、最終的に、各部局の企画担当課長等から構成される「NPO等との協働に関する庁内推進会議」や政策会議等における検討を通じ、協働事業を継続するか、廃止するか、あるいは、拡大するか、縮小するかなどの意思決定を行う。

第２章 県内市町村のNPOとの協働

１ 県内市町村のNPOとの協働に係る取組の現状

県内市町村では、地域によって進展に差はあるものの、市民活動サポートセンター等の設置や助成制度の整備等、NPOの支援に係る取組は着実に進められている。また、協働に係る指針等の策定や「協働事業提案制度」といった協働の推進のための制度の整備も、徐々にではあるが進んでいることがわかる。

このように、基礎自治体である市町村においてNPOに係る取組が積極的に行われている状況を踏まえ、広域自治体である本県としては、自らの役割や実施すべき取組の方向を見直すことが求められる。

2 大和市協働事業提案制度と個別協働事業の分析

県内市町村の協働事業の一例として、大和市の協働事業提案制度を取り上げ、その概要を整理するとともに、個別の実施事業について分析を行った。

(1) 分析結果のまとめ

分析結果の中から、留意すべき特徴的な事項について、次のとおり整理した。

協働事業提案制度という、1つの制度の中で市民提案事業と行政提案事業を実施している。

県の協働事業負担金事業と比較して、負担金の交付額が低額となっている。また、事業収入全体に対する負担金割合が高い協働事業がある一方で、負担金割合が10%に満たない事業や、負担金の支出を伴わない協働事業が多くなっている。

現状では、事業計画が具体的で、市の担当課が明らかな「事業型」の事業が多く、政策提案としての性格を持つ「政策提案型」の事業は少ない。

協働事業提案制度は、市民の想いを形にすることから始まるため、個人提案も可能であり、また、提案を行うNPOの力量も様々であることから、様々な形での協働事業が混在している。

(2) ケーススタディ

大和市の個別協働事業の特徴的な事例として、次の事例を取り上げた。

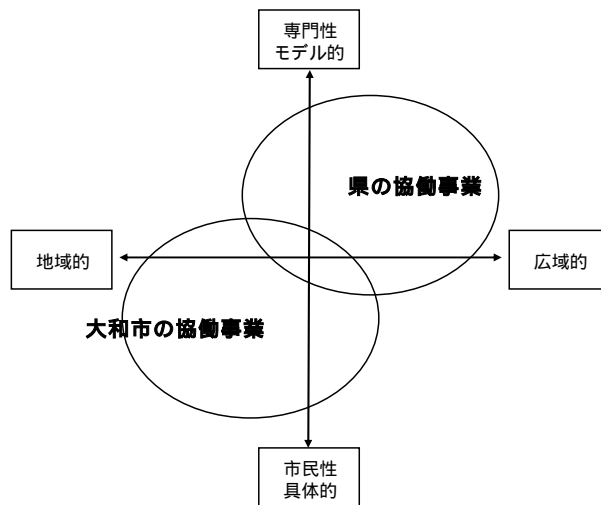
大和市協働事業「大和市移動制約者の外出介助サービス事業」と県提案型協働事業「福祉有償運送推進事業」

3 まとめ

大和市の協働事業を見てみると、既に市の総合計画等において位置付けられた地域課題の解決に向けた具体的な事業が多い。事業の対象という点でも、対象者を明確にした事業が多く、また、特定の地域を対象とした事業も多くなっている。

一方、県の協働事業においては、NPOと県が持っている各々の特性や資源を生かすことによる相乗効果が期待されていることから、より専門性が求められる事業が多くなっている。また、NPOからの提案による事業は、部局横断的な地域課題や、県においては認識されていなかった地域課題への対応等、NPOからの政策提案と言えるものもある。さらに、まだ社会的な課題として認識されるに至っていないような問題に対して、実験的、モデル的に取り組もうとする事業や、個別・具体的な取組をより一般的・社会的な仕組みにしようとする事業等も見受けられる。事業の対象という点でも、地域を限定しない広域的な事業が多い(図表6)。

図表6 県の協働事業と大和市の協働事業のイメージ



第3章 更なる協働の推進に向けて

更なる協働の推進のために、必要と思われる取組として、協働を推進するための基盤整備、県民への情報提供、政策連携に向けた仕組みづくり、県・市町村の連携による協働の推進という4つの観点から、いくつかの具体的な施策等を提案した。

1 協働を推進するための基盤整備

基盤整備として必要な施策として、(a)協働に関する情報基盤の整備、(b)協働に関する人的基盤の整備、(c)協働に関する財務基盤の整備の3点について提案を行った。

(1) 協働に関する情報基盤の整備

ア NPO・県民向けの情報基盤の整備

NPOとの協働に係る情報については、情報が一元的に集約されていない現状である。今後は、県が県内市町村と連携により、県内における協働に関する情報を網羅的・体系的に収集することが求められる。

イ 県職員向けの情報基盤の整備

県職員が協働事業を進める際に必要な情報として、例えば、実施要綱、NPOを公募する際の募集要項、契約書・協定書の雛形等、実務に直接使用された書類等を庁内から収集し、それを既の実施されている協働事業の具体的な成果等の紹介と併せ、実務マニュアルとして整理し、提供することが求められる。

(2) 協働に関する人的基盤の整備

ア NPOと県間の人事交流の仕組み

NPOと県の相互理解のため、研修的な観点も含め、NPOと県間の人事交流の仕組みを整備することが必要と思われる。

その際は、県職員が県との協働事業を含めたNPOの業務を担えるような1年

間以上の長期にわたる派遣の仕組みを整えることが求められる。

また、NPOへ県職員を派遣するだけでなく、県の新たなプロジェクトの推進のため必要となる知見（専門性）やネットワークを持つNPOのスタッフを県職員として採用する仕組みについても検討する必要がある。具体的には、任期付職員採用制度を活用することが考えられる。

イ 協働型研修プログラム

NPOと県の相互理解を深める取組として、NPOのスタッフと行政職員が一緒に受講できる協働型研修プログラムの実施が考えられる。協働型研修プログラムでは、ワークショップなどを行うことにより、NPOや行政それぞれの立場の異なる点を理解することができる。

ウ 協働事業推進のための戦略的な人事配置

協働事業を円滑に推進するため、「協働の拠点」である県サポートセンターに、協働事業負担金事業や県提案型協働事業を実際に経験した者で、協働に対して意欲のある職員を配置し、実務から得たノウハウを活用するとともに、県サポートセンターでの更なるノウハウの蓄積につなげる。

また、協働事業負担金事業を実施している県の担当部署の職員を県サポートセンター職員と兼務させ、協働事業の実施に当たって、日常的に県サポートセンターからのサポートを受けることができる体制を整備する。

(3) 協働に関する財務基盤の整備 ～NPO支援のための寄付税制の検討～

税制改正としてふるさと納税の創設の動きがあり、県としても、これを契機にNPOの活動の活発化するための支援として、県民に広く活用され、効果が広く表れるような新たな寄付税制の仕組みの創設について住民税（地方税）の観点から検討する必要がある。

2 県民への協働事業に係る情報提供の充実

協働に係る県民意識について、県政モニター県政課題アンケート調査の結果から確認するとともに、県民への協働事業に係る情報提供に関して、次の取組について提案を行った。

(1) 協働事業の成果報告の充実

県民の理解や共感を得るためには、その事業により、どのような成果が上がったのか、社会的にどのような効果があったのか、自分たちの生活にどのように影響があったのか、といった点からの報告が必要となる。

また、協働事業の一環として、県民向けのシンポジウムやフォーラムを開催し、その中で協働事業の成果を検証していくことも有効と思われる。

さらに、県の担当部署は、協働事業の当事者であることを認識し、説明責任を果たすとともに、より積極的なPR等を行っていくことが求められる。

(2) 協働に関するフォーラムの開催（かながわ協働推進会議等との連携）

市民活動サポートセンター等の設置のない町村等において、協働事業の事例を紹介し、その成果をPRするフォーラムを開催することは、県民にNPOの具体的な活動の実態を知るための機会を提供することにつながり、協働への理解を深める意味でも重要である。その際、平成19年度に「かながわ協働推進会議キャラバンフォーラム」を実施した「かながわ協働推進会議」等と連携していくことは有効である。

3 政策連携に向けた仕組みづくり

NPOと政策連携に向けた仕組みづくりとして、政策課題発見プログラム、政策提言化（事業化）プログラムの2点について提案を行った（図表7）。

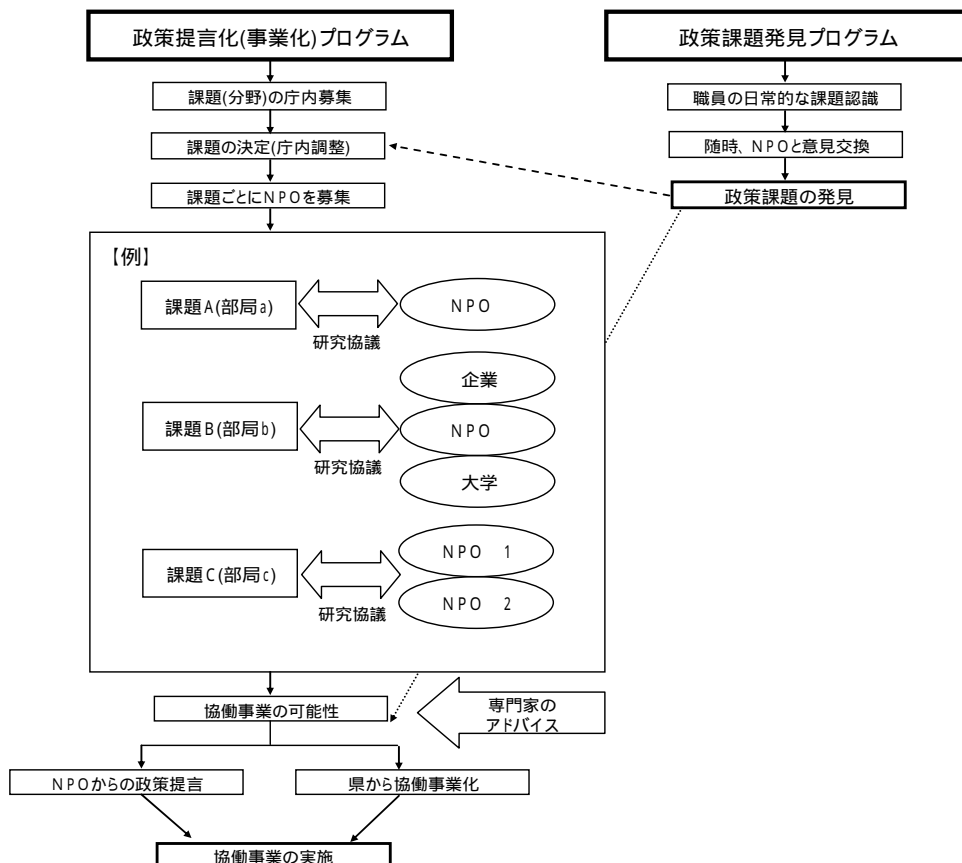
(1) 政策課題発見プログラム

職員が課題として日頃考えている事項について、随時、課題に関連したNPOと意見交換ができれば、そのような課題を、NPOとの協働により解決につなげることができる政策課題にまで発展させることが可能となる。

(2) 政策提言化（事業化）プログラム

NPOと協働で取り組むのにふさわしい課題を発掘するため、NPOとの協働事業化に結び付きそうな研究課題の提案を庁内に公募し、庁内からの提案に基づき、研究課題を採択し、研究協議を行うNPOを公募し、研究協議する適切なNPOを選考し、選考されたNPOと県の担当部署が協働事業に向けた可能性について研究協議を行う仕組みを検討する。

図表7 NPOとの政策連携の仕組みのイメージ



4 県・市町村の連携による協働の推進

協働を支える場としての役割が期待される「市民活動サポートセンター等」に着目し、その状況を確認した上で、広域自治体である県として求められる役割について検討を行った。

(1) 県に求められる機能

県内市町村の市民活動サポートセンター等と連携していくために、県として今後求められる機能について、次のように整理した。

ア 専門スタッフの養成

規模の小さい市民活動サポートセンター等のスタッフでも、専門スタッフとして活躍できるよう、NPOのマネジメントやNPOとの協働に関する研修等を行うことによりサポートする。

イ 市町村からの相談対応

今後、市町村の市民活動サポートセンター等が、協働を支える場としての機能を発揮していくため、今までに県で実施された協働事業のノウハウの蓄積を活用し、協働事業の進め方や、助成金交付の審査方法、協働の仕組みづくり等への相談対応機能を充実する。

ウ NPOからの相談対応

NPOへの資金繰りやマネジメント面に関するアドバイスについては、市町村の市民活動支援センター等では対応が困難な場合も想定されることから、定期的に各地（町村役場や地域県政総合センター等）に出向くなど巡回相談を行うことが求められる。

エ 協働事業負担金事業等の基金21事業の地域展開

基金21の構成事業である協働事業負担金事業や補助金交付事業、奨励賞の内容については、既に県のウェブサイトなどで公開しているが、特に当該事業が実施されている市町村の市民活動サポートセンター等に対しては、情報提供をより丁寧に行うことにより、当該事業が地域展開を図れるよう市町村と連携する必要がある。

また逆に、市町村域で展開している事業の中から、県との協働事業として実施するのにふさわしい事業等がある場合に、協働事業負担金事業の申請等につなげるような連携・調整も必要となる。

オ 市民活動サポートセンター等のネットワークにおけるコーディネート

公設公営、公設民営、民設民営等、様々な形態がある県内市町村の市民活動サポートセンター等の運営主体間のネットワークは、行政機関の間のように円滑にいかないことも予想されるので、県としてコーディネーター機能を担う。

カ 協働推進に係る調査研究

協働事業に係る法制度上での課題等の解決に向けた調査や研究等を、県内市町村の市民活動サポートセンター等と連携しながら進め、その成果を提供する。

(2) かながわ県民活動サポートセンターの今後の役割 ～ 神奈川における協働の拠点として～

県内の市民活動サポートセンター等の有機的なネットワーク形成を図り、地域のサポートセンターの核としての機能を果たしていくとともに、今後、神奈川における「協働の拠点」としての役割もより一層求められていくものと思われる。NPOと県との協働を推進するための総合窓口であるNPO協働推進室との役割分担を明確にした上で、先に述べた県に求められる機能を十分に踏まえ、協働の推進に向けた新たな取組を進めていくことが必要である。

おわりに

最後に、本研究では十分検討できなかったが今後NPOとの協働を更に推進していくために重要になるとと思われる点（NPOの組織力強化（キャパシティビルディング）の必要性、協働事業に合った新たな財務制度の必要性）について指摘した。

本 編

はじめに

1 研究の目的

平成10年の特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の施行以来、全国におけるNPO法人の認証数は3万件を超え、その活動も活発になっており、NPO法人は「新しい公共」の担い手としての役割が今後ますます期待されている。

このような状況の中で、NPOと行政が連携・協働し、地域の課題を解決したり、市民にとって有益な公的サービスを提供する取組が全国各地で見られる。

これまで神奈川県では、全国に先駆けてかながわ県民活動サポートセンターを開設（平成8年4月）するなど、NPO等への支援を積極的に推進してきた。また、かながわボランティア活動推進基金²¹の設置（平成13年4月）による協働事業、「NPO等との協働推進指針」の策定（平成16年10月）、県提案型協働事業（平成17年4月）等により「支援」から「協働」へと取組の幅を広げてきた。

こうした協働の取組は、全国の自治体において積極的に展開されているが、現時点ではその概念も明確になっておらず、事業としてもまだ実験的な取組となっている事例が多い。また、実際に協働に取り組んでいる行政職員の意識においても、協働をNPOへの支援と考えたり、協働すること自体を目的化している傾向があるばかりでなく、財政危機への対応策として、NPOを安い下請けとして利用していこうという動きも見受けられる。

このように、現在の実験的な取組としての協働、目的化された協働から、地域課題を解決するための手段としての協働という本来の姿に向けて、協働を新たな段階へと展開させていくためには、まず、行政職員の意識変革を促し、その組織文化に「協働を根付かせる」ことが必要である。

そこで、本研究では、神奈川においてこれまで実施されてきたNPOとの協働の取組を分析することを通して、現在行われている様々な協働の現状を把握し、主に行政職員が協働の成果を受け止め、その意義を実感するための一助となることを目指している。さらに、分析結果から浮かび上がった課題等を踏まえ、現在の協働に係る制度を再設計するとともに、更なる協働の推進に向けた具体的な方策について併せて検討するものである。

2 NPOと行政の協働とは

(1) 協働の背景

ア NPO活動の活発化

近年、社会の成熟化とともに複雑多様化する地域課題や住民のニーズに対応していくために、福祉、環境、防犯、国際交流等様々な分野において、先駆性、専門性や行動力を持ったNPO¹による多彩な活動が活発に展開されている。

¹ Non-Profit Organizationの略で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(次のいずれにも該当しないもの)に自主的に取り組む特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体等の任意団体を指す。

こうした状況の中、神奈川県は、全国的に見ると東京都、大阪府に次いでNPO法人認証件数が多く、その数も年々増加しており、平成20年2月29日現在で2,079件に上っている。年度ごとの累計を見ても、NPO法が施行された平成10年度は8件であったのが、13年度末398件、15年度末945件、18年度末では1,916件となっており、ここ5年間で約5倍に増えている。

保健・医療・福祉	1,162 件	社会教育	482 件
まちづくり	403 件	学術・文化・芸術・スポーツ	407 件
環境の保全	325 件	災害救援	55 件
地域安全	68 件	人権・平和	177 件
国際協力	225 件	男女共同参画社会	60 件
子どもの健全育成	541 件	情報化社会	66 件
科学技術の振興	30 件	経済活動の活性化	91 件
職業能力・雇用機会	163 件	消費者の保護	55 件
連絡・助言・援助	360 件		

イ 公共をめぐる考え方の変化

これまで、行政は公的サービスを担う側、一方、住民は専らそのサービスを受ける側とされ、公共は行政が担うものと考えられてきた。

しかしながら、現在では、社会的ニーズが多様化するなど、行政の提供する画一的なサービスだけでは、十分な対応が困難な状況になっている。

このような中、地域の様々な課題の解決や、公的サービスの提供を進めていくためには、行政のみならず、地域住民やNPO、企業等の多様な主体が連携し、ともに公共を担っていく「新しい公共」という考え方が出てきた。

こうした「新しい公共」を担う多様な主体の中でも、特にNPOは、行政が担っていた公的サービスでは十分に対応できなかった課題に対して大きな成果を上げつつあり、そうしたNPOと協働することは、地域社会の課題解決にとって有効な手段であると考えられる。

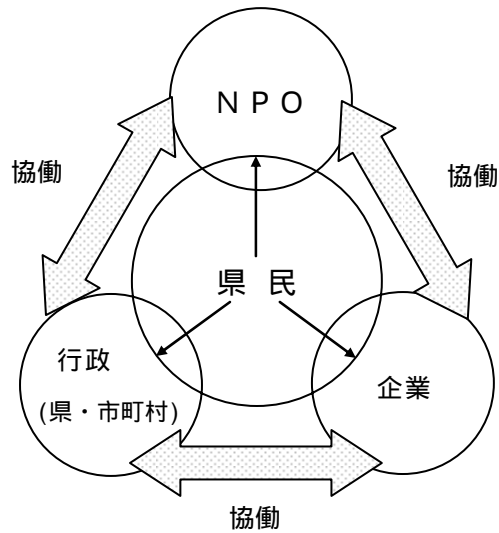
(2) 本研究における「協働」

「協働」という言葉は多義的に使用されている。

例えば、「協働型社会」という言い方があるように、行政やNPOだけに限らず、県民、企業やその他の民間団体等の多様な主体間の関係全体について、「協働」という言葉が使われている。また、「NPOと行政」、「NPOと企業」といった特定の主体間の関係についても「協働」という言葉が使用されている(図表1)。

-
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
 - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - ・ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

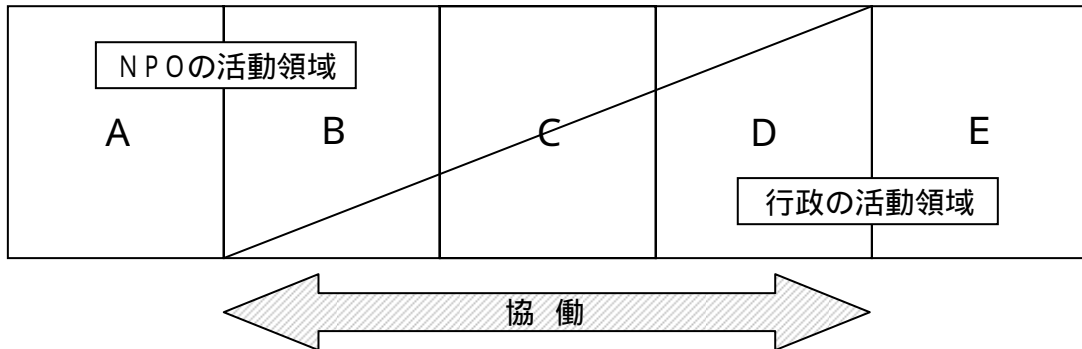
図表1 広義の協働



山岡義典編著『NPO基礎講座』(2005)掲載図を基に研究チームで作成

また、NPOと行政の協働をそれぞれの活動の実態という側面から見ると、図表2は、NPOと行政それぞれの活動領域を示しているが、協働を狭義に捉えるならば、図表2のCが協働の領域ということになるが、NPOと行政と一緒に活動することにより相乗効果が生まれ、地域の課題が解決するという意味では、図表のC以外にB、Dも含めて広義の協働と考えることができる。

図表2 協働の領域



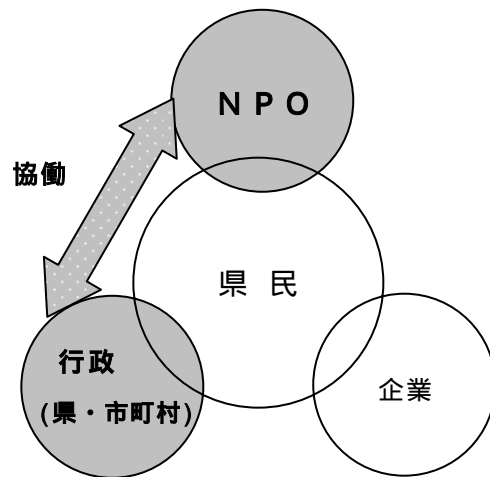
- A : NPOが単独で主体的に活動する領域
- B : NPOが主体的に活動する事業に行政が協力・支援をする領域
- C : NPOと行政がそれぞれの特性を生かして協力する領域(狭義の協働)
- D : 行政が主導性を発揮し、事業にNPOへの協力を求める領域
- E : 行政が単独で責任を持って対応する領域

(山岡義典『時代が動くとき 社会の変革とNPOの可能性』掲載図を基に研究チームで作成)

このように、「協働」は概念においても、また実態においても、明確なものになっていないと言える。

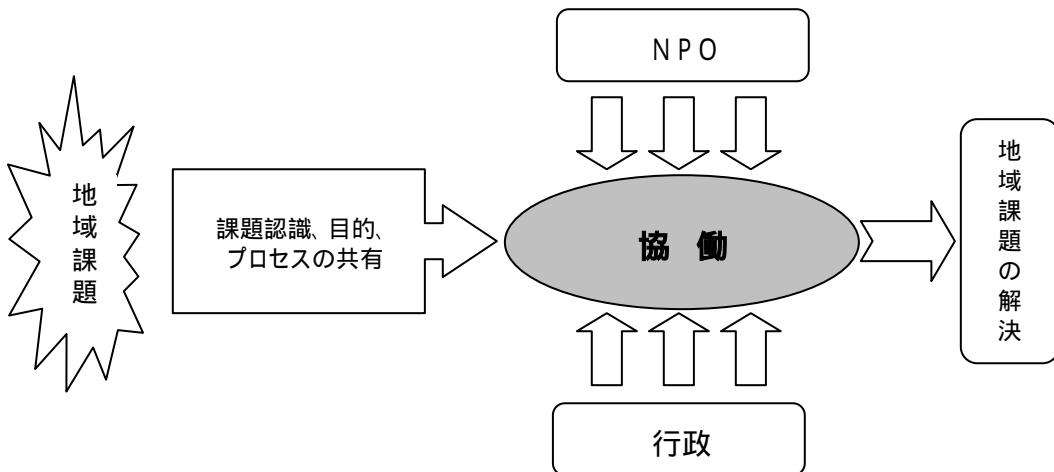
本研究では、協働の目的はあくまでも「地域課題の解決」にあり、協働はそのための手段であると考え、特にNPOと行政の組織間の協働（図表3）に着目し、地域課題の解決に向けてNPO、行政双方が課題認識、目的、プロセスなどを共有し、お互いが持つ資源や強みを出し合い、課題解決に取り組んでいく関係（図表2の領域では、B、C、D）を「協働」と捉えることとした（図表4）。

図表3 本研究における協働



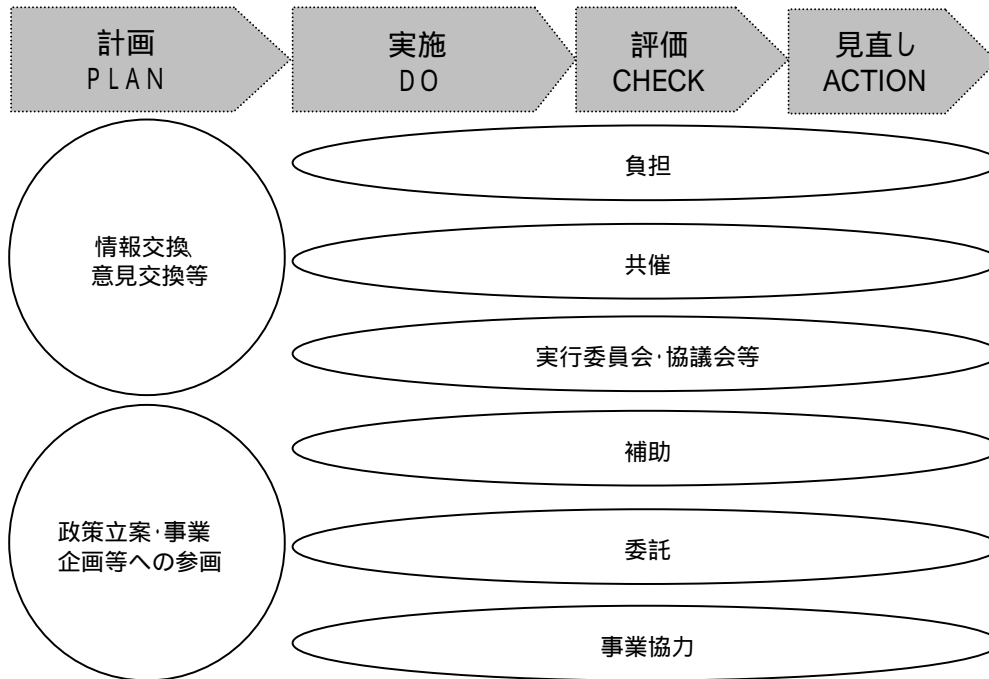
山岡義典編著『NPO基礎講座』（2005）掲載図を基に研究チームで作成

図表4 協働のイメージ



また、「協働」は、事業の実施（DO）段階だけでなく、計画（PLAN）の段階から評価（CHECK）・見直し（ACTION）に至るサイクルの中で、それぞれの段階で様々な形で行われる（図表5）と捉え、第1章以降の検討を進めていくこととした。

図表5 協働のフェーズ



3 本報告書の構成

本報告書では、神奈川におけるNPOと行政との協働のうち、実際に行われている協働事業の分析を通じて協働の現状を探り、そこから浮かび上がった課題等を踏まえ、更なる協働の推進に向けた具体的な方策について検討する。

まず第1章では、神奈川県が現在行っているNPOとの協働推進の取組の現状を確認するとともに、それらの取組の中から、制度開始から既に6年間の実績があり、本県の協働に係る制度の中でも、中心的な役割を担っている「かながわボランティア活動推進基金21・協働事業負担金事業制度」を取り上げ、その現状を改めて分析・確認することにより、本県のNPOとの協働の一端を示す。さらに、現状分析により見えてきた課題から制度の問題点を明らかにし、その解決案を提示する。

第2章ではまず、県内市町村のNPOとの協働推進の取組の現状を確認する。次に、県内市町村の中でも先進的に協働に取り組んできた大和市の「協働事業提案制度」を市町村による協働事業の一例として取り上げ、その現状を分析・確認する。さらに神奈川県と大和市の協働事業の比較を試みる。

最後に、第3章として、更なる協働の推進のために、協働を推進するための基盤整備、県民への情報提供、政策連携に向けた仕組みづくり、県・市町村の連携による協働の推進という4つの観点から、いくつかの具体的な施策等を提案する。

第1章 神奈川県のパPOとの協働

本章では、神奈川県が現在行っているNPOとの協働に係る取組の現状を確認する（第1節参照）とともに、それらの取組の中から、制度開始から既に6年間の実績があり、本県の協働に係る制度の中でも、中心的な役割を担っている「かながわボランティア活動推進基金21・協働事業負担金事業制度」を取り上げ、その現状を改めて分析・確認することにより、本県のNPOとの協働の一端を示す（第2節、第3節参照）。

さらに、現状分析により見えてきた課題から制度の問題点を明らかにし、その解決案を提示する（第4節参照）。

第1節 神奈川県のパPOとの協働に係る取組の現状

本節では、本県のNPOに係る取組及び本県のNPOとの協働に係る取組の現状を整理する¹。

1 神奈川県のパPOに係る取組状況

本県では、これまで、かながわ県民活動サポートセンター（以下「県サポートセンター」という。）の開設やかながわボランティア活動推進基金21（以下「基金21」という。）の設置等、全国に先駆けてNPOへの支援を推進してきた。

これまでの主な取組を整理すると、次のとおりである。

かながわ県民活動サポートセンターの開設

ボランティア活動の社会に果たす役割の重要性の認識から、ボランティア活動の総合的支援のため平成8年4月に開設した施設である。

公設公営としては、全国でも初めての総合的支援施設であり、団体が自由に打合せなどを行うことができるボランティアサロン等の活動の場の提供、関連図書等の閲覧や、インターネット、専門アドバイザー等による情報の提供を行っているほか、NPOと行政の協働事業や団体相互の連携・交流を目的とした事業のための「協働・交流スペース」、NPOと県の橋渡しを行う「パートナーシップルーム」、NPOの「ネットワークづくり支援」等の交流と協働の拠点にもなっている。

かながわボランティア活動推進指針の策定

ボランティア活動の持つ自主性、主体性等の特性を尊重し、場所、資金、情報、人材等が不足している状況を踏まえ、多様な活動を促進するための支援を行うとともに、ボランティア団体等と協働して事業を行い、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことを目的として、平成13年3月に策定した。

¹ 神奈川県県民部県民総務課NPO協働推進室「NPO等との協働推進指針 解説」（平成18年2月）を参考に整理した。

かながわボランティア活動推進基金²¹の設置

ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、NPOと県が協働して事業を進めていくことや、NPOの活動を促進するための支援を目的として、平成13年4月に設置した基金²である。

基金の残高は、平成18年度末で、約106億8千万円であり、基金の運用益³によりNPOと県が対等なパートナーとして、公益的な事業に協働で取り組む場合に資金提供する「協働事業負担金」、ボランティア団体等が公益を目的として行う事業に対して資金提供する「ボランティア活動補助金」、他のモデルとなるような、実践的で地域社会への貢献度が高い活動に取り組んでいるボランティア団体等を表彰する「ボランティア活動奨励賞」の3つの事業を実施している。

(参考) 協働事業負担金・ボランティア活動補助金の応募状況 (平成13～19年度)

活動分野	NPO法人 認証件数	協働事業負担金	ボランティア 活動補助金
保健・医療・福祉	1,162	59	124
社会教育	482	9	24
まちづくり	403	22	23
学術・文化・芸術・スポーツ	407	16	29
環境の保全	325	52	26
災害救援	55	10	4
地域安全	68	9	6
人権・平和	177	7	15
国際協力	225	9	15
男女共同参画社会	60	-	7
子どもの健全育成	541	47	64
情報化社会	66	2	6
科学技術の振興	30	-	2
経済活動の活性化	91	1	1
職業能力・雇用機会	163	7	4
消費者の保護	55	3	-
連絡・助言・援助	360	5	2
その他		9	12
合計	2,079	267	364

NPO法人認証件数(平成20年2月29日現在)は活動分野別に複数該当しているため、内訳と合計は一致しない。

「かながわコミュニティカレッジ」の整備に向けた取組

地域課題の解決や地域活性化に取り組む人材の育成を図るため、「県民の新たな学びの場」となる「かながわコミュニティカレッジ」の整備に向け、平成18年度より講座の開催等を実施(試行)し、学習機関としての本格的な開設(平成21年度予定)

² 県の市町村や関係団体に対する貸付債権を基金の原資としている。

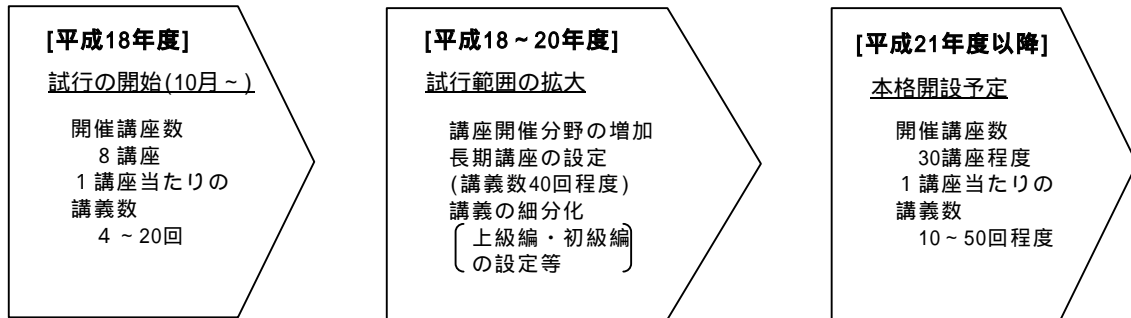
³ 定期的に収入される利子相当分を財源に充てている。このように、独自の財源を確保したことにより、毎年の予算編成に大きく左右されることなく、ボランティア活動への資金助成が可能となった。

に向けた課題の検証を行っている（図表1-1）。

平成18年度は、試行初年度として8講座を開催し、延べ273名が受講した。平成19年度には、県と民間団体の相互協力により実施する「協働講座」の開催等、新たな取組も始めている。

また、外部有識者等による「かながわコミュニティカレッジ運営検討委員会」等において試行結果の検討を行い、平成20年3月に開設基本計画を策定している。

図表1-1 かながわコミュニティカレッジの整備に向けた取組



2 神奈川県とのNPOとの協働に係る取組状況

(1) NPOとの協働に係る主な取組

本県では、NPO等との協働推進指針（以下「指針」という。）の策定や、基金21を活用した協働事業負担金事業の実施等、NPOとの協働の取組を推進してきた。これまでの主な取組を整理すると、次のとおりである。

NPO等との協働推進指針の策定

本指針は、県行政の様々な分野において協働の文化を根付かせ、NPOとの協働をより一層積極的に推進していくための第一歩として、平成16年10月に策定された（平成18年2月に指針の解説版を作成）。指針では、これまでの本県の取組の成果を踏まえ、NPOとの協働の推進について、職員一人ひとりが共通認識として理解しておく必要があると考えられる事項についての基本的な考え方が整理されている。なお、指針では、協働について次のように定義している⁴。

県とNPO等が対等な立場で、各々の特性や資源を生かしあい、課題認識、目的及びプロセスを共有するなど、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組むにあたっての県とNPO等の関係。

なお、この定義に基づき、指針では次の事項を「協働」の主な特徴として捉えている⁵。

⁴ 指針では、協働により行う具体の事業を「協働事業」と表し、「協働」と区別している。

⁵ 本研究では、こうした特徴を備えた事業であれば、「協働事業」と呼ぶことができるという意味で、

- (a) 県とNPO等の対等な関係の保持（「県とNPO等の対等の立場で」）
- (b) 県とNPO等の協力（「協力して」）
 - （ ）相乗効果、相互補完性（「各々の特性や資源を生かしあい」）
 - （ ）共有（「課題認識、目的及びプロセスを共有」）

かながわボランティア活動推進基金21・協働事業負担金事業

前述のとおり、基金21の構成事業として、NPOと県が対等なパートナーとして、公益的な事業に協働により取り組む場合に資金提供する協働事業負担金事業を平成14年1月より実施している⁶。

県提案型協働事業

本県が認識している課題をNPOとの協働により解決するため、県提案型協働事業を平成17年度から実施している⁷。

県民パートナーシップ条例（仮称）の制定に向けた取組

県民、NPO、企業等の多様な主体が協働・連携し、ともに公共を担う「協働型社会・神奈川」の構築を目的とした、「県民パートナーシップ条例（仮称）」の制定（平成21年度目標）に向けた取組を現在進めている。

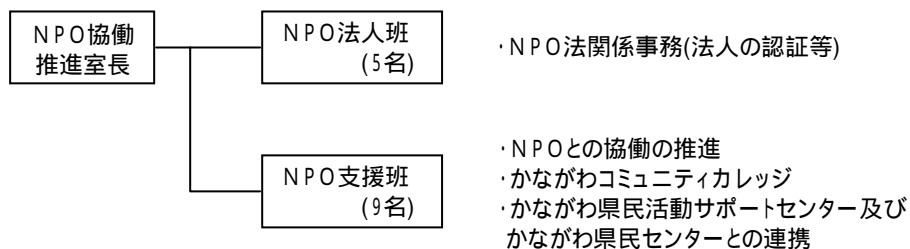
(2) NPOとの協働の推進体制

本県におけるNPOとの協働の推進体制は次のとおりである。

NPO協働推進室

NPOとの協働を推進するための総合窓口として、平成17年4月1日に県民部県民総務課内に「NPO協働推進室」が設置された。指針ではNPO協働推進室の役割として、協働事業の総合調整、協働事業推進の進行管理、協働事業に関する情報の収集、提供等を定めている（図表1-2 平成20年4月に「NPO協働推進課」に改組予定）。

図表1-2 NPO協働推進室組織図（平成19年6月1日現在）



協働事業の要件と捉えることとした。

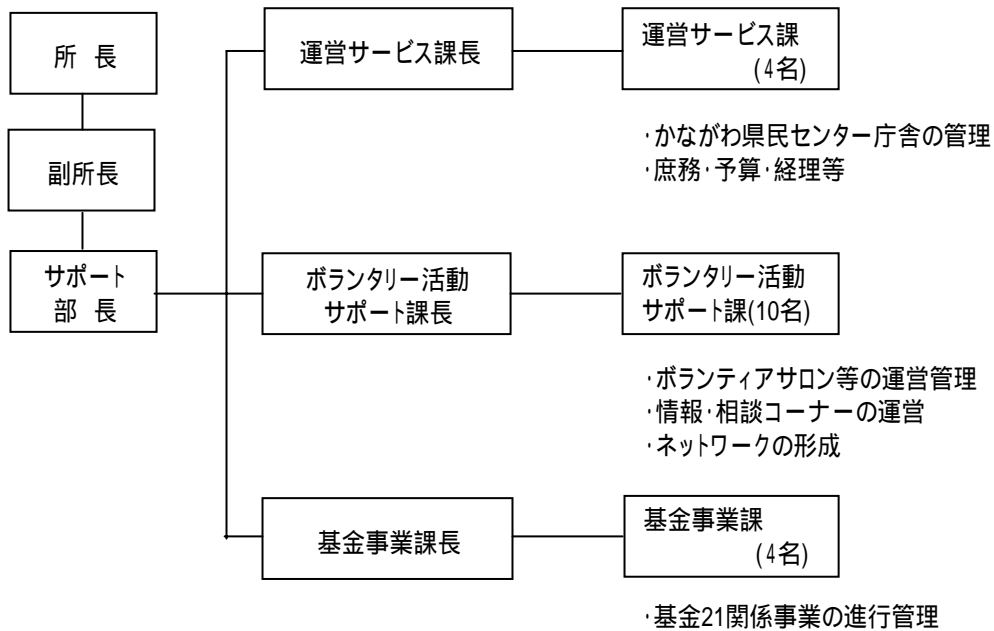
⁶ 制度の概要については、28頁参照。

⁷ 制度の概要については、33頁参照。

かながわ県民活動サポートセンター

NPOとの協働の拠点として、NPOと県機関・企業・団体が協働するための環境整備を積極的に推進していく役割を担っている（図表1-3）。

図表1-3 かながわ県民活動サポートセンター組織図（平成19年6月1日現在）

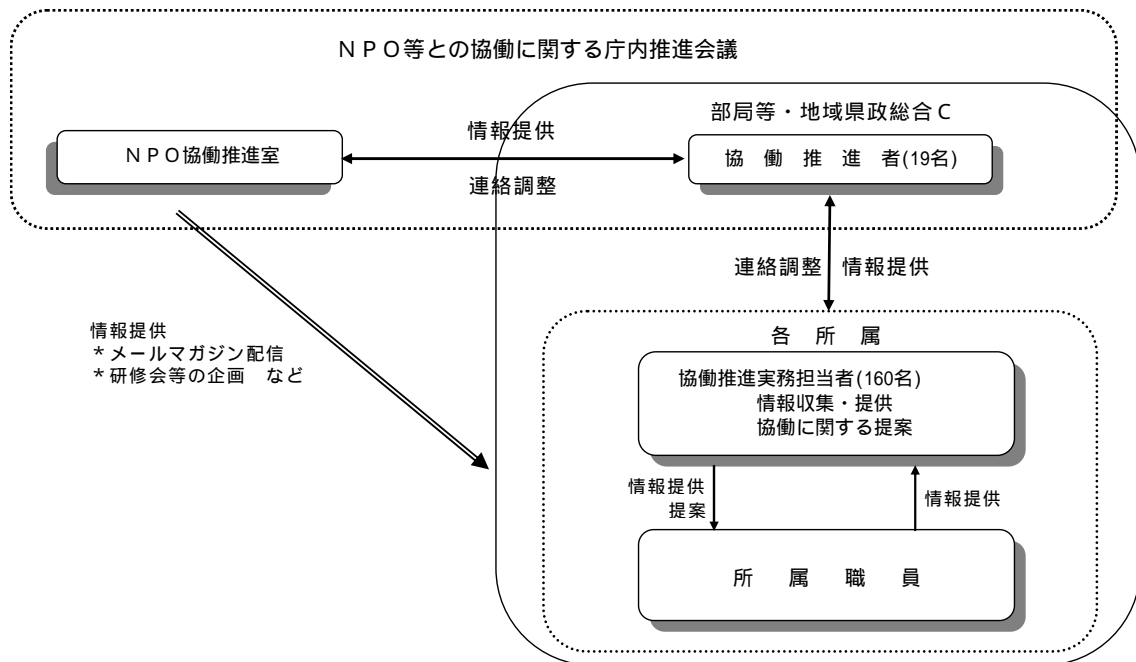


庁内における推進体制

庁内における協働の推進及び職員の意識啓発のため、各部局に「協働推進者」を、本庁各課室等に「協働推進実務担当者」を平成17年4月から設置している。部局内及び部局相互の総合的な調整ができるよう、「協働推進者」には各部局等の企画担当課長等を充てる一方、「協働推進実務担当者」には一般職員を充て、実務レベルでの協働の推進に取り組むこととし、庁内全体における協働推進の実効性確保を目指している。

また、各部局の「協働推進者」等で構成する「NPO等との協働に関する庁内推進会議」により、NPOとの協働推進のための総合的な企画及び調整等を行っている（図表1-4）。

図表 1 - 4 庁内における推進体制 (平成19年 6 月 1 日現在)



NPO等と神奈川県との協働推進会議 (かながわ協働推進会議)

NPOとの協働の在り方や協働推進の制度・施策等に関し、NPOと県が対等な立場で総合的に協議を行う場として、NPO等の活動に関わる公募メンバーと県職員とで構成する「NPO等と神奈川県との協働推進会議 (かながわ協働推進会議)」を平成17年 8 月に設置している。

3 神奈川県のNPOとの協働事業の実施状況

(1) 県とNPO等との関わりのある取組の状況

県とNPOとの協働の状況を確認するため、NPO協働推進室では、県がNPOと何らかの関係を持って取り組んだ事業について、全庁的な調査 (「NPO等と関わりのある取組に関する調査」) を平成 17 年度から実施している (図表 1 - 5)。

図表 1 - 5 県とNPO等との関わりのある取組の状況

年度	協働・支援等の別	取組数	
		計	合計
平成17年度	協働	96	270
	協調・連携	152	
	支援	22	
平成18年度	協働	93	279
	協調・連携	147	
	支援	39	

「協働」...県とNPO等が対等の立場で、各々の特性や資源を生かしあい、課題認識、目的及びプロセスを共有するなど、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組む場合

「協調・連携」...協働の要件をすべて満たしていないものの、県とNPO等とが各々の特性や資源を生かしあい、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組む場合

「支援」...県の持つ資源をNPO等に提供・貸与したり、県の定型的な業務を仕様どおりに委託するなど、県からNPO等への一方向的な関係において取り組む場合

(2) かながわボランティア活動推進基金21・協働事業負担金事業の概要

基金21・協働事業負担金事業（以下「協働事業負担金事業」という。）は、地域社会にとって必要な公益的な事業で、NPOと県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できると考えられる事業を対象に県が経費を負担するものである。（負担金額上限1,000万円（年額）、負担期間最長5年間）

これまで19事業⁸が選考され、このうち、既に6事業が5年間の事業期間を終了（うち1件は2年間で終了）し、現在13事業が実施されている（図表1-6）。

図表 1 - 6 協働事業負担金事業一覧（平成13～19年度）

事業名	NPO	担当所属	事業の概要	実施年度
引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	NPO法人 リロード	県民部青少年課	多方面の関係行政機関の協力を得て、県内の引きこもり青少年や関係団体等に関する総合的な調査研究を行い、問題の実態把握と、問題解決の最善の方策、取組を追求する。 また、関係団体、個人、関係行政機関による研究会を組織し、引きこもり青少年及びその家族に対応できる人材の育成、引きこもり青少年の社会適応への必要な支援の方策、関係機関団体のネットワーク化、情報の共有化や相談、研修等の活動を行う。	H13 ～17
市民による里山の保全と活用のシステムづくり事業	NPO法人 よこはま里山研究所	環境農政部緑政課	県内の管理が行き届いていない山林緑地や休耕農地を、市民が管理する仕組みをつくり、市民の手により「里山」、「里地」として循環型保全を行う。	H13 ～17

⁸ このうち、本章第2節において、平成13年度から平成17年度までに開始された事業(13事業)を対象に分析を行っている(43頁参照)。

事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
小網代の森保全推進事業	N P O法人 小網代野外活動調整会議	環境農政部緑政課	県で保全の方針が出されている三浦市小網代の森の保全推進のため、訪問者への対応を含むパトロール活動やアカテガニ生息環境創出のためのピオトープ整備を行う。	H13 ~ 17
女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業	N P O法人 女性の家サラー	県民部人権男女共同参画課	D V (ドメスティック・バイオレンス)被害者や女性保護のためにシェルターを常設し、一時避難が必要な女性とその子どもたちを保護し、自立援助を行う。母国語による電話相談及び面接相談を行い、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、英語、タガログ語、韓国語等のできるケースワーカーが、電話や面接で相談を受け、必要に応じて、通訳、弁護士等の専門家の紹介、行政機関への連絡調整、医療機関への同行等のサポートを行う。	H13 ~ 17
不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業	N P O法人 相模川倶楽部	環境農政部廃棄物対策課	河川敷等に少量分散型で、広範囲に不法投棄されている廃タイヤを収集することは非効率で経済ベースに乗りにくいことから、収集については市民が、処理については企業が役割を担う、廃タイヤ収集・リサイクルシステムを構築し、具体的取組を行う。	H16 ~ 17
犯罪や災害の被害者等に対する支援事業	N P O法人 神奈川被害者支援センター	警察本部警務課 被害者対策室	犯罪や災害に遭遇した被害者やその家族は、それまでの平穏な生活を破壊され、生命・身体・財産に対する侵害等のほか、精神面への影響から日常生活にも支障をきたす。こうした状況にある被害者を救済するため、被害者の精神的立ち直りを支援するカウンセリングやこれらの支援を行うボランティアの養成を行うとともに、被害者の置かれた立場を理解し、支援に対する意識を持った社会づくりのための広報啓発活動を行う。	H14 ~ 18
医療通訳派遣システム構築事業	N P O法人 多言語リソース かながわ	県民部国際課	最も基本的なサービスである医療を受ける権利の保障を目的とし、外国人の受診時に必要な、専門知識及び技能を持った医療通訳の養成・登録・派遣のコーディネートを行い、派遣費用等の受益者負担による自立的なシステム構築を目指す。	H15 ~ 19
強迫的ギャンブラー(ギャンブル依存症者)の回復と社会復帰のための事業	N P O法人 ワンダーポート	県民部消費生活課 保健福祉部生活 援護課・障害福祉課	病気であることを知らずに苦しんでいる強迫的ギャンブラー本人とその家族に病気の回復方法とワンダーポートのプログラムの有用性を知ってもらい回復へのサポートを行う。	H15 ~ 19

事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり事業	N P O法人 ソフトエネルギープロジェクト	環境農政部環境計画課 三浦臨海高等学校・海老名高等学校・大清水高等学校・吉田島農林高等学校	県内に温暖化防止実践の拠点を設け、神奈川県が進める「新アジェンダ21かながわ」に位置付けられたCO ₂ の削減を協働で実践する。 またその拠点を利用して自然エネルギー、省エネルギーの普及啓発、環境教育を協働で推進する。さらに、県、N P O及び企業のネットワークを醸成し、基金等の支援の仕組みを模索する。	H15 ~ 19
アートを活用した新しい教育活動の構築事業	N P O法人 STスポット横浜	県民部文化課 教育局子ども教育支援課・高校教育課	県内の小・中学校及び高校、特別支援学校に、アーティストを講師として派遣し、総合学習や芸術系科目等で、演劇やダンス等の広範なアートを活用した授業を実施し、次代を担う子どもたちの創造性や感受性を育み、健全に育つための社会環境整備の一翼を担うことを目的とする。	H16 ~ 19
野生動物救護活動に関する支援事業	N P O法人 野生動物救護獣医師協会神奈川支部	環境農政部緑政課	野生動物救護に必要な専門知識と技能を有する資格者(野生動物リハビリレーター)を養成、認定し、野生復帰率の向上を図るとともに、小・中・高校生に自然と生命の大切さを学ぶための環境教育を実施する。	H16 ~ 19
森林と都市生活者をつなぐ水源環境の保全・再生事業	N P O法人 緑のダム北相模	企画部土地水資源対策課 環境農政部森林課 県北地域県政総合センター	荒廃が加速する森林の保全・再生するために森林と都市生活者が協働して相模川流域をつなぎ、水源環境の保全・再生のために森林資源(流域材)の利用促進を図る。	H17 ~ 19
行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業	N P O法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	県民部国際課	行政総合相談職員等の複数初級外国語習得等、多言語対応能力と外国籍県民のすまいを中心とする課題に対する相談能力の向上を行うため、N P O等有識者で構成された検討委員会による範囲・分野の検討や窓口対応マニュアル素案(日本語版)の作成を行う。	H17 ~ 19
地域の活性化・働きたい若者就労支援ネットワーク事業	N P O法人 アンガージュマン・よこすか	県民部青少年課 商工労働部産業活性課・商業観光流通課・雇用産業人材課	働く意欲を持つ引きこもりやニートの若者達が、地域の商店街での活動を通して起業に挑戦し、地域商店街の活性化を担うことを目的とする。また、就労に向けたネットワークづくりを通じて県内広域の交流活動を進める。	H18 ~ 19
野宿者に対する多機能相談及びシェルター事業	N P O法人 湘南ライフサポート・きずな	保健福祉部生活支援課	失業・多重債務・高齢・傷病・DV等様々な問題が背景にある野宿者や不安定居住にある生活困窮者に対する支援のため、総合相談所や緊急避難的なシェルターの運営を行う。また、野宿状態から居宅生活に移行した後も継続して関わり、医療・法律・就労等の他の様々な分野の専門機関とのネットワークを築きながら長期的視野に立った支援を行う。	H18 ~ 19

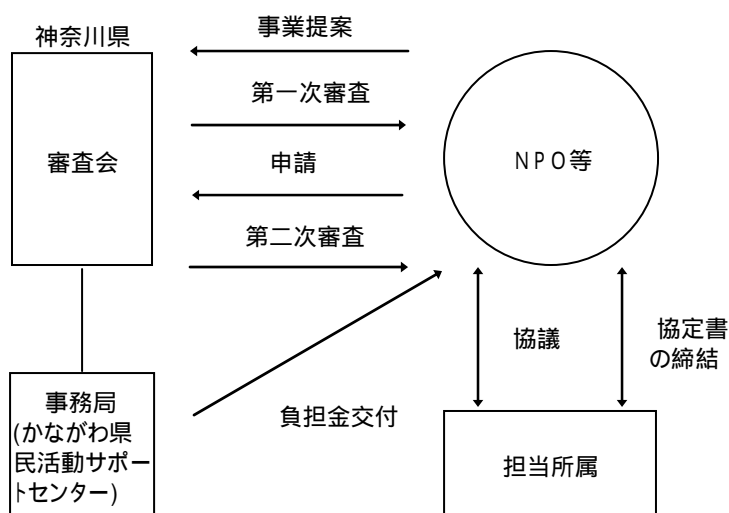
事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
外国につながる子どもへの教育・進路サポート事業	多文化共生教育ネットワークかながわ	教育局高校教育課	県内の小・中学校に在籍する「外国につながる子どもたち(日本語を母語としない子どもたち)」の数は年々増加しているが、高校受験に関する情報は子どもたちやその保護者にはあまり届いておらず、結果的に高校に進学することが難しい状況であることから、外国につながる子どもたちの教育や進路についてのサポートを行う。	H18 ~ 19
M S M健康支援センター事業	横浜Cruiseネットワーク	保健福祉部健康増進課	県内のH I V感染者の中でも最も大きな割合を占めている男性同性愛者(M S M)を対象に、H I V感染/A I D S予防に関するトータル的な支援ができる「M S M健康支援センター」を設置して予防啓発や心のケアなどのきめ細かな支援を行う。	H19
こども医療センター患者・家族滞在建設・運営事業	N P O法人スマイルオブキッズ	病院事業庁こども医療センター	こども医療センターに長期入院する子どもの闘病生活を支えるため、家族が廉価で安心して宿泊できる滞在施設をこども医療センターの近くに建設し、患者・家族の交流の場とするとともに、きょうだい保育事業や研修・交流活動等を行い、患者家族の支援活動の拠点とする。	H19
地域生活交通創出・再構築事業	N P O法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	県土整備部都市計画課 保健福祉部地域保健福祉課	モータリゼーションの進展や少子高齢化の到来に伴う既存バス路線の相次ぐ廃止等により、生活や社会参加に必要な外出に不自由をしている県民が増えている中で、行政、県民、事業者、N P O等様々な主体の連携の下に、地域生活交通を参加型で創り、継続的に運営するモデル事業を実施する。	H19

ア 手続の流れ

協働事業負担金事業の手続の流れは、次のとおりである⁹(図表1-7)。

⁹ 坂井雅幸「神奈川県におけるN P O等との協働の推進の取組について」自治体学研究第91号(2005)

図表 1 - 7 協働事業負担金事業の手の流れ



イ 特徴

協働事業負担金事業の特徴としては、次のような点が挙げられる¹⁰。

NPOからの事業提案

NPOからの事業提案を県として尊重し、NPOとの協働により取り組んでいくことが極めて重要なことであるという考え方に立っている。

幅広い分野に対応

事業対象が特定の分野に限定されず、幅広い県民ニーズに対応できる。

第三者機関による選考審査

事業の選考に当たり、第三者機関である神奈川県ボランティア活動推進基金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、公平性と透明性を確保している。

対等の関係を確認

課題や事業目的の共有、役割分担・責任分担等を確認するための協議と、協議結果を協定書として明文化することによりNPOと県の対等の関係を確認している。

¹⁰ かながわ県民活動サポートセンター『走りながら考えた協働の5年間』（2006）を基にしている。

(3) 県提案型協働事業の概要

県提案型協働事業は、本県が認識している地域課題について、NPOとの協働により解決を図るため、県からNPOへの提案に基づき事業を実施するものである。

また、県の各部局に協働のノウハウを蓄積し、様々な分野でNPOとの協働を推進するため、部局の発意や創意に基づく主体的な取組を促すことも目的となっている。

これまで14事業¹¹が選考され、このうち、既に5事業が事業期間（最長2年間）を終了し、現在9事業が実施されている（図表1-8）。

図表1-8 県提案型協働事業一覧（平成17～19年度）

事業名	NPO	担当所属	事業の概要	実施年度
ロボット技術レベル評価事業	NPO法人国際レスキューシステム研究機構	企画部京浜臨海部活性推進課	レスキューを中心としたロボット技術の実用化に不可欠な共通の規格や評価基準づくりをNPOとの協働により実施する。	H17
住民防災組織ネットワーク構築事業	NPO法人サポート倶楽部友の会	安全防災局災害消防課	住民の自主防災組織が横断的に連携する組織体制を、NPOとの協働により構築する。	H17
消費者自立支援パートナーシップ事業	NPO法人神奈川県消費者の会連絡会ほか	県民部消費生活課	週末消費生活相談、消費生活相談員に対する専門研修、消費者問題セミナーをNPOと協働で企画・実施することにより、消費者被害の未然防止と救済を図る。	H17～18
福祉有償運送推進事業	NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	保健福祉部地域保健福祉課	福祉有償運送の運転者等への研修及び福祉有償運送を実施している団体に対する相談を、福祉有償運送に関する知識経験及びネットワークを持つNPOと協働で行うことにより、事業の円滑化と効果の拡大を図る。	H17～18
マンション管理情報登録・閲覧システム構築事業	神奈川県協働事業共同体連絡会	県土整備部住宅課	マンション管理情報の登録・閲覧システムの登録項目及び登録機関の在り方等に関する検討や、情報活用のための県内マンションの実態調査を行い、管理組合や購入希望者の立場に立ったシステムの構築等の円滑な推進を図る。	H17～18
公設市民活動支援施設人材育成事業	NPO法人まちづくり情報センターかながわ	県民部かながわ県民活動サポートセンター	県内の公設市民活動支援施設の運営スタッフを対象に、ボランティア活動に関して豊富な知識と経験を有するNPOと協働で、実践的な研修を実施し、市民活動支援施設の運営や相談・コーディネート業務等の充実を図る。	H18～19
女性のキャリアサポート体制整備事業	NPO法人日本キャリア・コンサルタント協会ほか	県民部かながわ女性センター	就業相談や就業支援講座等を、豊富な知識経験や関係団体とのネットワークを有するNPOと協働で実施することにより、女性が豊かな職業生活等を設計し、様々な分野で活躍できるよう、一人ひとりのニーズに合った支援を行う。	H18～19
福祉人材生涯研修体系構築事業	川崎市介護支援専門員連絡会	保健福祉部地域保健福祉課	スキルアップに向けた研修体系の整備、研修受講環境の改善策の研究、研修実施機関のネットワークの構築等を、介護現場サイドの視点を踏まえ、介護支援専門員で構成するNPOと協働で行うことにより、介護支援専門員の資質の向上を図る。	H18～19

¹¹ このうち、平成17年度と平成18年度に開始された事業（9事業）を対象に行った分析結果を資料編に掲載している（157頁参照）。

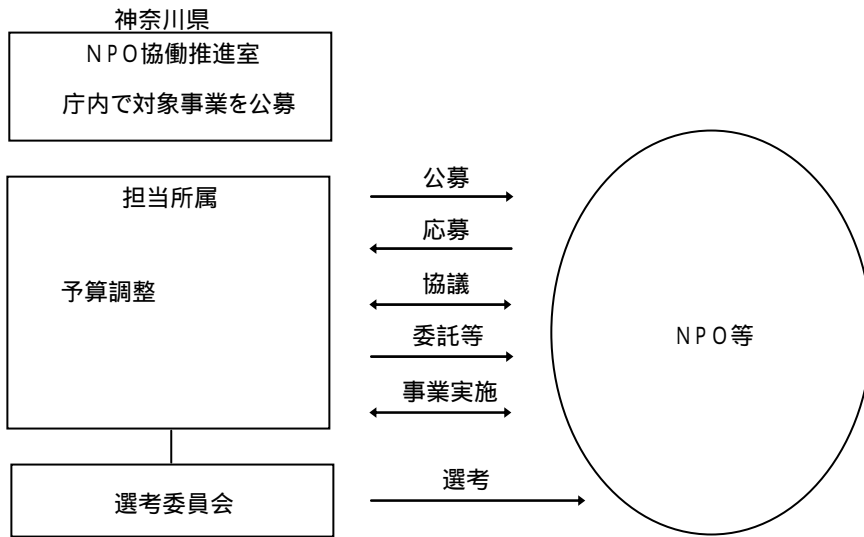
事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
学校とフリースクール等との連携推進事業	NPO法人 教育活動総合 サポートセン ター ほか	教育局子 ども教育支援 課児童生徒 指導室	不登校児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開を目的として、フリースクールやフリースペースを運営するNPOと学校関係機関とが相互理解を深め、より一層の連携・協働を推進するため、県や各地区での連携協議会の開催や不登校児童・生徒サポート・プログラム・モデル作成事業を実施する。	H18 ~ 19
地域福祉コーディネーター育成推進事業	NPO法人 市民セクター よこはま ほか	保健福祉部 地域保健福 祉課	地域での生活を支えるネットワークが機能する地域づくりを支援するため、NPOとの協働により、くらしを支えるインフォーマルサービスの創り手・担い手や制度サービスとインフォーマルサービスのコーディネートを担う専門職等の育成研修を実施する。	H19
企業等の次世代育成支援活性化連携促進事業	NPO法人 ままとんきっ ず ほか	保健福祉部 子ども家庭 課	企業等による子育て・子育ての支援活動(次世代育成支援活動)について、NPOとの協働により、企業の取組情報の提供・発信の支援、企業内の研修会や育児相談の実施、企業間、企業と地域間、NPOとの交流フォーラムの実施及び、子育て支援の取組(地域貢献)の情報収集や、調査等の実施を行い企業等の取組の推進を図る。	H19
訪問者にやさしい観光地づくりモデル事業	NPO法人 ときめき箱根	商工労働部 商業観光流 通課	かながわツーリズムの推進に向け、観光客を温かく迎え入れる地域でのホスピタリティの向上が必要なことから、NPOと協働し、先進事例の研究、モデル地域の観光施設等を対象としたセミナーの実施及びノウハウ集の作成、情報発信等を行うことにより、観光関連施設における接遇を含む観光客受入態勢の強化に向けた支援を行う。	H19
フレンドリースタッフ派遣事業	NPO法人 J - E N E P	教育局子 ども教育支援 課児童生徒 指導室	小学校における暴力行為等の未然防止を図るため、教職課程履修中の大学生が参加するNPOとの協働により、子どもにとって身近なお兄さんお姉さんの存在の「フレンドリースタッフ」を小学校に派遣し、子どもの相談相手や授業の補助等を行う。加えて、NPO等から指導員を派遣し「フレンドリースタッフ」の相談や支援に当たる。	H19
不登校対策ファミリーサポート事業	カマクラ「風 の谷」 ほか	教育局子 ども教育支援 課児童生徒 指導室	児童・生徒の不登校に悩む家族を対象に、NPOと協働で、親の居場所づくり、相談会、研修会及びハンドブック作成等の事業を実施し、家族ぐるみで不登校を乗り越えるための支援を行う。	H19

ア 手続の流れ

県提案型協働事業の手続の流れは、次のとおりである¹²(図表1-9)。

¹² 前掲注9参照

図表 1 - 9 県提案型協働事業の手続の流れ



イ 特徴

県提案型協働事業の特徴としては、次のような点が挙げられる。

県からの事業計画の公募（県からの事業提案）

県は事業の概要を提示し、NPOに対して具体的な事業計画を公募する。

選考委員会の設置

事業計画の選考を行うため、外部委員を含めた選考委員会を設置する。

NPOとの事前協議及び協定の締結

事業の実施に当たっては、NPOと事前に協議を行うとともに、事業の実施に当たっての課題認識や役割分担等を明らかにした協定又は契約等を締結する。

事業の評価

事業の終了後、実施部局及びNPOによる事業評価を行う。

県民への情報提供

応募状況、選考結果、事業の実施状況及び事業評価について県民へ情報提供を行う。

予算上の措置

原則として1事業当たり単年度500万円（全事業で単年度5,000万円以内）を上限として予算上の措置がなされている（事業採択後予算調整を実施）。

(4) その他の協働事業の概要

本県では、協働事業負担金事業、県提案型協働事業以外にも様々な形態で協働事業が実施されている。ここでは、平成18年度に実施されたその他の協働事業のうち、いくつかの取組についてその概要を整理する。

【協働事業の形態】

負担金

県として応分の資金を担うことが適当と認められるものについて、県の役割に応じて資金を交付して事業を実施する形態

共催

県とNPO等が、共に主催者となり、協力して事業を実施する形態

実行委員会・協議会等

県とNPO等で構成された実行委員会や協議会等が実施主体となって事業を行う形態

補助金

NPO等が主体的に取り組もうとする事業のうち、県として、その取組を推進する必要があると認めるものについて、資金的な支援を行って事業を実施する形態


委託

県が取り組む事業のうち、効率性、専門性等から判断して、NPO等が実施する方が適切に対応できると認められるものについて、事業の実施をゆだねる形態

その他

上記 ~ 以外の形態

事業名 ネットワークづくり支援事業

県担当部署	県民部かながわ県民活動サポートセンター	
NPO	NPO法人ふじさわNPO連絡会、ぐるーぷ「みらい」、防災ギャザリング2007fromかながわ実行委員会・ソクラテスプロジェクト	
目的	ボランティア団体が県サポートセンターを利用して、他のボランティア団体や企業等と連携して、お互いの特性を生かし合いながら地域社会の課題解決に取り組むためのネットワークづくりに対する支援を行う。	
事業の概要	<p>「地域の活性化に団塊世代の活力を」2007年問題に 대응、地域支援のためのネットワーク構築事業(相手方：ふじさわNPO連絡会)</p> <p>外国につながる子どもたちのための情報ネットワーク(相手方：ぐるーぷ「みらい」)</p> <p>防災は  から(相手方：防災ギャザリング2007fromかながわ実行委員会・ソクラテスプロジェクト)</p>	
実施形態	負担金	
予算額	450,000円(1件当たり150,000円)	
事業に関する文書	ネットワークづくり支援事業負担金交付要綱	
役割	県	活動場所の提供、情報の提供、事業への後援、広報の協力、事業実施に当たって必要と思われる事項についての助言
	NPO	事業の企画・実施
平成19年度以降の状況	単年度事業であったが、平成19年度から2か年を上限に事業継続を可能とした。	

事業名 KANAGAWA MUSIC SUMMIT

県担当部署	県民部文化課	
NPO	NPO法人 ARCSHIP	
目的	広域的なアマチュアミュージシャンの活動支援事業を実施し、音楽文化の振興を図る。	
事業の概要	県内各市町の新進アマチュアミュージシャンの活動を支援するコンテスト等と連携し、それらの優秀者によるフェスティバルを実施し、ミュージシャンのステップアップの機会を提供するとともに、事業の紹介を行う。	
実施形態	負担金	
予算額	1,000,000円	
事業に関する文書	負担金申請書、実施協議書	
役割	県	企画、広報、出演アーティストの選定及び調整、市町村等への後援申請
	NPO	広報、チラシ・プログラム作成、公園の利用申請、当日の舞台進行
平成 19 年度以降の状況	平成19年度も実施	

事業名 骨髄バンク休日ドナー登録会

県担当部署	保健福祉部健康増進課	
NPO	神奈川県骨髄移植を考える会	
目的	骨髄ドナー希望者を多く確保できる場所における登録受付事業を実施し、ドナー登録の確保を図る。	
事業の概要	県、(財)骨髄移植推進財団、神奈川県骨髄移植を考える会が協力して、横浜駅東口等の繁華街で骨髄バンクのキャンペーン及び骨髄ドナーの登録会を実施する。	
実施形態	共催	
予算額		
事業に関する文書	神奈川県骨髄ドナー登録推進事業実施要綱	
役割	県	ドナー登録手続、検査用血液の採血、ドナー募集に向けての普及啓発、広報
	NPO	ドナー募集に向けての普及啓発、広報
平成 19 年度以降の状況	平成19年度も実施、平成20年度も実施予定	

事業名 NPO等と神奈川県との協働推進会議

県担当部署	県民部県民総務課NPO協働推進室	
NPO	個人(NPO等の活動に関わる者で、会議の運営に責任をもって携わる意思があり、公募により選考された者)	
目的	NPO等と県の協働の推進等に資する事項について、NPO等と県が対等な立場で総合的に協議を行う。	
事業の概要	NPO等と県の協働の在り方や協働推進の制度・施策に関する事項、NPO等と県の協働に関する調査・研究に関する事項、その他NPO等と県の協働推進に必要な事項を協議する。	
実施形態	実行委員会・協議会等	
予算額	96,000円	
事業に関する文書	NPO等と神奈川県との協働推進会議設置要綱	
役割	県	関係機関との調整、情報・知見の提供
	NPO	関係機関との調整、情報・知見の提供
平成19年度以降の状況	平成19年度も実施	

事業名 不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業

県担当部署	環境農政部廃棄物対策課	
NPO	NPO法人 相模川倶楽部	
目的	小規模な不法投棄については、未然防止が難しく、また原因者の特定が困難であるため、原因者による原状回復が難しい。こうした小規模な不法投棄対策のため、不法投棄をしない、許さない地域づくりを進め、また、散乱する廃棄物の効率的な収集のための仕組みづくりを進める。	
事業の概要	相模川の河川敷に不法投棄されたタイヤをボランティア等の参加により収集し、関係企業がリサイクルする。	
実施形態	補助金	
予算額	1,400,000円	
事業に関する文書	不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業補助金交付要綱	
役割	県	法令指導、NPO・企業との調整、NPOへの財政支援、広報
	NPO	GPSを活用した現地調査、不法投棄タイヤマップの作成、不法投棄タイヤの収集
平成19年度以降の状況	平成19年度も実施。今後は、事業の拡大に伴う県の関与の在り方を検討する。	

事業名 福祉サービス第三者評価推進事業

県担当部署	保健福祉部地域保健福祉課	
NPO	かながわ福祉サービス第三者評価推進機構	
目的	福祉サービス事業者のサービスの質の向上と利用者のサービス選択の支援のため、福祉サービス第三者評価を普及推進すること。	
事業の概要	評価機関の認証、評価調査者の養成、評価結果の公表等を担う「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の運営を支援するため、運営費の補助を行うとともに、県は推進機構の理事としてその事業運営に参加し、推進機構と協働で福祉サービスの第三者評価を推進する。	
実施形態	補助金	
予算額	21,250,000円	
事業に関する文書	神奈川県福祉サービス第三者評価推進要綱、平成18年度補助事業実績報告書、推進機構パンフレット	
役割	県	推進機構の運営への補助、助言・指導、第三者評価の普及啓発
	NPO	評価期間の認証、評価調査者の要請、評価結果の公表、第三者評価の普及啓発、評価内容・手法等の研究、評価結果への苦情対応
平成19年度以降の状況	平成19年度も実施	

事業名 ひきこもり等青少年自立支援モデル事業

県担当部署	県民部青少年課	
NPO	NPO法人 リロード、NPO法人 フリースペースたまりば、NPO法人 子どもと生活文化協会	
目的	引きこもり等青少年の社会的な自立を促進するため、自立支援機能の整備を図る。	
事業の概要	NPOの特性に応じたボランティア体験や就労体験、研修をはじめ、社会的自立に向けた基礎的トレーニング等、就労支援機関につなげるための様々なモデル事業を行い、自立支援プログラムを策定する。	
実施形態	委託	
予算額	12,000,000円	
事業に関する文書	委託協議書、委託契約書	
役割	県	広報、自立支援プログラム検討会の開催、自立支援プログラム(冊子)作成、自立支援プログラムの普及啓発
	NPO	企画、事業実施、自立支援プログラム検討会への参加、自立支援プログラム作成協力
平成19年度以降の状況	平成19年度も実施	

事業名 アマモによる海の環境改善事業

県担当部署	環境農政部水産技術センター	
NPO	NPO法人 海辺つくり研究会	
目的	東京湾の漁場改善に向け、多様な主体の参画により、アマモ場の再生を図る。	
事業の概要	NPOと協働して遺伝子攪乱のおそれがない東京湾産アマモの種苗を安定生産するとともに、合計約5,000㎡以上のアマモ場を造成し、市民団体、企業、大学、小学校、行政等多様な主体と連携し、東京湾のアマモ場の再生活動を牽引している。また、一般県民や企業、行政職員を対象としたアマモに関する勉強会を開催し、多方面との連携を深めている。	
実施形態	委託	
予算額	3,300,000円	
事業に関する文書	委託契約書	
役割	県	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・沿岸自治体・企業等との県域レベルの連携組織の立ち上げと個別再生事業の調整と連携の実施 ・アマモ場再生に関する勉強会の開催 ・アマモ場再生事業計画・実施・モニタリング ・アマモ種子供給体制づくりと種苗の提供 ・県民参加イベントの企画・実施 ・小学校の総合学習でのアマモ苗づくりの実施
	NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・アマモ場モニタリング調査 ・アマモ苗生産補助 ・県民参加イベント運営
平成 19 年度以降の状況	平成19年度も実施、平成20年度も実施予定	

事業名 児童虐待防止対策

県担当部署	保健福祉部中央児童相談所	
NPO	NPO法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	
目的	児童虐待防止のための早期発見及び通告の促進、相互の連携及び情報の提供	
事業の概要	児童虐待防止のための早期発見及び通告の促進、相互の連携及び情報の提供	
実施形態	その他	
予算額		
事業に関する文書	協定書	
役割	県	情報提供、研修・研究・啓発等
	NPO	情報提供、研修・研究・啓発等
平成 19 年度以降の状況	協定書に基づき、引き続き連携を図っていく予定	

4 まとめ ～協働事業のポジショニング～

これまで、本県のNPOとの協働に係る取組の現状について見てきたが、これを協働に係る具体的な事業という観点から整理すると次のように分類することができる（図表1-10）。

図表1-10 神奈川県NPOとの協働事業の実施状況（平成18年度）

県のNPOとの関わりのある取組	279件	協働	93件	⇒	協働事業負担金事業	11件
		協調・連携	147件		県提案型協働事業	7件
		支援	39件		その他の協働事業	75件

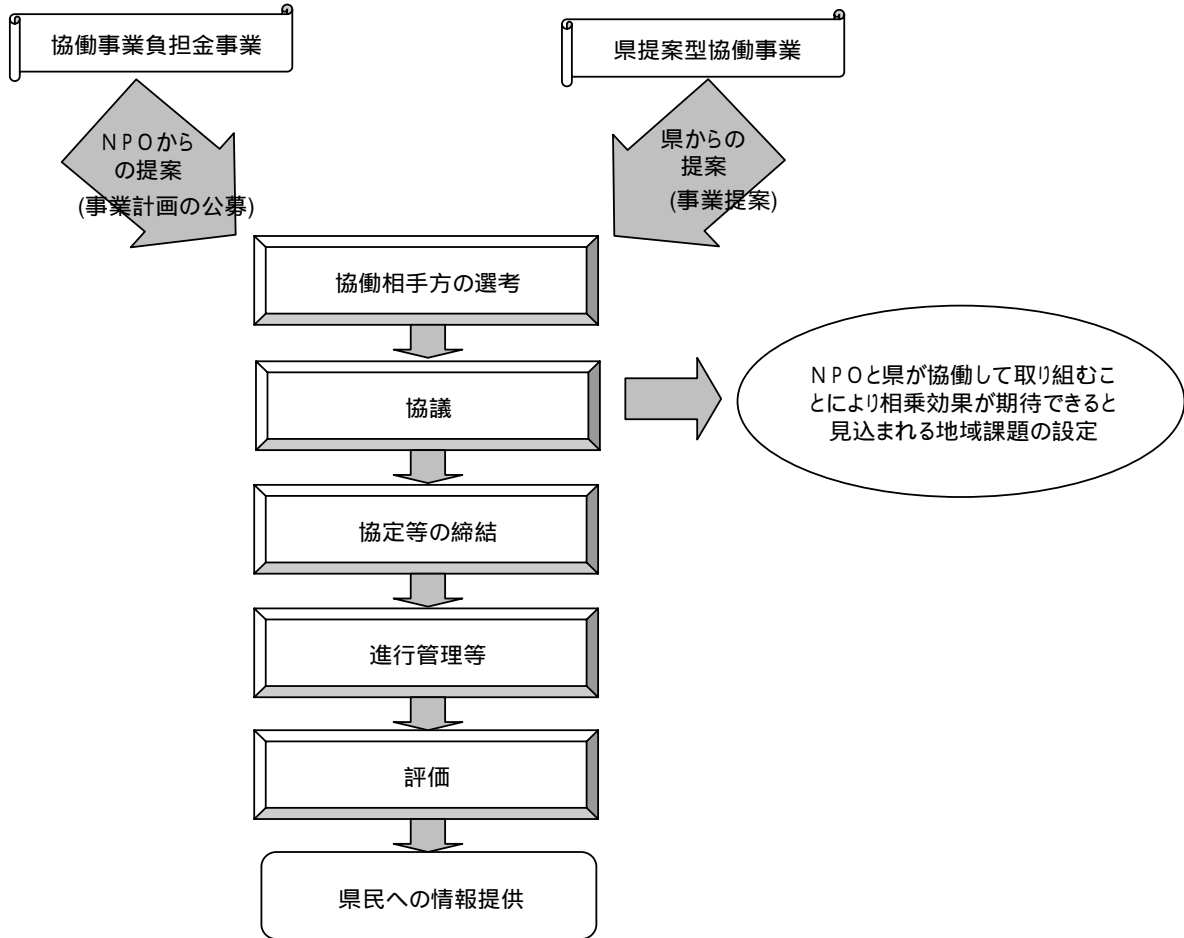
次に、本県における制度化された協働事業である、協働事業負担金事業と県提案型協働事業について確認する。

協働事業負担金事業は、地域社会にとって、NPOと県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば課題解決への相乗効果が期待できると考えられる事業の推進を目的とした制度であり、NPOからの政策提案の貴重な機会となっているとも言える。

一方、県提案型協働事業は、県が課題として認識している事項について、NPOとの協働により解決を図るため、県からNPOへの提案に基づき協働事業を実施するとともに、県の中に協働のノウハウを蓄積し、様々な分野でNPOとの協働を推進するため、県の各部局での発意や創意に基づく主体的な取組を促すことを目的とした制度である。

県提案型協働事業の実施状況を見ると、まだ制度が開始されて間もないこともあり、現在のところ、県の各部局への主体的な取組を促すことに重点が置かれている。県提案型協働事業については、今後もこうしたモデル的な事業を積み重ねていく中で、協働のノウハウが蓄積され、様々な分野で日常的にNPOとの協働を進めていくための下地ができると考えるが、地域課題の解決という協働事業の本来の目的を考えれば、県提案型協働事業についても今後は、協働事業負担金事業とともに、本県の協働の推進における車の両輪として機能させていくことが求められる（図表1-11）。

図表 1 - 11 協働事業負担金事業と県提案型協働事業のイメージ



かながわ協働推進会議『協働のためのサプリメント～協働を進める50のヒント～』（2007）掲載図を基に研究チームで作成

また、資金支出の形態という面から協働事業を見ると、協働事業負担金事業は、「補助金等」の一種である負担金の交付という形態をとっている。本県では、補助金等の一種である負担金を、協働事業の資源としての資金提供と積極的に解釈することにより、全国的に見ても画期的な仕組みを取り入れている。こうした負担金の活用に当たっては、事業選考の際に第三者機関である審査会による審査を選考手続に入れることにより、公平性・透明性を確保しているほか、事業の実施に当たり、課題認識や役割分担等を明らかにした協定書の締結を義務付けることにより、協働事業としての要件を担保している。

一方、県提案型協働事業は、既に実施されている事業に限れば、すべて委託料として支出しており、従来から行われている民間企業等への事業委託と同じ形態になっているが、役割分担等を明確化した協定等の締結を義務付けることにより、協働事業としての要件を担保している（図表 1 - 12）。

図表 1 - 12 協働事業の資金支出形態から見た位置付け

事業実施形態			資金支出形態			資金(財源)
行政事業			行政の 事業費 支出	委託料支出		公金(税投入等)
委託事業	一般的な事業委託					
	NPOへの委託(1)					
負担金事業(2)			補助金 等	負担金 交付 補助金 交付	NPO の事業 費支出	民間資金(会 費、寄付金、 助成金、事業 収入等)
補助事業						
NPO独自の事業						

1 既存の県提案型協働事業は、この形態で行われている。

2 協働事業負担金事業は、この形態で行われている。

(藤澤浩子「かながわボランティア活動推進基金21協働事業負担金制度の意義と課題」立教大学・21世紀社会デザイン研究2004年3号(2004)掲載図を基に研究チームで作成)

第2節 協働事業負担金事業の分析

1 事業の分析

(1) 分析の目的

協働事業負担金事業の分析を通して、それぞれの事業が何を指して、どのように実施されたのかを明らかにし、協働事業のゴールイメージを提示するとともに、事業実施における課題を確認する。

(2) 分析の方法 ~書類上の分析~

協働事業負担金事業のうち、平成13年度から平成17年度までに開始された事業¹³(13事業)を対象に分析を行った。

ア 分析対象

協働事業負担金事業で作成された以下の書類を分析対象とした。

- ・協働事業負担金交付申請書(各年度分)
- ・協働事業負担金・協議結果報告書(各年度分)
- ・協働事業負担金協定書(各年度分)
- ・協働事業実施報告書(各年度分)
- ・協働事業収支計算書(各年度分)
- ・協働事業評価・報告書(各年度分)

イ 分析項目

以下の項目について分析を行った。

¹³ 少なくとも事業期間として2年間が経過したものを対象としている。

[基礎情報]

- ・ 事業名
- ・ N P O 名
- ・ 県担当部署
- ・ 実施期間
- ・ 負担金額（初年度から最終年度までの推移）
継続中の事業は平成 18 年度まで
- ・ 負担金割合（当該事業に係る収入合計に対する負担金の割合 / 初年度から最終年度までの推移及び平均値）
平成13年度の事業実施期間は第 4 四半期のみであることから平均値の算定から除外、継続中の事業は、平成18年度まで
- ・ 負担金割合の低下理由（負担金割合の最も高かった年度と最終年度の収入内訳の中から負担金以外に増えた収入で特徴的な事例を抽出）
平成13年度の事業実施期間は第 4 四半期のみであることから、負担金割合の比較から除外、継続中の事業は、平成18年度まで
- ・ 受益者負担

[分析項目]

- ・ 事業の対象及び目的（目的は「実験的な取組」、「具体的な課題解決」、「仕組みづくり」の3つに分類）
- ・ N P O から見た位置付け
- ・ 県から見た位置付け
- ・ 役割分担（N P O と県それぞれ「主な役割」と「期待」について分析）
- ・ 事業前の関係
- ・ 協働事業の成果
- ・ 協働事業終了後の状況
- ・ 今後の展望と課題
- ・ 備考（時代性等）

分析項目の中には、書類上の記載を基に研究チームで分類するなど、独自の判断が含まれている場合がある。

(3) 分析の結果

分析の結果を、事業ごとに一覧表として整理したのが、別表「協働事業負担金事業の一覧」（資料編153頁を参照）である。これを基にして若干の考察を行った。

ア 事業の類型化

前述のとおり、分析の目的は、それぞれの事業が何を指して、どのように実施されたのかを明らかにすることである。そこで研究チームでは、個々の事業を

何らかの共通項を基に、類型化した上でその類型における傾向や特色を探ることが有効であると考えた。

まず、実施主体であるNPOと県それぞれにおいて、事業開始の時点で、課題への対応状況はどうであったかという観点から、(a)NPOにとっては協働事業として開始する以前から取り組んでいた事業（既存事業）であるのか、協働事業を契機に新たに取り組もうとする事業（新規事業）であるのか、(b)県の総合計画等において位置付けられていたか、という2つの視点を軸として、次のような整理を試みた（図表1-13、図表1-14）。

新規 計画なし

NPOにとっては協働事業を契機として新たに取り組もうとする事業であり、県にとっては社会的課題としてまだ認識されていない、あるいは課題とは認識されていたが、課題に取り組むまでには至っていない。

新規 計画あり

NPOにとっては協働事業を契機として新たに取り組もうとする事業であり、県にとっては社会的な課題として認識され、既に総合計画等に位置付けられている。

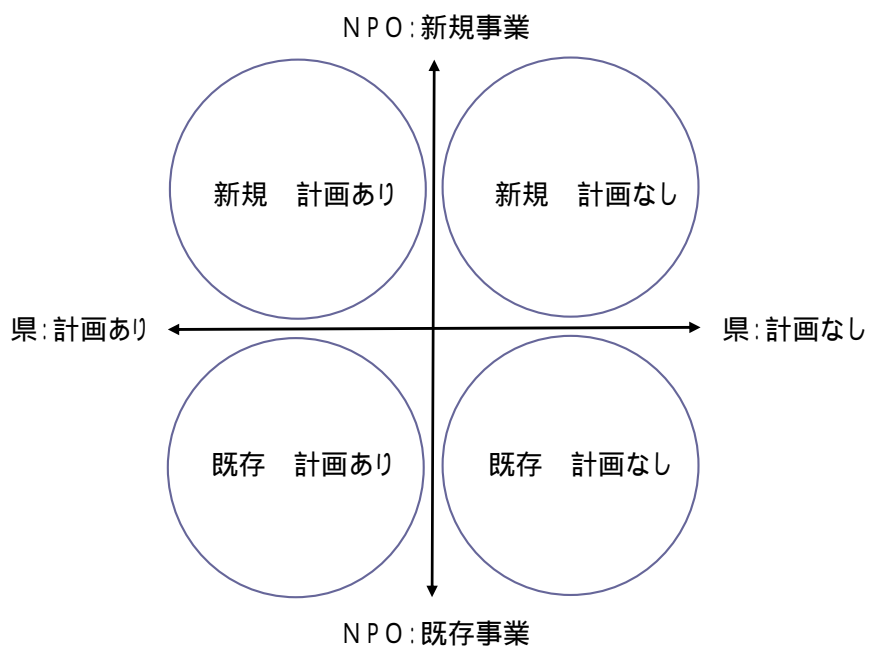
既存 計画あり

NPOにとっては従来からの事業（又はその延長線上にある事業）であって、県にとっても社会的な課題として認識され、既に総合計画等において位置付けられている。

既存 計画なし

NPOにとっては、従来からの事業（又はその延長線上にある事業）であって、県にとっては社会的な課題としてまだ認識されていない、あるいは課題とは認識されていたが、課題に取り組むまでには至っていない。

図表1-13 協働事業負担金事業の類型



図表 1 - 14 類型別の事業一覧

類 型	該 当 事 業
新規 計画なし型	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業 ・アートを活用した新しい教育活動の構築事業
新規 計画あり型	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための緊急一時保護（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業 ・犯罪や災害の被害者等に対する支援事業 ・医療通訳派遣システム構築事業 ・野生動物救護活動に関する支援事業 ・不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業 ・行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業
既存 計画あり型	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による里山の保全と活用のシステムづくり事業 ・小網代の森保全推進事業 ・地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり事業 ・森林と都市生活者をつなぐ水源環境の保全・再生事業
既存 計画なし型	<ul style="list-style-type: none"> ・強迫的ギャンブラー（ギャンブル依存症者）の回復と社会復帰のための事業

イ 事業の考察

次に、別表「協働事業負担金事業の一覧」の各項目ごとに分析を行い、協働事業負担金事業全体としての傾向を捉えるとともに、前述の4つの分類に基づき、各類型ごとに共通点等が見い出せるかを確認した。

(ア) 実施主体

実施主体を県の担当部局別で見ると、県民部と環境農政部がそれぞれ6事業、教育局が2事業、企画部、保健福祉部、警察本部、地域県政総合センターがそれぞれ1事業となっている（図表1-15）。

図表 1 - 15 担当部局別の事業数

担当部局	担当所属	事業数
企画部	土地水資源対策課	1
県民部	青少年課、人権男女共同参画課、国際課、消費生活課、文化課	6
環境農政部	緑政課、廃棄物対策課、環境計画課、森林課	6
保健福祉部	障害福祉課、生活援護課	1
教育局	子ども教育支援課、高校教育課、三浦臨海高等学校、海老名高等学校、大清水高等学校	2
警察本部	警務課被害者対策室	1
地域県政総合センター	県北地域県政総合センター	1
合 計		18

担当が複数の部局にまたがっている場合には、それぞれにカウントしている。

また、13事業のうち県の担当部局が、単数であるものが9事業、複数であるものが4事業となっており、担当が複数の部局にまたがっている事業もあることがわかる（図表1-16）。このことは、NPOの提案事業における課題に対して、部局横断的な対応が必要であることを示している。

図表1-16 担当部局数の状況

部局数	該当事業数	備 考
単 数	9	
複 数	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民部と保健福祉部 ・ 環境農政部と教育局 ・ 県民部と教育局 ・ 企画部と環境農政部と地域県政総合センター
合 計	13	

(1) 事業費

事業収入全体に対する負担金割合（年平均）を見ると、70%以上80%未満、80%以上90%未満、90%以上がそれぞれ3事業、50%未満、60%以上70%未満がそれぞれ2事業となっている（図表1-17）。

負担金割合の状況を見ると、低下しているものが7事業、ほぼ横ばいが6事業となっている（図表1-18）。

負担金割合が低下した7事業の低下の理由を見ると、県以外の助成金収入の増が3事業、事業収入の増、寄付金収入の増がそれぞれ2事業、会費収入の増、融資の利用がそれぞれ1事業となっている（図表1-19）。

負担金割合が90%以上である3事業の負担金割合の状況を見ると、3事業ともほぼ横ばいで推移している。

受益者負担の状況を見ると、ありが5事業であり、事業の受益者が明確で限定されている場合には、一定の金額を収入する形をとっている（図表1-20）。しかしながら、事業収入全体に対する割合は、いずれも低くなっている。

負担金割合の高い事業が多く、また、受益者等の県以外からの収入も見込みにくいという分析結果から、協働事業の終了により県からの負担金が交付されなくなった後、NPOが単独で事業を展開していくことは困難な場合が多くなることが想定される。したがって、協働事業負担金事業の終了後（通常では5年後）を見据えて、事業継続の必要性も含めて、当該事業の取扱いを早い段階から検討する仕組みが求められる。

また、各類型ごとに傾向を見てみると、新規計画なし型と新規計画あり型の負担金割合が比較的高くなっている。つまり、NPOが協働事業負担金事業を契機として、新規に取り組んだ場合は、負担金以外の収入を得ることが困難であり、必然的に負担金割合が高くなっていると言える。こうした事業は特に、協働事業終了後は、NPOが単独で取り組むのは難しいと考えられる。

図表 1 - 17 負担金割合(年平均)の分布

負担金割合(年平均)	該当事業数
50%未満	2
50%以上60%未満	0
60%以上70%未満	2
70%以上80%未満	3
80%以上90%未満	3
90%以上	3
合 計	13

図表 1 - 18 負担金割合の状況

負担金割合の状況	該当事業数
上昇している	0
ほぼ横ばい	6
低下している	7
合 計	13

図表 1 - 19 負担金割合の低下理由

負担金割合の低下理由	該当事業数
事業収入の増	2
会費収入の増	1
寄付金収入の増	2
助成金収入の増	3
融資の利用	1
合 計	9

理由が複数ある場合には、それぞれにカウントしている。

図表 1 - 20 受益者負担の状況

受益者負担	該当事業数
あ り	5
な し	8
合 計	13

(ウ) 事業の対象と目的

事業の対象(受益者)は、「環境保全」のように受益者が明確に特定できないものが6事業ある一方で、引きこもり青少年、DV被害外国籍女性、犯罪被害者、外国籍県民、ギャンブル依存症者等の少数者支援¹⁴と言えるものが見受けられる。

¹⁴ 本研究では、対象として特定されている者、行政からの支援対象から外れてしまう者、支援が必要な者として顕在化していなかった者、等の意味で、「少数者支援」と表現している。

事業の目的は、細事業ベースで「実験的な取組」が20事業、「具体的な課題解決」が18事業、「仕組みづくり」が9事業となっており、協働事業を先駆的、試行的に活用している事例が多いことがわかる（図表1-21）。

なお、「実験的な取組」は、NPOから見た位置付けでは20事業すべてが新規事業であり、県から見た位置付けでは、計画ありが16事業、計画なしが4事業となっている。「具体的な課題解決」は、NPOから見た位置付けでは、既存事業が16事業、新規事業が2事業であり、県から見た位置付けでは、計画ありが15事業、計画なしが3事業となっている。「仕組みづくり」は、NPOから見た位置付けでは、新規事業が7事業、既存事業が2事業であり、県から見た位置付けでは、計画ありが5事業、計画なしが4事業となっている。

また、各類型ごとに傾向を見てみると、既存 計画あり型、既存 計画なし型は、「具体的な課題解決」が事業の目的であり、新規 計画なし型、新規 計画あり型では、「実験的な取組」が事業の目的であることがわかる。つまり前者は、NPOにとって既存の事業であり、後者はNPOにとって新規に取り組む事業であることから、NPOが独自の取組として実施していた事業は、これまでの取組の中で既に具体的な課題が明確であるため、「具体的な課題解決」を目的としており、他方、協働事業の実施を契機として新規に取り組む事業は、協働事業を「実験的な取組」として活用しようとしていることがわかる。

図表1-21 事業の目的(細事業ベース)

目的	該当事業数 (細事業ベース)	NPOから見た位置付け		県から見た位置付け	
		新規	既存	計画あり	計画なし
実験的な取組	20	20	0	16	4
具体的な課題解決	18	2	16	15	3
仕組みづくり	9	7	2	5	4
合計	47	29	18	36	11

「実験的な取組」...先駆的な企画を実験的に実施し、成果の検証を通じモデルを創造することを目的とした事業

「具体的な課題解決」...具体的な課題を解決することを目的とした事業

「仕組みづくり」...課題を解決するために必要な社会的な仕組みづくりを目的とした事業

(I) 役割分担及び事業前の関係

事業におけるNPOの主な役割は、事業の実施のほか、他の民間団体等とのネットワークの構築や、コーディネート等となっている（図表1-22）。

また、県のNPOへの期待としては、専門力が10事業、開拓力が8事業、ネットワーク力が5事業となっており（図表1-23）、協働事業においては、NPOの特性のうち、専門性や先駆性が生かされる事業が多くなっていることが分かる。

各類型ごとに傾向を見ると、新規 計画なし型、既存 計画なし型では、「開拓力」が期待されている事業が多い。これは、県では認識されていない、又は認識されていても具体的な取組までには至っていないような地域課題に対して、NPOの視点からの新たな課題として県に提案された事業であることを示してい

る。一方、新規 計画あり型、既存 計画あり型では、NPOの持つ「専門力」が期待されている事業が多い。これは、既に県でも課題を認識して取り組んでいるが、更にNPOの持つ専門性が加わることによる相乗効果を期待している事業であることを示している。

図表 1 - 22 NPOの役割

NPOの役割	該当事業数
事業の実施	13
その他	5
合 計	18

その他：民間団体等とのネットワークの構築
 コーディネート(事務局型)事業の実施等
 役割が複数ある場合は、それぞれにカウントしている。

図表 1 - 23 県のNPOへの期待

県のNPOへの期待	該当事業数
開拓力	8
専門力	10
ネットワーク力	5
合 計	23

「開拓力」...新たな課題を見つけ出す力、既存の課題に対する新たな解決方法を生み出す力
 「専門力」...課題を専門的な知識やノウハウによって解決する力
 「ネットワーク力」...課題解決のため、市民や他の民間団体等を巻き込んでいく力
 期待が複数ある場合は、それぞれにカウントしている。

次に、事業における県の主な役割は、関係機関との調整が11事業、情報の提供が7事業、広報が4事業、場所の提供が2事業となっており(図表1-24)、NPOの県への期待についてもほぼ同様である。目に見えにくいものではあるが、県としての強みである「調整力」という特性が、NPOから強く求められていることがわかる。

また、NPOの県に対する期待としては、「課題認識の向上」や「具体的な施策化」等が挙げられている事業もあり、これらは、NPOからの政策提案とも言えるものであることから、事業終了に至る過程において、県としてこれらの提案をどのように受け止めるかを検討することが求められ、事業終了後を見据えた事業の在り方を検討する仕組みが求められる。

各類型ごとに傾向を見てみると、既存 計画なし型では、県の持つ「広報力」が期待されている。既存 計画なし型の事業では、基本的にNPOの活動が中心となるが、事業を更に促進するために、県の持つ「広報力」に着目した事例と考えられる。

このように、協働事業におけるNPOの県に対する期待は、負担金という金銭

的なもの以外にも様々なものがあり、それを県が提供することによって大きな相乗効果を生み出していることがわかる。

このように、実際に行われている協働事業は、指針の協働の定義である「県とNPO等が対等の立場で、各々の特性や資源を生かしあう」事業としてお互いの強みを出し合って展開していると言える。

図表 1 - 24 県の役割

県の役割	該当事業数
関係機関との調整	11
情報の提供	7
広報	4
場所の提供	2
その他	3
合 計	27

その他：行政機関におけるネットワーク構築、人的支援、技術支援

次に、事業前の関係について見ると、関係があった事業が11事業、関係がなかった事業が2事業となっている（図表 1 - 25）。協働事業を始める前に何らかの関係があった事業が大半であることを踏まえると、逆に関係がまったくない状況から協働事業が始まることはあまり考えられない。このことから、協働事業を開始する前の段階におけるNPOからの提案を受け止める仕組みや、NPOと県の意見交換の在り方について、検討することが求められる。

図表 1 - 25 事業前の関係

事業前の関係	該当事業数
あ り	11
な し	2
合 計	13

(オ) 協働事業の成果、協働事業終了後の状況及び今後の展望と課題

平成18年度までに終了した6事業を対象に、協働事業の成果、協働事業終了後の状況及び今後の展望と課題を見ると（図表 1 - 26）、まず、協働事業終了後の状況は、政策化につながったものが3事業、自主的な活動として継続しているものが3事業となっている。

次に、今後の展望と課題としては、事業終了後、政策化につながったものについては、その後の発展的・継続的な事業展開が課題となっており、また、自主的な活動として継続しているものについては、NPOの活動を支える社会的な仕組みづくりが課題となっている。

図表 1 - 26 協働事業の成果、協働事業終了後の状況及び今後の展望と課題

事業名	成果	事業終了後の状況 (予定)	今後の展望と課題
引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業 (平成17年度終了)	県による引きこもり対策の開始	一部政策化 (協働による委託事業化、フリースペースの補助、ボランティアの育成)	引きこもり青少年の相談から自立支援までの一連の流れを整備
市民による里山の保全と活用のシステムづくり事業 (平成17年度終了)	県による里山支援モデル事業、里山保全推進事業の開始	自主的な活動として継続	(財)かながわトラストみどり財団が里山保全団体を支援するシステム検討
小網代の森保全推進事業 (平成17年度終了)	首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域指定	自主的な活動として継続	(財)かながわトラストみどり財団が緑地保全団体を支援するシステム検討
女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業 (平成17年度終了)	県による外国籍女性のDV被害者対策の開始	一部政策化 (DV相談を委託事業化)	横浜市と自立支援に向けた協働事業開始
不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業 (平成17年度終了)	県による不法投棄タイヤ対策の開始	政策化 (県補助事業)	企業・団体の協力を得た事業の継続
犯罪や災害の被害者等に対する支援事業 (平成18年度終了)	被害者支援センターの立ち上げ	自主的な活動として継続	警察本部との連携体制を維持し、犯罪被害者等早期援助団体の指定に向け組織体制・事業体制を確立

ウ 分析結果のまとめ

これまで、協働事業負担金事業について書類に基づく分析を行ってきたが、分析結果の中から、留意すべき特徴的な事項について整理する。

NPOからの事業提案である協働事業負担金事業は、県としては、部局横断的な対応が必要な事例もある。

多くの事業において、事業収入全体に対する県の負担金の割合が高く、また、事業の性質上、他からの収入が見込みにくい。したがって、協働事業終了後にNPOが単独で事業を継続させていくことが困難となっている。

事業の目的は、大きく、先駆的な企画を実験的に実施し、成果の検証を通じモデル事業を創造することを目的とした「実験的な取組」、具体的な課題を解決することを目的とした「具体的な課題解決」、課題を解決するために必要な社会的な仕組みをつくることを目的とした「仕組みづくり」、に分けることができる。

事業において、NPOから県に期待しているものは、負担金という金銭的なもの以外にも「調整力」等の様々なものがあり、それらを県が提供することによって、大きな相乗効果を生み出している。

既に終了した事業の中には、新たな政策立案に結び付いた事例が見られる。

2 協働事業負担金事業のケーススタディ

ここでは、前項で分析の対象とした協働事業負担金事業のうち、特徴的な事例を3事例取り上げ、NPOと行政の協働が新たな段階へと展開していく方向を示すことにより、今後の協働の在り方を考える上でのヒントとしたい。

なお、ケーススタディをまとめるに当たっては、各事業の申請書、報告書、評価書等の提出書類の分析に加え、NPO及び県の事業担当者に対してヒアリングを実施している¹⁵（すべての事例でNPO及び県の両者にヒアリングを実施したわけではない）。

また、事例 は、協働事業を実際に行ってきたNPOの事業担当者がどのような思いを持って事業に取り組んできたのかをより鮮明にするために、担当者の手記という形をとっている¹⁶。

¹⁵ 提出書類の分析、ヒアリングのほか、かながわ県民活動サポートセンター『走りながら考えた協働の5年間～かながわボランティア活動推進基金21の記録』（2006）を参考としている。

¹⁶ それぞれの事例の特徴を明確にするために、焦点の当て方を変えてアプローチしていることから、事例ごとに構成等も異なっている。

(1)【事例】 女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業

<実施主体> NPO法人女性の家サーラー
県民部人権男女共同参画課

<実施期間> 平成14年1月～平成18年3月

<事業概要> DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者や女性保護のためにシェルターを常設し、一時避難が必要な女性とその子どもたちを保護し、自立援助を行う。母国語による電話相談及び面接相談を行い、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、英語、タガログ語、韓国語のできるケースワーカーが、電話や面接で相談を受け、必要に応じて、通訳、弁護士等の専門家の紹介、行政機関への連絡調整、医療機関への同行等のサポートを行う。

女性のためのシェルター事業

施設を借り受け、暴力等の問題を抱え緊急に避難が必要な女性のためのシェルターとして提供し、タイ語、英語、スペイン語、タガログ語、韓国語等ができるケースワーカーが常駐し、自立のための支援を行う。

外国籍市民に対する相談事業

外国籍市民に対する電話と面接による相談と継続的なサポート（多言語による電話と面接による相談、医療通訳、弁護士等の専門家の紹介とその同行通訳、家庭裁判所や各行政窓口等への連絡・調整援助、書類翻訳等）を行う。

外国籍市民からの直接相談だけでなく、行政機関等の依頼にも対応する。

情報提供・広報・学習事業

サーラー通信（年6回）、英文通信（年1回）の発行や公開セミナーの開催（年1回）、多言語によるパンフレットの発行を行う。

<NPOと県の主な役割>

N P O	県
(女性のためのシェルター事業) 一時保護の実施	(女性のためのシェルター事業) 県の一時保護施設における一時保護の実施、関係機関・団体への支援
(外国籍市民に対する相談事業) 相談の実施及び他の相談機関への支援	(外国籍市民に対する相談事業) 県機関における相談の実施及び他の相談機関・団体への支援
(情報提供・広報・学習事業) 外国籍市民への情報提供及び市町村等関係機関への支援に係る情報提供、県の実施する市町村等関係機関窓口対応ツールの開発及び研修会等への協力	(情報提供・広報・学習事業) 市町村等関係機関窓口対応ツールの開発及び研修会の実施等

<協働事業の背景～関連年表>

関連する主な法・政策	社会の動き	年		女性の家サーラーの活動
	世界各国で婦人参政運動。日本でも戦前より婦人参政運動が行われていた。		18世紀末～19世紀前半	
選挙法改正(婦人参政権)	第2次世界大戦終戦、GHQによる敗戦国統治	S20	1945	
民法改正(家父長制廃止)、勅令9号(公娼制度廃止)		S22	1947	
売春防止法制定		S31	1956	
母子福祉法制定		S39	1964	
	国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択	S42	1967	
	国連総会、1975年を国際婦人年とする	S47	1972	
	国際婦人年世界会議(1976～1985国際婦人の10年)	S50	1975	
	かながわ女性元年(かながわ女性プラン策定、県立婦人総合センター開設等)	S57	1982	
女子差別撤廃条約批准 改正国籍法、戸籍法施行 男女雇用機会均等法制定 風営法改正	ナイロビ将来戦略	S60	1985	
外国人女性一時保護通達(厚生1987)、外国人芸能人入国規制通達(法務1988)	東南アジア出身女性の人身売買被害、日本で増加 「女性の家HELP」(東京都)アジア人女性の一時保護を開始(1986)		1980年代後半	
入管法改正		H2	1990	
育児休業法制定	タイ人女性救出事件、「かながわ・女のスペースみずら」(神奈川県)が一時対応	H3	1991	事件を契機に、県内外国人支援団体が、外国籍女性のための緊急一時避難施設開設の準備会を発足させ、募金活動
		H4	1992	「女性の家サーラー」開設 管理売春被害者帰国支援に明け暮れる
	国連「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	H5	1993	
男女共同参画推進本部を内閣に設置		H6	1994	
	北京会議(行動綱領採択)	H7	1995	定住希望者への対応を開始する
「男女共同参画2000年プラン」策定 入管通達「日本人の実子を養育する外国人親の取り扱いについて」		H8	1996	対応言語にスペイン語を加える
	「かながわ女性プラン21」策定	H9	1997	
風営法大改正、労働基準法改正		H10	1998	初めて日本人利用者に対応
男女共同参画社会基本法制定	県「女性への暴力総合対策検討会」設置	H11	1999	

関連する主な法・政策	社会の動き	年		女性の家事サーラーの活動
ストーカー規制法制定		H12	2000	行政(福祉事務所)経由の利用者への対応を開始する
4月 DV防止法制定	配偶者暴力相談支援窓口設置	H13	2001	基金21協働事業負担金に応募、対象事業に選定され、翌年1月～3月、1年目の事業実施
4月 DV防止法全面施行	県男女共同参画推進条例施行、配偶者暴力相談支援センター(県立女性相談所、県立かながわ女性センター)設置	H14	2002	DV被害者への対応急増 協働事業負担金事業(2年目) 「サーラー10年のあゆみ」刊行 県と協働でDV関係リーフレットの多言語版を作成
	「かながわ女性プラン21」を見直し、「かながわ男女共同参画推進プラン」策定	H15	2003	協働事業負担金事業(3年目) NPO法人化、新事務所設立 6か国語対応、週末ホットライン開始 市町村窓口向けアンケート調査実施 県と協働で、窓口相談時の情報チェックシート、窓口職員の対応マニュアル作成 市町村等関連機関との連絡調整
6月 DV防止法改正(自立支援明確化、国基本方針・都道府県基本計画策定義務)		H16	2004	協働事業負担金事業(4年目) ステップアップハウス設立着手、相談室、資料編纂業務強化 県と協働で、リーフレット、チェックシート、マニュアル等窓口対応用作成・改定作業
	県の「配偶者暴力対策基本計画(案)」策定作業	H17	2005	協働事業負担金事業(5年目) 市町村の初期対応が改善するとともに、市町村からの相談・問合せも定着 県と協働で、窓口対応用資料改良、初期対応ノウハウ集作成・配布
	4月「かながわDV被害者支援プラン」策定(H18～20の3年間)	H18	2006	3月で協働事業負担金事業終了
DV防止法一部改正		H19	2007	
1月 改正DV防止法施行		H20	2008	

ア はじめに（ケーススタディにおけるアプローチの方向）

この事例は、外国籍市民のDV（ドメスティック・バイオレンス）被害に対する支援という、行政においては、まだ具体的な取組には至っていない状況の中、その対応を待ってられないような緊急性を持った社会的な課題に対してNPOが先駆的に取り組んだものである。

また、この事業は既に協働事業負担金事業としての期間は終了しているが、その後、事業の一部が形を変えてではあるが、県の施策に位置付けられた。つまり、結果として、NPOと県が協働事業という形で連携し、政策をつくり上げた事例であり、NPOとの協働における新たなモデル（政策連携モデル）とも言える。

この事例では、法律の制定等の社会情勢の変化が事業の実施やその後の展開に大きな影響を与えている。そこで、ケーススタディをまとめるに当たっては、まず事業の背景を整理することから始め、そうした社会情勢の変化が事業実施に具体的にどのような影響をもたらしてきたかを確認した。

さらに、この事業は既に協働事業としては終了していることから、改めて事業の実施が行政、NPOにどのような変化をもたらしたのか、あるいはどのような相乗効果をもたらしたのかを整理するとともに、その後の状況も踏まえ、見えてきた留意点について確認した。

イ ケーススタディ

(ア) 事業の背景と概要

(a) 事業の背景

この事業の背景を振り返れば、配偶者暴力防止法（以下「DV防止法」という。）等の法制度の動きが、常に、事業展開のエポックとなっている。また、この流れに先立つ国連女子差別撤廃宣言（1967年）以降の県の女性施策が、事業展開の具体的基盤としてあったと言える。

こうした背景について、協働事業終了直後の2006年4月に策定された「かながわDV被害者支援プラン」では、「かながわ女性元年」（1982年）に始まる一連の県の関連施策を整理している。具体的には、婦人総合センター（現かながわ女性センター）では、開館当初（1982年）から「女性に対する暴力は人権侵害であり社会的な問題である」という認識の下、啓発活動や暴力被害女性の相談・一時保護等に取り組んできたこと、1997年に策定された「かながわ女性プラン21」では、施策の基本方向に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置付けたこと、それを基に、「女性の暴力に関する調査研究」（1998年度）、有識者・民間団体・関係行政機関を構成員とする「女性への暴力総合対策検討会」の設置（1999年）等が展開されたことを示すとともに、1999、2000年度の民間団体との協働による一時保護施設の試行的運営、1999年度からの民間団体への委託による「女性への暴力相談週末ホットライン」、2001年度からの県・市町村・民間団体の協働による一時保護施設の運営、同年度からの民間団体との協働による外国籍被害女性への支援（本事業）等、民間団体との連携協力による取組がなされてきていることを本県の特徴として明記している。

一方、2001年施行のDV防止法では「被害者の保護と暴力の防止は国や地方自治体の責務である」と明記されたが、当時は、支援のためのシェルター、関連予算が不足しており、専門家・実務家も育成途上の状態であった。また、保護対象者の中には外国籍女性も含まれており、これに対して民間団体等の先行的な取組により支援活動が行われていた。こうした県内の外国籍女性被害者に対する支援ニーズは、前述の県の施策等でも一定程度顕在化していた。このような状況について、NPO法人女性の家サーラー（以下「サーラー」という。）理事である武藤かおり氏は、「県にとってもサーラーにとっても新しいチャレンジの時期だった。」と述べている¹⁷。

(b) 事業の概要

このような状況下で提案された事業は、母国語（タイ語・英語・スペイン語・タガログ語等）による相談活動を通して、人権を侵害されている外国籍女性とその子どもたちに対し、必要に応じシェルターを提供し、自立のための支援を行うというものである。

具体的には、シェルター運営と相談・支援活動、それらの質を向上させるための研修や支援者の絶対数を増やすためのPR活動等が計画・実施された。また、行政の窓口対応を改善するための様々なツールを県と協働で開発し、これらのツールは外国籍市民向け啓発リーフレットとして配布されたり、県内市町村等の行政窓口担当職員向け手引書として、窓口での相談者と対応者の意思疎通のため活用されることになった。

(1) 協働の意義と成果

(a) 協働の意義

サーラーは、1980年代後半、東南アジア出身女性の人身売買被害が日本で増加していた状況の下で、1991年のタイ人女性救出事件を契機に県内関連団体とともにシェルター開設準備会を発足し、1992年、外国籍女性を対象とするシェルターを開設以降、相談・支援活動、シェルター運営を柱に事業を行ってきた。その意味では、この事業は、NPOとして既に行ってきた事業を主軸に据えた協働事業と見ることができる。こうしたNPO独自で行ってきた事業を協働で円滑に行う上では、NPOと県の信頼関係の構築が重要な鍵となった。これについて、武藤氏は次のように述べている¹⁸。

「サーラーの場合、支援の対象が外国籍女性だったため、協働事業を開始するまでは、行政にとって縁遠いグループの1つだっただろう。（中略）「外国籍女性のみを支援し、日本人にはなじみの薄い言葉を使ってケースワークする変わった団体」、「人身売買された外国籍女性をかくまい、

¹⁷ 武藤かおり「女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業の5年間を振り返って」自治体学研究第95号(2007)

¹⁸ 同上

女性に在留資格があるうとなかろうと関係ないアウトロー的なところがある（団体）」などの印象を持たれていたのかもしれない。そして、私たちのような民間団体から見ると、行政は「日本人を中心に物事を考えており、外国籍の問題には弱い、疎い、そして無関心でけしからん対応をするところ」と映りがちだった。だからこそ、パートナーの県の担当者とは対等に話ができる「ノーマルな」相手だと理解してもらえよう、サーラーのスタンスや考え方を含め現実的な話を腹を割って語ることに徹していた時期があった。」

サーラーと県が相当のエネルギーを費やしたと察せられる徹底的な相互理解の過程を通して、外国籍女性という支援対象が、困難な状況を抱えているにもかかわらず行政に相談しようとするのが少ないと同時に、行政窓口で敬遠されがちな傾向にあるという問題認識が、サーラーと県とで共有されるようになり、そこで、行政窓口対応の改善を目指して、様々なツールの開発が行われるに至った。この行政窓口改善は、協働事業実施の機会を得て、サーラーと県の間で問題認識の共有がなされて初めて可能となった。この点では、協働事業の一部は、サーラーにとっても新たな取組であったと見ることができ、それこそがこの事業の重要な特徴と捉えることもできる。こうした取組を創出し得たことは、この協働の大きな意義の1つであると言える。

さらに、これらのツールの開発を通じて、県は「NPOの手を借りないとスムーズに事が運ばないこと」、「信頼関係がないとこのようなツール1つなかなか完成に至らないこと」、サーラーは、「行政と作ると表現方法や形が変わること」など、双方が様々なポイントを学んだ¹⁹。これらの相互理解のためのやりとりは、双方にとって、異質な組織の発想や方法論に対する理解と、両者の信頼の絆という、目に見えない財産となったと考えられる。現在の県の担当者である人権男女共同参画課松永潤子氏は、NPOとの意思疎通を図る上でのポイントについて、ヒアリングの中で、次のように答えている²⁰。

「率直にお互いの立場を言い合うことしかないかなと思っている。行政は事業実施の必要性や役割分担の整理、手続や履行確認の書類を整備しておく必要がある。（中略）（民間団体から）こういうものをもう少し簡単にしてくれないかという要望があるが、妥協できないところはできないと率直に言うしかないし、お互いできることとできないことがあるのだということをはっきりさせることで、信頼関係を深めていくしかないと思っている。」

協働事業終了後は、サーラーは県による外国籍市民に対する多言語相談の

¹⁹ 前掲注17参照

²⁰ 松永氏は、協働事業終了後に多言語相談の業務の担当となった。

委託先となっている。外国籍市民に対する多言語相談業務は、仮に協働事業による信頼関係の構築がなくても、多言語を用いてケースワークを行えるNPOとしてサーラーが受託していたかもしれない。しかし、単に外国語によるケースワークができるという専門性だけの関係と、問題意識を共有し、互いの仕事の仕方、考え方を理解し尊重し合える関係とでは、業務の質に大きく差が出るであろう。こうした点で、協働事業におけるサーラーと県との関係構築は、支援対象である外国籍女性にとっても大きな意義があったと考えられる。このことについて、松永氏は、次のように答えている。

「現場に行つて、実際にどんなことが行われ、どんなことが問題になっているのか、というようなことを肌で感じる機会というのは、行政の中で、あるいは（通常の）委託事業の中ではなかなかないと思う。他県で、外国語相談について、通訳を雇っているところは多いようだが、正直こういう相談は言語ができるだけでは駄目で、カウンセリングとか、心理的な側面で、ちゃんとした知識を持ったケアや対応ができる人でないといけない。（協働事業で、NPOの活動の現場に行くことがなければ）そういったこともわからなかったのではないかな。単に言語通訳を雇えばいいとか、そういう感じになっていたかもしれないと個人的には思う。」

(b) 協働の成果

一連の行政窓口改善ツール作成によつてもたらされた成果は、県内市町村をはじめ他の地域にも波及した。相談者がまず訪れる市町村の窓口における対応の向上に貢献したことは、この事業の大きな成果である。また、このツールの開発と普及に関して、県が連絡調整役となつて、市町村の担当者に対し研修会を行うなどの取組を重ねた結果、サーラーと県内市町村の間にも信頼関係が構築されていった。開発されたツールを活用することで、窓口での相談に対応する姿勢が前向きになったというだけでなく、相談者ごとに異なる具体的な対応について、市町村からサーラーへ、問い合わせたり、協力を求めたりという関係性ができたのである。こういった二次的な効果も見逃せない成果である。これらの成果については、双方の担当者が自認しており、それぞれ次のように見解を示している。

「外国籍の方に対する支援という意味では、語学だけでは駄目だとか、こういう問題もカバーしなければならないということに対する理解は行政の中にも深まってきた。だから相談にも対応しなければいけないという意識が深まってきて、語学ができなくても、相談者が来たときに何を言っているのかわからない、うちではないからあっちへ行ってというような対応をすることは、少なくともなくなった。初期の対応を自分たちで行おうという市町村も増えてきている。そういう意味では、協働事業をしたおかげで、外国籍の方に対する支援は質的に深まったのかなと思う。」（県人権

男女共同参画課 松永氏)

「この多言語リーフレットは、DVに悩む外国籍女性に働きかけること以外に、予想以上に市町村等関係機関に外国籍女性に対する意識の変化をもたらすことに貢献したようだ。(中略)具体的には言葉が通じないから助力してほしいという依頼や、相談内容に触れ不明な点を明らかにする手助けをしてほしい、在留資格に問題があるようだがどのように対応したらよいかアドバイスがほしいなどの依頼であった。(中略)リーフレットを役所等の窓口に置くことで、外国籍女性がサーラーに電話がかけやすくなるだけでなく、市町村等関係機関のネットワークを軽くするという相乗効果があったのだ。サーラーとしてはそのような効果や成果は実は意外であったが、受益者の外国籍女性のためには嬉しいと感じた。」(サーラー 武藤氏)

もう1つの成果は、直接的な成果と断言することはできないにしても、2004年のDV防止法改正に関する国会審議の過程で「外国籍DV被害者に対する地方自治体の取組は地域差や温度差があるとされ²¹」、改正法上に、「職務関係者による配慮として被害者の国籍を問わずその人権を尊重するということが明記された」ことであろう。この改正により、県が策定を義務付けられた基本計画「かながわDV被害者支援プラン」の施策体系は、外国籍DV被害者の存在を意識したものになっている。この計画を基に今後の施策展開がなされることを考えれば、法改正への影響は、サーラーにとっても、外国籍女性にとっても、極めて重要な波及効果であり、大きな成果の1つと言えるだろう。

(ウ) 事業の特徴及び留意点

(a) 事業の特徴

この事業は、DV防止法制定・施行の間の1年間に、協働事業負担金事業として選定され、3か月という短期間で初年度(平成13年度)の協働事業を実施、法施行後に協働事業の本格実施となった。また、協働事業の実施期間中に、法改正があったことにより、外国籍DV被害者の問題について、地方自治体に一定の責任が課せられ、外国籍DV被害者の社会的認知も進んだ。このことは、県として責任を持って行うべき事業の幅が質量ともに拡大したことを意味する。また、外国籍DV被害者の社会的認知が進む一方で、その問題も深刻化し、公的機関の役割も増している。こうした状況の変化について、松永氏は次のように答えている。

「基金事業を開始した当時と、様々な面で状況が変わってきている。まず、DV政策自体、法律上、自治体の役割が大きくなってきている。」

「被害者自身が複合的な障害を抱えていて多職種の関わりが必要な人や、

²¹ 前掲注17参照

障害認定にまでは至らないが社会生活が難しいという人は多い。また、DVの社会的認知が進むことにより、加害者側の情報量も増えており、支援者側の情報管理の更なる徹底が求められている。」

シェルター事業は、サーラー以外にも行っているNPOがあるが、女性相談所の委託先として1人一日いくらという積算で委託料が支払われる仕組みとなっている。サーラーの場合、外国籍という特殊な課題に対応できるという点で大きな存在意義を持ち、「神奈川県のように6言語に対応しているところは他県ではあまりなく、サーラーがいるからこれだけのことができる²²」と認められている。

ただし、松永氏は、次のような理由から、この事業を協働事業のモデルケースとして示すことに対して慎重に考えている。

「DV対策の仕事というのは、安全確保のため厳密な情報管理が求められる。協働事業のモデルケースとして一般化するのは、もっと広く情報やノウハウを共有できる事業の方がよいのではないか。」

以上から、この事業の特徴は次のとおりまとめることができる。

DV防止法改正により施策が進展している。

外国籍DV被害者の社会的認知が進む一方で、その問題の解決には至らず、むしろ問題が深刻化している。

DV防止法改正により、地方自治体の責務が明確にされ、また、外国籍DV被害者の問題も深刻化しており、県の役割が（質量ともに）増えている。

外国籍DV被害者の情報管理が非常に厳しく求められるため、相互の信頼関係が非常に重要である。

本県の多言語による対応体制は、県内に専門的に活動する団体があるということによる部分が多い。

(b) その他留意点

協働事業で行っていた外国籍市民に対する相談業務は、事業終了後は協働事業ではない県からの委託により実施されている。委託になった経緯と、相談業務に関する今後の課題について、松永氏は次のように答えている。

「協働事業を始める際には、そういう法律ではなかったのが協働事業という形であったが、法律ができてからは、外国籍DV被害者からの相談対応は協働事業をやっているのものでそれで代行しているという言い方をしてい

²² 松永氏へのヒアリングによる。

た。それが切れるに当たり、DVセンターの多言語相談として位置付け、県の委託業務としてお願いするという形になった。DVセンターと同じ体制、相談のレベルとか、相談の受け方、受けた後の処理の仕方等は同じ形でないといけないので、NPOから提案していただく余地があまりないのではないかと考えた。相談の後、支援手続に乗せていかなければならない話でもあり、県の事業として整理し、委託という形を採用した。」

「行政のDVセンターの業務としては、相談件数等の統計の調査もあって、それと同じ形が求められる。もともとNPOにとってみれば、1件1件にどう対応できたかということが問題であって、行政ほど統計数字を重視しているわけではない。そこをこちらのルールの中で、統計として出しってもらうことが大変だったようだ。」

「一般的に、相談業務というと、電話や来所という形で来るものを待っていて、相談を受け、アドバイスをして返すという一連の流れを想定すると思うが、実際には、特に外国語ということもあり、相談の結果、公的機関の窓口等に行く必要があるということになったら、同行することも多い。それは、こちらあまり想定していなかった。」

以上のほか、この事業についての留意すべき点は、次のとおりである。

相談事業、シェルター事業は、ケアする人がいて初めて成り立つ事業であり、「人が活動すること」がすべてである。

この事業においては、団体の活動実績や組織としての安定性への信頼が非常に重要であった。

NPOと県の間で、感覚的に理解されている信頼性や協働事業の質の高さを、第三者に対して客観的に説明できる手法が確立されていない。

(2)【事例】地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり事業

<実施主体> NPO法人ソフトエネルギープロジェクト
環境農政部環境計画課、県立三浦臨海高等学校、県立海老名高等学校、
県立大清水高等学校、県立吉田島農林高等学校

<実施期間> 平成15年4月～平成20年3月

<事業概要> 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)の削減に向けて、県と協働し、CO₂発生の主原因となるエネルギーの利用を、化石燃料から環境にやさしい自然エネルギーに転換し、また省エネルギーを推進する。
地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業
県内の学校、NPO等と協働し、「新アジェンダ21かながわ」の実践拠点として、地域学習センターを設置し、CO₂の削減のための普及啓発、環境教育の実践、環境教育を担う人材の育成等を行う。
人材育成事業
地球温暖化防止、自然エネルギー、省エネルギーの体験型教育を担う人材を育成する。
普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業
普及啓発・環境教育活動を県内各地で実施するため、県内の学校・企業・自治体からの要請に基づき、太陽光発電パネル、風力発電設備等の機材を積載した自動車(NEO)を整備・運行する。
CO₂削減測定事業
地域学習センターの発電量の情報を定期的に収集し、公表する。

<NPOと県の主な役割>

N P O	県
(地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業) 学習センター設置、学習センターでの実践活動、環境学習プログラムの作成	(地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業) 関連情報の提供、助言、公的機関との調整、調整会議、ネットワーク会議、学生サミット開催の調整・参加
(人材育成事業) 人材育成のための研修の実施、修了証発行、修了者の支援	(人材育成事業) 関連情報の提供、助言、広報・普及及び公的機関との調整
(普及啓発・環境教育推進車の整備・運行) 環境教育推進車による環境教育の実施	(普及啓発・環境教育推進車の整備・運行) 関連情報の提供、利用促進のための広報、公的機関との調整
(CO ₂ 削減測定事業) 発電量の測定、CO ₂ への換算、公表	(CO ₂ 削減測定事業) 関連情報の提供、助言、測定結果等の広報

<協働事業の背景～関連年表>

関連する主な法・政策	社会の動き	年		ソフトエネルギープロジェクトの活動
	第一次オイルショック	S48	1973	
「地球温暖化防止行動計画」策定		H2	1990	
	環境と開発に関する国際会議(地球サミット)開催(ブラジル・リオデジャネイロ) 「リオ宣言」の採択及び「アジェンダ21」提示	H4	1992	
	「アジェンダ21かながわ」の策定、 「かながわ地球環境保全推進会議(推進会議)」の発足(県)	H5	1993	ソフトエネルギープロジェクト発足
		H6	1994	横浜市地球環境保全活動賞受賞
	滋賀県に全国初の市民共同発電所設置 気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議：COP3)において「京都議定書」採択	H9	1997	
「地球温暖化対策推進大綱」決定 「京都議定書」の採択を受け、地球温暖化対策推進法制定		H10	1998	
		H11	1999	NPO法人化
		H12	2000	NPO法人として全国初の市民共同発電所1号機設置 市民共同発電所設置基金開設 環境庁地球温暖化防止活動大臣賞受賞 神奈川地域社会事業賞受賞
	気候変動枠組条約第7回締約国会議(モロッコ・マラケシュ)にて、 京都議定書の運用ルール(マラケシュ合意)採択	H13	2001	市民共同発電所2号機、3号機設置
「地球温暖化対策推進大綱」見直し 気候変動枠組条約の京都議定書締結承認 京都議定書の国内対策を定めた地球温暖化対策推進法の改正	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)	H14	2002	市民共同発電所4号機設置 自然エネルギー・省エネルギー普及啓発・環境教育推進センター開設 ヨハネスブルグ・サミットに参加
	「新アジェンダかながわ21」策定(県)	H15	2003	協働事業負担金事業開始(1年目) 地球温暖化対策地域学習センター1号機設置(小田原市立大窪小学校) 理事長が「地域おこしに燃える人全国33人」(経済産業省)の1人として選定される。

関連する主な法・政策	社会の動き	年		ソフトエネルギープロジェクトの活動
		H16	2004	協働事業負担金事業(2年目) 地球温暖化対策地域学習センター2号機設置(県立三浦臨海高校) (財)新エネルギー財団による第9回新エネルギー大賞会長賞受賞
「京都議定書目標達成計画」決定 地球温暖化対策推進法改正・全面施行	京都議定書発効	H17	2005	協働事業負担金事業(3年目) 地球温暖化対策地域学習センター3号機設置(県立海老名高校)
		H18	2006	協働事業負担金事業(4年目) 地球温暖化対策地域学習センター4号機設置(県立大清水高校) 市民共同発電所全国フォーラム開催
		H19	2007	協働事業負担金事業(5年目) 地球温暖化対策地域学習センター5号機設置(平塚市立勝原小学校) 地球温暖化対策地域学習センター6号機設置(県立吉田島農林高校)
		H20	2008	地球温暖化対策地域学習センター7号機設置(横須賀市立大矢部小学校) 3月で協働事業負担金事業終了



ア はじめに（ケーススタディにおけるアプローチの方向）

この事例は、NPOと県（学校）という協働事業の当事者のみならず、PTA、地域住民等、様々な主体が関わりながらそれぞれの地域で展開していった取組であり、また、県との協働事業の実績を通じて得られたNPOへの信頼が、県内市町村での事業展開にもつながっていった事例である。その意味で、NPOとの協働の新たなモデル（地域展開モデル）とも言える。

そこで、こうした地域展開の背景やその状況を確認するとともに、この事業は、NPOが所有する太陽光発電パネルを公立学校に設置するという、NPOと県の協働という形態をとらなければ実現が難しい事業であることから、こうした事業であるがゆえの課題点等について整理した。

イ ケーススタディ

(ア) 事業の背景と概要

(a) 事業の背景

地球温暖化問題は、1980年代後半以降、世界的に認識が高まり、1992年にブラジル・リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で「環境と開発に関するリオ宣言」が採択されている。地球サミットでは、将来世代と現代世代のニーズを両立させる「持続可能な発展」という考え方が打ち出され、具体的な行動計画として「アジェンダ21」が提示され、さらに、地球温暖化の直接的な原因とされる二酸化炭素（以下「CO₂」という。）やメタンなど温室効果ガスの大気中濃度を安定させる目的で「気候変動枠組条約」が採択された。1997年の第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議COP3）では、「京都議定書」が採択され、先進国各国に対しては、一定期間における温室効果ガス削減率が、法的拘束力のある数値目標として定められた。日本には、2008年から2012年の間に1990年比で6%削減するという数値目標が設定されている。

一方、「アジェンダ21」には、各国の地方自治体がその地域に暮らす市民とともに「ローカルアジェンダ」を策定すべきことが明記されている。これを受けて神奈川県では、1993年1月、日本初のローカルアジェンダ、「アジェンダ21かながわ」を策定した。そこでは、県民、企業、行政の三者が一体となってエコロジカルな循環型社会の実現に向けて行動することが謳われ、「環境保全型ライフスタイルの定着化」、「環境に配慮したまちづくり」、「環境と共生する社会システムづくり」、「環境分野における国際協力の推進」の4つの基本方向とともに、21の行動原則と77の行動プログラムが示された。

その後、県では、2003年に「新アジェンダ21かながわ」を策定している。ここでは、地球環境問題に関する県民の意識は高まったものの、具体的な行動に結び付いていないという認識の下、30年後の県の将来像（ビジョン）と、今後10年間で実現すべき行動計画（アクション）として11分野21目標の行動メニューを提示している。「新アジェンダ21かながわ」の実行に当たっては、旧アジェンダの精神を引き継ぎ、県民、企業、NPOそして行政が、将来像を共有した

上で一体となって取り組むこととし、重点項目には数値目標が設定されている。また、CO₂については京都議定書を踏まえ、2010年までに1990年比で6%削減が目標値とされた²³。これは、神奈川県が、市民参加の取組を通じて、率先して京都議定書に定められた数値目標を達成するという姿勢を示すものである。

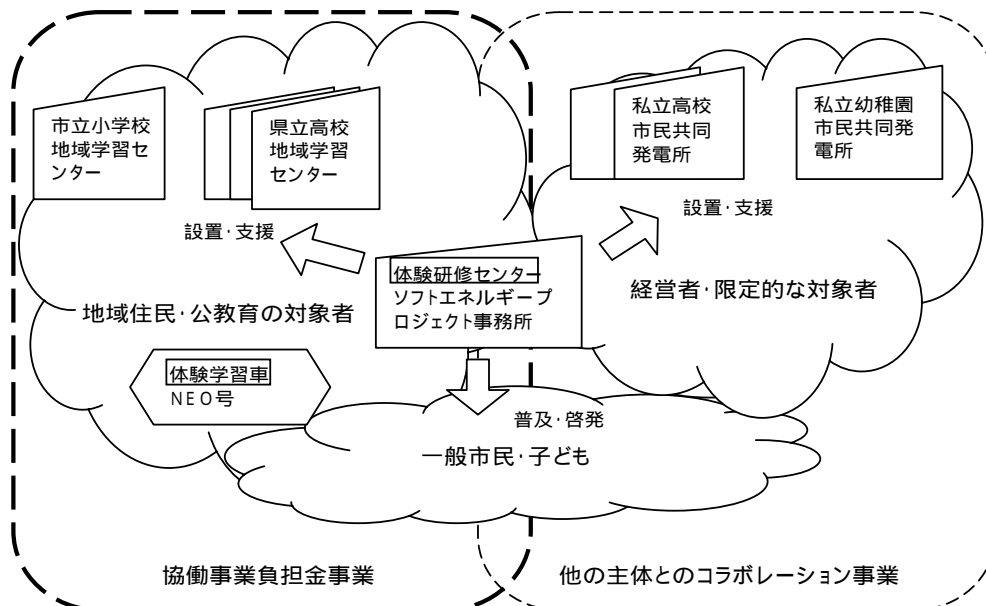
このような状況下で、ソフトエネルギープロジェクト（以下「SEP」という。）は、1993年に任意団体としての活動を開始した。策定直後の「アジェンダ21かながわ」について、県に説明を求めたことを手始めに、以降、県が募集した国（環境省）の体験型環境学習モデルづくり事業や、COP3キャラバン隊の実行委員会に参加するなど、早い時期から、県や横浜市等と、数々の実質的な協働による取組を行ってきている²⁴。

(b) 事業の概要

この事業は、公立学校に太陽光発電パネルと環境学習センターを設置することを主軸に、地球規模で深刻化する温暖化の防止策を地域社会から実践していくとする取組である。SEPは、私立高校等に太陽光発電パネルを設置し、市民共同発電所として環境学習の取組を進めてきたが、より広い範囲の人々を対象とすべく、公立学校への設置を目指して、県との協働事業を提案した。

なお、図表1-27はこの事業に関するイメージ、図表1-28は協働事業の実施に関わる組織間の関係を図にしたものである。

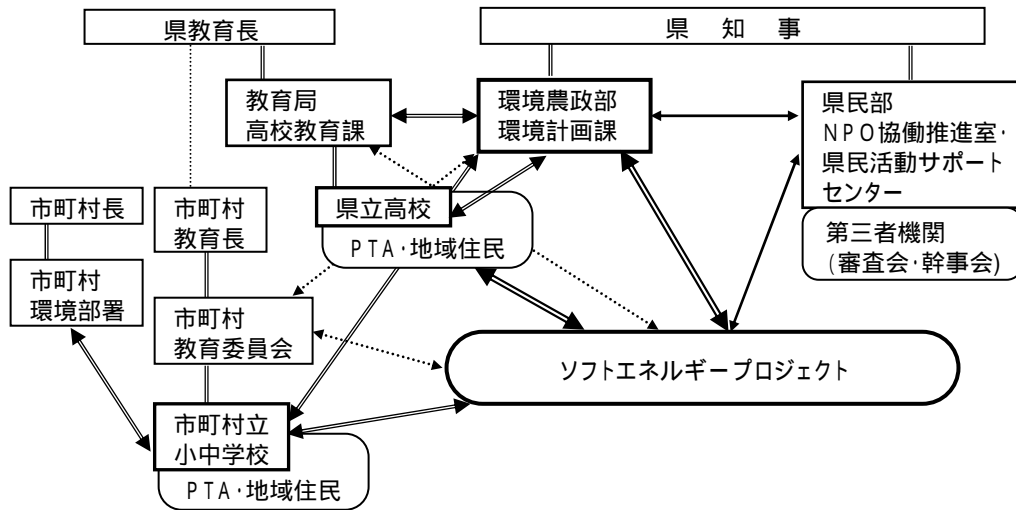
図表1-27 地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり事業のイメージ



²³ この数値目標は、2006年6月に改訂され、基準年である1990年の水準まで削減することとされた。

²⁴ SEPのウェブサイト(URL: <http://www.k5.dion.ne.jp/~npo-sep/>)、SEP理事長佐藤一子氏へのヒアリングを参考に記述している。

図表 1 - 28 事業実施における組織間関係図



矢印線は、協働事業を行う上で生じた関係を表しており、線種は、関係性の強度(2本線、単線、破線の順で関係性が強い)を表している。

この事業では、太陽光発電パネルの設置によりCO₂排出削減という直接的効果を生み出すとともに、設置した学校の児童・生徒を対象とする環境教育のほか、PTAや近隣住民、地元企業等、設置校周辺の地域全体の環境学習拠点となることを目的としており、単に太陽光発電パネルという設備を設置するだけでなく、地域学習センターを併設することも提案・実施されている。事業の実務を見ると、県からの負担金や他の機関からの補助金等により、SEPが太陽光発電パネルを購入し、その設置から運営までを行い、協働の相手方である環境計画課は、主に関係機関との連絡調整を行っており、また、もう一方の相手方である県立高校は、学校教育施設の行政財産目的外使用許可という形で、学校内に太陽光発電パネルを無償で設置させている。

なお、SEPの事務所内には太陽光発電測定システムを備えた体験研修センターがあり、様々な関連機材を展示し、県内の市町村や学校、企業等の研修に供するとともに、各地の地域学習センターの支援センターとしての機能も果たしている。加えて、環境教育の出前講座を行うため、必要な機材を積んだ体験学習車NEO号を整備している。さらに、各地域学習センターに設置した太陽光発電パネルの発電量を記録し、それを基にCO₂排出量の削減を計測している。

(イ) 協働の意義と成果

(a) 協働の意義

NPOが所有する太陽光発電パネルを、公共施設に設置することがこの事業の前提となっているが、設置場所として学校が選ばれたのは、地域社会において、広く一般住民に向けて地球温暖化問題を訴えかけ、温室効果ガスの削減

策を普及啓発していくために最適な施設とみなされたためである。NPOの所有物を公立学校に設置することは、—NPOの発意だけで実現することは極めて困難であり、県との協働事業という形態をとって初めて可能になったと言える。このように、この事業における協働の意義は、事業実施の根本に関わるものであった。

(b) 協働の成果

この事業の具体的成果の1つは、各施設で、料金換算すると年間8～10万円程度の電力²⁵を発電していることである。ここで注目すべきは、発電量の多寡ではなく、電力量と料金換算値という具体的数値として成果の一端を示し得ることである。温室効果ガスの削減につながる太陽光発電の電力量を、現実の成果として明示できることが、事業関係者の励みになり、環境学習に役立つと思われる。

また、具体的な数値として、誰の目にも明らかな成果は、協働事業の未経験者に対する説明も容易にする。設置した学校の担当職員の「やってよかった」という感想が、教職員間の口コミで広く伝わった結果、次年度に設置を希望する学校が出てくるといった波及効果が生じている。さらに、県との協働事業の実績を通じて得られたSEPへの信頼が、小田原市、平塚市、横須賀市等の県内市町村での設置にもつながっている。

なお、この事業は企業のCSR活動にも影響を与えたとされる。東京電力(株)は「グリーン電力基金」を設け、太陽光発電パネルの設置に対する助成事業を行ってきたが、2006年度より地域協働プロジェクト(地域に根ざした地元団体の取組支援)を新たに開始している。これについて、SEP理事長の佐藤一子氏は、この事業のスキームが一定の評価を得たことがプロジェクトの開始に影響を及ぼしたと説明している。

「東京電力は「グリーン電力基金」といって、電気代に毎月500円上乗せしていいと(消費者が)意思表示するとそれが基金に入れられ、そうして集まった額と同額を東京電力が出すという形で基金を作り、助成事業を行っている。これまでは単なる(設置費用の)半額補助だったが、東京電力の担当者がSEPと県との協働事業をよく見てくださって、ただ補助金を出すだけでは駄目だということで、去年、地域に根ざした取組に対しては、(設置費用の)85%補助金を出すという制度ができた。そうすると、例えば総額500万円でも75万円を出せば、4kwとか5kwの太陽光パネルがついてしまう。ただし、それには条件があって、2年間太陽光パネルをつけた実績があるところが対象となっている。そのため、どこかの団体が初めてやりたいという場合には、うちと一緒にやれば対象になる。まずうちが主体として申請し、2年間はこちらの所有となるが、2年経ったらその団体は、

²⁵ 最大発電量10kw程度の設備を有している場合の料金換算値である。

今度は自分たちでやっていけるようになる。(後略)」

S E Pには、今後このプロジェクトを利用して他のN P Oと連携し、学校等の公共施設への地域学習センター設置を更に展開していこうとする構想があるように見える。すべての案が結実するとは限らないが、目標達成に向けて前進するため、日々様々な方策を考案し、実現への戦略が練られていることがうかがえる。このように、N P Oが、協働事業を実施している直接の相手方以外に、他の団体や企業等と積極的に関わり、数々の波及効果を創出している点は、この事業の特徴の1つとも言える。

(ウ) 事業の特徴及び留意点

(a) 事業の特徴

地域や家庭の中からC O₂の削減を進めることを目的とする、S E Pの普及・啓発活動は、S E P発足当初から常に、「アジェンダ21かながわ」に明記されている市民参加の精神に則り、行政や企業、他の団体等との協働が念頭に置かれていることが大きな特徴である。S E P発足以来、大小様々な事業を協力して実施してきた経験を通じて、S E Pと県の双方が、つきあい方のポイントや、社会一般に訴えかける際に必要なバランス感覚を培ってきている。このことはS E Pと県の関係に限ったことではなく、環境分野全般におけるN P Oと県の関係についても当てはまる。県の事業担当者である環境計画課角田恵一氏及びS E Pの佐藤氏は、次のように答えている。

「課においては、これまでも様々な形でN P Oと協働して行ってきた。環境というのは幅が広いので、様々なフィールドで専門的な知識を持っている人たちが大勢いて、様々な活躍している場がある。そういう人たちの地元での活動をお手伝いしたり、あるいはそういう人たちの力を借りながら、行政の施策において、協力してやっていくことが求められており、それを引き続きやっていきたいと考えている。」

「N P Oは豊富な経験と知識、そして熱意をもって取り組んでいるので、地域住民の理解を得て実施することができている。」

「長年にわたって1つのことに熱意をもって取り組んできた方々との協力は、役所の仕事をしていく中で、絶対に必要だと思う。」(以上、県環境計画課 角田氏)

「私からすると、今できた団体が県と協働しようというよりは、まず団体として活動して、ノウハウや専門性を持って、普段からイベントでも何でもいいから少しずつ一緒にやりながら協働に取り組んだ方がいいと思う。行政職員も協働しようと思って眺めたときに、きっといろいろな種は転がっていると思う。自分たちは協働できるなんて思わないでいるかもしれないが、あの団体なら信用できるなどが、あの団体とはこれだけやってきたなどが、本当はそういうことから協働に入ったらいいと思う。(中略)そ

れ自体は協働事業等とは謳ってはいなかったが、今から思うとあれも協働だった。そういうことを地道にやってきて、それが基金21の協働事業につながった。」(SEP 佐藤氏)

また、この事業は、太陽光発電パネルを活用した環境教育の実施による成果(参加者数、回数等)に加え、太陽光発電パネルで発電した電力をCO₂削減値に置き換えることで、事業成果を数値で示すことができる。他の分野の事業では質的評価が中心とならざるを得ないことが多い中、客観的数値を示すことができるという点は、事業の成果を説明する上で強みとなると言える。

一方、無形のサービスを提供する協働事業が多い中、この事業の最大の特徴は、事業実施のためにNPOが所有する有形の財産(太陽光発電パネル)を公立学校に設置することである。

この事業のテーマである、地球温暖化防止に関する取組は、関心と意欲を持った一部の人々によって担われていた時代から、一般化・普遍化の段階へと進展してきている。関心層の拡大、社会的認知の向上は、5年間の事業実施期間中にも感じ取られている。こうした社会状況の変化を、県の施策、NPOの活動内容にどのように反映させていけるかは、現在のところ未知数であるが、各主体による温暖化防止策の進展が期待される場所である。今後の展開について、双方の担当者は次のように答えている。

「この協働事業を通じて、こういうふうによれば太陽光パネルをシンボルにして環境教育の拠点を作ることができるというノウハウが蓄積されたので、これからも広めていきたい。今後、学校に新しく付ける際に、このノウハウを活用して、学校の生徒だけでなく地域の住民の方々にも参加していただき、地域からの温暖化対策を盛り上げていきたい。」(県環境計画課 角田氏)

「今後は、単なる普及啓発とか環境教育ではなく、太陽光発電施設を設置する人材の育成に移りたいと考えている。そういう意味では、この協働事業ができたことでその可能性が開けた。」(SEP 佐藤氏)

以上から、この事業の特徴は次のとおりまとめることができる。

環境分野の取組は、早い時期からNPOと県の協働により実施されており、双方にノウハウ等の蓄積がある。

環境問題は企業のCSR活動においても多く取り上げられるテーマであり、この事業の実施が企業のCSR活動に影響を与えている。

この事業では、必要な機材(太陽光発電パネルや体験学習車等)がNPOの所有となっており、太陽光発電パネルを含めた地域学習センターの運営は公設民営ならぬ民設協働運営で行われてきた。

(b) その他留意点

これまで見たように、この事業では、事業実施のために購入・設置した有形の財産があること、それがNPOの所有物として、公立学校に置かれていることが大きな特徴であるが、それが様々な面での課題につながっている。具体的には、設置後の運営や環境学習への活用等について一定の県のフォローが必要であること、太陽光発電パネルの購入に当たって、県以外にもNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）などから、補助金をもらっていることから、所有権の移転には制限があること、協働事業終了後も修繕費等を含む維持経費が必要であることなどが、今後の課題として双方に認識されている。これに対して、双方の担当者は次のように答えている。

「これまで学校側はSEPと協働して運営してきたので、協働事業が終了したからといって、学校側だけで運営していくことは難しいと思う。特に、去年設置した学校、今年設置する予定の学校については、何らかのフォローは当然必要である（後略）。」

「基金21の負担金で財産を取得した場合は10年の譲渡制限があり、少なくともその間はSEPが太陽光発電パネルを持ち続けなければならない。その間の設備の維持、その後の扱いなど、至急協議する必要がある（後略）。」（以上、県環境計画課 角田氏）

「何で一NPOだけ（と協働するのか）というところだが、その行政の公平性というのがいつも邪魔をする。せっかくこれから温暖化防止というのはもっと必要になるのに、それでも行政は公平でなくてはならず、一NPOとだけ付き合うことはできないというのではもったいない。行政ですべてができるわけではないのだから。（中略）条件として、うちだけでやるのは駄目だとか、県域の他の団体と協働でやるとか、県は条件を出してもいいと思っている。うちは2年間そこと連携して、2年後にはそこがやれるようにというところをやるべきだと思っている。もううちだけでやっている時代ではない。そういう条件を出してもいいから、一緒にやっていかないと、行政だけではもう防げない。そういうことを活用して、来年以降を乗り切るのだと思ってほしい。」（SEP 佐藤氏）

また、環境分野では、NPOと協働して事業を進めることが多く、環境計画課では、この協働事業に係る事務も担当職員の業務として位置付けられている。早い時期からNPOとの協働を進めてきた部署ならではの経験に根ざしたノウハウが、担当者間で途切れなく申し送られる仕組みができています。

一方、教育行政では、学校全体で環境教育に本格的に取り組もうとする傾向が高まってきているとはいうものの、教職員の業務として明確に位置付けるという段階にはまだ至っていない。今後、具体的な協働による取組を効果的に進めるために、協働の実践を積み重ねることにより、こうした取組を行う上で

必要となる実務に関する理解が深まることが求められる。

さらに、この事業の実施に当たり、SEPは、各実施主体による定例会議や第三者を交えての戦略的会議の必要性や、県の複数部署と協働する際の留意事項等、協働事業制度を改善するための提案も行っている。それは、協働事業負担金事業制度を活用し、先駆的な協働事業を実施する者にはそれだけの責任があるという認識に基づくものである。

以上のほか、この事業についての留意すべき点は、次のとおりである。

協働事業終了後の施設維持経費の負担が問題となっている。

協働事業を開始するに当たって、協定書を作成する際は、NPOと県の役割分担についてはじっくり協議することが重要である。

県の担当者は3～4年で異動するので、人事異動後の引継ぎ・意思疎通を円滑にするため、協働事業の担当は2人以上であることが望ましい。

県の複数部署と協働する際、窓口となる部署とそれ以外の部署との意見調整には、配慮が必要である。

協働事業の終了後（5年後）を見据えて、早い時期から事業終了後の在り方について検討しておく必要があり、その際は、第三者機関が加わることを望ましい。



(3)【事例】 アートを活用した新しい教育活動の構築事業

<実施主体> NPO法人STスポット横浜
県民部文化課、教育局子ども教育支援課、教育局高校教育課

<実施期間> 平成16年4月～平成20年3月

<事業概要> 県内の公立学校に、アーティストを派遣し、総合学習等の科目で、演劇やダンス等の授業を実施し、次代を担う子どもたちの創造性や感受性を育み、地域から豊かな芸術文化が生まれる創造環境の形成や、社会参加の促進を図るため、以下の事業を行う。

アーティストによる授業実施事業

県内の高等学校や小・中学校、特別支援学校等で、演劇・ダンス・現代美術等の現役で活躍するアーティストによる授業を実施する。

教育関係者への普及事業

アートの手法を生かした授業の進め方を講義・実技指導・ディスカッションを通じ学びあう。

調査研究事業

教育・文化関係者等に対し、アートと学校教育に関するニーズ調査を実施する。

アーティストによる授業を担当した教員、アーティスト、受講生徒等に対し、ヒアリング・アンケート調査を実施する。

フォーラム事業

県内外の学校、教育関係者及び文化関係者を対象として、アーティストによる授業の事例報告やディスカッションを実施する。

<NPOと県の主な役割>

N P O	県
(アーティストによる授業実施事業) 事業の実施	(アーティストによる授業実施事業) 学校との連絡調整等
(教育関係者等への普及事業) 事業の実施	(教育関係者等への普及事業) 学校との連絡調整等
(調査研究事業) 調査の企画・実施	(調査研究事業) 調査の企画協力等
(フォーラム事業) フォーラムの開催	(フォーラム事業) フォーラムの企画協力及び広報等

<協働事業の背景～関連年表>

関連する主な法・政策	社会の動き	年		STスポット横浜の活動
文化庁・民間芸術活動の振興に関する検討会議「芸術活動振興のための新たな方策」をまとめる		S61	1986	
	小空間「STスポット」開設(横浜市)	S62	1987	STスポットの管理運営団体としてSTスポット運営委員会発足
文化庁「我が国の文化と文化行政」刊行		S63	1988	
文部省が学習指導要領を告示		H元	1989	
文化政策国際会議(文化庁主催)芸術文化振興基金創設		H2	1990	演劇フェスティバル「スーパージョウシヤター」をスタート
文化庁・文化政策推進会議「“文化の時代”に対処する我が国文化振興の当面の重点施策について」提言	(財)横浜市芸術文化振興財団設立	H3	1991	
文部省「我が国の文教施策 - “文化発信社会”に向けて」発行	(財)神奈川県芸術文化財団設立	H5	1993	
		H6	1994	「STスポット・ダンスシリーズ」をスタート
	かながわ青少年プラン21(県)	H9	1997	STスポットの10年間の歩みをまとめた「STスポット活動記録」を発行
新学習指導要領(小・中学校)文化庁・文化政策推進会議「文化振興マスタープラン～文化立国の実現に向けて～」報告		H10	1998	
新学習指導要領(高等学校等)	県立高校改革推進計画決定(県)	H11	1999	
	県立高校改革推進計画・前期実施計画の実施	H12	2000	運営委員会を理事会組織である「STスポット横浜」に改変(財)セゾン文化財団「創造環境整備事業」による助成(3年間)
文化芸術振興基本法制定		H13	2001	
「文化芸術の振興に関する基本的な方針」閣議決定		H14	2002	文化庁芸術拠点形成事業に全国で唯一の民間非営利劇場として採択
小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領の一部改訂	全国アートNPOフォーラム・プレイイベントを横浜で開催 文化芸術創造都市・クリエイティブシティ・ヨコハマ(横浜市)	H15	2003	神奈川県の教育文化の発展に寄与することを目的とした安東為次郎記念賞を受賞
	県立高校改革推進計画・後期実施計画策定 かながわ文化芸術振興指針「文化芸術による新たな活力の創出に向けて」	H16	2004	BankART1929事業(横浜市)の事業運営に参画(2006年3月まで) NPO法人化 協働事業負担金事業「アートを活用した新しい教育活動の構築事業」開始
文化審議会文化政策部会報告書「地域文化で日本を元気にしよう!」(報告書でSTスポット横浜アート教育事業部を紹介)	県立高校改革推進計画・後期実施計画の実施	H17	2005	協働事業負担金事業(2年目) EU・日本創造都市交流2005アーティスト・ワークショップ開催
	文化芸術懇談会(文化庁、神奈川県、横浜市)を開催	H18	2006	協働事業負担金事業(3年目) 神奈川県県民功労者表彰を受賞
「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第二次基本指針)」閣議決定		H19	2007	協働事業負担金事業(4年目)
		H20	2008	協働事業負担金事業(5年目)

ア はじめに（ケーススタディにおけるアプローチの方向）

この事例は、「教育」と「文化」の融合を図るといふ、これまでの行政分野を越えた新しい課題に対して、教育現場にアートを活用する仕組みを仕掛けるという取組であり、行政における従来の領域を越えた枠組みの中で、地域課題を解決する仕組みを創造することを目指した協働の新しいモデル（政策創造モデル）と言える。

ケーススタディをまとめるに当たっては、NPO側のミッションと、教育行政における課題認識、文化行政における課題認識が協働事業という方向で結び付いていく過程において、NPOとしてどのような戦略を持って取り組んでいったかに焦点を当てて整理を行った。

そのため、協働事業を実際に行ってきたNPOの事業担当者がどのような思いを持って事業に取り組んできたのかをより鮮明にするため、担当者の手記という形をとっている²⁶。

イ ケーススタディ

(ア) 協働事業を手段として用いる戦略 ～協働事業の背景～

私たちSTスポット横浜は、横浜駅近くのオフィスビルの地下の小空間「STスポット」を地域の舞台芸術活動の拠点（劇場）と位置付け、演劇・ダンス・音楽・映像・美術等の新しい文化芸術の担い手に対して活動の場を提供し、舞台芸術を中心としたアートと市民社会の新しい関係づくりを推進するとともに、アートの持つ力を現代社会に生かし、より豊かな市民社会を創出するというミッションに基づき活動している。

私たちは劇場運営の視点だけではなく、芸術機関として、人材を発掘、育成し、さらに次の段階を見据えてアーティストの背中を押してあげるといふ役割を含めて初めて劇場と言えるのではないかと考えていた。その中でも、地域に対しての関わりが弱いのではないかと課題認識はずっと持っており、まずは「子どもたち」、次に基金²¹の性格を考えて、行政と手を組んで行うとしたら「学校」なのではないかと考えていた。

一方、教育行政においては、平成10年度に告示された学習指導要領で、子どもたちの「生きる力」の育成が学校教育指導上の大きな柱として位置付けられ、「生きる力」の中でとりわけ、問題解決能力、コミュニケーション能力の育成が課題となっていた。

また、県の文化行政の状況については、県文化課に対するヒアリングの中で、「（県の）文化芸術振興指針では、青少年の文化芸術活動体験が重要であるとされており、こうした県の方向性にSTスポット横浜の提案が合致しているところはあったが、直接的にこういう事業を考える段階にはなかったのではないか。」と県の事業担当者である細田愛氏は答えている。

このような状況の中で、STスポット横浜は子どもたちの「生きる力」の育成

²⁶ 本研究のチーム員であるNPO法人STスポット横浜の松尾子水樹氏及び小川智紀氏による手記である。

という課題に対して、次代を担う子どもたちの創造性や感受性等をはぐくむため、学校教育において文化芸術に係る活動を取り入れることが必要であるという課題を協働事業として提案した。

NPO側のミッションやビジョンがあり、社会的に潜在的な課題があり、そこに協働事業負担金事業の仕組みがあった。STスポット横浜には、文化セクションと教育セクションが協働し、さらに、NPOが教育現場に入るための手段としてこの仕組みを利用する意識、協働事業を課題解決の手段として用いる戦略、さらに言う「財源とセットで課題を考える」という戦略が当初からあったのである。

(イ) 実績を重ねて広報媒体化する戦略 ～事業報告書の作成～

この事業の個別事業 アーティストによる授業実施事業、教育関係者への普及事業の具体的な活動内容については、平成16年度からアニュアルレポートとして事業報告書をまとめている²⁷。事業報告書を作成した意図は、アーティストが学校に行き、現場の先生と一緒に実施した授業の記録を何らかの形で世間に公表することである。

事業報告書には、コーディネーター、アーティスト、先生、生徒（児童）という授業の現場にいた4者の視点で、コメントや感想を書いてもらい、さらに、科目のシラバスなど、先生側の通年の授業計画もできる範囲で所収する形式をとっている。これは、1つの視点からのみの価値判断を避けるためでもあるし、若しくは、アーティストの視点と、先生の視点の齟齬さえもそのまま読み手に伝わるようにした結果である。

この報告書は、次年度にアーティストによる授業実施を希望する学校に参考資料として配布しているほか、協働事業に興味関心がある、学校関係者や文化芸術関係者、行政職員、県民等にも求めに応じて無料で渡している。その意味で、協働事業の内容をまとめて広報媒体化しているとも言える。

(ウ) 立場が異なるまなざしで評価される場をつくる戦略 ～シンポジウムの開催～

個別事業 フォーラム事業として毎年2月に実施しているシンポジウムでは、テーマとして「アートと学校教育の連携を考える」を掲げ、事業の社会的認知の向上を目的とするとともに、個別事業 アーティストによる授業実施事業の成果や課題を抽出し、世間に広く問う場として設定している。一方で、事業担当の文化セクション、教育セクション双方への事業周知の深化の必要性も大きく感じていたため、特に、教育委員会へのアプローチを目的として実施した側面もある。シンポジウムを開催するプロセスや当日の参加者の反応を共に受け止める体験を通して、事業担当者レベルの話ではなく、担当課内、あるいは課を越えて、教育政策への影響にもつながることを十分期待していた。

²⁷ 事業報告書については、STスポット横浜のウェブサイト
(URL : <http://www16.ocn.ne.jp/~st-art/>)を参照。

シンポジウム参加者には当日配布資料として、当該年度の事業報告書を速報版として配布する。加えて事例報告では、授業に関わった先生やアーティストの生の声を参加者に伝え、それに対して、複数のパネリストが各人の立場や経歴からコメントをするという形式で進行する。高名な有識者が何かしらの正解を示す場ではなく、主催者を含め会場にいる一人ひとり（学校、先生、アーティスト、コーディネーター、文化行政関係者、教育行政関係者等）が、子どもたちを中心に何ができるのか考える状態をあえてつくってきた。主催者にとっては予定調和的な話にならない、参加者からどんな評価がされるのかわからない場を設定することは、綿密な進行準備とは裏腹に高いリスクが生じる。しかし、個別事業アーティストによる授業実施事業の成果や課題、あるいは、文化行政と教育行政の協働に対して、価値観が異なる複数のまなざしで評価されることが必要であったのだ。

ではなぜ、そう考えたのか。それは、子どもたちに対する、立場や価値観が異なる複数の大人のまなざしがあることこそが、アートを活用した教育活動の本質と通底するものと信じるからである。現場的には、学校教育の一場面に対して、アーティストを介在させた時に垣間みられる新しい気付き（先生が子どもたちに対して、子どもたちが友達に対して、学校が先生に対して、アーティストが子どもたちに対して、子どもたちがアーティストに対してなど、何通りもある）を触発する活動であると意識しているからである。

(I) なぜ協働なのか

繰り返しになるが、NPO側にはビジョンがあり、協働事業を担当する専任スタッフには、演劇や美術の分野でアーティストと子どもたちが出会い、心と身体が動く現場を創ってきた経歴があった。その上で、県と共有する課題を選択し、協働事業負担金事業の仕組みを利用する視点と知恵があった。文化行政側にも子どもたちの文化芸術活動体験という課題があり、教育行政側にも、子どもたちの「生きる力」をはぐくむという大きな課題があった。

NPOと県がなぜ協働するのかという点について、このように理解できないだろうか。NPOは臨床医のように、実際に子どもたちや先生に問診・触診をして、どんな症状で何を望んでいるのか聞き取り、状況を把握する。その上で大きな課題を設定し政策提言をする。県の担当者は協働事業の現場に来て、見て、聞いて、感じて、県民のニーズというものに直接触れる機会を得る。そして県側は、課題と政策をもう一度具体的に結び直す働きをする。NPOと県が協働することの本質は、政策と世間（現場）をコミュニケーションによって結び付け、具体的に基づいたデザインに再構築する作業であると言えないだろうか。

なお、協働の県庁内での推進について、ヒアリングの中で、「文化課の中では協働が根付いてきたと言えるのか。」という問いに対し、細田氏は次のように答えている。

「（協働は）根付いてきている。」

「STスポット横浜との協働がうまくいっていることがプラスに見えているのではないか。（中略）授業を見学する職員やシンポジウムに参加する職員もいる。特に文化事業班の事業では、NPO等のボランティア団体等と協働し、様々な事業を実施している。」

「多様な県民のニーズに対応していくためには、NPO等のボランティア団体や民間と連携することが必要になっていると思う。NPOは、行政を横断的につなぐアクターとして、行政とともに地域の課題に取り組むことが可能だと思う。自分のように若い職員がNPOや民間の人と一緒に仕事をし、それぞれの強みを理解し、その経験を今後の業務に役立てることが大切だと思う。」

(オ) 今後の課題

協働事業で行政と共有した課題に対して、これまでの行政分野を越えて、文化セクションと教育セクションを横断し、学校教育の中にアートを活用する仕組みを仕掛けるという取組ができたこと自体が協働の成果であるということもできる。しかし、仕組みの制度化は4年目にできていない。NPOと県の事業担当者の温まり具合は最高であるけれど、協働の5年間で終わり、NPOという結着点なくなると横断的な取組もなくなってしまう。文化政策と教育政策の両方をリンクさせて子どもたちの今と未来の環境を大人がつからないでよいのだろうか（本当にそれでいいのか神奈川県！）。そこで、5年目に当たり、更なる課題として、文化セクション、教育セクション、NPOが連携して、子どもを真ん中にした、県内市町村の文化施設（広義には社会教育施設）と学校をつなぐネットワークの構築を県の事業担当者に提案したい。学校教育に文化芸術の力を生かしていく仕組みを県が音頭を取って市町村に波及させてほしい。これは、言わば、協働事業の実績に基づく県とNPOの協働の第2ステージへの政策提言である。



第3節 協働事業のイメージ

前節では、本県の協働事業負担金事業について、個別の事業を分析・確認することにより、本県がNPOと協働で実施している現実の協働事業がどのような成果を目指し、どのように実施されてきたのかということをはっきりと示してきたが、本節では、これらの分析を踏まえ、協働事業のイメージについて、協働事業のポイント、協働事業のゴールイメージという2つの観点で整理する。

1 協働事業のポイント

ここでは、協働事業の実態を確認し、そのイメージを明らかにするために着目すべきポイントはどこにあるのか、という観点で整理する。

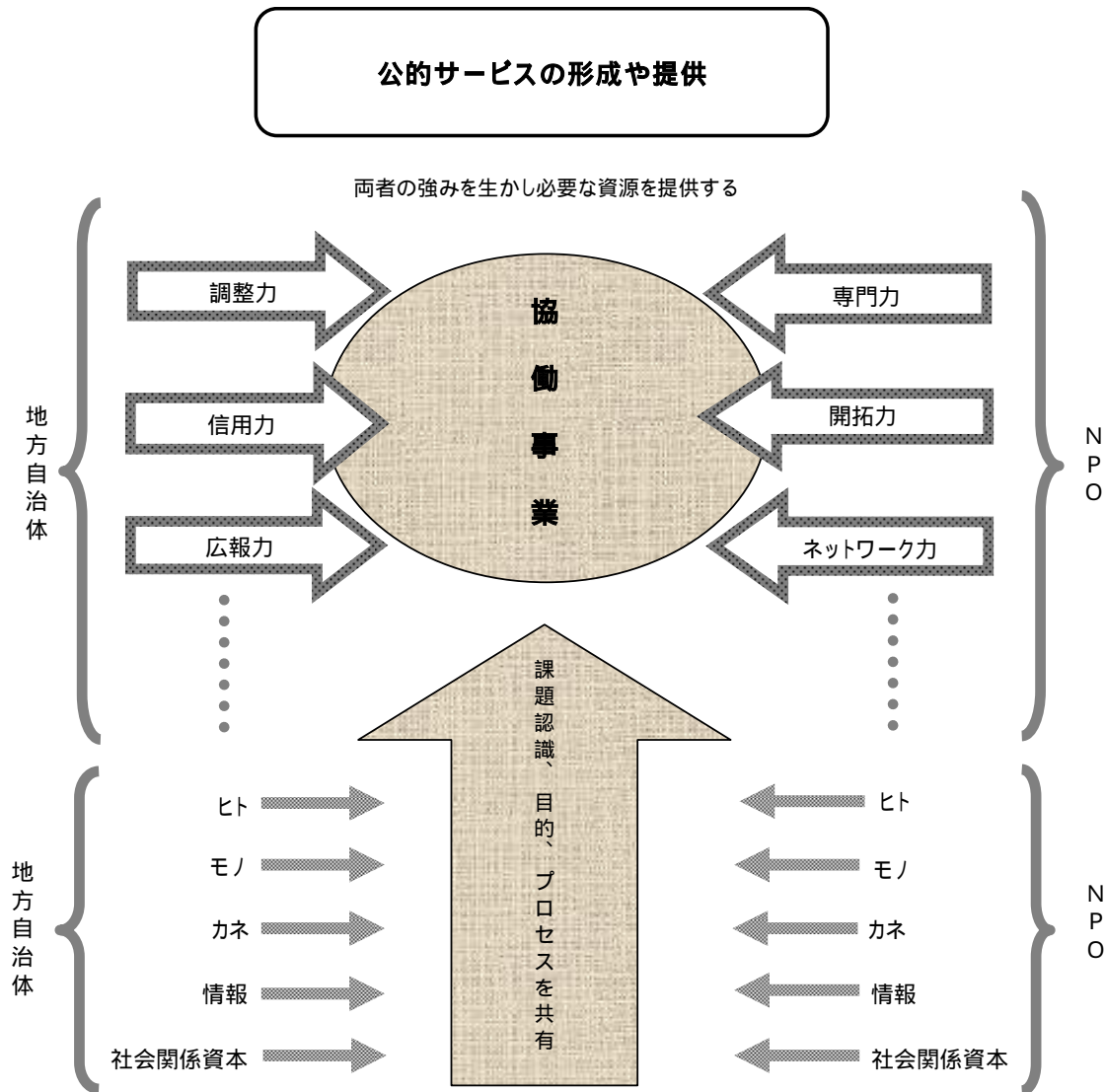
本県の指針では、「協働」を「県とNPO等が対等の立場で、各々の特性や資源を生かしあい、課題認識、目的及びプロセスを共有するなど、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組むにあたっての県とNPO等の関係」と定義している。

この定義にあるように、協働にはいくつかの要件があるが、協働事業の実態を理解する上では、特に「各々の特性や資源を生かしあう」と表現されている、いわゆる「相乗効果」、「相互補完性」に着目する必要がある。「相乗効果」、「相互補完性」は、協働事業におけるNPOと行政それぞれの役割の中に表れる。したがって、NPO、行政それぞれの特性・強みを理解して役割分担を行えるかが、協働事業の成否や方向性を決めるポイントとなる。

そうした観点に立って本県の協働事業負担金事業を見てみると、NPOに対しては「専門力」が期待されており、NPOの役割も現場における事業の実施が中心となっている。一方、県に対しては、「調整力」、「信用力」、「広報力」が期待されており、実際の役割も、関係機関等との調整や事業に係る広報等が中心となっている。一般に、NPOと行政の協働では、行政の「資金提供」という側面に目が向きがちであるが、実際に行われている協働事業では、「資金提供」という役割以外にも、「調整力」、「信用力」、「広報力」といった日常ではあまり意識されていない行政の「強み」を生かした役割が期待されていた。今後、行政では、こうした自らの「強み」を認識した上で協働に取り組むことにより、事業をより効果的に実施することができると思われる（図表1-29）。

また、NPO側では、行政を資金の提供者として見るだけでなく、行政が持つ様々な強みを活用していくことも視野に入れることにより、協働事業の可能性はより広がっていくものと考えられる。

図表 1 - 29 協働事業における相乗効果のイメージ



2 協働事業のゴールイメージ

ここでは協働事業負担金事業の分析結果に基づき、課題解決へのアプローチという観点から見た個別事業の特徴を、協働事業の「ゴールイメージ」として整理する。

なお、整理に当たっては、前節で試みた事業開始の時点でのNPO、県それぞれの課題への対応状況はどうであったかという観点での類型²⁸を使用する。

新規 計画なし

NPOにとっては協働事業を契機として新たに取り組もうとする事業であり、県にとっては社会的な課題としてまだ認識されていない、あるいは課題とは認識されていたが、課題に取り組むまでには至っていない場合

²⁸ 44頁参照

この類型の該当事業、例えば、「引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」を見ると、引きこもり青少年及びその家族への支援は、それまでNPOが個別に行っていたが、この問題を総合的に解決していくためには、民間が持つ多様な受け皿とそれらに対応する行政や専門機関の横断的な連携が必要であることから、それまでの個別の支援をネットワーク化された新しい仕組みに変革していこうとした実験的な事業であると言え、事業期間の終了後、「引きこもり青少年支援」が県の課題として明確に位置付けられ、県の施策の中にも協働事業の一部が引き継がれている。

また、「アートを活用した新しい教育活動の構築事業」では、学校教育と文化芸術という既存の行政の枠組みの中では異なる領域を融合させることを目指した事業を展開しており、部局横断的な課題を解決する新しい仕組みづくりが進められている。

このように、協働事業の中には、NPOでも県でもまだ具体的な取組に至っていないような新たな地域課題に対する解決策や解決する仕組みを創造することを目指した事業や、行政における従来の領域を越えた枠組みの中で、地域課題の解決する仕組みを創造することを目指した事業があることがわかる。

以上から、この類型の該当事業の特徴は、次のとおりまとめることができる。

NPOでは、県に課題認識を持ってもらうことを期待して事業に取り組もうとしたが、事業が終了した後の状況を見ると実際に一部は県の政策化につながっている。地域課題の解決のための従来の行政の領域を越えた仕組みの創造を目指した協働事業を実施した結果、課題解決に対して社会的なイノベーション（革新）を生じさせているものがある。

こうした事業を本研究では「地域イノベーション型協働事業」と呼ぶこととする。

新規 計画あり

（NPOにとっては協働事業を契機として新たに取り組もうとする事業であり、県にとっては社会的な課題として認識され、計画等に位置付けられている場合）

この類型の該当事業、例えば、「不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業」を見ると、河川敷等への不法投棄という課題解決に向けて、効果的なシステムのモデルを県、NPO、企業が協働によりつくり上げようとした事業であると言える。こうしたモデルの共同開発が生かされ、事業期間終了後も県との協働が事業補助という形で引き続き行われている。

このように、協働事業の中には、課題解決のための具体的なモデルをNPOと県が共同開発することを目指した事業があることがわかる。

以上から、この類型の該当事業の特徴は、次のとおりまとめることができる。

協働事業の実施により、課題解決のための新しい仕組みをNPOと県で共同開発しているものがある。

協働事業の事業機関終了後も、県の施策となり具体的な事業の実施はNPOに委託されたり、又は事業補助が行われているものがある。

こうした事業を本研究では「開発コラボレーション型協働事業」と呼ぶこととする。

既存 計画あり

（ NPOにとっては、従来からの事業（又はその延長線上にある事業）であって、県にとっても社会的な課題として認識され、計画等に位置付けられている場合 ）

この類型の該当事業、例えば、「小網代の森保全推進事業」について見ると、小網代の森に関しては、従来、県では総合計画等の中にその保全推進を明記し、県としての取組を行っており、一方NPOでは、自主的なパトロール等の活動を行っていた。こうした各々の活動をNPOと県の協働事業として展開することにより、NPOにとっては事業に対する一定の公共性が担保され、社会的な認知が広がるなどの効果が生じ、また、県にとっては保全施策に対する県民の理解が進展するなどの効果が生じている。さらに、協働事業が契機となって、当該地域が首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域の指定を受けている。

このように、協働事業中には、事業を展開することにより相乗効果を生み出すことを目指した事業があることがわかる。

以上から、この類型の該当事業の特徴は、次のとおりまとめることができる。

地域課題に対しNPOと県の双方で、既に何らかの形で取り組んでいたが、協働事業の実施により、県の政策立案へ影響を与えたり、既存の制度を見直すきっかけとなるなどの相乗効果が生まれているものがある。

協働事業の実施がNPOに対しての助成金や寄付金・賛同金の増収につながったり、NPOに社会的な評価が与えられたというような間接的な効果が生まれているものがある。

こうした事業を本研究では「政策コオペレーション型協働事業」と呼ぶこととする。

既存 計画なし

（ NPOにとっては、従来からの事業（又はその延長線上にある事業）であって、県にとっては社会的な課題としてまだ認識されていない、あるいは課題とは認識されていたが、課題に取り組むまでには至っていない場合 ）

この類型の該当事業である「強迫的ギャンブラー（ギャンブル依存症者）の回復と社会復帰のための事業」を見ると、従来、NPOではギャンブル依存症者やその家族に対する相談事業等を独自に実施してきたが、ギャンブル依存症に対する支援の必要

性が社会的に十分に認知されていない中で、県としてNPOの相談事業に対し、広報という形で協力することにより、ギャンブル依存症に対する社会的認知の深まりやNPOに対する信用力の付与といった効果が生じている。

このように、協働事業中には、県がNPOに何らかの形で協力することにより、NPOの活動を促進・推進することを目指した事業があることがわかる。

以上から、この類型の該当事業の特徴は、次のとおりまとめることができる。

協働事業の実施に際して、県は広報等の後方支援を中心に事業協力を行い、NPOの活動を促進・推進しているものがある。

こうした事業を本研究では「市民ベンチャー型協働事業」と呼ぶこととする。

以上、4つの類型による協働事業のゴールイメージをまとめると次のとおりである（図表1-30）。

図表1-30 協働事業のゴールイメージ

地域イノベーション型協働事業	～課題を見い出す～ NPOでも行政でもまだ認識するに至っていない地域社会の新たな課題に対する解決策や解決する仕組みを創造することを目指した事業、あるいは、行政における従来の領域を越えた枠組みの中で、地域課題の解決する仕組みを創造することを目指した事業
開発コラボレーション型協働事業	～手法を編み出す～ 課題解決のための具体的なモデルをNPOと行政が共同開発することを目指した事業
政策コオペレーション型協働事業	～効果を生み出す～ 協働により取り組むことで相乗効果を生むことを目指した事業
市民ベンチャー型協働事業	～底力を引き出す～ 行政が協力することによりNPOの活動を促進・推進することを目指した事業

このゴールイメージは、協働事業の現状を把握するための一応の目安であって、個々の協働事業をこの4つの類型に明確に分けることは困難である。実際、それぞれの事業の中でも、細事業ベースで見えていくと4つの類型の複数に当てはまるものもある。その意味では、ここで提示したゴールイメージは、協働事業が持つ「要素」として理解すべきである。

それでも、あえてこのような分類を試みたのは、こうした整理を行うことにより、これまで抽象的でわかりにくかった県の指針等による「協働」の定義を多少でも可視化（見える化）したかったからであり、この分類により行政職員が協働事業に対して明確なイメージを持ち、それに共感することができれば、行政全体に協働の文化が根付

いていくことにもつながると思われる。

また、この分類が、NPO、行政の担当者が協働事業に取り組もうとする際に、自分たちの「立ち位置」を確認したり、目指すべき方向を模索する際のヒントになるだけでなく、自分たちの事業のプロセスにおける課題への対応や、事業終了後の在り方等を検討する際や、評価をはじめとする協働事業の様々な仕組みを見直す際にも活用できると考える。

第4節 協働事業負担金事業制度の再設計

本節では、本県の協働に係る制度の中でも、中心的な役割を担っている協働事業負担金事業制度について、これまでに行った個々の事業の事例分析等から確認できた課題により、制度の抱える問題点を明らかにし、その解決案を提示する。

1 協働事業負担金事業制度が抱える問題点

(1) 制度の基本的な性格

第1節のまとめでも述べたように、協働事業負担金制度の特徴は、「補助金等」の一種である負担金の交付を、協働事業の資源としての資金提供と積極的に解釈し、標準的な交付手続に次の4点を加えてNPOとの協働を担保していることである（図表1-31）。

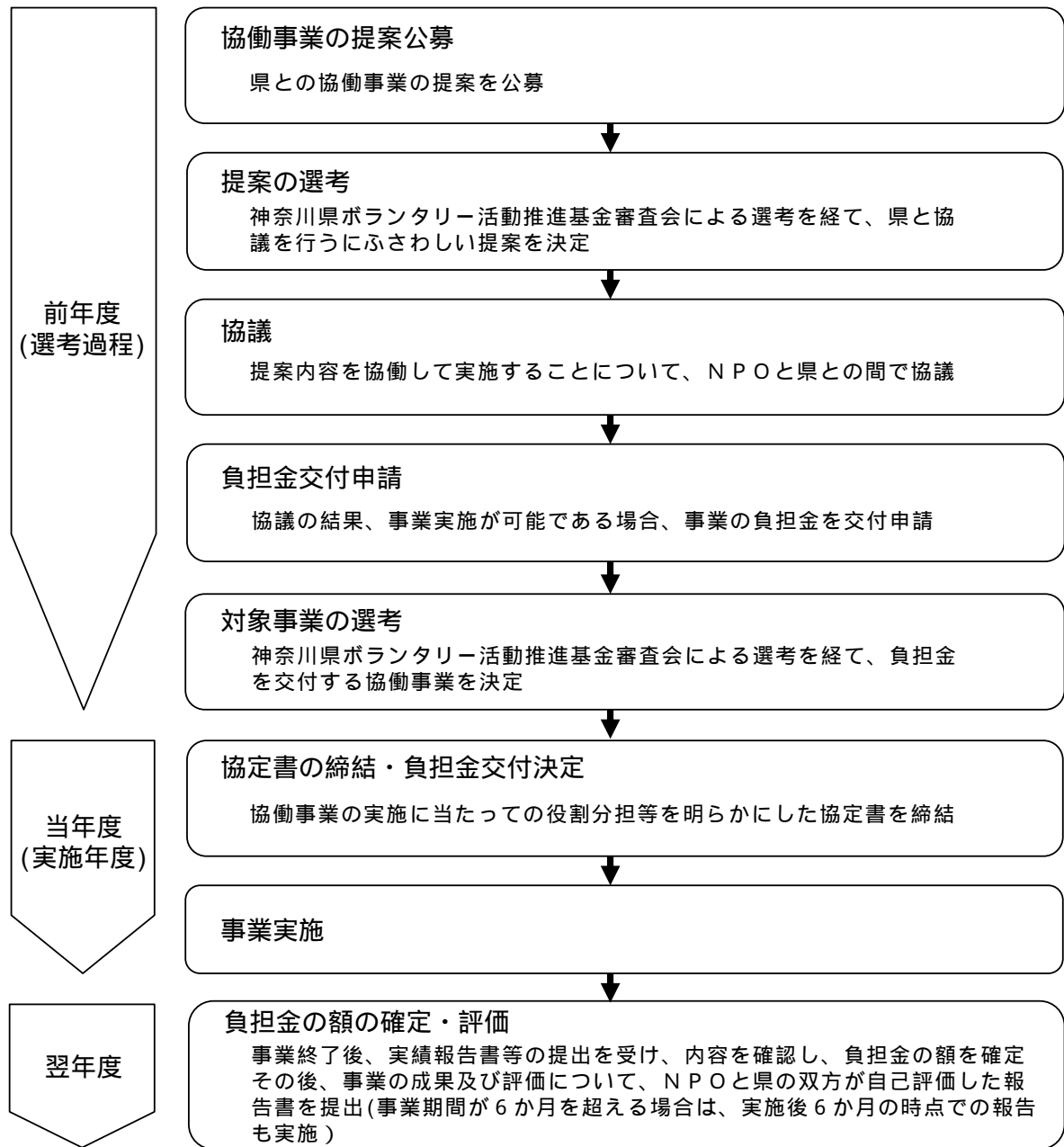
NPOからの事業提案

協働事業を実施するに当たってのNPOと県との協議

協働事業を実施するに当たって、NPOと県の役割分担等を明らかにするための協定書締結の義務付け

NPOと県による協働事業の評価

図表 1 - 31 協働事業負担金事業の事務の流れ



(2) 制度上の2つの問題点

協働事業負担金事業制度の問題点として2点取り上げたい。

第一に、協働事業の実施段階における「協議」に関してであり、第二に、協働事業の「評価」に関してである。

ア 協議に関する問題点 ~ 十分でない協議の量と質 ~

協働事業を実施する上で重要なポイントは、NPOと行政が十分な協議を行うことであるが、現行制度では、NPOが翌年度の協働事業負担金の申請前に、協働事

業の相手方となる県の担当部署と必要な協議を行い、協議結果に関する書類を事業計画書や収支予算書等に添付することを義務付けているだけで、協議の頻度や内容については、当事者の自主性に任せられている。NPOと県が協働事業を実施するというのは、両者にとって今までにやったことのない新しい経験であるのに、協議に関する制度上の根拠やサポートをする仕掛けがないため、その量と質が不十分で、協働事業の効果があまり出ていないと思われる事業も中には見受けられた。

一方で、実際に協働事業を担当したNPOと県の担当部署に対するヒアリングの中では、「月1回のペースで協議の場を設けている。考えなければならないことはたくさんある」、「事業を実施することでバタバタしてしまって、今後どのように事業を展開していくのかということを決める余裕がない。そういった意味では、事業を開始する際に、事業計画についてきちっと話をしておかなければいけないように思う」など、協議の必要性を訴える声が多かった。また、「市の職員の方とはコミュニケーションにギャップを感じなかったが、県の職員に対してはすごく感じた。そのため、我々がやりたいことを通訳してくれる人が必要だった」、「4年目ぐらいになると、県が入らなくても結構事業ができてしまうところがあって、それはあまりよくないことである。ところが5年目になって、事業終了後のことを考えなければならない時期になると、突然、県の役割が大きくなってしまう。4年目ぐらいから協議には第三者が同席するほうがいいと思う」といった声も聞かれ、協議の十分な量と質を高めるための工夫が求められている。

したがって、現行制度における協議に関する問題点は、協働事業の実施段階で協議を担保する仕組みと協議を促進するための仕掛けがほとんどないことである。課題は、協議の一定の量を確保するための仕組みづくりと、協議の一定の質を確保するための仕掛けにある。

イ 評価に関する問題点 ~明確でない評価目的と評価項目~

協働事業の評価も同様に問題が多い。評価が十分でないため、協働事業の成果があまり見えない事業も中には見受けられた。実際に協働事業を担当したNPOと県の担当部署に対するヒアリングでも、「誰に対して書くか、どういうことを書くか」、「何のための評価なのかがわからない」、「お金を出すだけの評価ではないのではないか」などといった困惑の声が多く聞かれた。

一方で、「協働事業としての評価」の必要性を訴える声は多い。「事業を終了するに当たって具体的に何も打ち出せないと、まったく協働していないように受け取られてしまう。両者の関係性ができて、実際に協働事業を進めることができたということの評価があると、外から見える印象が変わってくるのではないかと思います」とか、「NPOにも成果があったが、県にも成果があったとならないと、協働事業ではない。その点を今、県に出してもらいたいと思っている。NPOは成果がたくさんあったが、県にも成果があったはずである」といった声が聞かれた。

したがって、現行制度における評価に関する問題点は、「協働事業としての評価」をする仕組みが明確になっていないことである。

2 協働事業負担金事業制度の再設計

(1) 協議の再設計

ア なぜ、協議が必要なのか ~ 「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業の事例から ~

前述のとおり、協議に関する現行制度の問題点は、協議を担保する仕組みと協議を促進するための仕掛けがほとんどないことである。その結果、協議の量と質が十分でなく、協働事業の効果があまり出ていないと思われる事業も見受けられた。

なぜ、協議が必要なのか。協議を行う目的は何であろうか。ここでは、本章第2節のケーススタディでも取り上げた、「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業」の事例を基に、協議の必要性を明らかにする²⁹。

(ア) 関係性を創る

まず、なぜ、協議が必要なのだろうか。

「サーラーの場合、支援の対象が外国籍女性だったため、協働事業を開始するまでは、行政にとって縁遠いグループの1つだっただろう。（中略）協働事業を開始した当初、県がサーラーの活動を十分理解していたかどうか私たちは分からない。（中略）『人身売買された外国籍女性をかくまい、女性に在留資格があるうとなかろうと関係ないアウトロー的なところがある』などの印象をもたれていたのかもしれない。（中略）正直言ってサーラーも行政の方々とのように付き合い合ったら良いのか、分からなかった。だからこそ、パートナーの県の担当者とは対等に話ができる『ノーマルな』相手だと理解してもらえるよう、サーラーのスタンスや考え方を含め現実的な話を腹を割って語ることに徹していた時期があった。」とサーラーの武藤氏が述べていることから、NPOと県の協働事業は、まずお互いの関係性を、じっくりと創りあげるところから始める必要がある。事業の実施段階でNPOと行政が協議を十分に重ねていくことで、お互いが理解し合うことが重要であることの意味を武藤氏の声から知ることができる。

(イ) 知識創造を行う

次に、協議を行う目的は何であろうか。

「県と共有した考えは、日頃から外国籍女性が問題を抱えているにも関わらず、行政の窓口で相談に行こうとしない事実を直視しなければならないということだった。当時、県内の市町村等関係機関は外国人登録数自体は伸びているが、外国籍女性から相談を受けることはほとんどないと答える傾向にあった。県とサーラーはこの由々しい傾向に留意し、今後DV相談において、外国籍女性も対象とできるよう、当該協働事業を実施することによって市町村等関係機関の相談対応の改善を図った。」と武藤氏は述べている。

その結果、協働事業の実施を通じて市町村等関係機関の外国籍女性への対応が

²⁹ 前掲注17参照

変化したことで、サーラーが行っている民間レベルでの外国籍女性の一時保護が充実するという相乗効果も生まれるなど、協働事業の成果が評価され県の「かながわDV被害者支援プラン」の策定を通じて、県の配偶者暴力相談支援センターの機能強化として外国籍女性を対象とした多言語相談（サーラーへの委託）が新たに加わったのである。

こうした社会的なイノベーションの原動力も、元をたどれば協働事業の実施段階におけるNPOと県との協議の中にあっただと言える。

すなわち、協働事業における協議とは知識創造³⁰のためにNPOと県がそれぞれに持っている「暗黙知を豊かに形式化しつつ、組み合わせ実践に結び付けていくプロセス」³¹であり、協議を通じた新たな知識創造が、地域課題の解決に向け、社会的なイノベーションを引き起こしているのである。

また、県人権男女共同参画課へのヒアリングからは、「月例のような形で、NPOの事務所に行って、実際に活動している姿を見ながら打合せをして、問題があったことをその都度解決していった。実際には個別のケースが毎日入ってきて、それぞれ具体的に解決しなければいけない課題があり、その度にどうやったらいいのか、どのように役割を分担したらよいか、などで迷うことがあったので、そういうことを1つ1つ解決しながらやっていこうということだった。担当者は肌で課題を感じていたと思う」との声も聞かれたことから、「知識が生まれる場」としての協議を再認識する必要があると思われる³²。

- イ 再設計のための2つの提案 ~協議を担保する仕組みと協議を促進する仕掛け~
これまで述べた事例からも、協働事業が成果を上げるためには、NPOと県との協議というプロセスが重要な役割を担っていることがわかる。そのためには、協議の一定の量を確保するための仕組みづくりと、協議の一定の質を確保するための仕掛けが求められており、研究チームでは、協議に関し次のとおり提案を行う。

【提案1】協議の一定の量を確保する仕組み

協働事業を実施するNPOと県の担当部署に対し、原則として毎月1回以上の協議を義務付け、協議の結果について県サポートセンターに報告を行わせる。

なお、協議を実施するために県の担当部署で必要となる経費については、別途予算措置を行う。

³⁰ 野中郁次郎、竹内弘高『知識創造企業』（1996）

³¹ 野中郁次郎、紺野登『知識創造の方法論 ナレッジワーカーの作法』（2003）

³² 知識創造の理論では、「『現場』の持つ力」が非常に高く評価される。「『場(ba)』の生成と活用が重要である」とされる(前掲注31参照)。

【提案2】協議の一定の質を確保する仕掛け

NPOと県の担当部署の間の協議の質を確保するため、県サポートセンターは、必要に応じてファシリテーション能力を有するアドバイザーを派遣する。
 なお、年度ごとの協働事業負担金の交付申請に必要な事業計画書と収支計算書を作成する際の協議には、必ずアドバイザーを同席させるものとする。

(2) 評価の再設計

ア 構築に向けて ～協働事業に必要な評価の枠組み～

前述のとおり、協働事業に対し現在行われている評価の問題点は、その目的と手段が明確なことである。その結果、協働の成果があまり見えない事業も見受けられた。

そこで、まず、協働事業に必要な評価の枠組みについて、次のとおり整理した³³（図表1-32）。

図表1-32 協働事業の評価の枠組み

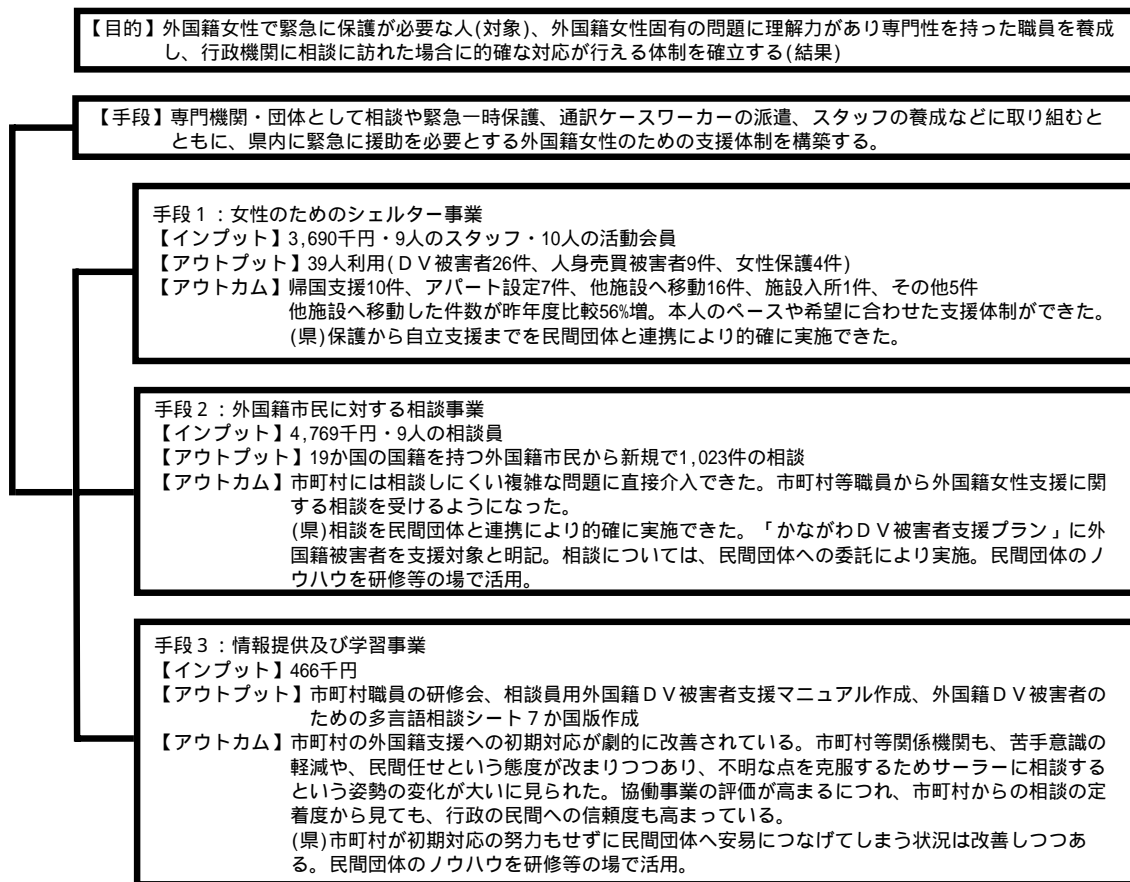
事前評価	評価を行うタイミング：事業を実施する前 評価の具体的な内容：費用対効果等の分析 評価のフィードバック：事業実施の採否、選択等
協働評価	評価を行うタイミング：定期的 評価の具体的な内容：協働の意義、協働に対する両者の姿勢、協働の形態について振り返りや確認 評価のフィードバック：互いの協働に対する正しい理解の促進や円滑な協働関係の構築
実績評価	評価を行うタイミング：事業年度終了後ごと 評価の具体的な内容：業績測定 ³⁴ の結果に基づき、あらかじめ設定した成果目標の達成度について分析 評価のフィードバック：事業計画書及び収支予算書の作成に向けての投入する資源の量と質の見直しや事業目的に対する事業手段の見直し等
総合評価	評価を行うタイミング：事業期間が終了する前(通常は事業開始から4年目) 評価の具体的な内容：課題が解決したかなど、事業全体に対して多様な視点から定量的・定性的な分析 評価のフィードバック：事業の継続・廃止・拡大・縮小等の決定

³³ 4つの区分については、政策評価各府省連絡会議「政策評価に関する標準的ガイドライン」(2001)、古川俊一・北大路信郷『新版 公共部門の評価の理論と実際』(2004)、総務省自治行政局地域振興課「地方自治体とNPO等との協働推進に関する調査」(2006)を参考にした。

³⁴ 実際に、平成17年度の「女性のための一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業」の業績を測定した結果が図表1-33である。

図表 1 - 33 協働事業の業績測定の例

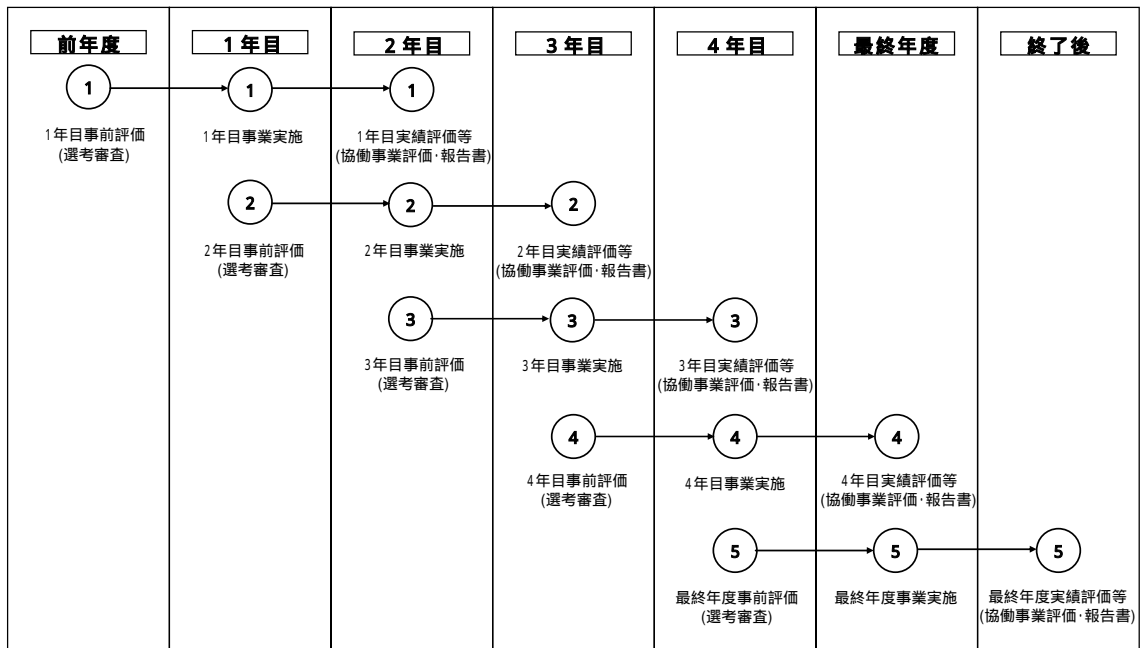
女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業
[N P O 法人女性の家サーラー・人権男女共同参画課]



その上で、現在、協働事業負担金事業制度で行っている評価について見ると、次年度の負担金交付対象事業に対する選考審査という形で「事前評価」が、各年度ごとの「協働事業評価・報告書」の作成を通じて「実績評価」が実施されている(図表1-34)。ただし、「実績評価」はその結果がフィードバックされる仕組みになっていないことがわかる。

また、「協働事業評価・報告書」の個々の評価項目(図表1-35)について見ると、実績評価に必要な項目以外にも、総合評価に必要な項目や、協働評価に必要な項目が入っており、評価書としての整理がされていない状況にある。

図表 1 - 34 協働事業負担金事業制度の評価の現状



図表 1 - 35 「協働事業評価・報告書」における評価項目

評価項目 [大項目]	評価項目 [中項目]	評価項目 [小項目]	評価の種類		
協働事業の実施結果について	事業目標の達成度について	協働事業の実施結果を見て、所期の目的を達成することができたと思いますか。(はい、いいえ)	実績評価		
		その達成度は何%くらいですか。(%)			
		事業の受益者の満足を得ることができましたか。(はい、いいえ)			
	個別事業ごとの実施結果について	事業名			
		実績(目標の達成状況)			
		成果			
		実績及び成果に対する評価			
		評価の考え方			
	社会的認知の獲得	PRの事例			総合評価
		社会的認知度の向上			
	新たなネットワークの構築	ネットワークの具体的内容			
		ネットワークの活用			
	県の施策等への影響	影響の具体的内容			
		事業の継続・発展への影響			
	その他	成果のアピール			
事業の発展への貢献					
協働事業の管理状況について	この1年間の協働事業の進め方などに関して、次の質問に、はい、いいえでお答えください。	協働事業の進捗状況は適切に管理できていましたか。(はい、いいえ)	協働評価		
		協働事業の実施に伴う収支は少なくとも月単位で整理できていましたか。(はい、いいえ)			
		協働事業の実施に関する情報は団体の理事会等で共有されていましたが。(はい、いいえ)			
		協働事業の実施に関する活動記録は速やかに整理するきまりになっていましたか。(はい、いいえ)			
		協働事業の実施にあたって、団体内部の役割分担は明確でしたか。(はい、いいえ)			
県との協働についての評価	この1年間の県との協働の進め方に関して、次の質問に、はい、いいえでお答えください。	協働事業の実施にあたって、団体と県とは必要な情報の共有ができていましたか。(はい、いいえ)	協働評価		
		協働事業の実施にあたって、団体と県とはそれぞれの役割を果たしましたか。(はい、いいえ)			
		全体として、団体と県とは対等の立場で協働ができましたか。(はい、いいえ)			
		協働事業を一緒にやってよかったと思いましたが。(はい、いいえ)			
	県との協働の取り組みについて	協働の取り組み			
		協働の成果			
		協働の成果の評価			
協働事業を継続する上での課題とその対応策			総合評価		
負担金事業終了後の当該協働事業の見通し					

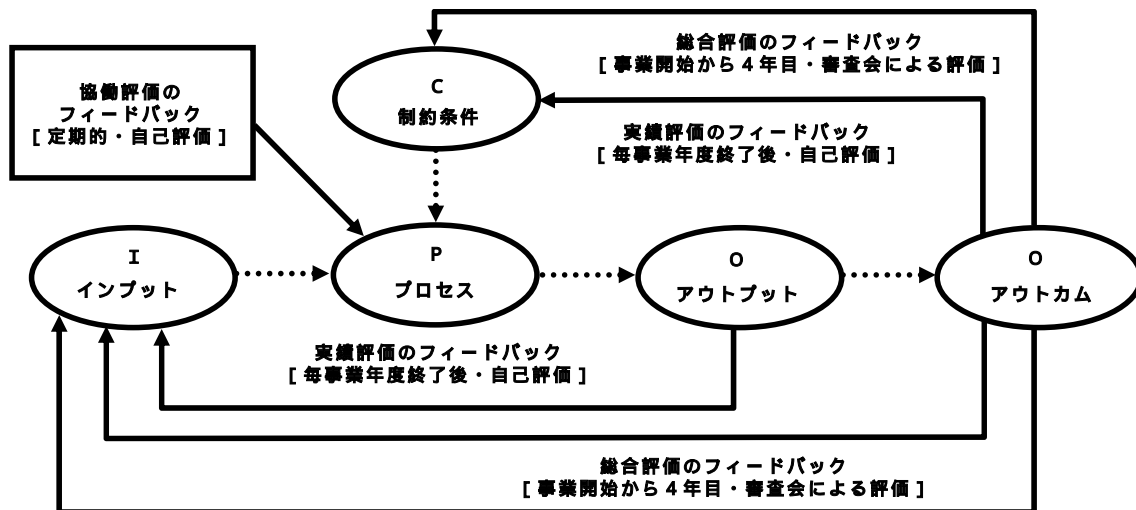
イ 新しい評価システムの提案

これまで述べてきた現行の評価の問題点の解決策として、本研究では次のような新しい評価システムを提案する。

まず、協働事業について、企業等の業務プロセス改善等で使用されているシボック(SIPOC)を基本に、プロセスフロー図を作成し、さらにプロセスフロー図に協働評価、実績評価及び総合評価のフィードバックを加えることで、新しい評価システムとしてのフロー図(図表1-36)として整理したものである³⁵。

以下、新しい評価システムについて、協働評価、実績評価及び総合評価をどのように実施すべきか具体的な提案を行っていく。なお、事前評価については現在実施されている、次年度の負担金交付対象事業の選考審査で十分であると考えているため、提案の対象としない。

図表1-36 新しい評価システムのフロー図



³⁵ シボック(SIPOC)とは、業務プロセスのダイアグラムを構成する5つの要素(サプライヤー(Supplier)、インプット(Input)、プロセス(Process)、アウトプット(Output)、顧客(Customer))の頭文字を組み合わせたもので、プロセス管理やプロセス改善によく利用される技法であり、ここでは、シボック(SIPOC)からサプライヤー(Supplier)と顧客(Customer)を削除し、アウトカム(O)と制約条件(C)を加えて、協働事業のプロセスフロー図としている。

また、制約条件とは、例えば、関係する政策や、県の方針、関係機関の理解、NPOの事業を制約している社会的な環境等、協働事業の現場のプロセスで障害となっているものを指している。

なお、記述に当たっては、高梨智弘・万年勲『プロセス・マネジメント入門』(2003)、中野明『エリヤフ・ゴールドラットの「制約理論」がわかる本』(2006)を参考としている。

(ア) 協働評価の提案

まず、協働評価については、協議のたびに評価を行うこととし、その結果をすぐに事業プロセスにフィードバックする仕組みをつくることを提案する。なお、評価の際は、県の担当者が人事異動等で代わることも考えられるため、評価を十分に行うことで、互いの協働に対する正しい理解の促進や円滑な協働関係の構築を進めることが求められる³⁶。

【提案】協働評価の実施

NPOと県の担当部署は協議を実施した際、それぞれ「協働評価報告書」を作成し、県サポートセンター所長に提出する。

なお、県サポートセンター所長は、「協働評価報告書」の内容を確認し、必要に応じて、ファシリテーション能力を有するアドバイザーを派遣するものとする。

(イ) 実績評価の提案

次に、実績評価については、これまでどおり各年度の終了時に実施することで十分であると考ええる。

しかし、現在の「協働事業評価・報告書」に設けられている評価項目は、前述のとおり実績評価に必要な項目以外も含まれているので、評価項目について見直しを行う必要がある。

また、現在実施されている実績評価については、フィードバックが十分に行われているか疑問がある。今後、実績評価のフィードバックを十分に行うための留意点としては、まず、事業のインプット（NPOと県の双方が投入した資源）の量と質や、事業目的に対する事業手段の見直しについての協議をNPOと県が十分に行った上で、事業計画書や収支予算書の作成につなげる（フィードバックする）ことが必要である。さらに、事業プロセスの制約条件の見直しにも意識的にフィードバックさせることが重要である。

なお、現在は、各年度の間時点でも「協働事業中間評価・報告書」の作成を通じて、NPOと県の担当部署が各年度の終了時と同様に自己評価を行っているが、このタイミングでの評価は、何にフィードバックさせるのが明確ではなく、評価を行う意味が見い出せないことから、各年度の間時点での評価は廃止することを提案する。

³⁶ 現在は、年度ごとの協働事業の評価の一部として協働評価が行われているが、人事異動のため実際に事業を担当した前任者ではなく、異動してきたばかりで、事業のことはまだよくわからない後任者が協働評価を行っていたという事例もあったと予想される。これも、現在行われている評価の目的と手段が不明確であるという典型的な例である。

【提案1】実績評価の実施

NPOと県担当部署は事業年度終了後に、それぞれ「実績評価報告書」を作成し、審査会に提出することとする。

審査会は、「実績評価報告書」の内容を確認し、必要に応じて、両者に対し意見を述べるができる。両者はその意見を尊重しなければならない。

なお、実績評価の結果をどのようにフィードバックをさせたかは、協議の際に作成する「協働評価報告書」を通じて、県サポートセンター所長が確認するものとする。

【提案2】各年度中間時点での評価の廃止

各年度の中間時点で行っていた「協働事業中間評価・報告書」の作成は行わないこととする。

(ウ) 総合評価の提案

最後に、総合評価については、協働事業の成果（アウトカム）を、課題が解決したかなど多様な視点から分析し、最終的に、県として協働事業を継続するか、廃止するか、あるいは、拡大するか、縮小するかなどの意思決定にフィードバックさせる仕組みを新たにつくる必要がある。

なお、総合評価を行うに当たっては、次のような多様な視点からの分析が必要である。

県民の視点から協働事業の成果（アウトカム）を分析する

協働事業の成果（アウトカム）について、次のような県民の協働事業に対する期待にこたえる形で分析する必要がある。

- ・ 県民ニーズへの柔軟な対応をもたらしたか
- ・ 地域の課題解決の促進につながったか
- ・ 県民に対して行政だけでは提供できない多様な公共サービスをもたらしたか

資金負担の在り方について分析する

協働事業負担金事業制度の事業期間は最長5年間であり、事業期間終了後も事業を継続するには、県による資金負担の継続、あるいは、県以外からの資金獲得が不可欠であり、協働事業への資金負担の必要性について、次のような分析が必要である。

- ・ 県が資金を負担しなければ実施できない事業か
- ・ NPOが自己資金を調達して実施することも理論上は可能であるが、一定の事業規模に達しなければ、事業実施による効果が期待できない事業か

- ・ 事業期間終了後は、県は資金負担をせずに、利用者負担や、賛同者を増やし会費や寄付等の収入を確保して実施すべき事業が

協働事業のゴールイメージを分析する

前節で整理した協働事業のゴールイメージについて分析することで、協働事業をどのように成長させていくか、関係者に共通のイメージを与えることが必要である³⁷。

アントレプレナーシップについて分析する

協働事業を通じて地域課題を解決しようとする意欲とアイデアを持ったNPOは、ある意味で起業家（アントレプレナー）であると言える。年間の負担金交付額の上限が1,000万円である協働事業という機会を与えられた起業家が、県との協働を通じて、何を目指し、何を達成したのかについて、次のようなアントレナーシップ（起業家精神）という視点での分析が必要である。

- ・ 課題を解決し、NPOのミッション（使命）を達成したか
- ・ 提案した事業が新たな政策形成に反映されたか
- ・ 社会的・経済的に自立できる事業モデルをつくり出したのか

【提案】総合評価の実施

審査会は、3年目までの協働事業の成果を踏まえ、総合評価を行い、評価の結果を知事に対し建議するものとする。

知事に対する審査会からの建議を受けて、県として、最終的に、各部局の企画担当課長等から構成される「NPO等との協働に関する庁内推進会議」や政策会議等における検討を通じ、協働事業を継続するか、廃止するか、あるいは、拡大するか、縮小するかなどの意思決定を行う。

³⁷ 地域イノベーション型協働事業、開発コラボレーション型協働事業、政策コオペレーション型協働事業、市民ベンチャー型協働事業の4つのゴールイメージを提示している（85頁参照）。

第2章 県内市町村のNPOとの協働

本章ではまず、県内市町村のNPOとの協働に係る取組の現状を確認する（第1節参照）。次に、県内市町村の中でも先進的に協働に取り組んできた大和市の「協働事業提案制度」を市町村による協働事業の一例として取り上げ、その現状を分析・確認する（第2節参照）。最後に神奈川県と大和市の協働事業の比較を試みる（第3節参照）。

第1節 県内市町村のNPOとの協働に係る取組の現状

本節では、県内市町村のNPOに係る取組及び県内市町村のNPOとの協働に係る取組の現状を整理する。

(参考) 認証団体の主たる事務所の所在地による市町村区分(平成20年2月29日現在)									
横浜市	988件	川崎市	241件	横須賀市	82件	平塚市	64件	鎌倉市	72件
藤沢市	104件	小田原市	43件	茅ヶ崎市	51件	逗子市	24件	相模原市	116件
三浦市	12件	秦野市	28件	厚木市	45件	大和市	40件	伊勢原市	31件
海老名市	25件	座間市	21件	南足柄市	8件	綾瀬市	14件		
葉山町	20件	寒川町	9件	大磯町	7件	二宮町	6件	中井町	1件
大井町	1件	松田町	3件	山北町	5件	開成町	3件	箱根町	5件
真鶴町	1件	湯河原町	3件	愛川町	3件	清川村	3件		

1 県内市町村のNPOに係る取組状況

(1) 活動の場の提供状況（市民活動サポートセンター等の設置）

市民活動サポートセンター等を設置しているのは、県内33市町村のうち19市町であり、半数を超えている（図表2-1）。

設置年度を見ると、県サポートセンターが設置された翌年の平成9年度に海老名市で設置されたのを皮切りに、NPO法の施行（平成13年）前に5市で設置されており、施行後は14市町で設置されている。

図表2-1 県内市町村における市民活動サポートセンター等の設置状況

市町村名	名 称	設置形態	設置年度
横浜市	横浜市市民活動支援センター(このほか、市内各区に区民活動支援センターが設置されている。)	公設民営	平成12年度
川崎市	かわさき市民活動センター(このほか、市内各地域に市民協働プラザ等が設置されている。)	公設民営	平成15年度
横須賀市	横須賀市立市民活動サポートセンター(このほか、市内各地域に市民活動サポートセンターが設置されている。)	公設民営 (指定管理者)	平成11年度
平塚市	ひらつか市民活動センター	公設公営	平成15年度
鎌倉市	鎌倉市市民活動センター	公設民営 (指定管理者)	平成10年度
藤沢市	藤沢市市民活動推進センター	公設民営 (指定管理者)	平成13年度

市町村名	名 称	設置形態	設置年度
小田原市	おだわら市民活動サポートセンター	公設民営 (指定管理者)	平成13年度
茅ヶ崎市	ちがさき市民活動サポートセンター	公設民営 (指定管理者)	平成14年度
逗子市	逗子市市民交流センター市民交流活動スペース	公設公営	平成19年度
相模原市	さがみはら市民活動サポートセンター	公設民営	平成14年度
秦野市	秦野市市民活動サポートセンター	公設民営	平成15年度
厚木市	厚木市ボランティア活動サポート室	公設公営	平成10年度
大和市	大和市民活動センター	公設民営	平成17年度
海老名市	えびな市民活動サポートセンター	公設公営	平成9年度
綾瀬市	市民活動センターあやせ	公設公営	平成17年度
葉山町	葉山まちづくり館	公設民営	平成15年度
二宮町	にのみや町民活動サポートセンター	公設公営	平成18年度
真鶴町	真鶴地域情報センター・住民サポートコーナー	公設公営	平成17年度
愛川町	あいかわ町民活動サポートセンター	公設公営	平成19年度

(2) 助成制度の整備状況

助成制度を整備しているのは、県内33市町村中14市町である（図表2-2）。

整備年度を見ると、県の基金21（平成13年度）よりも前の平成12年度に横浜市で整備されたのが最も早く、他の市町では、NPO法が施行され、基金21が整備された翌年の平成14年度以降、助成制度が整備されている。

助成制度は、NPO活動の促進を支援することを目的としているものがほとんどであるが、横浜市の市民活動推進助成金のようにNPOの事務所の賃貸料の一部を助成するものもある。

図表2-2 県内市町村における助成制度の整備状況

市町村名	名 称	整備年度
横浜市	横浜市市民活動推進助成金 よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)	平成12年度 平成17年度
川崎市	かわさき市民公益活動助成金	平成16年度
横須賀市	横須賀市市民協働補助金	平成14年度
平塚市	公益信託ひらつか市民活動ファンド	平成15年度
藤沢市	公益的市民活動助成事業	平成18年度
小田原市	市民活動応援補助金	平成16年度
茅ヶ崎市	市民活動げんき基金	平成17年度
秦野市	秦野市市民活動サポート事業支援金	平成14年度
厚木市	市民活動推進補助金	平成14年度
大和市	新しい公共を創造する市民活動推進基金	平成16年度
伊勢原市	市民活動支援助成金	平成17年度

市町村名	名 称	整備年度
綾瀬市	きらめき補助金(市民活動応援補助金)	平成18年度
二宮町	協働まちづくり補助金	平成18年度
愛川町	町民アイデアまちづくり事業	平成15年度

(3) 活動支援条例の施行状況

活動支援条例を制定・施行しているのは、県内33市町村中10市町である（図表2 - 3）。

施行年度を見てみると、横浜市はNPO法施行の前年に条例を施行しており、他の市町では法が施行された平成13年度以降、条例が施行されている。

図表2 - 3 県内市町村におけるNPO等の活動支援条例の施行状況

市町村名	名 称	施行年月
横浜市	横浜市市民活動推進条例	平成12年7月
横須賀市	横須賀市市民協働推進条例	平成13年7月
平塚市	平塚市市民活動推進条例	平成15年1月
藤沢市	藤沢市市民活動推進条例	平成13年10月
小田原市	小田原市市民活動推進条例	平成15年7月
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市市民活動推進条例	平成17年4月
大和市	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例	平成14年7月
綾瀬市	綾瀬きらめき市民活動推進条例	平成16年4月
二宮町	二宮町町民参加活動推進条例	平成18年3月
愛川町	愛川町自治基本条例(条例の第5章(町民公益活動)の中で規定している。)	平成16年9月

2 県内市町村のNPOとの協働に係る取組状況

(1) 指針等の策定状況

NPOとの協働を推進していくための指針やガイドライン等を策定しているのは、県内33市町村中4市である（図表2 - 4）。

策定年度を見ると、県の指針の策定（平成16年10月）の前に3市で策定され、県の指針策定後に1市で策定されている。

図表 2 - 4 県内市町村における指針等の策定状況

市町村名	名 称	内 容	策定年月
横浜市	協働推進の基本指針	市民と行政が協働して地域課題を解決していくに当たって、協働の考え方や進め方等への理解を深め、共通の認識を持って協働を進めていくための基本指針	平成16年 7月
川崎市	川崎市協働型事業のルール	市民活動団体と行政が協働で事業を行うときの基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示したもの	平成20年 2月
相模原市	さがみはらパートナーシップ推進指針	NPOをはじめ、個人、企業、大学、行政等、様々なまちづくりの担い手がパートナーシップを進めるための目標や基本方針を定めたもの	平成15年 2月
大和市	協働事業ガイドライン	協働事業に関わるNPO、行政の指針となるよう、年度ごとに前年度までの協働事業提案の経験を基に、協働事業についての共通ルールを明示したもの	平成16年 3月 ¹

(2) 協働事業提案制度の状況

NPOとの協働を推進する取組として、NPOや行政が協働事業を提案し、実施する制度が開始されているのは県内33市町村中6市である(図表2-5)。

開始年度を見ると、すべての制度が県の協働事業負担金事業制度(平成14年1月)より後に開始されている。

図表 2 - 5 県内市町村における協働事業提案制度の状況

市町村名	名 称	開始年度
横浜市	横浜市協働事業提案制度モデル事業	平成17年度 17~19年度のモデル事業として実施
横須賀市	企画提案型市民協働モデル事業(横須賀コンパクト)	平成16年度
鎌倉市	市民活動団体提案協働事業・市提案協働事業	平成19年度
藤沢市	藤沢市相互提案型協働モデル事業	平成18年度
茅ヶ崎市	行政提案型・市民提案型協働推進事業	行政提案型 平成18年度 市民提案型 平成19年度
大和市	協働事業提案制度(市民提案事業・行政提案事業)	市民提案 平成15年度 行政提案 平成16年度

¹ 平成16年3月の策定後、年度ごとに更新している(最終の更新は平成19年3月)。

3 まとめ

県内市町村のNPOに係る取組状況は、地域によって進展に差はあるものの、市民活動サポートセンター等の設置や助成制度の整備等、NPOの支援に係る取組は着実に進められている。また、こうしたNPOの支援に係る取組とともに、協働に係る指針等の策定や「協働事業提案制度」といった協働の推進のための制度の整備も、徐々にではあるが進んでいることがわかる。

このように、より住民に近い基礎自治体である市町村においてNPOに係る取組が積極的に行われている状況を踏まえ、広域自治体である本県としては、NPOへの支援やNPOとの協働推進の施策等に関する、自らの役割や実施すべき取組の方向を見直すことが求められる。なお、この点に関しては、第3章第4節で改めて述べる。

第2節 大和市協働事業提案制度と個別協働事業の分析

本節では県内市町村の協働事業の一例として、大和市の協働事業提案制度を取り上げ、その概要を整理するとともに、個別の実施事業について分析を行う²。

1 大和市における協働の概要

大和市では、平成14年7月に施行された「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」に基づき、これまで協働に積極的に取り組んできた。そこで、この条例の制定経緯や条例に係る取組を中心に大和市における協働の取組について整理する³。

(1) 条例制定の経緯

大和市では、市民活動、とりわけ福祉分野の活動が活発になる中、市民福祉事業支援条例の制定に関する請願が、平成12年3月に市民から出された。このような状況を受けて、市では、平成12年8月に市民活動実態調査を実施し、その結果、市内全域で様々な分野の市民活動が活発に行われていることがわかった。そこで、市では、福祉分野に限定された支援条例ではなく、市民活動全般を視野に入れた条例の検討を開始し、様々な過程を経て、平成14年7月から「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」を施行している。

(2) 条例の特徴

条例の特徴としては、次の2点が挙げられる。

一点目は、条例素案の策定に当たり、「市民が考えた素案を基本としたこと」である。市では行政が条文を策定するという通例にとらわれず、NPOの代表者や公募の市民を含む「協働ルール検討会議」を設置し、そこに素案の検討作業をゆだねた。また、「協働ルール検討会議」での検討過程では、「協働ルールワークショップ」を6回開催するなど、市民参加を重視した。

² なお、大和市の協働事業の仕組みについては、現在検証中であり、今後方針等が変更される可能性がある。

³ 記述に当たっては、『大和市のアドバンス・アイディアズ 条例・政策・計画実現集』（2006）を参照した。

二点目は、「条例に新しい公共理念と理念実現の仕組みを規定したこと」である。条例は、新しい公共の概念を示した上で、その概念を実現させるための具体的な仕組みを明示するという構成になっている。

(3) 条例上の概念

ア 「新しい公共」

「新しい公共」については、条例の前文において、次のように規定されている。

(前文より抜粋)

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を私たちは「新しい公共」と呼びます。

また、「新しい公共」は、条例第2条第1号で「市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう」と定義されている。つまり、「行政のみではなく市民、ボランティア、NPO、大学、公益法人、そして企業(事業者)などが協働して、地域社会の現場から公共の課題を発見し、これを共有し、その解決に取り組む」という考え方を示している⁴。

イ 協働

条例では、「協働」そのものの定義規定はない⁵が、「協働事業」については、第2条第8号で、「市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう」と定義されている。さらに、第3条の基本理念の中で、次のように「協働の原則」を規定している。

(基本理念)

第3条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する(以下このことを「協働の原則」という。)

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。

このように、「新しい公共」の創造のためには、市民、市民団体、事業者、行政がお互いの信頼関係に基づいて相互理解を深めながら、対等の関係で協力、連携する姿勢が必要であり、この協働の原則とも呼べる関係性を築いていくことが

⁴ 大和市民活動に関する協働ルール検討会議『新しい公共の創造に向けて』(「新しい公共を創造する市民活動推進条例(仮称)」に関する提言)(2002)

⁵ なお、大和自治基本条例は、「協働」を「市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう」(第3条第4号)と定義している。

重要としている⁶。

(4) 条例の運用

次に、条例の運用という観点から、その中心的な役割を担う「協働推進会議」と、協働事業の仕組みである「協働事業提案制度」について整理する。

ア 協働推進会議

協働推進会議は、「条例に基づく具体的手続や運用に関する事項その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため」（条例第14条）、平成15年4月に設置された組織である。なお、市長との対等性を保った独立した機関として位置付けるため、市の附属機関とはされていない。

また、会議の運営方法や機能については、市長との間で締結する基本協定⁷の中に規定している。

(ア) 基本協定

基本協定の構成は、次のとおりである。

第1章 基本的事項		
1. 本協定の位置づけ	2. 基本協定締結の目的	3. 共有する認識
4. 果たすべき役割	5. 協働の原則	6. 基本協定について
7. 公開の原則	8. 成長するシステム ⁸	
第2章 協働推進会議の運営に関すること		
1. 協働推進会議の構成	2. 委員	3. 検討体制
4. 事務局	5. 市の協力	6. 検討内容の提案権
7. 運営経費		
第3章 協働推進会議の機能に関すること		
1. 機能に関する基本的事項	2. 登録・届出	3. 市民事業
4. 協働事業	5. 社会資源の活用	6. 協働の拠点

なお、協働推進会議の基本的な役割は、基本協定の第1章「4. 果たすべき役割」の中で、「条例前文に謳われた理念を、新しい公共を創造する仕組みづくりとその運営という具体的な実践を通じて実現化し、「協働」を根付かせること」と規定されている。

⁶ 前掲注4参照

⁷ 基本協定は、平成15年5月19日に締結され、その後平成17年4月11日、平成19年4月11日の2回更新されている。

⁸ 「成長するシステム」とは、条例で定められた考え方に沿って、具体的な事例を積み重ねる中で、柔軟でゆるやかな制度づくりを進めていこうという考え方を指す。

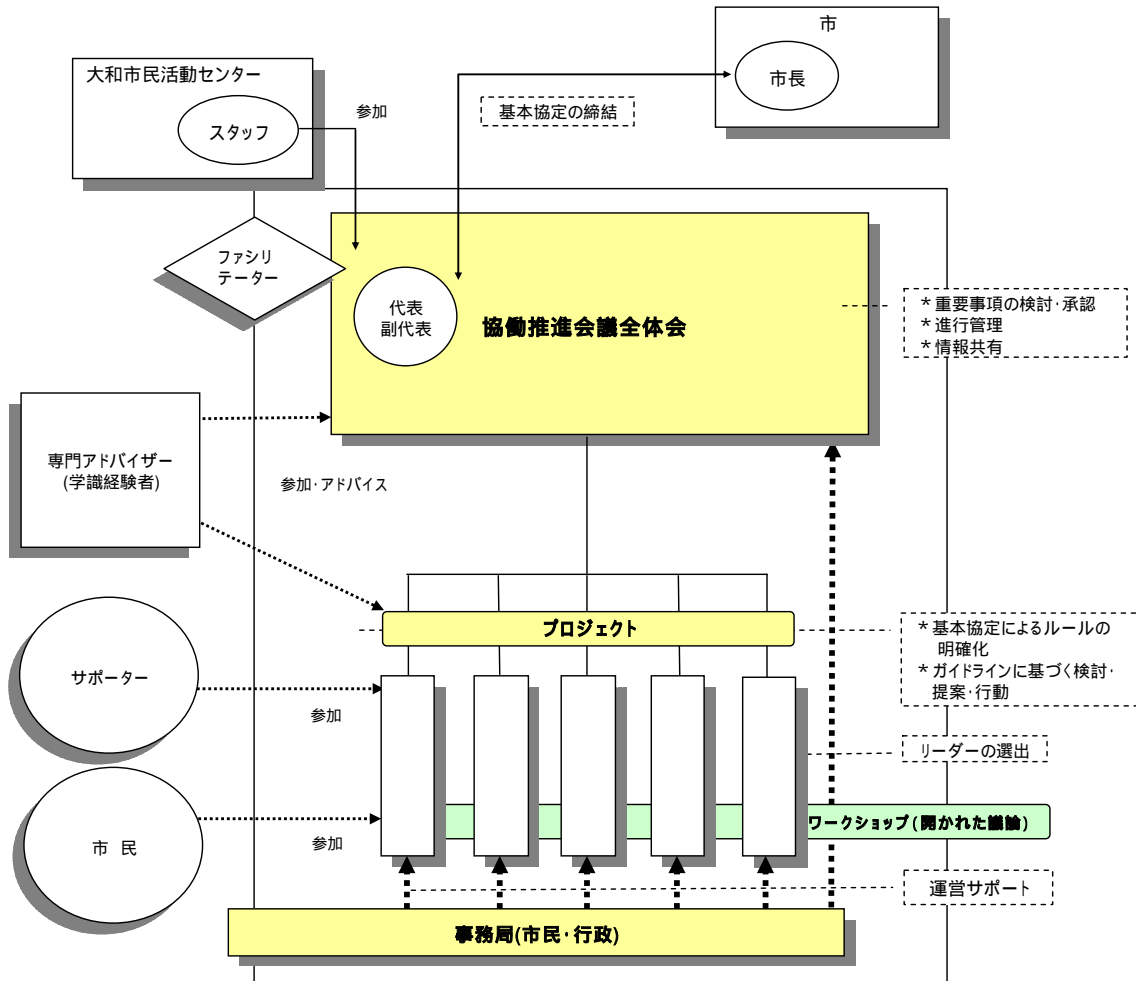
(イ) 委員の構成

委員は14名で、その構成は、市民委員12名、行政委員2名となっている（平成19年4月1日現在）。

(ウ) 組織体系

協働推進会議の組織体系は、次のとおりである（図表2-6）。

図表2-6 協働推進会議組織体系図



委員の選考等検討チーム「大和市協働推進会議の委員の選考等について報告書」（2006）に基づき研究チームで作成

イ 協働事業提案制度

「協働事業」は、条例第12条に規定されており、協働事業提案制度は「協働事業ガイドライン⁹」に基づき運用されている。

⁹ ガイドラインは、年度ごとに更新し、内容を充実させている。

(7) 手続の流れ

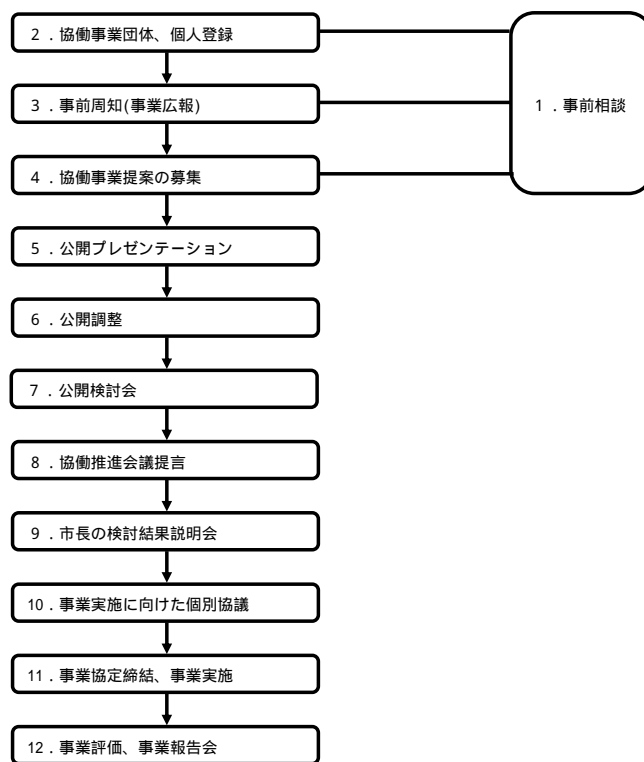
事業には、「市民提案事業」と「行政提案事業」の2つがあり、手続の流れは、それぞれ次のとおりである（図表2 - 7、図表2 - 8）。

手続は、すべて公開のプロセスに則って行われる。協働が広く伝えられ、相互のネットワークが広がり、新しい公共が生み出されていくことが期待されている。そのためにも、広く市民に対して情報が公開されていくことが重視されている¹⁰。

協働事業の事業期間¹¹は、3年間（提案年度の翌年度から）を限度としており、事業終了後（3年後）も事業を継続する場合は、3年目に改めて提案を行う必要がある。

なお、個別の協働事業を実施する際には、NPOと市の担当部署が、事業の目的、事業の内容、事業の期間、役割分担、成果の帰属、負担金、賠償の責務等を定めた「事業協定書」を締結している。また、事業協定書とは別に、支出する負担金額を明記した「負担金協定書」を単年度ごとに締結している¹²。

図表2 - 7 市民提案事業のプロセス



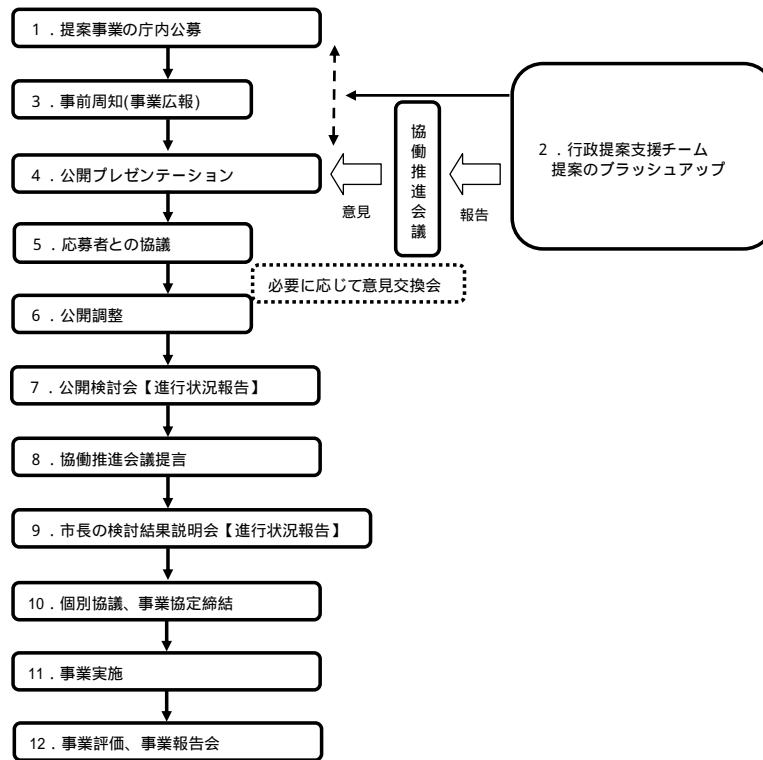
協働事業ガイドライン2007年度版を基に研究チームで作成

¹⁰ 「協働事業ガイドライン2007年版」

¹¹ 事業期間中は、事業内容に大きな変更がなければ、年度ごとに提案を行う必要はない(事業協定書も自動更新となる)。

¹² ただし、提案年度に協議が整い、事業を開始した場合に、提案年度に負担金を支出する場合がある。

図表 2 - 8 行政提案事業のプロセス



協働事業ガイドライン2007年度版を基に研究チームで作成

(イ) 事業の実施状況

事業の提案数等の推移は、図表 2 - 9 のとおりであり、これまで26事業が採択され、そのうち 8 事業が既に終了しており、現在18事業が実施されている（図表 2 - 10）。

図表 2 - 9 協働事業提案数等の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
提案数	26	14	15	14	69
市民提案	26	12	11	9	58
行政提案	-	2	4	5	11
採択数	9	5	6	13	33
市民提案	9	3	2	8	22
行政提案	-	2	4	5	11
その他				継続市民提案 4件が継続して 協働事業化	

採択数の合計は33事業であるが、そのうち 4 事業は継続提案事業、また、3 事業は事業採択後の個別協議において、協定締結に至らなかったため、実質的な採択数は26事業である。

図表 2 - 10 大和市個別協働事業の一覧

事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
大和市移動制約者の外出介助サービス事業(市民提案 継続)	N P O法人 ワカズ・コレイブ ケアびーくる	保健福祉部障害福祉課・福祉総務課	障害者や高齢者等の移動制約者が外出時の困難や不安を解消し、社会参加の促進を図る。	H16 ~ 20
大和市移動制約者の外出介助サービス事業(身体障害者、高齢者の通院・外出支援サービス事業)(市民提案 継続)	N P O法人 大和市腎友会	保健福祉部障害福祉課・福祉総務課	障害者や高齢者等の移動制約者が外出時の困難や不安を解消し、社会参加の促進を図る。	H16 ~ 20
渋谷(南部地区)土地区画整理事業における事業用地の景観美化事業(市民提案)	N P O法人 ラプスサポートセンター	渋谷土地区画整理事務所事業管理課 企画部情報政策課	渋谷(南部地区)土地区画整理事業における事業用地の一部を地域の交流と憩いの場である「みんなの庭」に位置付け、市民が楽しみながら花や緑を植え育て景観美化を図り、この過程の中で地域通貨「ラプ」を循環させ、コミュニティの活性化を図る。	H16 ~ 18
地域と学校の連携による大和市立渋谷中学校学校開放事業(市民提案 継続)	渋谷きんりん未来の会 大和市立渋谷中学校開放管理運営委員会	教育委員会生涯学習部生涯学習センター	大和市立渋谷中学校を生徒のみならず、地域住民にとっても学びの場とし、地域に開かれた地域に密着した学校開放を推進し、「地域に根ざした未来を担う学校づくり」を実現する。	H16 ~ 21
大和市の青少年に関する意識調査事業(市民提案)	共育ちプラザ ~まんなの自分	教育委員会生涯学習部青少年センター	思春期・青年期の青少年がより生きやすい生活環境をつくりだすために、どのような居場所や関わりが必要なのかを理解し、青少年の意識や要望等を把握する。	H16 ~ 17
青少年の自立支援事業(市民提案)	N P O法人 かながわ就職支援研修センター	市民経済部産業振興課	青少年に将来に対する目的意識を持たせ、雇用の創出を図り、健全な社会生活を営むことができるように支援する。	H16 ~ 18
やまと太陽光発電設備設置プロジェクト事業(市民提案)	やまとエコデザイン会議	環境部環境総務課	地球温暖化防止対策の一環としての自然エネルギー活用の啓発を目的として市民の募金等とボランティアにより大和市役所玄関前キャノピー上に太陽光発電設備を設置し、得られた電力を市役所庁舎において使用するとともに、自然エネルギーの活用をわかりやすく掲示する。	H16
大和市子育てサポート事業(市民提案 継続)	N P O法人 ワカズ・コレイブ チャイルドケア	保健福祉部児童育成課	子育て中の保護者が社会的理由により一時的に育児ができない場合に児童を預かり児童の安全を確保する。	H16 ~ 20
生涯学習センターホール、リフォーム検討プロジェクト事業(市民提案)	個人	教育委員会生涯学習部生涯学習センター	生涯学習センターホールが、多目的なホールであることを基本として、現状の音楽環境等を改善するための効果的、現実的なリフォーム案を策定する。	H16

事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
悪い大人に負けないための法律講座(市民提案)	神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部	教育委員会教育総務部指導室	児童生徒を取り巻く社会情勢の変化に鑑み、地域の教育力を活用し、小・中学校における学校教育の活性化を図るとともに、児童生徒の社会的規範意識の高揚及び法律知識の習得を目的として講座等を実施する。	H17 ~ 19
CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)提供事業(市民提案)	NPO法人やまとCAPひまわり	教育委員会教育総務部指導室	地域の教育力を活用し、小・中学校における学校教育の活性化を図るとともに、児童生徒の人権意識の高揚及び暴力防止技能の習得を通して、安全教育の充実に資することを目的としてCAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)を提供する。	H17 ~ 19
大和市男女共同参画に関する市民意識調査(行政提案)	聖セシリア女子短期大学	市民経済部市民活動課	「やまと男女共同参画プラン」の「第2次実施計画」作成の基礎資料とするため、「大和市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。	H16
協働の拠点運営事業(行政提案)	協働の拠点運営委員会	市民経済部市民活動課	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例第9条に基づき設置される市民活動センターが、市民、市民団体及び事業者が行う社会貢献活動を支援するための拠点として、充実した機能を備える。	H17 ~ 19
市役所関連施設の忘れ物傘の再利用(リユース)事業(市民提案)	二条通り商店街振興組合	総務部管財課 環境部環境総務課 市民経済部産業振興課	商店街を通りかかった傘を持っていない方に廃棄予定の傘を再利用して貸し出し、市民の利便性の向上を図るとともに、ごみ減量化意識を啓発する。	H18 ~ 20
高齢者の体力作り支援事業(市民提案)	社会福祉法人敬愛会	保健福祉部高齢者福祉課	高齢者に体力づくりの場所や器具・人材を提供し、活用してもらうことにより、高齢者が元気に在宅生活を続けられるように応援する。	H17
防犯マニュアル作成事業(行政提案)	防犯マニュアル作成チーム	市民経済部安全なまちづくり課	犯罪の被害に遭わないで安全で安心して暮らすための「防犯マニュアル」を作成する。	H18
“ふくしの手全員集合”事業(行政提案)	NPO法人ワーカーズ・コレクティブ 想 ほか	保健福祉部福祉総務課	「大和市地域福祉計画」の進行管理の中で浮かび上がってきた課題である「人材募集」「人材育成」への取組として、全市的な福祉人材募集キャンペーンを実施するとともに、人材育成プログラムの検討・開発を行う。	H18 ~ 20
大和市道路協働美化活動事業(アダプト・プログラム)(行政提案)	つきみのまちづくり委員会 ほか	土木部土木管理課	市民にとって身近な公共空間である道路等の公共施設の環境美化を促進するため、市民等のボランティアによる環境美化活動を支援する。	H18 ~ 20

事業名	N P O	担当所属	事業の概要	実施年度
ダメ！ゼッタイ！薬物乱用防止教育事業 (市民提案)	大和シティライオンズクラブ	教育委員会教育総務部指導室	地域の教育力を活用した、児童生徒の薬物乱用防止教育を通して、健康教育の充実に資する。	H19 ~21
病児保育の周知・広報事業 (市民提案)	もみの木医院 病児保育室	保健福祉部児童育成課	「病児保育」について理解を深めるとともに、その重要性を認識し、利用の推進を図るため市民に周知する。	H19 ~21
はぐくねっと事業 (市民提案)	NPO法人 地域家族しんちゃんハウス	保健福祉部児童育成課	子育て中の保護者に子育て情報を提供することで、安心して子育てができる環境を整える。	H19 ~21
大和市移動制約者の外出介助サービス事業 (市民提案)	NPO法人 たんぼぼ	保健福祉部障害福祉課・福祉総務課	障害者や高齢者等の移動制約者が外出の際の困難や不安を解消し、社会参加の促進を図る。	H19 ~20
緑野青空子ども広場ツリーガーデン管理運営事業 (行政提案)	緑野青空子ども広場ツリーガーデン運営委員会	教育委員会生涯学習部 青少年センター	「地域に根ざし、地域の子どもの健全育成を目指す環境づくり」のため、緑野青空子ども広場において、ツリーガーデンの管理を含めた冒険遊び場を運営する。	H19 ~21
「『男女共同参画』わたしが変われば、社会も変わる」事業 (行政提案)	男女共同参画をすすめる会	市民経済部市民活動課	多くの市民に対し男女共同参画の意識を広めることで、男女共同参画社会の形成を促進する。	H19 ~21
ドッグラン設置事業 (行政提案)	結の会	環境部水と緑課	人と犬とのふれあいを通し、犬のしつけ及びマナーの向上を目指すことにより、地域社会に貢献し、親しまれるドッグランの設置並びに当該施設の企画及び運営を行う。	H19 ~21
地域防犯活動レベルアップ事業 (行政提案)	NPO法人 日本ガーデン・エンジニアズ神奈川本部大和支部	市民経済部安全なまちづくり課	専門的な知識や技術等、質の高いサービスを地域の自主防犯活動団体に提供し、安全に暮せるまちをつくる。	H19 ~20

2 個別協働事業の分析

(1) 分析の目的

大和市で実施されている個別の協働事業の分析を通して、それぞれの事業が何を
目指して、どのように実施されたのかを明らかにする。

(2) 分析の方法 ~書類上の分析~

市の協働事業のうち、平成15年度から平成18年度までに提案されて、採択、事業
化された事業（26事業）を対象に分析を行った。

ア 分析対象

協働事業で作成された以下の書類を分析対象とした。

- ・ 協働事業提案書、プレゼンテーション資料（各年度分）
- ・ 公開プレゼンテーションニュース、公開検討会ニュース（各年度分）
- ・ 協働事業協定書、協働事業負担金協定書（各年度分）
- ・ 協働推進会議提言書、検討結果報告書（各年度分）
- ・ 協働事業振り返りシート（各年度分）

イ 分析項目

以下の項目について分析した。

[基礎情報]

- ・ 事業名
- ・ NPO名
- ・ 市担当部署
- ・ 実施期間
- ・ 負担金額（初年度から最終年度までの推移） 継続中の事業は平成19年
度まで
- ・ 負担金割合（当該事業に係る収入合計に対する負担金の割合 / 初年度から
最終年度までの推移及び平均値） 継続中の事業は平成19年度まで
- ・ 受益者負担の有無

[分析項目]

- ・ 事業の対象及び目的（目的は「仕組み型」、「事業型」、「政策提案型」
の3つに分類）
- ・ 市側の位置付け
- ・ 事業の性格
- ・ 協働事業の成果
- ・ 役割分担（NPOと市それぞれ「主な役割」について分析）
- ・ 事業前の関係
- ・ 協働事業終了後の状況・今後の展望と課題
- ・ 備考（時代性等）

分析項目の中には、書類上の記載を基に研究チームで分類するなど、独自の判断が含まれている場合がある。

(3) 分析の結果

分析の結果を、事業ごとに一覧表として整理したのが、別表「大和市個別協働事業の一覧」である（資料編166頁参照）。これを基にして若干の考察を行った。

ア 協働事業の類型化

まず、大和市の個々の協働事業についても、何らかの共通項を基に、それぞれの事業を類型化し、整理しようと試みた。なお、類型化は、県の協働事業負担金事業と同じ類型を使用した。これにより、県の協働事業負担金事業との対比をより明確にしようというねらいである。

実施主体であるNPOと市それぞれにおいて、協働事業提案の時点で、課題への対応状況はどうであったかという観点で、(a)NPOにとっては協働事業として開始する以前から取り組んでいた事業（既存事業）であるのか、協働事業を契機に新たに取り組もうとする事業（新規事業）であるのか、(b)市の事務事業として取組が具体化していたか、という2つの視点を軸として、次のような整理を試みた（図表2 - 11、図表2 - 12）。

新規 - 計画なし型

NPOにとっては新規の取組であって、市においては課題の認識はあるが、事務事業として取組の具体化には至っていない。

新規 - 計画あり型

NPOにとっては新規の取組であって、市においては課題の認識があり、取り組むべき事務事業として具体化されている。

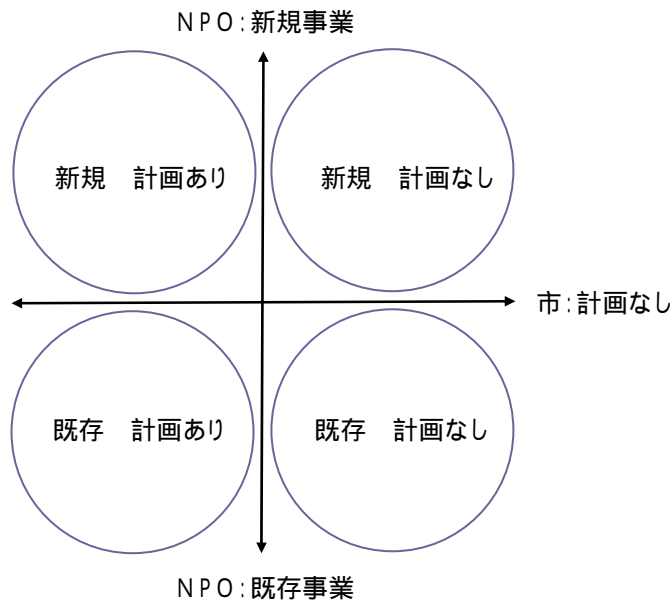
既存 - 計画あり型

NPOが実施している事業と市の計画の方向性が一致しているものであって、事業目的や課題認識を共有している。

既存 - 計画なし型

NPOにとっては協働事業として開始する以前から取り組んでいた事業（既存事業）であり、市においては課題の認識はあったが、事務事業として取組の具体化には至っていない。

図表 2 - 11 大和市の協働事業の種類



図表 2 - 12 類型別の事業一覧

類 型	該 当 事 業
新規 計画なし型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋谷(南部地区)土地区画整理事業における事業用地の景観美化事業 ・ 大和市の青少年に関する意識調査事業 ・ やまと太陽光発電設備設置プロジェクト事業 ・ 悪い大人に負けないための法律講座 ・ 市役所関連施設の忘れ物傘の再利用(リユース)事業 ・ はぐくねっと事業
新規 計画あり型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と学校の連携による大和市立渋谷中学校学校開放事業 ・ 生涯学習センターホール、リフォーム検討プロジェクト事業 ・ 大和市男女共同参画に関する市民意識調査(行政提案) ・ 協働の拠点運営事業(行政提案) ・ 防犯マニュアル作成事業(行政提案) ・ “ふくしの手 全員集合”事業(行政提案) ・ 大和市道路協働美化活動事業(アダプト・プログラム)(行政提案) ・ 緑野青空子ども広場ツリーガーデン管理運営事業(行政提案) ・ 「『男女共同参画』わたしが変われば、社会も変わる」事業(行政提案) ・ ドッグラン設置事業(行政提案)
既存 計画あり型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市移動制約者の外出介助サービス事業 ・ 大和市移動制約者の外出介助サービス事業(身体障害者、高齢者の通院・外出支援サービス事業) ・ 青少年の自立支援事業 ・ 大和市子育てサポート事業 ・ 高齢者の体力作り支援事業 ・ 病児保育の周知・広報事業 ・ 大和市移動制約者の外出介助サービス事業 ・ 地域防犯活動レベルアップ事業

類 型	該 当 事 業
既存 計画なし型	・CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)提供事業 ・ダメ!ゼッタイ!薬物乱用防止教育事業

イ 事業の考察

次に、別表「大和市個別事業の一覧」の項目ごとに分析を行い、大和市の協働事業全体としての傾向を捉えるとともに、前述の4つの分類に基づき、各類型ごとに共通点等が見い出せるかを確認した。

(ア) 実施主体

実施主体を市の担当部別で見ると、保健福祉部が8事業、市民経済部が7事業、教育委員会生涯学習部が4事業、環境部、教育委員会教育総務部がそれぞれ3事業、企画部、総務部、土木部、渋谷土地区画整理事務所がそれぞれ1事業となっている(図表2-13)。

なお、協働事業提案制度の中では、前述のとおり行政提案事業も実施されている。行政提案事業を市の担当部別で見ると、市民経済部が5事業、環境部、保健福祉部、土木部、教育委員会生涯学習部がそれぞれ1事業となっている。行政提案事業については、協働推進会議の提言の中でも「実験段階」とされており、市職員の協働の実践の場となっている。

また、市の担当部については単数であるものが24事業、複数であるものが2事業となっており、担当部が単数である事業が多いことがわかる(図表2-14)。

図表2-13 担当部別の事業数

担当部	担当所属	事業数	うち行政提案型
企画部	情報政策課	1	0
総務部	管財課	1	0
市民経済部	市民活動課、安全なまちづくり課、産業振興課	7	5
環境部	環境総務課、水と緑課	3	1
保健福祉部	福祉総務課、児童育成課、高齢者福祉課、障害福祉課	8	1
土木部	土木管理課	1	1
渋谷土地区画整理事務所	事業管理課	1	0
教育委員会教育総務部	指導室	3	0
教育委員会生涯学習部	生涯学習センター、青少年センター	4	1
合計		29	9

担当が複数部にまたがっている場合には、それぞれにカウントしている。

図表 2 - 14 市担当部数の状況

担当部数	該当事業数	備 考
単 数	24	
複 数	2	・企画部と渋谷土地区画整理事務所 ・総務部と市民経済部と環境部
合 計	26	

また、実施主体をNPOについて見ると、単数であるものが22事業、複数であるものが4事業（うち行政提案事業が3事業）となっている（図表 2 - 15）。

図表 2 - 15 NPOの状況

NPOの数	該当事業数
単 数	22
複 数	4
合 計	26

(イ) 事業費

事業収入全体に対する負担金割合（年平均）を見ると、26事業のうち、90%以上が8事業、80%以上90%未満が1事業、60%以上70%未満が1事業、10%以上50%未満が1事業、10%未満が6事業、負担金なしの事業が9事業となっている（図表 2 - 16）。

受益者負担の状況を見ると、ありが7事業であり、事業の受益者が特定されている場合には、一定の金額を収入する形をとっている（図表 2 - 17）。

このように、大和市においては、事業収入全体に対する負担金割合が高い事業がある一方で、負担金割合が10%に満たない事業や、負担金の支出を伴わない協働事業が多いことがわかった。

また、各類型ごとに傾向を見てみると、県の協働事業負担金事業と同様に、新規 計画なし型と 新規 計画あり型の負担金割合が比較的高くなっている。つまり、市の場合も、NPOが協働事業の提案を契機として、新規に取り組んだ場合は、負担金以外に収入を得ることが困難であり、必然的に負担金割合が高くなると言える。

図表 2 - 16 負担金割合(年平均)の分布

負担金割合(年平均)	該当事業数
負担金なし	9
10%未満	6
10%以上50%未満	1
50%以上60%未満	0
60%以上70%未満	1
70%以上80%未満	0
80%以上90%未満	1
90%以上	8
合 計	26

図表 2 - 17 受益者負担の状況

受益者負担	該当事業数
あ り	7
な し	19
合 計	26

(ウ) 事業の対象と目的

事業の対象(受益者)は、市民全体が対象となっているように受益者が明確に特定できないものがある一方で、移動に制約のある高齢者や障害者、人工透析患者といった少数者支援と言えるものや、子どもや青少年や若年未就労者といった対象が特定できるものが見受けられる。

事業の目的¹³は、「事業型」が24事業、「仕組み型」が4事業(うち行政提案事業が3事業)、「政策提案型」が1事業(市民提案事業)となっており、「事業型」が大半を占めている(図表2-18)。

図表 2 - 18 事業の目的

目的	該当事業数	NPOから見た位置付け		市から見た位置付け	
		新規	既存	計画あり	計画なし
事業型	24	14	10	16	8
仕組み型	4	4	0	4	0
政策提案型	1	1	0	1	0
合 計	29	19	10	21	8

「事業型」...事業計画が具体的で、調整・協議を行う担当課も明らかな事業

「仕組み型」...市や市民と相互理解を深めながら課題解決のための仕組みづくりから協議を行う事業

「政策提案型」...新しい公共の創造に向けた市への政策提案としての性格を持つ事業

事業型及び仕組み型の両方に該当している事業が3事業あるため、該当事業数の合計が29事業となっている。

¹³ 大和市の協働事業の類型は、平成16年度の大和市協働推進会議提言書に整理されていた類型を基に分類を試みたものであり、県の協働事業負担金事業を分析した類型とは異なっている。

(I) 役割分担

事業におけるNPOの主な役割は、具体的なサービスの提供等の事業実施のほか、市民や地域等との連携等となっている（図表2 - 19）。

図表2 - 19 NPOの役割

NPOの役割	該当事業数
事業の実施	26
その他	3
合計	29

その他：市民や地域との連携等、意識調査委員会の事務局
役割が複数ある場合は、それぞれにカウントしている。

次に、事業における市の主な役割としては、施設の提供が13事業、広報活動が11事業、連絡調整が10事業、事業者組織への参加が5事業、情報の提供が4事業となっており、負担金という金銭的なもの以外にも様々なものがあり、それを市が提供することによって大きな相乗効果を生み出していることがわかる（図表2 - 20）。

図表2 - 20 市の役割

市の役割	該当事業数
施設の提供	13
広報活動	11
連絡調整	10
事業者組織への参加	5
情報の提供	4
消耗品、材料等の提供	3
助言	3
印刷製本	2
その他	18
合計	69

その他：地域通貨ラブの管理、事業保険、研修機会の提供、ごみの回収等
役割が複数ある場合は、それぞれにカウントしている。

(オ) 協働事業終了後の状況

平成18年度までに事業が終了している8事業を対象に、協働事業の成果、事業終了後の状況及び今後の展望と課題を見ると（図表2 - 21）、8事業のうち、6事業が市民提案事業、2事業が行政提案事業であり、協働事業終了後の状況は、市の委託事業となったものが2事業、設置された機器が市に寄付され、市が管理運営している事業が1事業、報告書等が市の施策に活用されたものが4事業、事業が終了したものが1事業となっている。

図表 2 - 21 協働事業の成果、協働事業終了後の状況及び今後の展望と課題

事業名	成果	事業終了後の状況 (予定)	今後の展望と課題
渋谷(南部地区)土地 区画整理事業におけ る事業用地の景観美 化事業(市民提案) (平成 18 年度終了)	事業を進める上では、 市民の参加意欲やニー ズの掘り起こしがポイ ントになることが明確 になった。	遊休地(事業用地)事 業は終了した。	事業そのものが終了し ているため、特にな い。
大和市の青少年に関 する意識調査事業 (市民提案) (平成 17 年度終了)	青少年関連施策に青少 年の生の声を反映でき た。	調査事業のため、継 続性はない。	協働で行う意識調査の 在り方
青少年の自立支援事 業(市民提案) (平成 18 年度終了)	事業終了後、参加者の 交流が行われている。 また就職への具体的な 支援も一定の成果を挙 げた。	市の自主事業(委託) として、若年者の就 労支援に総合的に取 り組んでいる。	広報 P R の在り方及び 親対象のセミナーの開 催
やまと太陽光発電設 備設置プロジェクト 事業(市民提案) (平成 16 年度終了)	太陽光発電パネルを市 へ引き渡した。	案内板「やまと お ひさま発電所」を設 置し、パネルの維持 管理を行っている。	設備の日常管理
生涯学習センターホ ール・リフォーム検 討プロジェクト事業 (市民提案) (平成 16 年度終了)	「大和市生涯学習セン ターホール・リフォー ム検討プロジェクト報 告書」を市長に提出	「(仮称)やまと芸術 文化ホール基本構想 検討委員会」を設置 し芸術文化ホールの 新設を検討中	市民の価値観が多様化 する中、幅広く意見を 聞き、今後の方向性を 示すこと
大和市男女共同参画 に関する市民意識調 査(行政提案) (平成 16 年度終了)	男女共同参画に関する 市民意識調査報告書の 作成(平成17年 3 月)	大和市及び聖セシリ ア女子短期大学によ る報告書の有効活用	報告書を活用した、男 女共同参画意識啓発事 業の推進
高齢者の体力作り支 援事業(市民提案) (平成 17 年度終了)	地域の老人会や、コミ ュニティセンターへ出 向いて、事業を実施す ることができた。	平成18年 4 月の介護 保険法改正により、 市の介護予防事業 (委託)となっている。 。	高齢者の介護予防に必 要な地域の体制を整備
防犯マニュアル作成 事業(行政提案) (平成 18 年度終了)	「保護者と子どもの防 犯マニュアル」の作成	冊子のほか、市ホー ムページ上で情報提 供している。	地域の防犯活動のサポ ートの継続

ウ 協働事業の評価(「振り返りシート」から)

最後に、現在継続中の事業について、大和市の「振り返りシート」(年度ごとの評価を行うため、NPO及び市の担当部署が作成し、協働事業報告会で配布する)の記述から、特徴のあるものについて整理した。

「大和市移動制約者の外出介助サービス事業」

市：協働事業により「市民自身が地域社会の担い手として地域活動に積極的に参加し、互いに助け合い、安心して暮らせる福祉環境をつくることを具現化できる」

NPO：「福祉有償運送を行う団体が、協働事業を行う3団体、その他3団体、合計6団体に増え、今まで応じきれなかった需要に応えられるようになってきている」

「地域と学校の連携による大和市立渋谷中学校学校開放事業」

NPO：「渋谷学習センター、地区社協、自治会等地域の団体とのネットワークが広がりつつある」

市：「協働事業として4年目を迎え、スタッフやボランティアとして事業参加していただいている市民の企画力、運営力、コーディネーターとしての資質の向上はめざましく、利用者としての市民と、事業者としての市民とが相乗的に力を高め合っている」

「大和市子育てサポート事業」

NPO：「活動を通じて、また行政と情報交換することで、子育てをめぐる社会状況が把握でき、改めて自分たちの役割を認識することができた」

「悪い大人に負けないための法律講座」

NPO：「お互いに情報を共有しているが、現実に具体的な事業を実施することの難しさを感じている。ただ、常にこの事業の実現性に向けて、各学校に働きかけていただいている」

市：「専門的な知識を持ち合わせた行政書士会のメンバーによる講座運営によって、実質的な効果をもたらしており、NPOによる講座実施費用負担によって、市民にとっての負担が軽減されている」

「市役所関連施設の忘れ物傘の再利用（リユース）事業」

NPO：「結果として市民の方からの傘の寄付があり、市民と商店街の協働となる部分が生まれている」

「“ふくしの手 全員集合”」

市：協働事業の終了のイメージとして「人材発掘、人材育成という課題の解決にゴールはないと考えています。課題解決に向けて、行政として、何らかの関わりを持ち続けていくことが必要であると思います」

「大和市道路協働美化活動事業（アダプト・プログラム）」

市：「地域のNPOが活動を行うことにより、市民に対してより身近に美化意識の高揚が図れるとともにボランティア参加のきっかけづくりの場となるなど選択肢が広がりました」

「緑野青空子ども広場ツリーガーデン管理運営事業」

NPO：「本来「冒険遊び場」そのものは行政が持つ縦割り構造には馴染まないものがあり、安全管理、建設運営に関しても今までの行政では対応できないところが多々あると思います。新たな形で子どもの遊び場の提供には、行政と私たち管理運営委員会及びこの広場を取り巻く大人たちの意識改革がなければこの事業を行うことはできませんでした。新たな地域人材の発掘、新たなネットワークの構築はできましたが、行政との連絡を含め、今までとは全く違う新しい形の組織づくりが今後も必要とされます。事実、このツリーガーデンがオープンしてから、この数か月で子どもたちの表情は変わり、冒険への新たなチャレンジが見てとれます。この子どもたちの笑顔を持続させるために行政を含めた今までと違った新たな仕組みをつくり上げなくてはならない必要性を感じます」

エ 分析結果のまとめ

これまで、大和市の個別の協働事業について書類に基づく分析を行ってきたが、分析結果の中から、留意すべき特徴的な事項について整理する。

協働事業提案制度という、1つの制度の中で市民提案事業と行政提案事業を実施している。

県の協働事業負担金事業と比較して、負担金の交付額が低額となっている。また、事業収入全体に対する負担金割合が高い協働事業がある一方で、負担金割合が10%に満たない事業や、負担金の支出を伴わない協働事業が多くなっている。

現状では、事業計画が具体的で、市の担当課が明らかな「事業型」の事業が多く、政策提案としての性格を持つ「政策提案型」の事業は少ない。

協働事業提案制度は、市民の想いを形にすることから始まるため、個人提案も可能であり、また、提案を行うNPOの力量も様々であることから、様々な形で協働事業が混在している。

3 ケーススタディ

ここでは、第1章でまとめた協働事業負担金事業のケーススタディと同様、前項で分析の対象とした大和市の個別協働事業の中から特徴的な事例を1事例取り上げる。

なお、ケーススタディをまとめるに当たっては、対象事業の提出書類の分析に加え、NPOの事業担当者に対してヒアリングを実施している。

(1) 【事例】大和市協働事業「大和市移動制約者の外出介助サービス事業」と県提案型協働事業「福祉有償運送推進事業」

「大和市移動制約者の外出介助サービス事業」（大和市協働事業）

<実施主体> NPO法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる
保健福祉部障害福祉課、保健福祉部福祉総務課

<実施期間> 平成16年4月～平成21年3月

<事業概要> 障害者や高齢者等の移動制約者が外出する際の困難や不安を解消し、社会参加の促進を図るため、以下の事業を行う。

移動介助事業

団体が所有する福祉車両、団体に使用権限のあるセダン型車両、及び会員の介助・運転技能を社会資源として活用し、市内の移動制約者の外出介助サービスを行う。

コミュニティ・バスのDRT的活用についての調査研究

DRTとは・・・利用者の要求に応じ、路線、バス停、ダイヤを変更することが可能で、主として交通需要の低い地域に対応したバスシステム

<NPOと市の主な役割>

NPO	大和市
事業の実施	広報紙等を活用した広報活動 事業に必要な車両の駐車場の確保 (4台まで) 協働事業者が保有する福祉車両の 維持に要する費用の一部負担

「福祉有償運送推進事業」（県提案型協働事業）

<実施主体> NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク
保健福祉部地域保健福祉課

<実施期間> 平成17年5月～平成19年3月

<事業概要> 福祉有償運送の運転者等への研修及び福祉有償運送を実施している団体
に対する相談を、福祉有償運送に関する知識経験及びネットワークを持つ
NPOと協働で行うことにより、事業の円滑化と効果の拡大を図るため、
以下の事業を行う。

運転者研修の実施

福祉、安全運転、運転実技の内容を講習

運行管理責任者研修の実施

運行管理、車両管理、リスクマネジメント、実習を講習

相談窓口の設置

当該団体事務所に窓口を設置、道路運送法の許可申請書類の記載、点
検等の申請相談のほか、NPO法人設立支援等を行う。

<NPOと県の主な役割>

NPO	神奈川県
福祉有償運送を担う人材(運転者、運行 管理責任者)の育成 福祉有償運送を実施するNPO等の道 路運送法許可取得の支援	研修会場手配の支援 相談業務の参考となる情報・資料等の 提供 経費の負担(委託料)

<協働事業の背景～関連年表>

関連する主な法・政策	社会の動き	年		ケアびーくる・かながわ福祉移動サービスネットワークの活動
道路運送法施行		S26	1951	
	福祉有償運送、ハンディキャブが開始される		1970年代後半	
	フランス、交通権を明記した「国内交通基本法」制定	S57	1982	
	東京でハンディキャブ連絡会ができる	S61	1986	
		H10	1998	団体設立(ケアびーくる)
		H11	1999	NPO法人化(ケアびーくる)
介護保険制度開始		H12	2000	
	新しい公共を創造する市民活動推進条例制定(大和市)	H14	2002	
構造改革特別区域法施行 介護保険に乗降介助制度新設	大和市を福祉有償運送特区に認定(内閣府)			大和市NPO等有償運送運営協議会で、福祉有償運送申請(ケアびーくる) 「かながわ福祉移動サービスネットワーク」設立を支援(ケアびーくる) 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会移動サービスグループ会議がフォーラム開催 関連25団体の中間支援組織としてかながわ福祉移動サービスネットワークを設立 国土交通省に「要望書」を提出(かながわ福祉移動サービスネットワーク)
厚生労働省と国土交通省が介護輸送に係る法的取扱いの中間整理を行う 国土交通省が福祉有償運送ガイドライン通達	大和市をセダン型特区に認定(内閣府) 神奈川県(大和市以外)を同特区に認定(県域の指定としては全国初)(内閣府) 交通バリアフリー基本構想(大和市) 神奈川県方針の策定(県)	H16	2004	大和市協働事業として「移動制約者の外出介助サービス事業」を開始(ケアびーくる) 実態把握や運営協議会設置を求める県知事要望(かながわ福祉移動サービスネットワーク) 県と協働で県内各地域で県の方針と今後の手続についての説明会を開催(～H17.2)(かながわ福祉移動サービスネットワーク)
国土交通省「NPO等によるボランティア福祉有償運送検討小委員会」がガイドラインの仕組みを再検討し、構造改革特区評価委員会に報告	神奈川県内のすべての地区で運営協議会が設置	H17	2005	県提案型協働事業「福祉有償運送推進事業」開始(かながわ福祉移動サービスネットワーク) 県と共催でシンポジウム「『地域交通』の近未来を『新しい公共』で創る」開催(かながわ福祉移動サービスネットワーク)
道路運送法における自家用有償運送の取扱いを改正		H18	2006	県提案型協働事業(2年目)(かながわ福祉移動サービスネットワーク) 大和市協働事業として「移動制約者の外出介助サービス事業」を継続提案し、採択される(ケアびーくる)
		H19	2007	協働事業負担金事業「地域生活交通創出・再構築事業」開始(かながわ福祉移動サービスネットワーク)
		H20	2008	協働事業負担金事業(2年目)(かながわ福祉移動サービスネットワーク)

ア はじめに（ケーススタディにおけるアプローチの方向）

この事例は、大和市で障害者や高齢者等、移動制約者の福祉移送サービス（以下「福祉有償運送」という。）を行っていたNPOが、地域での活動を通じて県域での新しい課題を見出し、他のNPOと連携し、新たに中間支援NPOを設立し、県域での活動を展開していった事例であり、大和市で行われていた1つの協働事業が地域を越えて様々な形で展開していった事例として注目できる。

イ ケーススタディ

(ア) 大和市協働事業「大和市移動制約者の外出介助サービス事業」

(a) NPO法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくるのビジョン

NPO法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる（以下「ケアびーくる」という。）は、電車やバス等の公共交通機関を使って外出することができない、いわゆる「移動制約者」の問題に気付き、平成10年に活動を開始し、平成11年にNPO法人となった。団体の目的について、定款では、「障害者、高齢者、病弱者などの移動制約者の外出を支援することに関する事業を行い、相互扶助の精神で市民参加の福祉のまちづくりを推進し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。」とされている。

(b) 事業の背景

NPOによる福祉有償運送は、1970年代に福祉車両が開発されて以来、移動制約者のニーズに押される形で全国に広がっていたが、自家用自動車による有償運送（いわゆる「白タク行為」）は、道路運送法で禁止されており、福祉有償運送の法的位置付けは明確ではなかった。ケアびーくるは、構造改革特区制度による規制緩和を大和市とともに国に働きかけ、大和市は、平成15年4月、全国に先駆けて「みんなで進める地域福祉特区」に認定された。その結果、ケアびーくるを含む市内2団体が道路運送法の許可を受けることが可能となった。

構造改革特区の実績を踏まえて、平成16年3月に、国土交通省が福祉有償運送ガイドラインを示したが、ガイドラインでは福祉有償運送で利用できる車両は福祉車両に限定されていた。そのため、大和市がセダン型車両特区を申請し、認定され、持込の自家用車を使えることになった。

ケアびーくる前理事長の河崎民子氏¹⁴はヒアリングの中で、次のように答えている。

「ケアびーくるを始めたのは10年ぐらい前からだが、当時市が市社会福祉協議会に委託して、2台のハンディキャブで送迎サービスをしていた。それが非常に利用制限があって、通院しか駄目、月に2回しか駄目、しかも土日祝日は駄目で、9時から5時までしか使えない。急な依頼は駄目、

¹⁴ 河崎氏は、現在大和市議会議員であるが、過去にNPO法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくるの理事長及び後述のNPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークの理事長を務めており、両法人における協働事業の実施の経緯に詳しいことから、今回ヒアリングを実施したものである。

2か月前からの予約というような形で、健常な人なら毎日でも急に出掛けたりするよね、という気持ちがあって、急に出掛けたいという場合のサービス、しかも、目的制限、行き先制限、時間帯制限をなくして、その日の依頼にも極力対応できるようなサービスを自分たちでつくろうと考えて、とりあえず自分たちが持っている車で始めた。最初からすぐ白タクではないのかと言われてたり、事故が起こったときは自分たちの保険を使うのか、など、いろいろとリスクがある中で、福祉有償運送特区というのが使えるのではということになり、全国に先駆けて（特区が）実現した。市は制度づくりにおいて非常に協力をしてくださり、特にこちらの申入れを受けて特区申請をしてくださったり、セダン特区を提案してくださったりと、協働事業ではなかったが、協働の機能が発揮されたと思っている。」

(c) 事業の概要

このような状況の中で、ケアびーくるの福祉有償運送が大和市協働事業提案制度で協働事業として採択され、平成16年4月に事業が開始された。協働事業を開始する際に締結した協定書では、事業の目的として、障害者や高齢者の移動制約者が外出の際の困難や不安を解消し、社会参加の促進を図ることを掲げている。また、役割分担として、ケアびーくるが大和市の移動制約者の外出介助サービスの実施、大和市が市の広報紙等を活用した広報活動、事業に必要な車両の駐車場の確保（4台まで）等を行うとされている。なお、市の負担金額は年間20万円である。

河崎氏は、次のように答えている。

「大和市の方は、協働事業に採択されても、（協働事業は）担当課との協働の中の一部ではないかと思う。多くの事業は協働の一部であって、負担金も（県と比べて）それほど多くはない。また、協働事業の予算化は担当課がしており、これも県の協働事業負担金事業とは大きく違う。」

(d) なぜ協働なのか

大和市の担当部署（障害福祉課、福祉総務課）が作成した「振り返りシート」には、「協働事業で行うことによる市民への効果は、市民自身が福祉の担い手になること」、「協働事業の必要性は、市民自身が地域社会の担い手として、地域活動に積極的に参加し、互いに助け合い、安心して暮らせる福祉環境をつくることを具現化できること」と記述されている。

(e) その他留意点

ケアびーくるが作成した「振り返りシート」には、今後事業を進めるに当たっての課題として、「平成18年10月の改正道路運送法等の施行により、運転者のハードルが高くなった。また、運行管理記録の書類が煩雑になり、サービス提供の増加が厳しい状況にある。国の法制度を地域福祉の現場に合わせるた

め、規制緩和に協働で取り組んだが、法制度は確立されたものの、別の規制が参加型福祉を阻害するという皮肉な結果となった。地域の実情に合った分権型の制度にするための取組を、協働事業実施団体とともに行ってほしい。」と記述されている。

また、河崎氏は、次のように答えている。

「（福祉有償運送の）利用については、通院・通所等の需要が多く、社会参加等の需要がなかなか促進されない。」

「STS（福祉有償運送等の対個人の移動サービス）は、コストがかかる。公共交通やコミュニティバスの有効活用等も視野に入れて調査研究する必要がある。」

「市が事業として実施していたものについて、同種の事業が協働事業として軌道に乗ってくると、（行政の役割は低下したとして）市の施策から消えてしまう傾向がある。継続して施策とすることにより、問題課題を引き続き市も共有して取り組んでほしい。」

(イ) 県提案型協働事業「福祉有償運送推進事業」

(a) NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークのビジョン

NPO法人かながわ福祉移動サービスネットワーク（以下「かながわ移動ネット」という。）は、非営利の移動サービス団体・個人が連携し、移動サービスの認知度を高め、国や自治体へ対応する中間組織を目指して平成15年に設立された。団体の目的について、定款では、「移動することを基本的人権ととらえ、障害者や高齢者等あらゆる移動困難者とその移動を支援する非営利移動サービス市民活動団体を対象に、団体等が連携して共に育ちあうことを推進する事業を行うとともに、「移動の自由」を拡大するための調査や研究、提案活動を行うことにより、行政や公共交通機関等と協働して福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。」とされている。

(b) 事業の背景

前述の大和市との先駆的な協働事業と並行してかながわ移動ネットが設立されたことについて、河崎氏はヒアリングの中で次のように答えている。

「それまでグレーだとか、白タクだとか言われていたNPOによる有償の移動支援サービスというものが制度的に認められた中では、県内でも既に200くらい、小さな団体から介護保険をいっしょにやっているような事業者まで、様々な団体が移送サービスをやっていて、様々な支援をしていく体制が必要になってきた。それで、かながわ福祉移動サービスネットワークを設置して、そういう活動を始めた。」

「大和市の協働事業が神奈川県の協働事業に直接つながったという意識はない。県提案型の協働事業は、たまたま福祉有償運送が制度化もされて

運転者の研修が必要になってというところで、やむなく始めたというところがある。」

また、県と協働事業を始めるに当たっての状況として、河崎氏は、次のように答えている。

「運営協議会¹⁵の協議を経なければ、（道路運送法の）登録が受けられないわけであるが、運営協議会の設置には、自治体の理解が必要である。それで、まず県にお願いをしたところ、県が市町村を誘導してくれて、地域ブロックごとに運営協議会が設置されることになった。このように1つの県の隅々まで、NPO等が許可や登録を受けることができる体制を全国でも初めて県がつくった。これを見て、私は初めて、県にはこういう役割があるのかと県の役割を見直した。そのブロックごとの誘導式というのは神奈川県モデルとされ、全国に波及していった。」

(c) 事業の概要

平成17年5月に運転者研修、運行管理責任者研修、相談窓口の設置をかながわ移動ネットに委託する形で協働事業が始まった。

なお、この事業の成果と課題は、次のとおりである¹⁶。

「2年間にわたる「神奈川県地域保健福祉課」と「かながわ移動ネット」による協働関係は、「神奈川モデル」と呼ばれて全国自治体に影響を与え、その動きをリードした。県提案型協働事業が県内だけでなく全国の移動制約者に果たした役割は高く評価されている。」

「平成18年度は道路運送法の改正等で大きな動きがあったが、県とは常にその動向について情報の共有化を図り、福祉有償運送の円滑化に向けて活動できた。」

「変化する情勢の中で、課題を的確に捉えて対応できたことは、常に協働関係にあることを相互に意識し、有効に活用できた成果と考える。」

（以上、かながわ移動ネットの発言）

「平成17年度は運転者研修修了者720名、運行管理責任者研修修了者93名、平成18年度は運転者研修終了者697名、運行管理責任者研修修了者17名を養成することができ、利用者に対する安全・安心なサービスの提供に貢

¹⁵ 福祉有償運送を行おうとするNPO法人等が運輸局に登録申請をする際に、運営協議会で協議が整ったことを証する書類の提出が義務付けられている(道路運送法施行規則51条の3第5項)。運営協議会は、原則として1つの市町村(特別区を含む。以下同じ。)を単位として設置されるが、地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げないものとされている(「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」(平成18年9月15日付け国自旅第145号))。

¹⁶ 協働事業終了後にかながわ移動ネットと県地域保健福祉課との間で行われた反省会の記録を基にまとめている。

献することができた。」

「平成 17 年度は 924 件、平成 18 年度は 1,415 件もの相談に対して的確なアドバイス等を行い、実施団体の円滑な許可・登録取得を支援し、福祉有償運送の円滑な推進に努めた。」

「平成 18 年 10 月の道路運送法改正に当たっては、かながわ福祉移動サービスネットワークとの情報の共有を図り、協働して多くの団体に法改正の情報を周知することができた。」

(以上、県地域保健福祉課の発言)

(d) その他留意点

さらに、この県提案型協働事業が終了後、かながわ移動ネットが協働事業負担金事業として「地域生活交通創出・再構築事業」を提案し、採択され、平成 19 年度から新たな協働事業が始まっている(事業の概要は、31 頁参照)。

この事業について、河崎氏は次のように答えている。

「(事業に) 様々な広がりが出てくる中で、障害者とか介護が必要な高齢者だけが今、移動に制約をきたしている人たちではなくて、実は、高齢者等を中心に日常の足に困難をきたしていて、コミュニティバスを欲しがっている地域がある。けれども、コミュニティバスはものすごくお金がかかるので、地域住民自立型で地域の交通を様々につくっていこうという課題が見えてきて、実は県と協働で勉強会を行ったが、その中で勉強したことを実践していこうということで、モデル事業を展開した。」

「もう 1 つは、県のタクシー協会や、福祉輸送をやっている団体と連携が取れてくる中で、利用する側からすると、それぞれの情報が分断されていて、例えば青葉区に住んでいる人が移送サービスを使いたいと思った時に、一体どういうサービスがあるのかと調べようとする、例えば、ケアびーくるという団体を知っていれば、誰かに聞けば電話番号を教えてもらえるかもしれないが、そういうものを全く知らないときに、どこにアクセスしたらいいか、ということがなかなか使い勝手が悪いということがあって、タクシーとか、限定タクシー、NPO 等の情報を一元化する目的での取組を行った。例えば、青葉区というところをクリックすると、青葉区でサービスを受けられる団体がずらっと出てきて、電話番号が載っている。共同配車までいけるかどうかわからないが、そういう取組を行っている。」

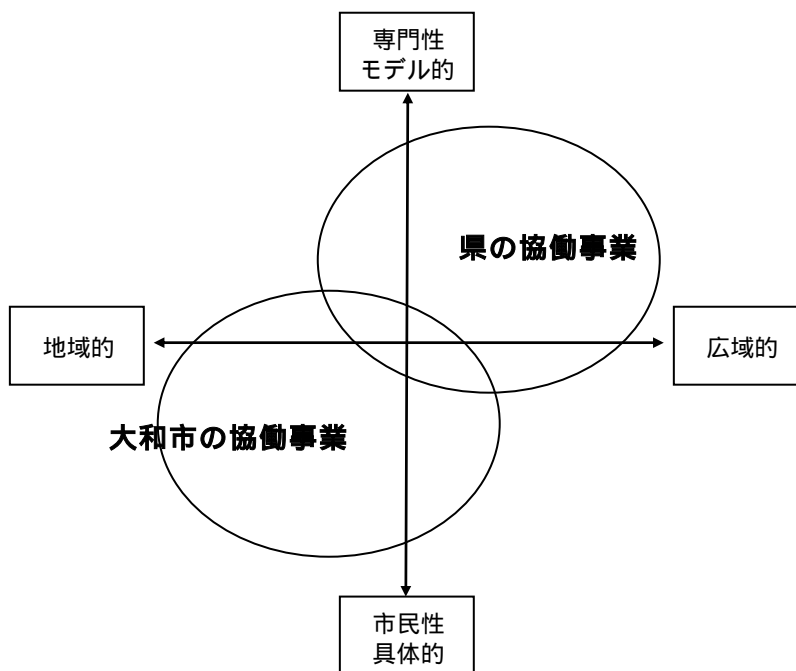
第3節 まとめ

大和市では、前述のとおり、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」を制定し、行政だけに公共をゆだねるのではなく、市民、市民団体、事業者、行政が、共に知恵や力を出し合いながら、地域社会の現場から公共の課題を発見し、共有し、解決していくという「新しい公共」の考え方にに基づき、新しい公共を創造していくための手段の1つとして協働事業を位置付けている。その意味では、「市民参加」、「市民自治」という視点に立った制度であると言える。また、個別の事業を見てみると、市民提案事業、行政提案事業のいずれにおいても、既に市の総合計画等において位置付けられた地域課題の解決に向けた具体的な事業が多い。事業の対象という点でも、対象者を明確にした事業が多く、また、特定の地域を対象とした事業も多くなっている。

一方、県の協働事業においては、NPOと県が持っている各々の特性や資源を生かすことによる相乗効果が期待されていることから、より専門性が求められる事業が多くなっている。また、NPOからの提案による事業は、部局横断的な地域課題や、県においては認識されていなかった地域課題への対応等、NPOからの政策提案と言えるものもある。さらに、まだ社会的な課題として認識されるに至っていないような問題に対して、実験的、モデル的に取り組もうとする事業や、個別・具体的な取組をより一般的・社会的な仕組みにしようとする事業等も見受けられる。事業の対象という点でも、地域を限定しない広域的な事業が多い。

以上、県と大和市における協働事業の状況を整理すると、次のようなイメージとなる（図表2 - 22）。

図表2 - 22 県の協働事業と大和市の協働事業のイメージ



こうした県と大和市における協働事業の状況を踏まえると、今後は、ケーススタディの事例にあるように、市町村で実施されていた協働事業が、県域での課題解決のための協働事業へと展開していく事例や、逆に、モデル的、実験的に実施されていた県の協働事業が、より具体化されて市町村の協働事業として展開されていく事例等、事業の展開の過程で新たな課題が見い出され、それを解決するために様々な形で協働事業が展開していくような事例が増えていくことが予想される。そうした様々な形での事業展開を可能とするためには、県と市町村が、協働事業に係る情報を共有化するなど、今後より一層連携していくことが必要である。



第3章 更なる協働の推進に向けて

本章では、本研究の最後として、更なる協働の推進のために、第1章第4節で示した提案以外に必要と思われる取組として、協働を推進するための基盤整備（第1節参照）、県民への情報提供（第2節参照）、政策連携に向けた仕組みづくり（第3節参照）、県・市町村の連携による協働の推進（第4節参照）という4つの観点から、いくつかの具体的な施策等を提案する。

第1節 協働を推進するための基盤整備

NPOとの協働を更に推進するためには、NPOと県双方に力が備わっていくことが求められることから、それぞれが自らエンパワーメントできるような基盤を整備していく必要がある。

本研究では、その基盤整備に必要な施策として、協働に関する情報基盤の整備、協働に関する人的基盤の整備、協働に関する財務基盤の整備の3点について、いくつかの取組を提案したい。

1 協働に関する情報基盤の整備

(1) NPO・県民向けの情報基盤の整備

本研究を進めていく中で、協働に関する情報について、欲しい情報がなかなか手に入りにくい面があった。もともとNPOとの協働に係る情報は、NPOとの協働事業が特定の対象者に向けて取り組まれるなど専門性が高い、地域ごとに取り組まれており、地域の実情との連関が強い、最低限の文書化しか行われていないなど資料性に乏しいなどの理由で、情報が一元的に集約されていない側面があった。

しかし、今後は本県における協働推進のため、県及び県内市町村における情報の網羅的・体系的な把握が必要となってくる。その手段として、ここでは、協働に関する情報を集約するに当たっての方向性について述べる。

ア 情報収集・分析の方向性

(ア) 情報収集の方向性

一般に、協働とは、ヒト、モノ、カネ、情報をはじめとした社会的資源をNPO、行政の双方が提供し合って取り組むものであると認識されている。

そこで、まず「NPO」、「行政」と総称される概念の中に、どれだけの構成者が存在し、保有する社会資源の多寡がどの程度あるのかに注目する必要がある。その際は、県内の様々な関係機関等と連携し、網羅的に情報収集を行う必要がある。

(イ) 情報分析の方向性

また、収集した情報を分析する過程においては、分析結果が今後協働推進に関する政策立案の基礎となり得るので、分析に当たっては、多様な主体が参加

して行うことが望ましい。

特に協働推進という観点で、現在の神奈川県を見た場合、社会的資源の仲介、NPO間のネットワーク促進、価値創出（政策提言、調査研究）といった機能については、現状では、行政の中の機関が中心的な役割を担っていることに留意すべきである。つまり、行政側から見た協働モデル、行政が理解しやすい範囲でのNPO像へと牽引されるおそれがあるので、分析に当たっては、分析に参加する各主体のポジショナリティ（立場性）の意識化・顕在化を行った上で、誰が何を担っていくのかという議論を含めて、具体的な政策化につながる分析を行うことが求められる。

イ 把握すべき情報の内容

(ア) NPOの実態把握

神奈川県認証のNPO法人

神奈川県が認証したNPO法人については、各法人が提出した事業報告書等を県が公表しており、団体の名称、活動分野、定款をはじめとして、年度ごとの具体的な事業内容や財政状況が明らかにされている。

今後はこれらの提出書類を、県内のNPO法人のデータベースとして有効に活用していく必要がある。また、電子情報での公表も含め、公表の形式等について検討する必要がある。

神奈川県内のボランティア団体、神奈川県以外が認証したNPO法人

神奈川県が認証したNPO法人以外の団体の情報についても注目すべきである。例えば、協働事業負担金事業の相手方には神奈川県認証のNPO法人以外の団体もいくつか含まれている（図表3-1）。したがって、任意団体であるボランティア団体についての情報も、関係機関等と情報交換を行い、その実態を把握していく必要がある。

また、国（内閣府）や他の都道府県の認証したNPO法人の情報の把握も重要であると考えられる。

図表3 - 1 協働事業負担金事業（平成13年度から平成17年度までに開始された事業）において県と協働事業を行ったNPOの分類

団体名	法人格及び認証先
楠の木学園	神奈川県認証NPO法人
よこはま里山研究所	神奈川県認証NPO法人
小網代野外活動調整会議	神奈川県認証NPO法人
女性の家サーラー	神奈川県認証NPO法人
相模川倶楽部	神奈川県認証NPO法人
神奈川被害者支援センター	神奈川県認証NPO法人
多言語社会リソースかながわ	神奈川県認証NPO法人
ワンダーポート	内閣府認証NPO法人
ソフトエネルギープロジェクト	神奈川県認証NPO法人
STスポット横浜	神奈川県認証NPO法人
野生動物救護獣医師協会神奈川支部	法人格のないボランティア団体
緑のダム北相模	内閣府認証NPO法人
かながわ外国人すまいづくりサポートセンター	神奈川県認証NPO法人

野生動物救護獣医師協会は東京都認証のNPO法人であるが、神奈川支部の活動は実態を踏まえ、法人格のないボランティア団体とした。

(イ) 県内市町村が持つ情報の把握

第2章で述べたとおり、県内市町村において、協働推進を含めたNPOの活動促進に関する施策が実施されており、この状況についても把握することが重要である。

まず、条例や指針等で制度化されているNPOへの支援施策についての状況の把握が必要である。具体的には、活動の場の提供、活動情報の提供、NPOへの助成、NPOへの委託、といった状況を確認することが必要である。

また、これまで重視されていなかった図書館や公民館といった県内市町村の社会教育施設が蓄積している情報の把握を行うことも必要である¹。

(ウ) 協働事業に関する情報の把握

現在神奈川県内で実施されている協働事業に関する情報については、県を含め自治体ごとに制度等の状況が異なり、一元的に把握することが困難な状況にある。そのため、事業名、事業実施主体、行政側の担当部署、事業予算、活動分野、事業の成果等、協働事業の基礎的な情報について、県が県内市町村との連携により集約することが求められる。

また、協働事業に関する情報の把握において最も重要なのは、NPOと行政の間でどのような課題が共有され、それがどういう過程で協働事業に至ったの

¹ 神奈川県自治総合研究センター「時代を創る図書館～ビジネス支援・市民活動支援に向けて(平成14年度一般研究チーム報告書)」(2003)では、図書館サービスとして、市民活動支援に向けた具体的な方策の提案がなされている。

かという観点である。このことを明らかにしていくことが、今後の協働推進に大きな示唆を与えると考える。

さらに、情報の集約に当たっては、厳密な事業形態にとらわれず、NPOと関わりのある取組を緩やかに捉えることで、協働の輪郭がより明瞭になると思われる。

【協働事業に関する情報のデータベースの例】

埼玉県では、「協働の宝庫」として、県及び県内市町村が実施した協働事業に関する情報のデータベースを作成し、ウェブサイト上で公開している。

協働の宝庫(協働事業データベース):検索結果一覧

年度: H18 / 団体名: さいたま市 / 協働形態: 委託 / 主な分野: 指定なし / キーワード:
12件ヒットしました
1

団体名	課所名	協働形態	事業名	事業内容	主な分野	執行済額(千円)	予算財源	新規/継続	年度	備考
さいたま市	見沼区コミュニティ課	委託	見沼区区民会議ホームページ保守管理業務	【事業内容】ホームページの更新、サーバーや掲示板の管理を行う。 更新のために必要な情報は区民会議から提供し、当該法人とボランティアが協働でデザインや更新を行った。 【選定方法】公民館で実施した自治会ホームページボランティア養成講座やパソコン講座で実績もあり、コミュニティ会議登録団体でもあるNPO法人地域人ネットワークと随意契約を行った。 【委託先】NPO法人地域人ネットワーク	まちづくり	165		新規	H18	
さいたま市	見沼区コミュニティ課	委託	見沼区区民会議ホームページ作成業務	【事業内容】区民会議に関して、より多くの情報をすばやく発信するためのホームページの開発。 掲載する情報は区民会議から提供し、デザイン等は、当該法人とボランティアが協働で行った。 【選定方法】公民館で実施した自治会ホームページボランティア養成講座やパソコン講座で実績もあり、コミュニティ会議登録団体でもあるNPO法人地域人ネットワークと随意契約を行った。 【委託先】NPO法人地域人ネットワーク	まちづくり	119		新規	H18	

(URL : http://www.saitamaken-npo.net/database/houko/houko_search.php)

(I) その他、企業等における社会的資源の可能性

今後の神奈川県での協働を考える上で、NPO以外の主体（企業等）との協働にも留意する必要がある。具体的には、企業のCSRセクションや市民ファイナンス²の動向を協働の社会的資源として捉えていくことが必要である。

ウ 協働に関する情報の活用に向けた分析の手法

ここでは、収集した協働に関する情報を分析する手法として、「ネットワーク分析³」と「データマイニング⁴」という2つの手法を紹介する。

ネットワーク分析

社会的資源は地域別・分野別に散在している場合が多い。特に、NPOの活動は特定の分野（例えば、環境、福祉等）を越えた広がりを見せており、従来の分析手法では大局的な状況の把握につながらないおそれがある。今後の協働推進に向けては、それぞれの社会的資源の連関を総合的に明らかにしていくことが重要であり、その一例として、ネットワークを可視化（見える化）するネットワーク分析という手法を用いることで、ネットワークの具体的な広がりを明らかにすることができる。

ネットワーク分析の例示として、図表3-2（協働事業負担金事業の相手方であるNPOの活動分野）を基に分析を行ってみると、図表3-3のネットワーク構造のように可視化することができ、その疎密からは協働が比較的進んでいる分野の存在が確認できる。

データマイニング

協働推進の取組が広がりを見せる中で、先に述べたNPOの実態を示す関連文書の蓄積も進んでいる。これらを大量のデータの束と捉え、事後検証的な意味合いが強い単純な統計処理ではなく、今後の具体的な政策立案へとつなげていくための分析が重要であり、その一例としてデータマイニングといった手法が有効であると考えられる。

データマイニングによる分析の例である図表3-5は、図表3-4（協働事業負担金事業の相手方であるNPOの収入全体に対する会費等の割合）の散らばりを可視化したものであり、矢印Aで示すように会員獲得と事業規模の拡大

² 「特定の公共サービス、社会資本整備、地域再生プロジェクト等の社会的意義に共感・共鳴し、これに参加・協力する主体的な意思をもった一般の市民等が、「意思ある資金」「志ある資金」を提供するもの」を指す。（日本政策投資銀行地域企画部「北海道大学公共政策大学院『地域政策事例研究』」資料より）

³ ネットワーク分析とは、「行為者の行為を個人的な属性からではなく、その行為者を取り囲むネットワークによって説明すること」を目的として、「さまざまな『関係』のパターンをネットワークとしてとらえ、その構造を記述・分析する方法」である。（安田雪『ネットワーク分析：何が行為を決定するか』（1997））

⁴ データマイニングとは、「データウェアハウスに入っているデータをマイニング（採掘）し、宝物である情報・仮説・知見・課題などを見つけ出す方法・プロセス」である。（上田太郎『データマイニング事例集』）

に相関関係があるNPOがある一方で、矢印Bで示すように会員獲得と事業規模の拡大に相関関係のないNPOがあることがわかる。

また、同様の手法として、関連文書の中にあるテキストデータから頻出語句等の傾向を分析するテキストマイニング⁵という手法も有効であると考える。

図表3 - 2 協働事業負担金事業（平成13年度から平成17年度までに開始された事業）の相手方であるNPOの活動分野

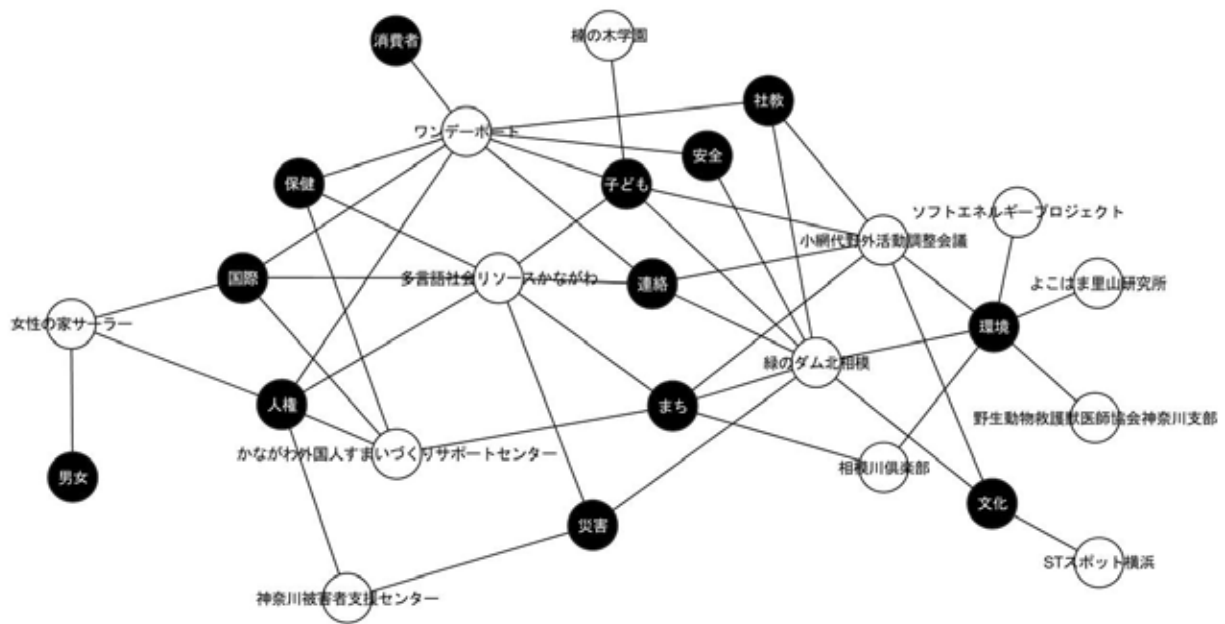
	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	文化・芸術・スポーツ	環境の保全	災害救援	地域安全	人権・平和	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会	科学技術	経済活動活性化	職業能力・雇用機会	消費者保護	連絡・助言・援助
楠の木学園																	
よこはま里山研究所																	
小網代野外活動調整会議																	
女性の家サーラー																	
相模川倶楽部																	
神奈川被害者支援センター																	
多言語社会リソースかながわ																	
ワンダーポート																	
ソフトエネルギープロジェクト																	
S T スポット横浜																	
野生動物救護獣医師協会 神奈川支部																	
緑のダム北相模																	
かながわ外国人すまいづくり サポートセンター																	

活動分野は各NPO法人の定款による。

野生動物救護獣医師協会神奈川支部は、東京都で認証された野生動物救護獣医師協会の活動分野で分類した。

⁵ テキストマイニングとは、「形式化されていないテキストデータ(通常 of 自然文)を単語等に分割し、その出現頻度や相関関係等をデータマイニングの手法を使って解析すること」である。

図表3 - 3 図表3 - 2の活用分野を可視化



ネットワーク分析ソフト「Cytoscape」を用いて研究チームで作成

図表3 - 4 協働事業負担金事業（平成13年度から平成17年度までに開始された事業）の相手方であるNPOの収入全体に対する会費等の割合

団体名	会費・ 入会金等 (円)(a)	当期収入合 計(円)(b)	会費等 割合 (a/b)	年度
榎の木学園	100,000	57,422,457	0.2%	平成17年度
よこはま里山研究所	424,500	15,340,924	2.8%	平成18年度
小網代野外活動調整会議	105,000	4,502,560	2.3%	平成18年度
女性の家サーラー	1,524,000	29,823,149	5.1%	平成17年度
相模川倶楽部	147,000	3,198,070	4.6%	平成18年度
神奈川被害者支援センター	6,132,000	25,096,555	24.4%	平成17年度
多言語社会リソースかながわ	759,000	22,102,494	3.4%	平成18年度
ワンダーポート	3,681,210	30,918,864	11.9%	平成18年度
ソフトエネルギープロジェクト	404,000	26,167,399	1.5%	平成18年度
STスポット横浜	153,000	35,184,818	0.4%	平成18年度
野生動物救護獣医師協会神奈川支部	6,000	5,091,521	0.1%	平成18年度
緑のダム北相模	979,757	10,308,644	9.5%	平成18年度
かながわ外国人すまいづくりサポートセンター	940,000	6,850,219	13.7%	平成18年度

神奈川県及び内閣府ウェブサイト、又は各団体が独自に公開している収支計算書を基に研究チームで作成

図表3 - 5 図表3 - 4の散らばりを可視化

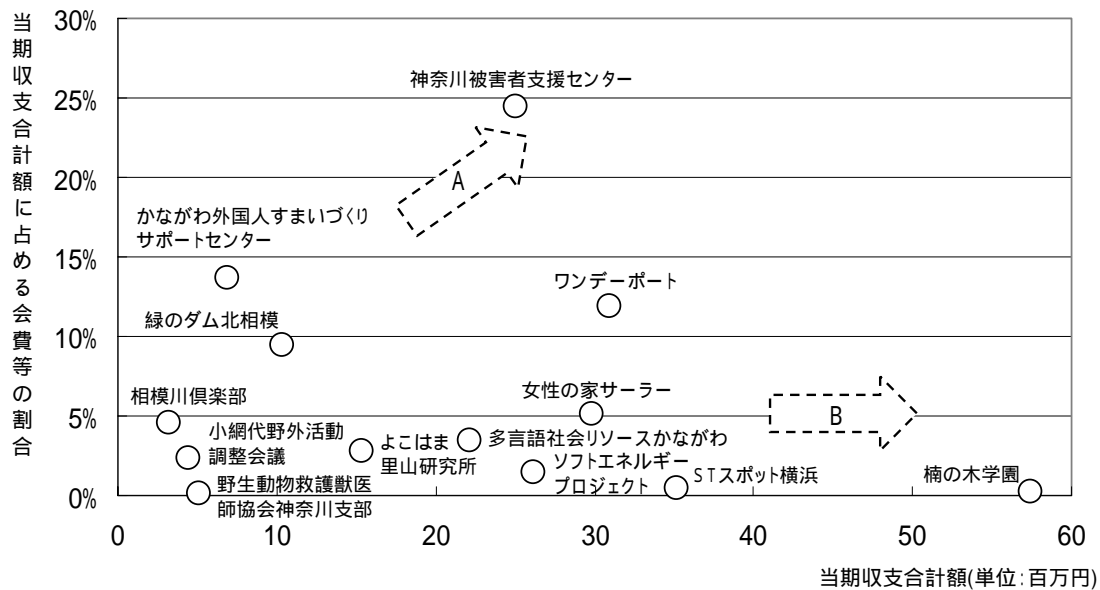


図3 - 4のデータを基に研究チームで作成

(2) 県職員向けの情報基盤の整備

県職員が協働事業を進める際にも、既存の「NPO等との協働推進指針」等以外に、実際に協働事業の実務で使用する書類等の作成の参考となるような情報があると、更に協働事業が促進されるものと考えられる。

そのための情報として、例えば、実施要綱、NPOを公募する際の募集要項、契約書・協定書の雛形等、実務に直接使用された書類等を庁内から収集し、それを既に実施されている協働事業の具体的な成果等の紹介と併せ、実務マニュアルとして整理し、提供することが求められる。

2 協働に関する人的基盤の整備

(1) NPOと県との人事交流の仕組み

NPOと県の相互理解のため、研修的な観点も含め、NPOと県との人事交流の仕組みを整備することが必要と思われる。

その際は、県職員が県との協働事業を含めたNPOの業務を担えるような1年間以上の長期にわたる派遣の仕組みを整えることが求められる。

また、NPOへ県職員を派遣するだけでなく、県の新たなプロジェクトの推進のため必要となる知見（専門性）やネットワークを持つNPOのスタッフを県職員として採用する仕組みについても検討する必要がある。具体的には、任期付職員採用制度⁶を活用することが考えられる。

なお、採用に当たっては、そのスタッフは、一度NPOを退職して県に採用されることになり、NPO側では「貴重な」人材を手放すことに慎重になることが想定

⁶ 専門的な知識、経験や優れた見識を有する人材を一定期間、その能力を活用するため常勤の職員として採用する制度

されるため、任期終了後も、必要があれば、NPOに帰ることができる手立てについて検討する必要がある。

(2) 協働型研修プログラム

また、人事交流の仕組み以外にも、NPOと県の相互理解を深める取組が必要である。例えば、NPOのスタッフと行政職員が一緒に受講できる協働型研修プログラムの実施が考えられる。協働型研修プログラムでは、ワークショップなどを行うことにより、NPOや行政それぞれの立場の異なる点を理解することができる。

(3) 協働事業推進のための戦略的な人事配置

協働事業を円滑に推進するため、「協働の拠点」である県サポートセンターに、協働事業負担金事業や県提案型協働事業を実際に経験した者で、協働に対して意欲のある職員を配置し、実務から得たノウハウを活用するとともに、県サポートセンターでの更なるノウハウの蓄積につなげる。こうした人材については、将来的には、各部局における協働推進実務担当者や協働推進者としての活躍も期待できる。

また、協働事業負担金事業を実施している県の担当部署の職員を県サポートセンター職員と兼務させ、協働事業の実施に当たって、日常的に県サポートセンターからのサポートを受けることができる体制を整備することも有効であると思われる。

3 協働に関する財務基盤の整備 ～ NPO支援のための寄付税制の検討～

協働の更なる推進のためには、NPOがその活動を継続的に行っていく必要があり、そのためにはNPOの財務基盤の安定が求められる。NPOの収入として、会費以外に考えられるのが寄付による収入であり、企業や県民からの寄付が得られやすくすることは重要である。

現在、NPOへの寄付税制としては、所得税（国税）に関する「認定NPO法人制度」があるだけである。この制度は、対象となるNPOの認定基準も厳しいため、認定NPO法人数も極めて少なくなっている⁷。

このような中、税制改正として「ふるさと納税制度」の創設の動きがあり、県としても、これを契機にNPOの活動を活発化するための支援として、県民に広く活用され、効果が広く表れるような新たな寄付税制の仕組みの創設について、住民税（地方税）の観点から検討する必要がある。

⁷ 神奈川県内では、NPO法人神奈川子ども未来ファンド、NPO法人神奈川被害者支援センター、NPO法人国際連合世界食料計画WEP協会の3法人のみである(平成20年2月29日現在)。

第2節 県民への協働事業に係る情報提供の充実

協働を推進していくためには、NPOに対する県民の理解を深めるとともに、協働事業が県民に認知され、理解され、共感されることが求められる。

そこで本節では、「NPOと行政の協働」をテーマに実施した県政モニター県政課題アンケート調査の結果から、協働に係る県民意識について、まず確認するとともに、県民への協働事業に係る情報提供に関して、いくつかの取組について提案する。

1 県政モニター県政課題アンケート調査結果から

(1) 調査の目的

本調査は、県政モニター⁸を対象としたアンケート調査（調査結果については、資料編169頁を参照）であり、協働は、あくまでも地域にその成果がもたらされなければならないものであり、協働事業実施に当たっては、受益者である住民や地域社会にとって意義あるものかどうか、ということ十分に考慮する必要がある、という問題意識から、NPOと行政の協働について、住民にとっての意義・効果という面から捉え直すため実施したものである。

(2) 調査結果の確認

ア NPOに関する情報提供について

「NPO」という言葉を知っているかという問いに対して、[知っている]（「知っている」＋「見聞きしたことがある」）という回答がほとんど（98.8%）であった一方で、自由意見の中には、実際にはNPOがどのような活動を行っているのかわからないという声も多くあった。一方、NPOとの関わりについて尋ねたところ、「関わったことがない」という回答が6割に及んでいた。こうした結果の背景には、NPOの活動に関する具体的な情報の提供が十分ではないことがあると推察できる。

これまでもNPOに関する情報提供については、県及び県内市町村において取り組まれているが、今後は、更に個々のNPOの活動状況等をPRするなどにより、地域社会におけるNPOの役割をわかりやすく紹介し、県民にとってより身近な存在とすることが求められる。

イ NPOとの協働に関する情報提供について

「かながわボランティア活動推進基金21」、「県提案型協働事業」などNPOとの協働を推進するための県の取組について、[知っている]（「知っている」＋「見聞きしたことがある」）という回答は3割を超えた程度であり、NPOとの協働に関する情報の提供は十分ではないということがわかった。

今後、より積極的な情報提供が求められるが、その際、留意すべき点は、協働した結果どうなったのか、県民に何がもたらされたのかという具体的な協働の成果を県民に対してわかりやすく提供することである。

⁸ 県政モニター制度とは、県の様々な施策や事業に対する県民の意見をアンケートなどを通じて聴き、県政運営の資料として役立てることを目的とした制度。モニター数は郵送コースとインターネットコース、合わせて400人で、任期は1年間である。

また、NPOとの協働に関する情報は、NPO側からは様々な形で発信されているが、県の協働事業の担当部署からの発信はまだまだ不足している。協働事業の実施主体として、より積極的に協働の成果を発信していくことが、協働に対する県民の理解を更に深めることにつながる。

ウ NPOと行政の協働に対する県民の意識について

以上のとおり、NPOと行政の協働に対する県民の理解は十分ではない状況である。

今後は、協働はNPOと行政の関係だけで終わるものではなく、あくまでも県民にとって成果がもたらされなければならないということを十分に認識した上で、県民に対する情報提供、情報発信の仕組みなどについても検討することが求められる。

例えば、アンケート調査の中で、県民がNPOの情報やNPOと行政の協働に関する情報を求めているが、どこへアクセスしたらよいかもわからないという意見があった。こうした情報は、前節でも述べたとおり、現在、県と県内市町村が個々に収集し提供を行っており、県内の情報を集約するには至っていない。今後、こうした情報を市町村と連携して集約し、県民に対してわかりやすく提供することも必要である。

こうした取組の結果、県民の中で協働への関心が高まり、理解が深まっていけば、県民のNPO活動への参加意欲も高まり、NPO活動自体も活発化していくことにもつながっていくと考える。

2 県民への情報提供の充実に向けた具体策

県政モニター県政課題アンケート調査の結果を踏まえ、県民への協働事業に係る情報提供の充実に向けた具体策として、次の2つの取組を提案する。

(1) 協働事業の成果報告の充実

NPOとの協働に関する情報提供については、前述のとおり、協働の成果を県民に対してわかりやすく提供、報告する必要があるが、協働事業の成果報告を充実させるためには、報告内容（報告の質）の充実と、報告機会の拡大という2つの点から検討する必要がある。

まず、成果報告の質的な充実という点では、既に成果報告会等の形で一定の情報提供は行われているが、その内容は、年間の活動状況の報告にとどまっている場合が多い。しかしながら、県民の理解や共感を得るためには、その事業により、どのような成果が上がったのか、社会的にどのような効果があったのか、自分たちの生活にどのように影響があったのか、といった点からの報告が必要となる。特に、県では、県の施策にどのような影響を与え、施策体系にどのように位置付けられたのか、といった観点からの成果報告が求められる。

次に、成果報告の機会の拡大という点では、NPOでは既にホームページや会報誌等を活用して様々な形で成果の報告を行っているが、その他にも、協働事業の一環と

して、県民向けのシンポジウムやフォーラムを開催し、その中で協働事業の成果を検証していくことも有効であると思われる。一方、県では、協働を推進しているNPO協働推進室や県サポートセンターの情報提供については一定の取組が見られるが、個々の協働事業を実際に担当している部署からの情報発信は十分であるとは言えない。特に、協働事業負担金事業については、NPOのヒアリングにおいても、「県にも成果があったはずである。それは何かということをちゃんと出してほしい。それがないと協働ではない。NPOのお手伝いではないはずである。内部で自己評価して、それを明らかにしてほしい。」と県の担当部署のPRが不足しているとの指摘があった。こうした状況の背景として、協働事業負担金事業に対して、県の担当部署は提案者であるNPOに協力しているという意識があり、事業に対する実施当事者としての意識が欠けていることがある。協働事業の成果は実施主体双方にとってあったはずであり、県の担当部署も事業の当事者であることを認識し、説明責任を果たすとともに、より積極的なPR等を行っていくことが求められる。

また、協働事業の成果を県民に対して説明していくためには、地域社会にとってどのような成果があったのかということを知りやすく示す、県民の視点に立った指標の設定が必要となってくる。しかしながら、協働事業の成果は客観的な数値等では表しにくいものであることから、今後、こうした協働事業の成果を客観的に比較できるような指標づくりを、県とNPOが研究会等を設置して検討していくことが求められる。

こうした指標がつくられることによって、県民だけではなく、NPO支援やNPOとの協働を検討しようとする企業、NPOへの助成等を行っている団体（機関）においても、指標をNPO支援の基準として活用することが可能となる。

(2) 協働に関するフォーラムの開催（かながわ協働推進会議等との連携）

市民活動センター等の設置のない町村等において、協働事業の事例を紹介し、その成果をPRするフォーラムを開催することは、日頃NPOの活動に触れる機会の少ない地域の県民に対して、NPOの具体的な活動の実態を知るための機会を提供することにつながり、また、協働への理解を深める意味でも重要である。また、こうしたフォーラムに地域で活動するNPOが参加・協力することにより、県内のNPO同士のネットワークづくりの場としても機能すると思われる。

こうしたフォーラムとしては、平成19年度に、「かながわ協働推進会議⁹」が「かながわ協働推進会議キャラバンフォーラム」を県内4会場（横浜市、川崎市、小田原市、相模原市）で開催した¹⁰が、今後もかながわ協働推進会議等と連携して、県内各地においてこうしたフォーラムを開催していくことは、県民の協働に対する理解の促進に有効であると思われる。

⁹ 27頁参照

¹⁰ 推進会議では、NPO等と行政との協働を普及するための冊子『協働のためのサプリメント』を作成している。フォーラムではこの冊子を活用し、各開催地域に応じたプログラムで、協働の成果をPRしている。

第3節 政策連携に向けた仕組みづくり

前述のケーススタディの事例を見てもわかるように、協働事業を円滑に開始するためには、実際に事業を開始する前の段階から、NPOと県の間で十分な意見交換や協議が行われていることが必要である。

このことは、例えば、県提案型協働事業である福祉有償運送推進事業を実施したNPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークの事例を見てもわかる（第2章参照）。この事例では、当初、大和市内で大和市との協働事業（移動制約者の外出介助サービス事業）を始めたNPO（NPO法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる¹¹）が、道路運送法改正の動きもあって、県との関わりを持つ必要があり、県の担当部署と一っしょに、福祉有償運送における広域自治体としての県の役割等を模索しながら、福祉有償運送の県域への拡大の枠組みづくりの協議を行っていった。その結果が、県提案型協働事業の実施に結び付き、さらに、県提案型協働事業を実施する中で、新たな課題も発見され、県提案型協働事業とは別の協働事業負担金事業（地域生活交通創出・再構築事業）として取り組まれるに至っている。

この事例からも、協働事業を実施する前の段階でNPOと県が互いに協議あるいは相互理解できる場があることが必要であると言える。

1 政策課題発見プログラム

職員が課題として日頃考えている事項について、随時、課題に関連したNPOと意見交換ができれば、そのような課題を、NPOとの協働により解決につなげることができる政策課題にまで発展させることが可能となると考える。

そのための環境整備として、会議室や意見交換の経費等の支援をメニュー化しておくことが求められる。

なお、このプログラムで一定程度の熟度を高めた後、次のような政策提言化（事業化）プログラムを活用して、具体的な事業化が可能な仕組みとする必要がある。

2 政策提言化（事業化）プログラム

NPOと協働で取り組むのにふさわしい課題を発掘するため、NPOとの協働事業に結び付きそうな研究課題の提案を庁内に公募し、庁内からの提案に基づき、研究課題を採択し、研究協議を行うNPOを公募し、研究協議する適切なNPOを選考する。その後、選考されたNPOと県の担当部署が協働事業に向けた可能性について研究協議を行う。また、研究協議に当たっては、必要に応じて、大学や企業と連携することも考えられる。

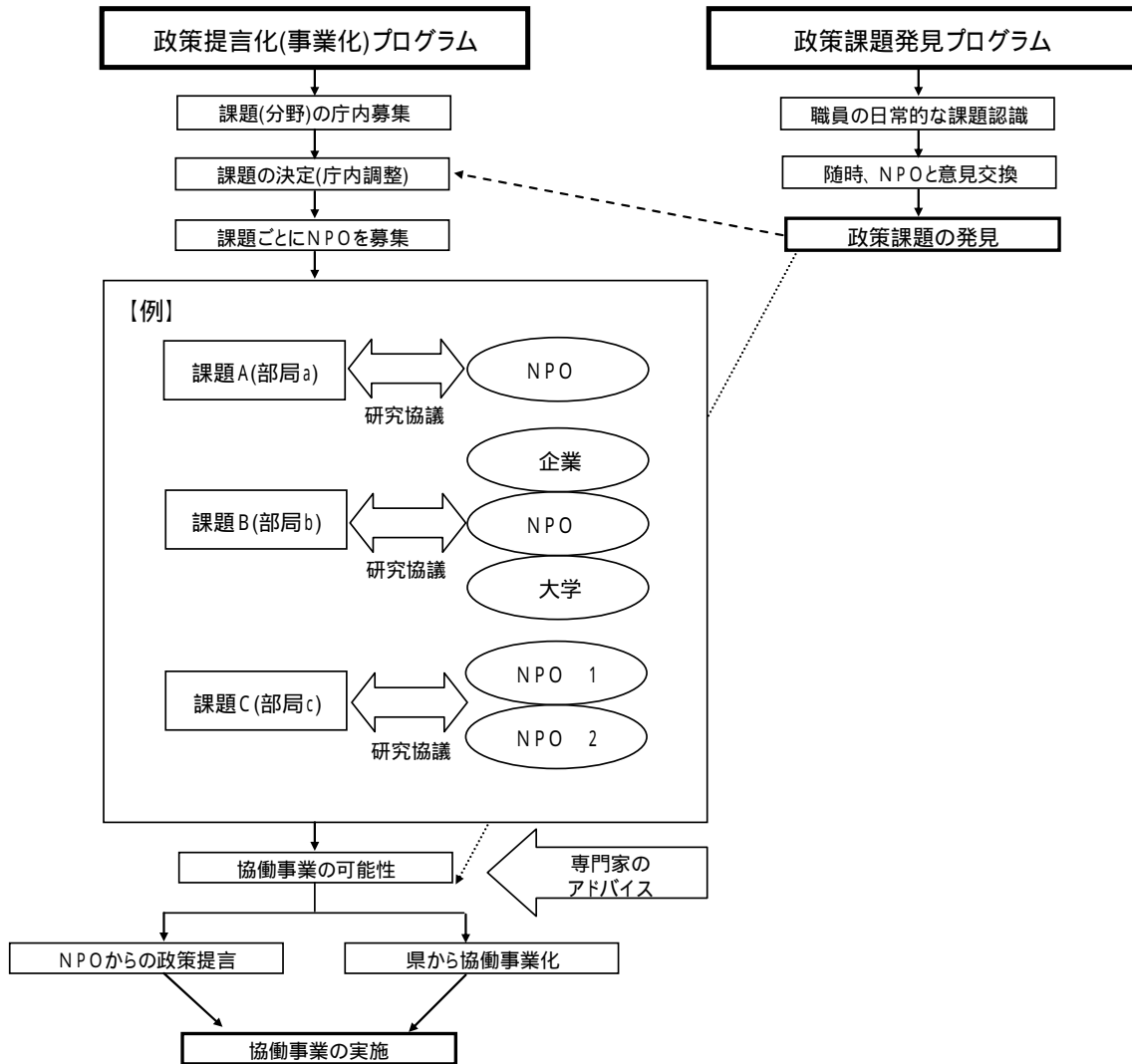
そして、研究協議した結果に基づき、必要に応じて専門的なアドバイスも受けながら、NPOからの政策提案やNPOとの協働事業として事業化の実現につなげていく。

なお、研究協議への動機付けを行うため、研究協議にかかる必要な経費は、県が負担する仕組みとする。

¹¹ NPO法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくるを含め、福祉有償運送を行っている県内のNPOが中間組織として設立したのがNPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークである。

以上をまとめると次のようなイメージとなる（図表3 - 6）。

図表3 - 6 NPOとの政策連携の仕組みのイメージ



第4節 県・市町村の連携による協働の推進

第2章で述べたとおり、県内市町村ではNPOに係る取組を着実に進めており、協働の推進のための取組も徐々に広がりを見せ始めている。このように、より住民に身近な基礎自治体である市町村においてNPOとの協働に係る取組が着実に進められている状況を踏まえ、県でも、協働の推進における広域自治体としての役割について改めて検討することが必要である。

また、大和市のケーススタディの事例に見られるように、市町村との協働事業として実施されていた事業が、県域での課題解決のための協働事業へと展開していった事例や、逆に、モデルとして実施されていた県との協働事業が、より具体化されて市町村での協働事業として展開されていった事例等も見受けられ、そうした様々な形での事業展開を可能とするためには、県と市町村において、協働事業に係る情報を共有化するなど、協働という観点からの連携を今後より一層図っていくことが必要である。

こうした連携を模索するに当たっては、第2章で述べたように、県と市町村の協働事業ではその性質が若干異なっている状況を踏まえ、市町村単独では対応できない部分について県が補完していくことや、モデルとして進めてきた県の協働事業の成果を市町村での協働に生かしていくことなどが求められる。

そこで、こうした観点から、今後、協働を支える場としての役割が期待される市町村の「市民活動サポートセンター等」に着目し、その状況を改めて確認した上で、広域自治体である県として求められる役割について検討する。

1 市民活動サポートセンター等の設置状況とその役割

第2章で整理したとおり、県内各地に市民活動サポートセンター等が設置されている（県内33市町村中、19市町で設置¹²）。

その役割としては、例えば、県内市町村で最も早く設置されたえびな市民活動サポートセンターでは、「場所の提供」をはじめ、「情報の提供」、「団体間の交流」の支援が主な内容となっている。また、かわさき市民活動センターでは、その役割を「人材育成」「活動拠点」「資金」「情報」「ネットワーク」といった社会的資源を提供し、様々な側面から市民活動を応援する」としている。

本来、市民活動は、自由な意思、ミッションを持った個人、団体の萌芽を待つべきものであるが、今後、行政とともに公共を担っていくことを期待されているNPOに対して、情報、人材、資金、場所等を提供して支援を行っていくことは、否定されるべきではないと考える。このような結果、個々のNPOが充実していくことは、市民活動の裾野が広がり、市民の選択肢が増えることにつながるからである。このような趣旨から市民活動サポートセンター等は設置されてきた。

2 協働を支える場としての市民活動サポートセンター等と県の連携

第2章で確認したとおり、県内市町村においてもNPOとの協働に係る取組が進んでいく中で、いくつかの市民活動サポートセンター等では「協働の拠点」としての役

¹² 99頁参照

割も担うようになってきた。

例えば、大和市民活動センターを管理運営する協働の拠点運営委員会では、平成18年度に協働の拠点として備えるべき機能について、次の6点を挙げて検討している。

共育の場：市民活動団体が共に学び、共に育ちあえる場、環境、機会の提供
市民活動団体を育成する場：新しい公共を担い、協働事業を担うことのできる市民活動団体の育成
ネットワークづくりの場：人と人、人と市民活動団体、拠点と拠点を結び付け、それぞれの活動の広がるようインフラの整備を行う。
情報提供・支援機能及びインキュベーション機能を持つ場：市民活動（NPO）団体が育っていくために専門的な支援を行う。
よろずの場：行けば誰かがいて、何でも相談できる場
大和の市民活動の発信地：大和で活動する市民活動団体情報を集積し、小規模団体の簡易事務所機能も備える。

今後、他の市民活動サポートセンター等でも、協働を支える場としての役割が重要になっていくと予想されるが、こうした場を提供していくためには、財政的な規模や人員体制等の面から、市町村だけでは十分に対応できない場合も考えられる。そのため、市町村では対応できない部分について、広域自治体としての県が市町村との連携により、補完していくことが必要である。

また、前述のとおり、市町村域から県域へ、あるいは県域から市町村域へと展開していく協働事業が見られるようになってきたことから、今後、県と市町村は、様々な形での事業展開を可能とするため、それぞれの協働事業に係る情報を共有化することはもとより、有機的なネットワークを構築していくことも求められる。

3 県に求められる機能

以上のような状況を踏まえ、県内市町村の市民活動サポートセンター等と連携していくために、県として今後求められる機能について提案する。

(1) 専門スタッフの養成

規模の小さい市民活動サポートセンター等のスタッフでも、専門スタッフとして活躍できるよう、NPOのマネジメントやNPOとの協働に関する研修等を行うことによりサポートする。具体的には、県のNPO支援担当職員を講師として県内市町村に派遣したり、市民活動サポートセンター等のスタッフを集めた研修講座を体系的に実施する。

なお、第1章で述べたとおり、県では、地域課題の解決や地域活性化に取り組む人材の育成を図るための「かながわコミュニティカレッジ」の整備に向け、平成18年度より講座開催等を試行実施しているが、このコミュニティカレッジの中に、こうした講座を体系的に位置付けることも考えられる。

(2) 市町村からの相談対応

今後、市町村の市民活動サポートセンター等が、協働を支える場としての機能を発揮していくため、今までに県で実施された協働事業のノウハウの蓄積を活用し、協働事業の進め方や、助成金交付の審査方法、協働の仕組みづくりなどへの相談対応機能を充実する。

なお、こうした機能の充実のためには、本章第1節2(2)「戦略的な人事配置」で述べた、協働事業の経験者の活用が有効であると考えられる。

(3) NPOからの相談対応

NPOが協働の相手方として行政と対等に事業を展開していくためには、人員体制や事業規模等において、組織としての基盤を強化していくことが必要となる。そうした際のNPOへの資金繰りやマネジメント面に関するアドバイスについては、市町村の市民活動サポートセンター等では対応が困難な場合も想定される。そこで、定期的に各地(町村役場や地域県政総合センター等)に出向くなど巡回相談を行うことが求められる。

(4) 協働事業負担金事業等の基金21事業の地域展開

基金21の構成事業である協働事業負担金事業や補助金交付事業、奨励賞の内容については、既に県のウェブサイトなどで公開しているが、特に当該事業が実施されている市町村の市民活動サポートセンター等に対しては、情報提供をより丁寧に行うことにより、当該事業が地域展開を図れるよう市町村と連携する必要がある。

また逆に、市町村域で展開している事業の中から、県との協働事業として実施するのにふさわしい事業等がある場合に、協働事業負担金事業の申請等につなげるような連携・調整も必要となる。

(5) 市民活動サポートセンター等のネットワークにおけるコーディネート

第2章でも整理したとおり、県内市町村の市民活動サポートセンター等の形態は、公設公営、公設民営、民設民営等、様々な形態がある。異なる形態の運営主体間のネットワークは、行政機関の間のように円滑にいかないことも予想されるので、県としてコーディネーター機能を担うことが求められる。

(6) 協働推進に係る調査研究

協働についてはまだまだ概念が明確に整理されておらず、実際に実施されている協働事業も、法制度上の課題等が山積している。こうした課題解決に向けた調査や研究等を、県内市町村の市民活動サポートセンター等と連携しながら進め、その成果を提供することが求められる。

4 かながわ県民活動サポートセンターの今後の役割 ～神奈川における協働の拠点として～

県サポートセンターでは、既に、市民活動サポートセンター等のネットワークとして「ボランティア活動支援施設ネットワーク会議」を設置している（図表3-7）。

さらに、市民活動サポートセンター等を運営するスタッフの育成・レベルアップによる各施設の支援能力の向上、各施設の連携・ネットワーク化の強化による県内全域をカバーする支援体制の構築等の課題解決のため、県提案型協働事業として「公設市民活動支援施設人材育成研修事業」を実施し、市民活動サポートセンター等の人材育成を目的とした研修講座等を実施している。

今後はこうした事業を更に充実させ、県内の市民活動サポートセンター等の有機的なネットワーク形成を図り、県域のサポートセンターの核としての機能を果たしていくことが一層求められる。

また、県サポートセンターに対しては、今後、神奈川における「協働の拠点」としての役割もより一層求められると思われる。今後、NPOと県との協働を推進するための総合窓口であるNPO協働推進室との役割分担を明確にした上で、先に述べた県に求められる機能を十分に踏まえ、協働の推進に向けた新たな取組を進めていくことが必要である。

図表3-7 ボランティア活動支援施設ネットワーク会議

目的	市民活動を支援するため、場・情報等の提供を行う県及び市町村の設置するボランティア活動支援施設が互いに連携し、情報を共有するとともに共通の課題を把握する。	
構成員	場所の提供、情報の提供を行っているボランティア活動支援施設の職員	
参加機関	横浜市市民活動支援センター かわさき市民活動センター 横須賀市立市民活動サポートセンター ひらつか市民活動センター 鎌倉市市民活動センター運営会議 藤沢市市民活動推進センター おだわら市民活動サポートセンター ちがさき市民活動サポートセンター さがみはら市民活動サポートセンター 秦野市市民活動サポートセンター	厚木市ボランティア活動サポート室 大和市民活動センター えびな市民活動サポートセンター 市民活動センターあやせ 葉山まちづくり館 にのみや町民活動サポートセンター 真鶴地域情報センター あいかわ町民活動サポートセンター かながわ県民活動サポートセンター
事務局	かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課	

おわりに

これまで、神奈川において実施されてきたNPOとの協働の取組を分析することを通して、現在行われている様々な協働の現状を把握し、分析結果から浮かび上がった課題等を踏まえ、現在の協働に係る制度を再設計するとともに、更なる協働の推進に向けた具体的な方策について検討してきた。

最後に、本研究では十分検討できなかったが今後NPOとの協働を更に推進していくために重要になると思われる点について指摘したい。

NPOの組織力強化（キャパシティビルディング）の必要性

第3章第4節でも少し述べたが、NPOと行政の協働を更に推進し、多様な主体による「協働型社会・神奈川」を目指していくのであれば、NPO側も、組織としての基礎体力（キャパシティ）を強化していく必要があると思われる¹。本県では、県サポートセンター開設以来、ボランティア活動の支援に重点を置いて施策等を展開してきたが、今後は、ボランティア活動を支援するだけでなく、事業体としてのNPOの組織力、特にマネジメント能力向上に対する支援についても考えていく必要がある。

協働事業に合った新たな財務制度の必要性

第1章第1節でも述べたとおり、本県の協働事業では、現行の法制度（地方自治法、同法施行令、財務規則等）で決められた手続（協働事業負担金事業では、「補助金等」の一種である負担金の交付手続、県提案型協働事業では、委託契約書の締結）のほか、NPOと県との協働を担保するため、事業実施に当たっての課題認識や役割分担等を明らかにした協定書を別途締結することにより実施されている。現行の法制度では、協働事業の特性（共有した課題を解決するため、対等な立場で、各々の特性や資源を生かしあい、事業に取り組む）は想定されていないためである。

協働事業を実施する上で、このような特性が担保されなければ、もはやそれを協働事業とは呼ぶことはできない。その意味では、現在の本県の協働事業における手続は、あくまでも「協定書」が基本であり、現行の法制度に整合させるために、決められた手続（契約書の締結等）の形式だけを緊急避難的に「借用」しているとも言える²。

したがって、今後本格的に協働事業を推進していくのであれば、「負担金」や「委託契約」といった現行の制度を借用するものではない、協働事業に合った新たな財務制度³についても検討していく必要があると考える。

¹ キャパシティビルディングについては、岸本幸子「NPOを支える新たな支援システムの構築」自治体学研究第95号(2007)を参照。

² 協働事業と現行の財務制度の関係については、碓井光明「協働と契約」自治体学研究第95号(2007)を参照。

³ 協働事業に合った財務制度への提案としては、椎野修平「官民協働に関わる財源の特徴と協働契約の展望」(東京ボランティアセンター・市民活動センター『NPOと行政のパートナーシップは成り立つか!? ~協働を形にする「事業協働契約」を考える~』(2006)がある。

資 料 編

1 協働事業負担金事業の一覧

事業名		引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	市民による里山の保全と活用システムづくり事業	小網代の森保全推進事業	女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国籍市民に対する相談事業	
NPO		NPO法人 リロード	NPO法人 よこはま里山研究所	NPO法人 小網代野外活動調整会議	NPO法人 女性の家サーラー	
県担当部署		県民部青少年課	環境農政部緑政課	環境農政部緑政課	県民部人権男女共同参画課	
実施期間		終了(平成14年1月～平成18年3月)	終了(平成14年1月～平成18年3月)	終了(平成14年1月～平成18年3月)	終了(平成14年1月～平成18年3月)	
事業費	負担金額 (年度ごと 円)	初年度	4,640,000	2,000,000	700,000	2,000,000
		2年目	10,000,000	5,000,000	3,550,000	8,000,000
		3年目	10,000,000	5,000,000	2,050,000	10,000,000
		4年目	10,000,000	4,500,000	2,050,000	10,000,000
		最終年度	10,000,000	4,000,000	1,940,000	7,000,000
	負担金割合 (年平均 %)	初年度	100.0%	90.6%	77.7%	57.0%
		2年目	93.9%	67.6%	92.2%	50.3%
		3年目	88.0%	69.7%	87.2%	51.7%
		4年目	87.3%	60.0%	87.2%	52.0%
		最終年度	85.5%	55.1%	86.6%	35.2%
平均値		88.7%	63.1%	88.3%	47.3%	
負担金割合 低下の理由		事業収入の増 (2年目640千円 最終年度1,110千円) 助成金収入の増 (2年目0円 最終年度580千円)	助成金収入の増 (3年目670千円 最終年度2,600千円)	ほぼ横ばい	事業収入の増 (4年目2,244千円 最終年度4,109千円)	
受益者負担		あり	なし	なし		
事業の対象 及び目的	対象	引きこもり青少年及びその家族	環境保全(里山)	環境保全(三浦市三崎町小網代)	DV被害外国籍女性	
	細事業の数	4事業	3事業	4事業	5事業	
	実験的な取組	・モデル支援事業の開発 (当事者支援[居場所づくり・就労支援]、家族支援) ・引きこもり青少年支援に携わる人材養成			・外国籍市民に対する相談事業 ・DVに係わる市町村等職員の研修会 ・相談員用マニュアルの作成 ・多言語相談シート7か国語版の作成	
	具体的な課題解決		・パイロット事業 (県内4地区の里山で市民による保全と活用システムづくり)	・アカタガニビोटープ整備事業 ・カニバトロール事業 ・花バトロール事業 ・道バトロール事業	・女性のためのシェルター事業	
	仕組みづくり	・総合的な支援システムの構築 (支援機関同士のネットワークの構築) ・普及啓発	・ネットワークづくり (団体・行政・事業者が参加するメーリングリスト) ・資源循環事業 (里山の資源を循環させる仕組みづくり)			
NPOから見た位置付け		新規事業	既存事業	既存事業	新規事業(シェルター事業は既存事業)	
県から見た位置付け		計画なし	かながわ新総合計画21「重点プロジェクト」都市のみどりの創造と保全」	かながわ新総合計画21「主要施策」小網代の森の保全の推進」	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
役割分担	NPO	主な役割	事業の実施、民間団体等とのネットワーク構築	事業の実施	事業の実施	
		期待	開拓力	専門力、ネットワーク力	専門力、ネットワーク力	開拓力、専門力
	県	主な役割	行政機関におけるネットワーク構築、情報の収集提供、人的支援、場所の提供	地権者・関係機関等との調整、広報	情報提供、技術支援、地権者・関係機関等との調整	関係機関等との調整
		期待	課題認識の向上	地権者・関係機関等との調整	県有地の使用、地権者・関係機関等との調整	課題認識の向上、窓口対応の改善
事業前の関係		引きこもりの研究において青少年総合研修センターと関わりあり	なし	以前から小網代の森の保全について話し合いをしていた	女性の一時保護については、平成12年度より福祉事務所の依頼による一時保護開始	
協働事業の成果		県による引きこもり対策の開始 (施設整備、支援事業補助金制度、就労支援)	県による里山支援モデル事業、里山保全推進事業の開始	首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域指定	県による外国籍女性のDV被害者対策の開始 (相談事業)	
協働事業終了後の状況		一部政策化(協働による委託事業化、フリースペースの補助、ボランティア育成)	自主的な活動として継続	自主的な活動として継続	一部政策化(DV相談を委託事業化)	
今後の展望と課題		引きこもり青少年の相談から自立支援までの一連の流れを整備	(財)かながわトラストみどり財団が里山保全団体を支援するシステム検討	(財)かながわトラストみどり財団が緑地保全団体を支援するシステム検討	横浜市と自立支援支援に向けた協働事業開始	
備考(時代性等)		「ニート」が社会的に認知された時期に重なる				

事業名		犯罪や災害の被害者等に対する支援事業		医療通訳派遣システム構築事業		強迫的ギャンブラー(ギャンブル依存症者)の回復と社会復帰のための事業		地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験普及啓発・環境教育の仕組みづくり事業	
NPO		NPO法人 神奈川被害者支援センター		NPO法人 多言語リソースかながわ		NPO法人 ワンダーボート		NPO法人 ソフトエネルギープロジェクト	
県担当部署		警察本部警務課被害者対策室		県民部国際課		県民部消費生活課、保健福祉部生活支援課、保健福祉部障害福祉課		環境農政部環境計画課、三浦臨海高等学校、海老名高等学校、大清水高等学校	
実施期間		終了(平成14年4月～平成19年3月)		継続中(平成15年4月～平成20年3月)		継続中(平成15年4月～平成20年3月)		継続中(平成15年4月～平成20年3月)	
事業費	負担金額 (年度ごと 円)	初年度	10,000,000	10,000,000	8,620,000	8,000,000			
		2年目	6,300,000	10,000,000	9,600,000	10,000,000			
		3年目	5,000,000	9,000,000	6,800,000	8,000,000			
		4年目	5,000,000	10,000,000	6,800,000	8,700,000			
		最終年度	5,000,000						
	負担金割合 (年平均 %)	初年度	79.7%	83.7%	89.5%	73.8%			
		2年目	90.3%	82.4%	82.4%	75.9%			
		3年目	70.1%	69.2%	60.3%	48.3%			
		4年目	80.3%	79.1%	55.8%	51.6%			
		最終年度	72.6%						
平均値	78.6%	78.6%	72.0%	62.4%					
負担金割合 低下の理由	寄付金収入の増 (2年目0円 最終年度1,035千円)		ほぼ横ばい	会費収入の増 (初年度1,011千円 4年目4,759千円)	寄付金収入の増 (2年目600千円 4年目2,000千円) 融資の利用 (2年目0円 4年目4,637千円)				
受益者負担	なし		あり	あり(参加料)	なし				
事業の対象 及び目的	対象	犯罪被害者及びその家族		外国籍県民	強迫的ギャンブラーとその家族	環境保全(地球温暖化)			
	細事業の数	4事業		5事業	3事業	4事業			
	実験的な取組	・被害者自助グループの支援事業 ・相談員・被害者支援ボランティアの研修及び養成事業		・医療通訳派遣システム構築事業 ・人材育成事業 ・養成研修事業 ・多文化共生社会推進事業					
	具体的な課題解決	・電話相談事業 ・面接相談事業			・家族支援事業 ・本人の回復に向けたグループセラピー等の事業 ・社会啓発事業	・地球温暖化対策地域学習センターの設置事業 ・二酸化炭素削減測定事業 ・人材育成事業 ・普及啓発・環境教育体験推進車の整備運行			
	仕組みづくり			・医療通訳派遣システム検討協議会・部会					
NPOから見た位置付け		新規事業		新規事業	既存事業	既存事業			
県から見た位置付け		犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律		外国籍県民かながわ会議からの提言	計画なし	かながわ新総合計画21・主要施策「地球温暖化防止の推進」、 「環境学習・環境教育の推進」			
役割分担	NPO	主な役割	事業の実施		事業の実施、民間団体等とのネットワーク構築	事業の実施			
		期待	専門力		開拓力、専門力	開拓力	専門力		
	県	主な役割	情報提供、関係機関等との調整		情報提供、関係機関等との調整	広報	場所の提供、関係機関等との調整		
		期待	情報提供、関係機関等との調整		関係機関との調整、具体的な施策化	広報	場所の提供		
事業前の関係		当センターの設立母体である「神奈川県被害者支援連絡協議会」において警察、司法行政、医療機関等が連携		平成14年度よりモデル事業を立ち上げ	なし	「新アジェンダ21かながわ」の検討委員会に理事長が参加			
協働事業の成果		被害者支援センターの立ち上げ		医療通訳派遣システム構築事業	家族セミナー、グループセラピーの参加者増	・地球温暖化対策地域学習センターの設置事業 ・二酸化炭素削減測定事業			
協働事業終了後の状況		自主的な活動として継続		(受益者負担による)システムとしての完成を目指す					
今後の展望と課題		警察本部との連携体制を維持し、犯罪被害者等早期援助団体の指定に向け、組織体制、事業体制を確立		様々な関係者がいる中での合意形成の仕組みづくり(協働型社会へのモデル)	行政による広報支援の継続	太陽光発電パネル等の維持・管理			
備考(時代性等)				外国籍県民かながわ会議としての取組とうまくかみ合った		(協働事業としての信頼が基になって実現したとも考えられる)多様な資金の導入(NEDO、PTA)			

事業名		アートを活用した新しい教育活動の構築事業		野生動物救護活動に関する支援事業		不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業		森林と都市生活者をつなぐ水源環境の保全・再生事業		
NPO		NPO法人 STSボット横浜		NPO法人 野生動物救護獣医師協会神奈川支部		NPO法人 相模川倶楽部		NPO法人 緑のダム北相模		
県担当部署		県民部文化課、教育局子ども教育支援課、教育局高校教育課		環境農政部緑政課		環境農政部廃棄物対策課		企画部土地水資源対策課、環境農政部森林課、東北地域県政総合センター		
実施期間		継続中(平成16年4月～平成20年3月)		継続中(平成16年4月～平成20年3月)		終了(平成16年4月～平成18年3月)		継続中(平成17年4月～平成20年3月)		
事業費	負担金額 (年度ごと 円)	初年度	8,675,000	5,000,000	3,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000		
		2年目	8,675,000	5,000,000			5,000,000			
		3年目	8,675,000	5,000,000						
		4年目								
		最終年度				3,400,000				
	負担金割合 (年平均 %)	初年度	99.3%	96.6%	92.9%	46.9%				
		2年目	84.3%	95.4%		50.2%				
		3年目	82.8%	95.6%						
		4年目								
		最終年度			95.8%					
平均値	88.8%	95.9%	94.4%	48.6%						
負担金割合 低下の理由	助成金収入の増 (初年度0円 3年目1,428千円)		ほぼ横ばい	ほぼ横ばい	ほぼ横ばい					
受益者負担	なし		あり	なし	なし					
事業の対象 及び目的	対象	児童・生徒・教職員・保護者		環境保全(野生動物)		環境保全(不法投棄廃棄物)		環境保全(水源地森林保全)		
	細事業の数	4事業		3事業		3事業		3事業		
	実験的な取組	・アーティストによる授業実施事業 ・教育関係者等への普及事業		・野生動物リハビリーター養成及び資格認定 ・総合学習指導		・廃タイヤ収集箇所指示マップ作成 ・廃タイヤの収集とリサイクル事業				
	具体的な課題解決							・森をつくる事業 (相模湖周辺の水源の森保全) ・森とつなぐ事業 (緑のダム体験学校・甲州古道復活プロジェクト) ・森をいかにする事業 (流域材の活用・流域材の広報)		
	仕組みづくり	・調査研究事業 ・フォーラム事業		・普及啓発		・市民・企業連携システム検討会議の運営				
NPOから見た位置付け		新規事業		新規事業		新規事業		既存事業		
県から見た位置付け		計画なし		鳥獣保護業計画		神奈川力構想・戦略プロジェクト「不法投棄の防止対策の推進」		神奈川力構想・戦略プロジェクト「県民との協働による水源の森林づくり」		
役割分担	NPO	主な役割	事業の実施、コーディネート(事務局型)事業の実施		事業の実施、民間団体等とのネットワーク構築		事業の実施、ネットワーク構築		事業の実施	
		期待	開拓力、専門力		開拓力、専門力、ネットワーク力		開拓力、ネットワーク力		専門力、ネットワーク力	
	県	主な役割	関係機関等との調整、広報		情報提供、関係機関等との調整		関係機関等との調整		関係機関等との調整、情報の提供、広報	
		期待	関係機関等との調整		県有施設の利用		関係機関等との調整		関係機関等との調整、情報の提供、広報	
事業前の関係		文化課については従来のSTSボット横浜の事業展開を通して信頼関係あり		緑政課設置の傷病鳥獣保護連絡協議会の構成機関(H15～)		県からの委託事業あり(H14,15実施)		地域県政総合センターとは以前から協働実施		
協働事業の成果		アーティストによる事業実施事業		野生動物リハビリーター制度づくり		県による不法投棄タイヤ対策の開始(補助金制度)		国際的な森林管理の認証団体であるFSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)により認証		
協働事業終了後の状況						政策化(県補助事業)				
今後の展望と課題		・協働事業を通して構築されたシステムを生かす持続可能な体制づくり ・事務局経費の捉え方		・リハビリーターについて、県の第10次鳥獣保護計画における位置付けの確保 ・リハビリーター活動支援体制の整備		企業・団体の協力を得た事業の継続		資金確保		
備考(時代性等)		「提案事業そのものが、事務局的な仕事」=学校授業において教員とアーティストとのコラボを実現するためのコーディネーター役を、STSボット横浜のスタッフ主導で行っている。STSボット横浜の事務所はコーディネート事業の事務局機能を担っている。								

事業名		行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業	
NPO		NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	
県担当部署		県民部国際課	
実施期間		継続中(平成17年4月～平成20年3月)	
事業費	負担金額 (年度ごと 円)	初年度	1,800,000
		2年目	2,800,000
		3年目	
		4年目	
		最終年度	
	負担金割合 (年平均 %)	初年度	99.7%
		2年目	92.4%
		3年目	
		4年目	
		最終年度	
負担金割合 低下の理由		ほぼ横ばい	
受益者負担		なし	
事業の対象 及び目的	対象	外国籍県民	
	細事業の数	2事業	
	実験的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修運営体制整備事業 (多言語の相談窓口対応マニュアル作成) ・研修推進事業 (県市町村外国籍相談窓口担当職員等への研修) 	
	具体的な課題解決		
	仕組みづくり		
NPOから見た位置付け		新規事業	
県から見た位置付け		神奈川県構想・戦略プロジェクト「外国籍県民とともにくらす地域づくり」	
役割分担	NPO	主な役割	事業の実施
		期待	開拓力、専門力
	県	主な役割	関係機関等との調整、情報・資料の提供
		期待	関係機関等との調整、情報・資料の提供
事業前の関係		「外国籍県民かながわ会議」での提言「居住システムの支援」を契機に設立	
協働事業の成果		<ul style="list-style-type: none"> ・多言語の相談窓口対応マニュアル作成 ・県市町村外国籍相談窓口担当職員等への研修 	
協働事業終了後の状況			
今後の展望と課題		受益者負担を基本とした自主事業化	
備考(時代性等)			

2 県提案型協働事業の分析

(1) 分析の目的

県提案型協働事業の分析を通して、事業の傾向と特徴を捉えるとともに、事業実施における課題を確認する。

(2) 分析の方法 ～書類上の分析～

県提案型協働事業のうち平成17年度と平成18年度に開始された事業¹（9事業）を対象に分析を行った。

ア 分析対象

県提案型協働事業で作成された以下の書類を分析対象とした。

- ・ 募集要項
- ・ 委託契約書（各年度分）
- ・ 協定書（各年度分）
- ・ 事業報告書（各年度分）
- ・ 協働事業評価・報告書（各年度分）

イ 分析項目

以下の項目について分析を行った。

[基礎情報]

- ・ 事業名
- ・ 県担当部署
- ・ NPO名
- ・ 実施期間
- ・ 事業費
- ・ 事業形態
- ・ 協定書の有無

[分析項目]

- ・ 事業の対象及び目的（目的は「実験的な取組」、「具体的な課題解決」、「仕組みづくり」の3つに分類）
- ・ 役割分担（NPOの「主な役割」と「期待」、県の「主な役割」について分析）
- ・ 協働事業の成果
- ・ 協働事業終了後の状況
- ・ 今後の展望と課題

分析項目の中には、書類上の記載を基に研究チームで分類するなど、独自の判断が含まれている場合がある。

¹ 少なくとも事業期間として1年間が経過したものを対象としている。

(3) 分析の結果

分析の結果を、事業ごとに一覧表として整理したのが、別表「県提案型協働事業の一覧」（163頁を参照）である²。これを基にして若干の考察を行った。

ア 事業の考察

別表「県提案型協働事業の一覧」の各項目ごとに分析を行い、県提案型協働事業全体としての傾向を確認した。

(ア) 実施主体

実施主体を県の担当部局別で見ると、県民部が3事業、保健福祉部が2事業、企画部、安全防災局、県土整備部、教育局がそれぞれ1事業となっている（図表1）。

図表1 担当部局別の事業数

担当部局	担当所属	事業数
企画部	京浜臨海部活性推進課	1
安全防災局	災害消防課	1
県民部	消費生活課、かながわ県民活動サポートセンター、かながわ女性センター	3
保健福祉部	地域保健福祉課	2
県土整備部	住宅課	1
教育局	子ども教育支援課児童生徒指導室	1
合計		9

(イ) 事業の形態

事業の形態はすべて委託契約となっている。また、契約書等のほかに協定書を締結していたのは5事業であった（図表2）。

図表2 協定書の有無

協定書の有無	該当事業数
あり	5
なし	4
合計	9

² 一部の事業（消費者自立支援パートナーシップ事業、女性のキャリアサポート体制整備事業）については、複数のNPOと別々に協働事業を実施していることから、細事業（NPO）ごとに整理している。

(ウ) 事業の対象と目的

事業の対象（受益者）は、「消費生活相談員」や「介護支援専門員」等、専門的な職種等を対象としている事業が多くなっている。

事業の目的は、細事業ベースで「実験的な取組」が13事業、「具体的な課題解決」が11事業、「仕組みづくり」が2事業である（図表3）。

図表3 事業の目的(細事業ベース)

事業の目的	該当事業数
実験的な取組	13
具体的な課題解決	11
仕組みづくり	2
合計	26

「実験的な取組」...先駆的な企画を実験的に実施し、成果の検証を通じモデルを創造することを目的とした事業

「具体的な課題解決」...具体的な課題を解決することを目的とした事業

「仕組みづくり」...課題を解決するために必要な社会的な仕組みづくりを目的とした事業

(イ) 役割分担

事業におけるNPOの主な役割は、事業の実施のほか、広報、現場サイドにおける意見集約や関係機関との情報交換等となっている（図表4）。

また、県のNPOへの期待としては、専門力が9事業、ネットワーク力が3事業、開拓力が2事業となっており（図表5）、すべての事業においてNPOの「専門性」が期待されていることがわかる。このことは、NPOの持つ「専門性」が加わることによって、課題解決への相乗効果を期待して協働事業を実施していることを示している。

図表4 NPOの役割

NPOの役割	該当事業数
事業の実施	9
広報	2
その他	4
合計	15

その他：情報収集、福祉現場サイドの意見集約、検討会議への意見具申、学校との定期的な情報交換

役割が複数ある場合には、それぞれにカウントしている。

図表5 NPOへの期待

県のNPOへの期待	該当事業数
専門力	9
ネットワーク力	3
開拓力	2
その他	1
合 計	15

「専門力」...課題を専門的な知識やノウハウによって解決する力

「ネットワーク力」...課題解決のため、市民や他の民間団体等を巻き込んでいく力

「開拓力」...新たな課題を見つけ出す力、既存の課題に対する新たな解決方法を生み出す力

その他：柔軟なサービス提供

期待が複数ある場合は、それぞれにカウントしている。

次に、事業における県の主な役割は、関係機関との調整が7事業、広報が6事業、情報の提供と場の提供がそれぞれ4事業となっている（図表6）。協働事業負担金事業と同様に、県としての強みである「調整力」が求められているほか、広報、情報の提供、場の提供等、県の具体的な協力がNPOから求められていることがわかる。

図表6 県の役割

県の役割	該当事業数
関係機関との調整	7
広報	6
情報の提供	4
場の提供	4
参加者募集	2
ネットワークの構築	2
その他	1
合 計	26

その他：分析

役割が複数ある場合には、それぞれにカウントしている。

(オ) 協働事業の成果、協働事業終了後の状況

平成18年度までに事業が終了した5事業を対象に、協働事業の成果、事業終了後の状況及び今後の展望と課題を見ると、協働事業終了後の状況については、事業化につながったのが2事業、自主的な活動として継続しているものが3事業となっている（図表7）。

図表7 協働事業の成果、協働事業終了後の状況及び今後の展望と課題

事業名	成果	事業終了後の状況 (予定)	今後の展望と課題
ロボット技術レベル評価事業 (平成17年度終了)	「標準化モデル」への信用力が高まり、一定のPR効果もあった。	自主的な活動として継続	人的ネットワークの強化支援とロボット実証実験のフィールドの提供を検討
住民防災組織ネットワーク構築事業 (平成17年度終了)	効果的なワークショップの開催	自主的な活動として継続	ネットワークの構築には県・NPO・県内市町村の協働が必要
消費者自立支援パートナーシップ事業 (平成18年度終了)	専門性を生かした柔軟なサービスの提供	一部事業化(週末消費生活相談事業)	本事業で培った協働のノウハウを生かし、引き続きNPOと連携していくことが必要
福祉有償運送推進事業 (平成18年度終了)	専門性を生かした講習会・相談の実施	一部事業化(相談窓口を委託)	共同配車センターの設置等を検討 (H19から協働事業負担金事業を実施)
マンション管理情報登録・閲覧システム構築事業 (平成18年度終了)	「神奈川県住生活基本計画(H19.3)」へ調査結果の反映	自主的な活動として継続	マンション管理情報初期登録システムの構築及び登録機関の検討

イ 分析結果のまとめ

これまで、県提案型協働事業について書類に基づく分析を行ってきたが、分析結果の中から留意すべき特徴的な事項について整理する。

事業の目的は様々であるが、現状では、先駆的な企画を実験的に実施し、成果の検証を通じモデル事業を創造することを目的とした「実験的な取組」と具体的な課題を解決することを目的とした「具体的な課題解決」が多くなっている。

NPOの持つ「専門力」が加わることによって、課題解決への相乗効果を期待している事業が多い。

事業の形態はすべて委託契約となっているが、9事業のうち協定書を締結していたのは5事業であった。

県提案型協働事業の一覧

事業名		ロボット技術レベル評価事業		住民防災組織ネットワーク構築事業		消費者自立支援パートナーシップ事業 週末消費生活相談(平成18年度は週末消費生活相談及びインターネットによる情報提供事業)		消費者自立支援パートナーシップ事業 消費生活相談員に対する専門研修		消費者自立支援パートナーシップ事業 消費生活アカデミー特別講座(平成18年度は消費者問題セミナー)		
県担当部署		企画部京浜臨海部活性推進課		安全防災局災害消防課		県民部消費生活課		県民部消費生活課		県民部消費生活課		
NPO		NPO法人 国際レスキューシステム研究機構		NPO法人 サポート倶楽部友の会		NPO法人 神奈川県消費者の会連絡会		神奈川県消費生活相談員ネットワーク		NPO法人 エンジョイ		
実施期間		終了(平成17年6月～平成18年2月)		終了(平成17年9月～平成18年3月)		終了(平成17年5月～平成19年3月)		終了(平成17年6月～平成19年3月)		終了(平成17年8月～平成18年12月)		
事業費	委託料 (年度ごと 円)	初年度		2,421,037		2,000,000		1,900,000		250,000		
		2年目						2,250,000		320,000		
事業形態		委託		委託		委託		委託		委託		
協定書の有無		なし(契約書(仕様書添付)で対応)		なし(契約書で対応)		あり		あり		あり		
事業の対象 及び目的	対象		ロボット製造業者・研究者等		県内防災関係団体等		県内在住及び在勤・在学者		県又は県内市町村に勤務する消費生活相談員 県又は県内市町村に勤務する消費生活行政担当職員 NPO法人神奈川県消費者の会連絡会の消費生活相談員		県民及び消費者団体の会員等	
	細事業の数		2事業		3事業		1事業		1事業		1事業	
	実験的な取組		・レスキューロボット技術レベル評価基準等策定 ・産業連携事業		・ワークショップ開催 ・ホームページ作成 ・ネットワーク運営							
	具体的な課題解決						・週末消費生活相談事業		・消費生活相談員に対する専門研修事業		・消費生活アカデミー特別講座事業 (平成18年度は消費者問題セミナー事業)	
	仕組みづくり											
役割分担	NPO	主な役割		事業の実施		事業の実施、広報		事業の実施		事業の実施		
		期待		専門力、開拓力、ネットワーク力		専門力		専門力、柔軟なサービスの提供		専門力		
	県	主な役割		関係機関との調整、ネットワーク構築		関係機関との調整、広報、ネットワーク構築		場の提供、情報の提供、広報		場の提供、参加者募集		
協働事業の成果		県とNPOの協働事業により、「標準化モデル」への信用力が上がり、特にNPO側のモチベーションアップが認められた。また、一定のPR効果もあった。		・効果的なワークショップの開催 ・災害時に備えたネットワークの運営の構築 ・今回協働したNPOについては、今後のネットワーク構築に当たり、様々な面で県や市町村への協力が期待できることが明らかになった。		平日に相談できない県民に対して、相談の機会を提供できたことで、相談者の抱える様々な問題の解決を図ることができた。		相談員のニーズを直接取り込み、県及び県内市町村の相談員が日々の業務に生かすことができる、実務に即した研修を実施したことで、幅広い相談への対応が可能となった。		県民の目線に合わせた講座実施方針と講座内容とすることができ、これまでにない形式の講座を開講することができた。		
協働事業終了後の状況						平成19年度に消費生活課の事業として予算措置(委託により実施)				協働事業としては終了		
今後の展望と課題		・県としては、人的ネットワークの強化支援とロボット実証実験フィールドの提供を検討 ・継続して研究・検討が必要ため、NPOが主体として事業を進めることが前提になる。		・今後県内において「地域内ネットワークの構築」と「広域ネットワークの構築」を効率的に進めていくためには、県、県内市町村及びNPOが協働して実施する必要がある。 ・今回協働したNPOだけではなく、他のNPOにも呼びかけ、様々なNPOが共通認識の下にネットワークづくりを全県的に幅広く支援できる態勢をつくることも併せて検討する必要がある。				・協働事業終了後も「週末消費生活相談」は、県の事業として継続していく必要がある。 ・県単独での事業実施では限界があるため、本事業で培った協働のノウハウを生かし、消費生活相談の専門知識を有する消費者団体やNPO等と事業展開を図っていくことが必要である。		2年間の講座は終了したが、1つの協働事業のやり方として効果的であるので、また機会があったら検討したい。		
備考												

事業名		消費者自立支援パートナーシップ事業 NPO等のネットワークによる高齢者等に対する普及啓発事業		福祉有償運送推進事業	マンション管理情報登録・閲覧システム構築事業	公設市民活動支援施設人材育成事業	女性のキャリアサポート体制整備事業 若年女性のための就業支援セミナー事業
県担当部署		県民部消費生活課		保健福祉部地域保健福祉課	県土整備部住宅課	県民部かながわ県民活動サポートセンター	県民部かながわ女性センター
NPO		NPO法人 神奈川県消費者の会連絡会		NPO法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク	神奈川県協働事業共同体連絡会	NPO法人 まちづくり情報センターかながわ	ライフデザイン研究会
実施期間		終了(平成17年9月～平成18年3月)		終了(平成17年5月～平成19年3月)	終了(平成17年9月～平成19年3月)	継続中(平成18年8月～平成20年1月)	継続中(平成18年9月～平成20年3月)
事業費	委託料 (年度ごと 円)	初年度	495,000	4,378,000	2,500,000	1,570,000	542,000
		2年目		4,073,000	2,205,000		
事業形態		委託		委託	委託	委託	委託
協定書の有無		あり		あり	なし(契約書(仕様書添付)で対応)	あり	なし(契約書(仕様書添付)で対応)
事業の対象 及び目的	対象	高齢者福祉関連団体・高齢者介護一般事業者 一般県民(特に高齢者)		福祉有償運送を行う運転者及び運行管理責任者	マンションの区分所有者等及び購入予定者	公設市民活動支援施設を運営するスタッフ	若年女性
	細事業の数	1事業		3事業	6事業	1事業	1事業
	実験的な取組				・県内マンションの管理履歴情報の実態調査 ・履歴情報のメンテナンス負担に関する意向調査 ・モデル団地における登録情報の調整・活用シミュレーション ・システム・汎用性の検討 ・登録機関の在り方検討 ・県内マンション実態調査		
	具体的な課題解決	・NPO等のネットワークによる高齢者等に対する普及啓発事業		・運転者研修の実施 ・運行管理責任者研修の実施		・人材育成研修の実施	・若年女性のための就業支援セミナー
	仕組みづくり			・道路運送法による登録申請の相談窓口の設置			
役割分担	NPO	主な役割	事業の実施	事業の実施	事業の実施	事業の実施	事業の実施、広報
		期待	専門力、ネットワーク力	専門力	専門力	専門力、ネットワーク力	専門力、開拓力
	県	主な役割	場の提供、情報の提供	場の提供、情報の提供、広報	関係機関との調整	関係機関との調整、場の提供、参加者募集	広報
協働事業の成果		NPO等のネットワークを利用することで、従来、県単独では十分に情報が行き届かなかった高齢者に対して、注意喚起しながら啓発資料を配布でき、被害の未然防止に寄与することができた。		(研修について) ・県との協働事業であることで、より信頼性の高い講習会を実施できた。 ・県とNPOが協働して「道路運送法改正の説明会」を実施したことにより、多くの団体にいち早く法改正の情報を周知することができた。 (相談窓口について) ・行政では指導、助言できない事業運営のノウハウを相談者にアドバイスできた。 ・NPO間のネットワークを活用し、事業の円滑化と効果拡大を図ることができた。	・行政側の視点だけでなく、当事者のマンション管理組合及び指導を行うマンション管理士等の視点も取り入れたアンケート項目の設定が行えた。 ・報告書の作成に当たって、マンション居住者側の意識・意見を反映させた提言等を行うことができた。 ・マンション管理組合及びマンション管理士等をメンバーとした委員会の設置により、システム利用者の視点での検討を行えた。 ・各市町にメンバーがヒアリング等を行った結果、今後の各市町と共同体メンバーとの連携の道筋をつくることができた。	県内の市民活動支援施設には、公設公営、公設民営等、様々な運営形態があるほか、指定管理者制度を導入している施設も存在することから、行政だけで実施するより、ボランティアやNPOに関して豊富な知識と活動経験を有するNPO等と協働したことにより、相乗効果の高い実践的なプログラムの提供が可能となった。	・NPOの多彩な人材及び専門性により、ワークショップや個別コーチングにおいて、参加者一人ひとりに対してきめ細やかな対応をすることができた。 ・就業体験先の確保においても、NPOのネットワークが生かされた。
協働事業終了後の状況		NPOの独自事業として、啓発講座の実施、資料の送付等を実施		相談窓口の設置について県から委託	「神奈川県住生活基本計画(平成19年3月)」へ調査結果の反映		
今後の展望と課題		これまでNPOが独自に構築してきたネットワークのほか、今回新たに構築したネットワークも利用した、悪質商法の手口や対処方法等についての注意喚起や普及啓発を、県及びNPOの既存の事業活動にも活用するなど、費用をかけずに実施していく方法を検討する必要がある。		事業を継続していくために、引き続き県とNPOの連携が必要 地域生活交通の構築、共同配車センターの設置等の検討	検討委員会報告を踏まえた、安価で登録者の手間のかからない神奈川県マンション管理情報初期登録システムの構築及び登録機関の検討		
備考				平成18年度の道路運送法の改正により、許可制度から登録制度に移行	神奈川県協働事業共同体連絡会の構成は、NPO法人かながわマンション管理組合ネットワーク、神奈川県マンション管理士会、首都圏マンション管理士会神奈川支部		

事業名		女性のキャリアサポート体制整備事業 女性のキャリアサポート事業	福祉人材生涯研修体系構築事業	学校とフリースクール等との連携推進事業
県担当部署		県民部かながわ女性センター	保健福祉部地域保健福祉課	教育局子ども教育支援課児童生徒指導室
NPO		NPO法人 日本キャリア・コンサルタント協会	川崎市介護支援専門員連絡会	(平成18年度) NPO法人 教育活動総合サポートセンター NPO法人 そだちサポートセンター NPO法人 子どもと生活文化協会
実施期間		継続中(平成18年4月～平成20年3月)	継続中(平成18年5月～平成20年3月)	継続中(平成18年6月～平成20年3月)
事業費	委託料 (年度ごと 円)	初年度	3,132,000	3,500,000
		2年目		
事業形態		委託	委託	委託
協定書の有無		なし(契約書(仕様書添付)で対応)	あり	あり
事業の対象 及び目的	対象	女性	介護支援専門員	不登校児童・生徒、学校
	細事業の数	1事業	4事業	1事業
	実験的な取組		・研修受講モデルの策定・実施	・不登校児童生徒サポート・プログラム・モデル作成事業 (学校との連携に重点を置いた具体的な不登校対策の取組をモデルとして作成)
	具体的な課題解決	・女性のキャリアサポート事業	・事業所・施設の研修受講環境の改善方策の検討・実施 ・研修受講促進の普及啓発	
	仕組みづくり		・研修実施機関のネットワークの構築	
役割分担	NPO	主な役割	事業の実施、情報収集、広報	福祉現場サイドの意見集約、事業の実施、検討会議への意見具申
		期待	専門力	専門力
	県	主な役割	場の提供(備品等の整備も含む)、広報、分析、関係機関との調整	関係機関との調整、情報の提供、広報
協働事業の成果		・NPOの多様な人材及び専門性、また、行政官のネットワークに加えた独自のネットワークを活かし、様々な状況にある相談者のニーズに合わせた情報提供・相談等を行うことができた。 ・事業実施に当たっては、利用者の意向を最大限尊重し、事業計画以上の規模でセミナーを開催するなど、NPOの柔軟性を十分に発揮し、利用者の満足度の高いものとなった。	・現場サイドの視点を交えたアンケートの実施に基づく「神奈川県福祉人材養成のあり方検討会議」への意見反映が可能となった。 ・当該分野における先進的なNPOとの協働事業により、独自の「自己評価表」等のツールの活用が可能となった。	・具体的なサポートプログラムの作成 ・共通認識の確認、「協働事業の実施」実績
協働事業終了後の状況				
今後の展望と課題			・平成18年4月の介護保険法一部改正に伴う新しい研修制度との関連付け ・「研修受講モデル」等の県内各地での実施検討	今後の事業実施及び作成したサポートモデルの活用方法
備考				(平成19年度) NPO法人 コロンブスアカデミー NPO法人 フリースペースたまりば NPO法人 アンガージュマン・よこすか

3 大和市個別協働事業の一覧

事業名	大和市移動制約者の外出介助サービス事業(市民提案)	大和市移動制約者の外出介助サービス事業(身体障害者、高齢者の通院・外出支援サービス事業)(市民提案)	渋谷(南部地区)土地区画整理事業における事業用地の景観美化事業(市民提案)	地域と学校の連携による大和市立渋谷中学校学校開放事業(市民提案)	大和市の青少年に関する意識調査事業(市民提案)	青少年の自立支援事業(市民提案)	やまと太陽光発電設備設置プロジェクト事業(市民提案)	大和市子育てサポート事業(市民提案)	生涯学習センターホール、リフォーム検討プロジェクト事業(市民提案)	
NPO	NPO法人 ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる	NPO法人 大和市腎友会	NPO法人 ラブサポートセンター	渋谷きりん未来の会 (まんなの自分、すたんどばいみー、地域のPTA、民生児童委員の4者で構成) 当初提案のかわ環境教育研究会から変更 大和市立渋谷中学校開放管理運営委員会	共育ちプラザ~まんなの自分	NPO法人 かながわ就職支援研修センター	やまとエコデザイン会議	NPO法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア	個人提案	
市担当部署	保健福祉部障害福祉課、保健福祉部福祉総務課	保健福祉部障害福祉課、保健福祉部福祉総務課	渋谷土地区画整理事務所事業管理課、企画部情報政策課	教育委員会生涯学習部生涯学習センター	教育委員会生涯学習部青少年センター	市民経済部産業振興課	環境部環境総務課	保健福祉部児童育成課	教育委員会生涯学習部生涯学習センター	
事業の対象及び目的	対象	要介護認定者、身体障害者手帳の交付者、肢体不自由又は内部障害者若しくは精神障害により独立歩行が困難な移動制約者	市内の人工透析患者、身体障害者、高齢者	市民	市民	青少年(13~19歳)	若年未就労者	全市	全市子育て家庭(0~9歳までの子ども)	全市
	仕組み型				仕組み型					
	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	
	政策提案型									政策提案型
市側の位置付け	第6次総合計画 高齢者や障害者が自立した生活を営み、さまざまな社会活動が行えるような生活環境の整備や医療・保健・福祉のサービス体制の充実が必要です 第7次総合計画 一人ひとりが大切にされるまちをつくる誰もが元気に活躍する場を持っている	第6次総合計画 高齢者や障害者が自立した生活を営み、さまざまな社会活動が行えるような生活環境の整備や医療・保健・福祉のサービス体制の充実が必要です 第7次総合計画 一人ひとりが大切にされるまちをつくる誰もが元気に活躍する場を持っている	第6次総合計画 土地区画整理の推進 渋谷南部地区の土地区画整理事業を推進する 第7次総合計画 次世代へ引き継げるまちをつくる自然と調和した快適な都市空間をつくる	第6次総合計画 家庭・学校・地域などの連携を図りながら、行政の全ての部門が生涯学習の視点を導入してさまざまな事業を進める 第7次総合計画 人のつながりがあるまちをつくる生涯学習に取り組み市民が増えている大和市生涯学習計画	第6次総合計画 青少年の自立と連帯の推進 青少年を取り巻く社会情勢を正確に把握し、青少年や保護者の多様なニーズにこたえられる相談体制の充実にも努めます	第6次総合計画 就業機会の創出 産業の発展を促進して、雇用の場づくりに努める 第7次総合計画 やる気を活かせるまちをつくる 市内で働く人が増えている	第6次総合計画 児童福祉の充実 保育の充実(実施計画を変更) 第7次総合計画 子育て家庭サポート事業(協働事業)安心して子育てをすることができている やまと子どもプラン みんなで子育てを支えるまちファミリーサポートセンター事業	第6次総合計画 個性豊かな文化・芸術の創造をめざして第7次総合計画 多様な文化や芸術が育っている都市型文化・交流施設建設に向けて、様々な観点から調査、研究を行います	第6次総合計画 個人豊かな文化・芸術の創造をめざして第7次総合計画 多様な文化や芸術が育っている都市型文化・交流施設建設に向けて、様々な観点から調査、研究を行います	
事業の性格	既存 計画あり	既存 計画あり	新規 計画なし	新規 計画あり	新規 計画なし	既存 計画あり	新規 計画なし	既存 計画あり	新規 計画あり	
協働事業の成果	・市の広報等により、移動サービスに選択肢があることを市民が知った。(ニーズに応じた外出機会の充実) ・利用者の自己負担額を少なくすることができた。 ・大和市と協働して国へ働きかけたことにより、利用者が安心してサービスを利用できる法制度が整った。(道路運送法等一部改正2006年5月) ・移動支援ネットワーク組織との連携 ・移動制約者の外出(社会参加)機会の増加 ・福祉活動に参加する市民の増加(団塊世代の地域回帰受け皿)	・移動制約者の外出機会の拡大(ニーズに応じた柔軟なサービス提供) ・市担当課や他の送迎団体との話し合いの機会が得られ信頼関係が深まった。 ・2006年4月から、ハンディキャップ運行事業を見直し、社協から、外出支援サービス事業への委託に変更	・事業用地の景観美化による住みやすいコミュニティの構築 ・土地の有効活用と景観美化 ・事業を進める上では、市民の参加意欲やニーズの掘り起こしがポイントになることが明確になった。	・地域の特性にあった市民発の事業実施 ・市民がスタッフであることの安心感 ・多様なニーズに応えることのできる事業展開 ・市担当課、学校開放管理運営委員会、スポーツ開放関係者との相互理解 ・市の行う施設開放、利用型事業にはない学校開放の形	・アンケートに生活者としての青少年の多様な視点を組み込むことができた。 ・青少年指導員、障害者団体、外国籍市民支援団体の方から親しく話を聴く機会に恵まれた。 ・市が今後青少年関連施策に反映するため、青少年の生の声を提供できた。	・ニートやフリーターといった若年未就労者の社会的・経済的自立を促すことができた。 ・専門性があり、経験豊富な講師による指導 ・仲間意識が芽生え、お互いが情報交換するようになった。 ・複数名が就職	・平成16年11月に太陽光パネル市へ引き渡し(環境立市月間) ・発電した電気は市が使用 ・自然エネルギー活用シンボルとして環境教育にも活用	・事業が市ホームページに掲載され、市民の安心感を得て、市民権を得た。 ・委託事業 一人親家庭短期支援事業、育児支援家庭訪問事業、つどいの広場「こどもー」事業の受託 ・平成17年度に入会者が大きく伸びた。(市の広報の効果) ・市民ニーズの把握ができた。 ・互いの得意分野を生かすことで、双方の目的達成が短期間で実現 ・行政の施設より利用しやすい ・経費の節減	・プロジェクトが立ち上がり検討を続けた(メンバー:提案者個人、大和市文化連盟代表、やまとおこ劇場代表、大和市民吹奏楽団代表、声楽家、建築・音響専門家、市建築課、生涯学習センター) ・関係者がお互いの立場を尊重して、ひとつの結論に達したことが協働である。 ・「大和市生涯学習センターホール・リフォームプロジェクト報告書」を市長に提出	
実施期間(提案年度)	継続中(平成16~20年度) (平成15、18年度提案)	継続中(平成16~20年度) (平成15、18年度提案)	終了(平成16~18年度) (平成15年度提案)	継続中(平成16~21年度) (平成15、18年度提案)	終了(平成16~17年度) (平成15年度提案)	終了(平成16~18年度) (平成15年度提案)	終了(平成16年度) (平成15年度提案)	継続中(平成16~20年度) (平成15、18年度提案)	終了(平成16年度) (平成15年度提案)	
協定期間	平成16年4月1日~平成21年3月31日	平成16年4月1日~平成21年3月31日	平成16年3月15日~平成19年3月31日	平成16年3月3日~平成22年3月31日	平成16年3月19日~平成18年3月31日	平成15年10月20日~平成19年3月31日	平成15年11月6日~平成16年10月31日	平成16年4月1日~平成21年3月31日	平成16年4月7日~平成17年3月31日	
事業費	負担金額計()内は年度ごとの推移 4年間計(H16~19) (200、200、200、178千円)	778千円(協働事業者が保有する福祉車両の維持に要する費用の一部負担) 4年間計(H16~19) (200、200、200、178千円)	125千円 4年間計(H15~18) (125、0、0、0千円) H15は市民活動課負担	25,034千円 4年間計(H15~19) (260、4,064、6,813、7,084千円) H15は市民活動課負担	13千円 3年間計(H15~17) (13、0、0千円) H15は市民活動課負担	1,649千円 4年間計(H15~18) (60、609、542、438千円) H15は市民活動課負担	200千円 1年間計(H16) (その他 おひさま基金430,054円、東京電力グリーン電力基金24万円)	1,200千円(事業の活動時間数に応じたコーディネーター費用の一部負担) 4年間計(H16~19) (300、300、300、300千円)	40千円 1年間計(H16)	
	負担割合(平均)	2%程度	3%程度	100.0%	89.0%	100.0%	100.0%	23.0%	3%程度	100.0%
	受益者負担の有無	入会金、年会費、介助料金、ガソリン代等	入会金、年会費、利用料金(距離による)	なし	なし	なし	なし	なし	年会費、入会金、サービス利用料ほか	なし
役割分担	NPOの主な役割	大和市の移動制約者の外出介助サービス事業	大和市の移動制約者の外出介助サービス事業	事業の取りまとめ、進行管理 市から借り受けた土地の管理 ガーデニングを行う市民の募集、決定、連絡調整 ガーデニングを希望する市民へ土地の貸出 市民に對する地域通貨ラプの活用支援 チラシ・インターネット等を活用した広報活動	渋谷中学校特別教室及び総合学習スペースでの学校開放事業実施 学校開放推進計画の検討 管理運営の検討 地域の教育力を活用した事業の企画、運営 地域と渋谷中学校との連携 広報(紙、HP) 文部科学省事業の受託	意識調査委員会にNPOとして加わる。 この委員会の事務局を担う。 青少年部会長となる。 チラシやポスター印刷 アンケート回収	雇用に係る研修会 ピアカウンセリング 社会体験学習 職業能力開発 いづれも市と協議の上、企画・実施	基金設立 太陽光発電パネルの設置 設備を市へ寄付 案内板「やまと おひさま発電所」設置	市内の公的な保育施設や児童ホームの開設時間や精度が利用者のニーズにマッチしていないことを補充する事業 子育て中の家庭の精神的、肉体的な負担を軽減するための支援事業	検討会の開催 ヤマハ音楽振興会音楽研究所、相模女子大学、綾瀬市文化会館ホールの実地調査 リフォームに関する提言
	市の主な役割	広報紙等を活用した広報活動 事業に必要な車両の駐車場の確保(4台まで)	広報紙等を活用した広報活動 事業に必要な車両の駐車場の確保(4台まで)	一定の条件に基づく事業用地の貸出 広報活動 会議室の提供 地域通貨ラプの管理 事業保険	連絡調整 文部科学省補助事業「地域子ども教室」に関する底層調整(平成18年度) 会議の事務局 協働事業者組織に参加 事業に関わる教材、消耗品等の提供	委員会事務局(会場提供、連絡調整、全体進行)	市の広報誌等を活用した広報活動	ホームページ、広報やまと等を通しての広報、学校等の見学時における施設案内の設置、維持管理	広報(市のホームページからのリンク、利用案内の印刷、公共機関での配布) 研修機会の提供	会場確保 事務局
事業前の関係	1998年8月設立、サービスを開始。市との連携を図っていた。	平成13年6月から患者通院送迎を開始	地域通貨ラプが流通する仕組みづくり	なし	個人的には認知	なし	団体としての関係なし	平成12年から事業を実施。実質ファミリーサポートセンター事業。平成13年度から「保健及び福祉事業に関するNPO法人支援パイロット事業」として支援を受けていた。	なし	
協働事業終了後の状況・今後の展望と課題	協働事業者が増える中、市の負担金総額は増えない。駐車場の総枠は増やせない。NPOへの駐車台数の割り振り *コミュニティバスのDRT的活用についての調査研究 *want需要(社会参加等)の促進 必要に応じて地域交通の在り方や福祉における移動支援の在り方(直近で乗り降りできるサービス等)について、関係者が意見交換を行う場を設ける。(地域公共交通会議)	協働事業者が増える中、市の負担金総額は増えない。駐車場の総枠は増やせない。NPOへの駐車台数の割り振り 市内事業者の福祉車両の配車・利用状況及び障害者自立支援法による移動サービスの状況を助産する必要がある。 障害者団体や障害福祉サービス提供者と連携した施策の具現化	事業終了 ラプの普及にはつながらなかった。	事業費の確保 学校との連携(安全面も) 地域の団体との連携(PR) 運営への若者、子どもの参画 運営スタッフの研修 業務委託とすることも選択肢 学校、スポーツ関連課との連携 地域で活動している団体やボランティアの利用が増加 子どもたちの居場所としての活用	アンケート集計作業の分担 青少年の居場所づくりへのアンケートの活用 県立高校の協力で青少年部会を維持してきた。更に広く意見を取り入れるために、募集について工夫が必要である。 協働で行う意識調査の在り方の検討	平成19年度からは、市(産業振興課)の自主事業として事業の充実を図る(若年者の就労支援に総合的に取り組んでいく)、 対象者を若年者全体に広げ、月1回のヤングキャリアカウンセリングと、体験型セミナーを開催(NPO法人と協議) 広報PRが難しい。 親対象のセミナーが必要	太陽光発電パネルの維持管理コスト及び日常管理	利用者、サービス提供者とも、中部、南部地区が少ない。特にサービス提供者の拡大が求められる。将来、市がファミリーサポートセンター事業を実施。委託事業とする。 利用者増大による通信費の確保 人材の確保 会費、利用料金の検討	提言書を基に、生涯学習センターホールのリフォームが予算化されたが、政策の見直しによりリフォームは中止。現在、(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会を設置し、全面建替(新築)を検討中 市民の価値観が多様化する中、幅広い意見を聞き、方向性を示すこと	
備考(時代性等)	協働事業要件 協働事業としては、大和市の移動制約者の移送サービスに限る NPO法人ケアびーくるの会員が対象 移送サービスは、福祉車両に限る 自家用自動車有償運送の許可を受けること 国の施策の方向性 コンパクトシティ化 地域交通の在り方を考えていくことの必要性	協働事業要件 協働事業としては、大和市の移動制約者の移送サービスに限る NPO法人大和腎友会の会員が対象 移送サービスは、福祉車両に限る 自家用自動車有償運送の許可を受けること 事業の実施により生じた事故に対する賠償は、協働事業者が負う。	当該場所は、遊休地(事業用地 3か所523.26㎡)は換地調整用地として位置付けられた。 平成15年に、総合学習スペースのある渋谷中学校の新校舎が完成 初年度は委託、2年目から負担金	従来ある特別教室開放推進委員会に新渋谷中学校開放を協働事業として取り込んだ。 平成15年に、総合学習スペースのある渋谷中学校の新校舎が完成 初年度は委託、2年目から負担金	子どもを取り巻く社会環境の変化	厳しい就職環境 青少年の失業率の高さ(2002年の15~24歳の失業率9.9%、全体は5.4%) フリーター数193万人(平成12年) 厚生労働省「若年求職者に対する就職支援対策の推進 ニートやフリーターは大きな社会問題になっており、セミナーの実施方法やPR方法等を見直しの上で継続する。	行政財産の目的外使用許可 パネル10枚(幅3.2m、奥行1.25m) 発電能力1.25kw/1h 蛍光灯20本点灯 CO ₂ 削減量約500kg 発電量を表示	都市化の進行による、子育て環境の変化、核家族化、地域からの孤立化、虐待等の問題 無題可児託児所「スマイルム大和ルーム」幼児虐待死事件(平成12年)	生涯学習センターホールは開館後31年を経過し(平成15年当時)、音響設備の他にも照明等の老朽化も著しい。 優先順位付けをした改修計画 音楽演奏、演劇、講演活動等が行える多目的ホールが基本 設備を使いこなす人材の育成 耐震補強工事のみ実施	

事業名	悪い大人に負けないための法律講座(市民提案)	CAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)提供事業(市民提案)	大和市男女共同参画に関する市民意識調査(行政提案)	協働の拠点運営事業(行政提案)	市役所関連施設の忘れ物傘の再利用(リユース)事業(市民提案)	高齢者の体力作り支援事業(市民提案)	防犯マニュアル作成事業(行政提案)	“ふくしの手 全員集合”事業(行政提案)	大和市道路協働美化活動事業(アダプト・プログラム)(行政提案)
NPO	神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部	NPO法人 やまとCAPひまわり	聖セシリア女子短期大学	協働の拠点運営委員会	二条通り商店街振興組合	社会福祉法人 敬愛会	防犯マニュアル作成チーム(ガーディアンエンジェルズ、明るい街づくりの会、大和女性防犯協会)	NPO法人ワーカーズ・コレクティブ想、社会福祉法人敬愛会、パパボラやまと、市社会福祉協議会	つきみのまちづくり委員会、たのしい会・大和秋香会、東京電力(株)相模原支社大和営業センター、NTT東日本神奈川県中央営業支店、明るい街づくりの会、グリーンやまとプロジェクト実行委員会
市担当部署	教育委員会教育総務部指導室	教育委員会教育総務部指導室	市民経済部市民活動課	市民経済部市民活動課	総務部管財課、環境部環境総務課、市民経済部産業振興課	保健福祉部高齢者福祉課	市民経済部安全なまちづくり課	保健福祉部福祉総務課	土木部土木管理課
対象	大和市立小中学校の児童・生徒	大和市立小中学校の児童・生徒	市内に居住する20歳以上の男女2,000人及び聖セシリア女子短期大学学生500人	市民	二条通り商店街周辺の市民	市民(65歳以上)	市民(自治会)	市民	市民
事業の対象及び目的	仕組み型							仕組み型	仕組み型
	事業型	事業型(パイロット型)	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	
	政策提案型								
市側の位置付け	第7次総合計画 子どもが健やかに育つまちをつくる 子どもが様々な体験をしながら育っている	第7次総合計画 子どもが健やかに育つまちをつくる 子どもの健康と安全が保たれている 大和人権指針	第6次総合計画 男女共同参画型社会をめざして 男女共同参画への意識づくり やまと男女共同参画プラン 第2次実施計画(平成18～22年度)	新しい公共を創造する市民活動推進条例 第7次総合計画 やる気を活かせるまちをつくる 公共サービスを担う市民活動を活発にする 公共サービスを担う団体や人が育っている	第7次総合計画 次世代へ引き継げるまちをつくる 環境に対する意識が高まっている	第6次総合計画 高齢者福祉の充実 大和市長者保健福祉計画 障害元元気健康づくり	第7次総合計画 安全に暮らせるまち 日常生活の安全性を高める	第7次総合計画 誰もが安心して暮らせる福祉環境をつくる ともに支えあう地域福祉社会になっている 大和市地域福祉計画「ともに支えあう地域福祉社会の実現」(自助、共助、公助)	第7次総合計画 道路の愛護啓発事業の一環
事業の性格	新規 計画なし	既存 計画なし	新規 計画あり	新規 計画あり	新規 計画なし	既存 計画あり	新規 計画あり	新規 計画あり	新規 計画あり
協働事業の成果	・早い時期での法律に触れる機会の提供 ・専門的な知識を持つ行政書士会による講座運営によって実質的な効果をもたらした。 ・行政書士会、学校、教育委員会指導室の連携が生まれた。	・NPOと学校が経費を負担しあうことで、市民の負担が軽減 ・小中学生が児童虐待、不審者事件等に対応する知識と能力を身に付けることができる。 ・地区家庭・地域教育活性化会議との共催で大人ワークショップを開催 ・公立保育園でワークショップを開催 ・教職員ワークショップを開催	・男女共同参画に関する市民意識調査報告書の作成(平成17年3月) ・第2次実施計画作成の基礎資料	・市民活動に関する相談場所に加え、会議や作業の場所となり、気楽に利用できる公共のスペースであることが市民に知られるようになった。 ・新たな人的ネットワークが広がった。 ・団体間のネットワークが生まれた。 ・事業者が安心して事業を展開できる。 ・活動の場、情報提供の場、相談の場となる。	・民間の発想による暮らしの仕組みづくり ・市民からの傘の寄付 ・商店街のお客様とのコミュニケーションが広がる ・ものを大切にしている意識の情勢(環境への負荷軽減) ・商店街の活動PR、活性化	・施設内に限定せず、地域の老人会やコミュニティセンターに器具を搬送して職員が出向いて、指導する。 ・介護職員が専門的な知識、技術の指導を受けられる。 ・近隣住民との交流の場になった。 ・高齢者対応の機器を事業所が独自で導入し、地域の中で実施できた。	・子どもの安全と地域の防犯活動が推進され、犯罪の発生件数の減少につながった。 ・安全なまちづくりを推進しようとする機運が市民の間に生まれた。 ・家の前で世間話をするだけで、児童の見守りに貢献する。下校時に犬の散歩をするだけで防犯になるなど自分の生活スタイルにあった防犯もあることを伝えられ、防犯活動の選択肢が広がった。 ・警察、教育関係者、被害者、防犯設備士等からも意見聴取	・事業の企画段階から、定期的な話し合いを続けることで、相互理解、信頼関係が深まり、お互いの得意分野を確認できた。 ・人材講習会の講師として参加した新たな事業者とのネットワークの構築 ・地域福祉活動を展開している協働事業者のノウハウを提供できた。 ・参加者が具体的に地域福祉を体感できた。 ・市民の選択肢は広がった。 ・新しいサービス提供者が生まれた。 ・各団体のアピールができた。 ・役所のかたいイメージが払拭された。 ・神奈川県の地域福祉推進事業と連携	・行政の手が回らないところは、市民が手伝えばできるという、ボランティア・奉仕の心が生まれる。 ・当該場所が散歩をする人たちの憩いの場所となった。 ・違法駐車が減った。 ・大和南高校との協働による花壇づくり、清掃等も行っている。 ・多くの市民が安心して関わることができる ・自治会等へのネットワークが広がっている。 ・市民、企業、行政との連携ができた。 ・商店会にベンチや花壇が置かれるようになった。
実施期間(提案年度)	継続中(平成17～19年度) (平成16年度提案)	継続中(平成17～19年度) (平成16年度提案)	終了(平成16年度) (平成16年度提案)	継続中(平成17～19年度) (平成16年度提案)	継続中(平成18～20年度) (平成17年度提案)	終了(平成17年度) (平成17年度提案)	終了(平成18年度) (平成17年度提案)	継続中(平成18～20年度) (平成17年度提案)	継続中(平成18～20年度) (平成17年度提案)
協定期間	平成17年2月2日～平成20年3月31日	平成17年2月2日～平成20年3月31日	平成16年10月4日～平成17年3月31日	平成16年10月30日～平成20年3月31日	平成18年1月25日～平成21年3月31日	平成17年10月6日～平成18年3月31日	平成17年12月22日～平成19年3月31日	平成17年10月1日～平成21年3月31日	平成17年10月25日～平成21年3月31日
事業費	負担金額計()内は年度ごとの推移	200千円 4年間計(H16～19) (200,0,0,0千円) H16は市民活動課負担	67千円 1年間計(H16)	20,939千円 4年間計(H16～19) (3,365,5,837,5,282,6,455千円)	82千円 3年間計(H17～19) (61,0,21千円) H17は市民活動課負担	なし	なし	なし	なし
	負担金割合(平均)	1.2%	6.1%	93.6%	60.5%				
	受益者負担の有無	なし	大人ワークショップ、子どもワークショップ参加料	なし	会議室使用料、ロッカー使用料、印刷機製版、印刷代	なし	なし	なし	なし
役割分担	NPOの主な役割	講座等の企画 講座等の実施時における児童生徒への指導 講座実施費用の負担 校長会での事業紹介	小・中学校が実施する安全教育におけるCAPプログラムの提供 教育委員会指導室が実施する教職員研修会におけるCAPプログラムの提供 小・中学校公聴会、市P連での説明	返信用封筒の作成 調査票の発送作業 回答調査票の整理 回答調査票のデータ化 データの集計、分析	市民活動に関する市民、市民団体、事業者及び市の交流・共育の推進 情報の収集及び提供 社会資源の創出及び発信 市民活動及び協働事業に関する相談や研修 市民活動促進のための施設及び設備の提供 運営委員の公募	ポスター、チラシ作成 タグシール作成及び取付け傘の貸出 傘の管理 利用報告	講習を実施(週1、2回)、体力測定、体操指導、栄養指導、レクリエーション、情報提供、実施会場と物品の提供、介護予防啓発、心身面の効果測定 広める	マニュアル作成(自治会、防犯ボランティア団体) 意見交換、情報交換 課題、問題点の抽出 人材育成講習会の実施 市社協「地域福祉フォーラム」への協働参画	公共の空き地に花木の苗を植える 身の回りの環境保全 活動区域内の空き缶や吸い殻等のごみの収集 情報の提供(収集が困難な大量のごみや不法投棄の情報等) 花木の剪定 活動報告
	市の主な役割	講座等の小中学校へのあっせん及び連絡調整 教育的助言	CAPプログラムの小・中学校へのあっせん及び連絡調整 安全教育に係る教育的助言	調査票の印刷 調査対象者の抽出 調査票の発送 回答調査票のデータ化 調査結果の製本	施設の提供(普通財産の無償貸付け) 情報の提供	ホームページでの広報(環境総務課) 市が取得した傘の提供(管財課) 傘につけるタグの作成(産業振興課)	専門的な情報の提供 事業評価 全体の進行 参加者の心身評価 プログラムの提案	会場手配 メンバーや関係者との連絡調整 事務局機能(防犯マニュアル作成委員会) 印刷製本(防犯マニュアル)	広報(広報紙、ホームページ) 施設提供 関係機関との連絡調整 人材育成講習会を通しての、NPOと事業参加者、NPO同士のコミュニケーションを深めるためのコーディネート
事業前の関係	なし	一部の学校現場で実施された実績がある	地域貢献活動として、保育セミナー等の公開講座を公開	協働の拠点を運営するためにつくられた委員会、準備ミーティングの開催	プルタブ回収事業による車いすの寄付	関係あり	自治会の防犯活動をバックアップしている。	公募(以前から連携している)、大和市地域福祉計画の進行管理においては、住民参加をキーワードとしている。	手を挙げたNPOとそれぞれ協定締結
協働事業終了後の状況・今後の展望と課題	学校長の権限であるカリキュラム生徒への教育的配慮が必要	学校の実状を踏まえた実施が必要 小・中学校における、人権教育や防犯教育の充実	男女共同参画社会の形成に向け、この報告書を大和市、聖セシリア女子短期大学が有効活用していくことを期待 報告書を生かした、男女共同参画意識啓発事業の推進	市民が活用しやすい環境整備 予算措置 人的措置 団体を運営する団体の自立化促進 事業の充実・拡大のための自主財源確保 社会資源の発掘、提供 広報活動の充実 団体間の連携、共育の推進 運営委員、事務スタッフ研修	商店街をコミュニティの核とし、リユース事業を広く市内全域へ伝える。 貸出傘の返却意識が薄い。 本庁舎以外の公共施設の忘れ物傘の譲渡 大和市物品取扱規則、大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の解釈	事業のアフターフォロー(他の在宅支援施設への引き継ぎ) ボランティアの確保 平成18年4月の介護保険法の改正により、地域支援事業が創設され、市町村に介護予防事業の実施が義務付けられた。市町村は社会福祉法人や民間事業者に事業を委託することが可能なことから、市では介護予防事業を委託して実施することとした。	改訂版を作成するときなど、今後この協働事業を再開する可能性はあると思われる。 今後地域防犯活動をサポートしたい。	人材育成講習会のPR 講習会参加者のフォローアップ 継続して関わりを持ち続けることが必要 各事業者のノウハウの提供 地域の福祉人材の発掘 市社協との活動内容の違いを明白にする必要	活動資金がない団体があること 市民や事業者への参加呼びかけ 市の管理する公共の場への関わりであり協働が不可欠 事業者数の拡大 地域福祉人材の発掘 公共空間が道路に限定されている この事業が、単位自治会に受け入れられる体制ができたときにこの事業が終了となる
備考(時代性等)	児童生徒を取り巻く社会情勢の変化	児童・生徒を取り巻く環境の変化(虐待・いじめ・性暴力・連れ去り等の不安要因の増加) 1978年に米国でつくられたプログラムで、Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略	1999年6月 男女共同参画社会基本法制定 2000年12月 やまと男女共同参画プラン策定	新しい公共を創造する市民活動推進条例の制定(第9条に基づく市民活動センター)	従来は廃棄処分されていた傘のリユース(再利用)そのものが社会資源の発見であり、提供である。	高齢者の寝たきり防止の必要性が高まっている。 介護保険法が改正された中で、市の取組が取り進む必要があった。	大和市の刑法犯は減少傾向だが、まだまだ発生件数が多い。市民一人ひとりが防犯にに取り組む必要があった。	ふくしの手全員集合(大和市の福祉課題解決のために) 活動応援虎の巻が完成 平成18年度は、他にNPO法人チャイルドケア、わらしこ倶楽部、NPO法人アシストやまと、ふきのとう向生者の方が講師になる。	ごみを拾いながらの防犯パトロールもやっている。 地域の市民や事業者からの支援等(用具の保管場所の提供)が得られた。

事業名	ダメゼツタイ(薬物乱用防止教育事業(市民提案))	病児保育の周知・広報事業(市民提案)	はぐくねっと事業(市民提案)	大和市移動制約者の外出介助サービス事業(市民提案)	緑野青空子ども広場ツリーガーデン管理運営事業(行政提案)	「男女共同参画」わたしが変われば、社会も変わる」事業(行政提案)	ドッグラン設置事業(行政提案)	地域防犯活動レベルアップ事業(行政提案)	
NPO	大和シテイライオンズクラブ	もみの木医院病児保育室	NPO法人 地域家族しんちゃんハウス	NPO法人 たんぼぼ	緑野青空子ども広場ツリーガーデン運営委員会	男女共同参画をすすめる会	結の会	NPO法人 日本ガーディアン・エンジェルス神奈川本部 大和支部	
市担当部署	教育委員会教育総務部指導室	保健福祉部児童育成課	保健福祉部児童育成課	保健福祉部障害福祉課、保健福祉部福祉総務課	教育委員会生涯教育部青少年センター	市民経済部市民活動課	環境部水と緑課	市民経済部安全なまちづくり課	
事業の対象及び目的	対象	大和市立小中学校の児童・生徒	子ども(生後6か月～小学校3年生)及びその保護者	市民	障害者や高齢者等の移動制約者	市民(協働事業パートナーを募集)	愛犬家	市民(自治会)	
	仕組み型						仕組み型		
	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	事業型	
	政策提案型								
市側の位置付け	第7次総合計画 子どもが健やかに育つまちをつくる 子どもの健康と安全が保たれている	第7次総合計画 子どもが健やかに育つまちをつくる 安心して子育てをすることができる	第7次総合計画 子どもが健やかに育つまちをつくる 安心して子育てをすることができる やまと子どもプラン 未来を創る子どもたちを育む地域社会～それぞれの立場でできることを～	第7次総合計画 一人ひとりが大切にされるまちをつくる	第7次総合計画 次代に引き継げるまちをつくる 次代を担う子どもたちの生きる力を育む	第7次総合計画 男女平等が実感できる社会になっている	第7次総合計画 次世代へ引き継げるまちをつくる 自然と調和した快適な都市空間をつくる。	第7次総合計画 安全に暮らせるまちをつくる 日常生活の安全性を高める	
事業の性格	既存 計画なし	既存 計画あり	新規 計画なし	既存 計画あり	新規 計画あり	新規 計画あり	新規 計画あり	既存 計画あり	
協働事業の成果	・児童生徒が薬物に関する知識を得るなど薬物乱用防止につながる。 ・市民の選択肢が増えた。	・広報により利用希望者が利用できるようになる。 ・病児保育の存在、必要性について考える機会ができる。 ・保育を実施している期間以外に、就労支援を行っているハローワークなどにも当該事業を広報していくこと	・地域において安心して子育てができる。 ・単独のNPOが行う事業では、幅広い地域への呼びかけができないが、協働であることにより、子育ての重要なサービスを多くの市民で支えることができる。 ・平成19年度 児童育成課委託事業こどもーる受託(公募)	・福祉車両による移動支援を必要とする方の支援の選択肢が増えた。 ・市と事業者が相互の役割分担を明確にした上で、協力できたこと	・新しい遊び空間の創造 ・冒険遊び場・プレイパークを地域の人が主体的に運営していくことができる。 ・総合的な遊び空間の再構成 ・多様な遊び方、方法を発信できる魅力ある遊びの指導 ・地域、学校との協力関係を進める開かれた空間 ・地域の生活体験による思い出づくり、継承の場	・市民との協働による男女共同参画事業を1つの団体として結集して推進することができる ・市民一人ひとりの意識変革を促すことができる ・質の高い事業の確保	・複数の愛犬家団体及び個人が1つの団体となり、ドッグラン設置までの検討を行うことができる。 ・利用者の満足度が得やすい ・自分たちのドッグラン施設として市民自らが運営管理を考慮することができる ・利用時のマナー向上が期待できる。 ・情報発信地等新たな協働の場が生まれる。 ・犬に関する情報交換の場になる。	・専門的な知識や技術など質の高いサービスを地域の自主防犯活動に提供することができる(効果的なパトロール、マナー向上につながる)。 ・防犯に対する意識の向上	
実施期間(提案年度)	継続中(平成19～21年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～21年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～21年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～20年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～21年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～21年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～21年度) (平成18年度提案)	継続中(平成19～20年度) (平成18年度提案)	
協定期間	平成18年12月1日～平成22年3月31日	平成19年1月1日～平成22年3月31日	平成19年3月27日～平成22年3月31日	平成18年11月1日～平成21年3月31日	平成18年12月20日～平成22年3月31日	平成19年2月24日～平成22年3月31日	平成19年3月14日～平成22年3月31日	平成18年10月1日～平成21年3月31日	
事業費	負担金額計()内は年度ごとの推移	なし	46千円 2年間計(H18～19) (46,0千円) H18は市民活動課負担	45千円(協働事業者が保有する福祉車両の維持に要する費用の一部負担) 1年間計(H19)	2,030千円 2年間計(H18～19) (200,1,830千円)	なし	なし	1,200千円 2年間計(H18～19) (400,800千円)	
	負担金割合(平均)		100.0%	4.1%	100.0%			100.0%	
	受益者負担の有無	なし	保育料、他に必要に応じて給食代、離乳食代	なし	入会金、利用料金	なし	なし	なし	
役割分担	NPOの主な役割	事業の実施(薬物乱用防止の授業)	事業周知先の選定(行政と協議) 事業周知用パンフレットの文面作成(行政と協議) 事業周知のウェブサイト作成 その他広報活動の方法の提案	事業の実施 はぐくねっとにおける支援者はぐりーダーの認定 はぐりーダーキックオフセミナーの実施	大和市の移動制約者の外出サービス事業の実施	管理運営計画の作成、実施 地域の教育力を活用した事業の企画、実施 地域及び関連施設・団体との連携	年間事業計画、個別事業計画の策定 個別事業の準備、運営、PR、実績報告の作成 情報誌「わくわく」の取材、編集協力 男女共同参画に関する学習、情報収集	施設の計画 ルールづくり 施設の管理、運営	事業実施(防犯パトロール指導) 効率的なパトロールへの助言
	市の主な役割	薬物乱用防止教室の小中学校へのあっせん、連絡調整、助言 PTA連絡協議会への説明会等の開催依頼	事業周知先の選定(事業者と協議)、事業周知先との連絡調整 広報(事業周知用パンフレットの文面作成(事業者と協議)、配布) 市ホームページから「もみの木医院病児保育室」のウェブサイトへのリンク その他広報活動の方法の提案	広報 保育士等の専門職のノウハウ等の情報提供	市の広報紙等を活用した広報活動 駐車場の確保(1台)	連絡調整 管理運営委員会への出席	会場の提供 情報誌「わくわく」の発行 啓発事業の事業費の支出 アドバンスメンバーに対する謝礼の支出	場所の提供 施設の整備、施設の補修	実施団体との連絡調整 会場の手配 犯罪の発生状況等の情報提供 防犯活動の方法や実施団体の検討 講習会の受付
事業前の関係	個別にはない	情報提供等で関係あり	関係あり	認知していた	緑野青空子ども広場ツリーガーデン建設委員会(青少年指導員、自治会、体育振興会、母親クラブ、市社協、中央林間南街づくり委員会、小中学校PTA、ボランティア等で構成)に建設を委託	新たに公募	新たに公募	これまで、防犯活動を率先して行ってきており、市とも連携していた。公募によりNPOを決定した。防犯マニュアル作成事業の協働相手だった。	
協働事業終了後の状況・今後の展望と課題	各学校において、限られた時間数の中で、学校の実態に即した年間カリキュラムを学校長の判断で編成し、その中で、薬物乱用防止教育も積極的に行っている。今回の提案も各学校の薬物乱用防止教育推進の選択肢のひとつになるべきものである。	ハローワーク、小学校、認可保育園、私設保育施設、幼稚園等への周知を行うための調整 市としての病後児保育事業の実施 病児保育の認知度が上がれば、保育園、幼稚園の負担が軽減される。	地域の資源の開発 平成19年10月 はぐりーダー認定	市内事業者の福祉車両の配車・利用状況及び障害者自立支援法による移動サービスの状況を助産する必要がある。 市が車両による移動支援事業を検討する場合は、NPO、障害福祉サービス提供事業者、市民事業者(介護タクシー事業者)等と検討を行う。 道路運送法の改正による料金体系の見直し	将来的には、地域コミュニティが資金づくりを含めた自主的な運営事業体になることを期待 継続的な予算の確保 プレイリーダーの育成と地域の更なる参加 事業の趣旨について地域の理解と協力を得ること 行政との連携を含め、これまでとは違う地域の仕組みづくりが必要 施設の拡充と維持管理 イベント内容の充実	学習会、定例会(代表選出、規約・事業計画づくり)を通してメンバーが意見交換を行い、団結力のあるチームとしていく。 市が行う、啓発事業等の企画・運営を担っていく。(DVキャンペーン、セミナー、フォーラム等)	平成19年度は、ドッグラン施設のルールとマニュアルづくり 平成20年度は、施設の内容、管理・運営事項について検討を行う(用地の借受) 平成21年度は、ドッグラン施設工事及び稼働員によって運営できる法的整備 会員の人数とモチベーションをいかに確保するか 周辺住民との合意形成	他の事業と平行した、防犯活動の推進 以前つながらなかった自治会と連携が取れた。	
備考(時代性等)	児童生徒を取り巻く社会情勢の変化	子育て関連施設等に、チラシを置くことにより、病児保育について情報を得る機会が増え、利用の促進、就労支援、安心な子育てにつながる。	気軽に相談できる友達が少ない、子育てによる疲労感 子育てへの不安増大	事業に対する移動制約者のニーズの増大と多様化	豊かな生活 利便性の追求 都市化、少子高齢化の進展 社会環境や生活様式の変化 価値観の多様化 子どもたちが失ったもの(時間、仲間、空間)	より多くの市民が男女共同参画事業(啓発や情報提供)に関わって(参加・参画)もらいたい	県条例等で公園での犬の放し飼いは禁止されているが、事業を実施することで、愛犬を遊ばせたい市民の選択肢が広がる。	犯罪の発生とマナーの問題化	

4 協働に係る県民意識（県政モニター県政課題アンケート調査結果から）

(1) 調査の概要

調査の概要は、次のとおりである。

- ア テーマ 「NPOと行政の協働」
- イ 調査対象 平成19年度県政モニター 400人（男性:200人 女性:200人）
 [内訳] 郵送コース 186人（男性:75人 女性:111人）
 インターネットコース 214人（男性:125人 女性:89人）
- ウ 調査項目 NPOについて
 NPOと行政の協働について
 今後の地域社会づくりの担い手について
- エ 調査期間 平成19年9月12日から9月25日まで
- オ 調査方法 郵送による配布・回収、インターネットによる送信・受信
- カ 回収状況 県政モニター400人のうち343人が回答（回収率：85.8%）
 [内訳] 郵送 171人（男性:69人 女性:102人）
 インターネット 172人（男性:109人 女性:63人）

	郵送			インターネット			合計		
	モニター数(人)	回答数(人)	回答率	モニター数(人)	回答数(人)	回答率	モニター数(人)	回答数(人)	回答率
男性	75	69	92.0%	125	109	87.2%	200	178	89.0%
女性	111	102	91.9%	89	63	70.8%	200	165	82.5%
合計	186	171	91.9%	214	172	80.4%	400	343	85.8%

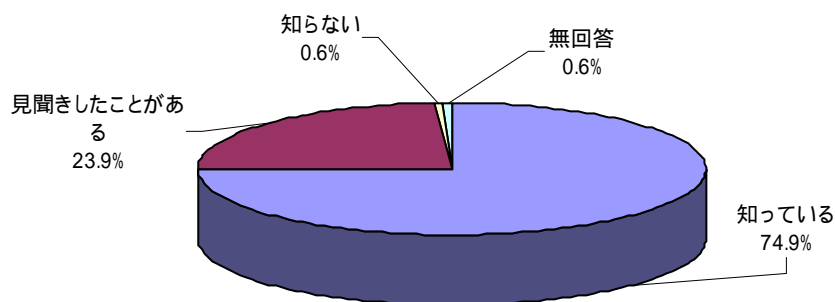
「回答率」(%) = 「回答者数」÷「モニター数」×100

県政モニター制度とは、県の様々な施策や事業に対する県民の意見をアンケートなどを通じて聴き、県政運営の資料として役立てることを目的とした制度である。モニター数は郵送コースとインターネットコース、合わせて400人で、任期は1年間である。

(2) 結果の分析

問1 NPOについて

問1(1) あなたは、「NPO」という言葉について知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(回答は1つ) (回答者数：343、回答数：341)



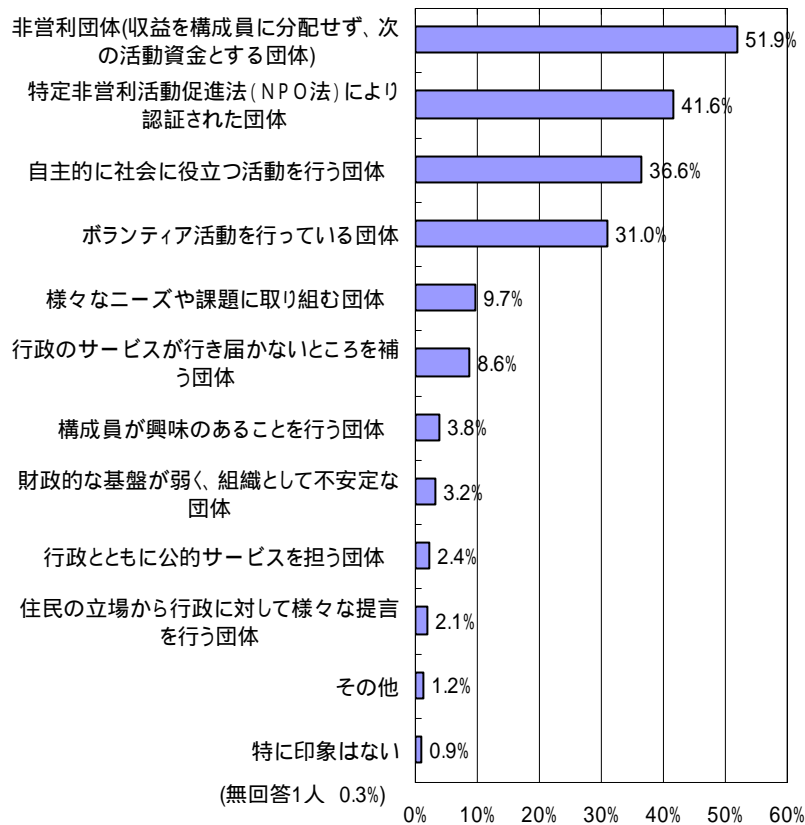
NPOの認知度	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
知っている	2	66.7	29	78.4	54	83.1	41	78.8	46	74.2	55	65.5	30	75.0	257
見聞きしたことがある	0		7	18.9	11	16.9	11	21.2	16	25.8	27	32.1	10	25.0	82
知らない	0		0		0		0		0		2	2.4	0		2
無回答	1	33.3	1	2.7	0		0		0		0		0		2
合計	3		37		65		52		62		84		40		343

「NPO」という言葉について、「知っている」(74.9%)と「見聞きしたことがある」(23.9%)を合わせた[知っている]が98.8%であった。

年代別の回答状況を見ると、50歳代より上の世代では「知っている」の回答率が高くなっており、NPOへの関心の高さがうかがえる。

問1(1)で「1 知っている」「2 見聞きしたことがある」と答えた方のみお答えください

問1(2) 次のNPOについての記述のうち、あなたのNPOに対する印象に近いものを2つまで選んでください。(回答は2つまで) (回答者数：339、回答数：654)



NPOという言葉を知っているとした339人に、その印象を尋ねたところ、「非営利団体（収益を構成員に分配せず、次の活動資金とする団体）」（51.9%）が最も多く、以下「特定非営利活動促進法（NPO法）により認証された団体」（41.6%）、「自主的に社会に役立つ活動を行う団体」（36.6%）、「ボランティア活動を行っている団体」（31.0%）の順となっている。

一方、「財政的な基盤が弱く、組織として不安定な団体」という回答は3.2%であり、NPOに対する否定的な印象はあまり強くない状況であった。

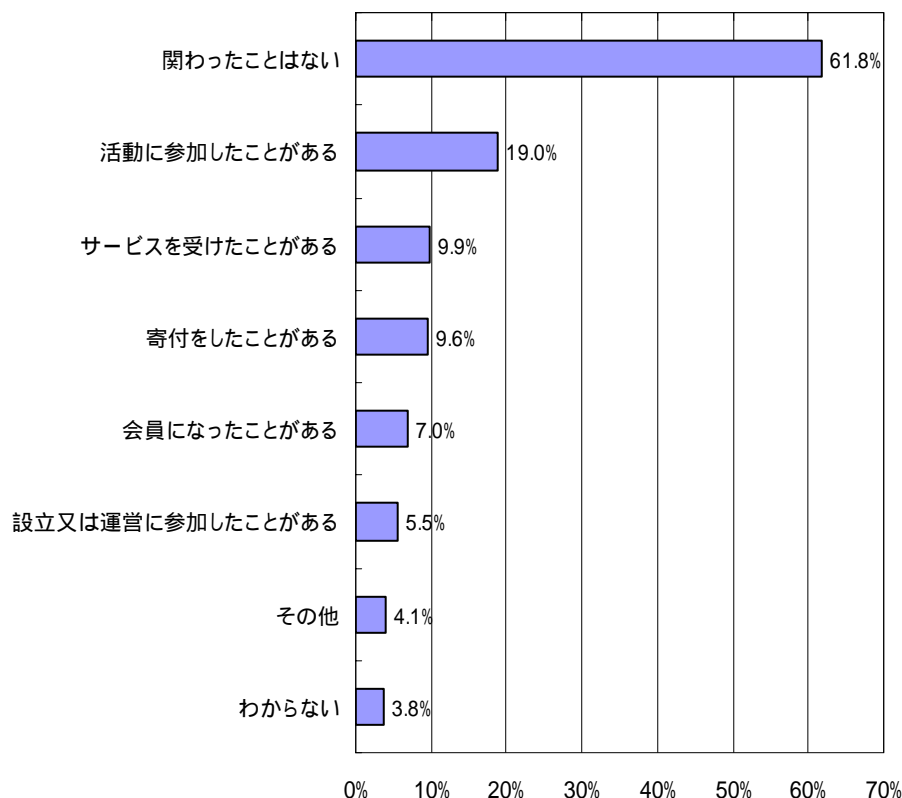
また、「行政のサービスが行き届かないところを補う団体」（8.6%）、「行政とともに公的サービスを担う団体」（2.4%）という回答はそれぞれ1割に満たない状況であり、「公的サービスの担い手」としてのNPOという印象は強くないことがうかがえる。

年代別の回答状況を見ると、20歳代では「ボランティア活動を行っている団体」の回答率が他の年代に比べ高く、NPOをボランティア団体として見ていることがうかがえる。

NPOに対する印象	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
構成員が興味のあることを行う団体	0		1	1.4	1	0.8	1	1.0	2	1.7	5	3.3	3	3.9	13
ボランティア活動を行っている団体	0		9	12.2	20	16.0	16	15.5	15	12.6	27	17.6	18	23.7	105
自主的に社会に役立つ活動を行う団体	1	25.0	16	21.6	23	18.4	20	19.4	25	21.0	23	15.0	16	21.1	124
様々なニーズや課題に取り組む団体	0		3	4.1	4	3.2	6	5.8	8	6.7	6	3.9	6	7.9	33
非営利団体(収益を構成員に分配せず、次の活動資金とする団体)	2	50.0	20	27.0	32	25.6	27	26.2	29	24.4	48	31.4	18	23.7	176
特定非営利活動促進法(NPO法)により認証された団体	1	25.0	20	27.0	33	26.4	24	23.3	31	26.1	23	15.0	9	11.8	141
住民の立場から行政に対して様々な提言を行う団体	0		0		2	1.6	1	1.0	1	0.8	1	0.7	2	2.6	7
行政のサービスが行き届かないところを補う団体	0		2	2.7	7	5.6	4	3.9	4	3.4	8	5.2	4	5.3	29
行政とともに公的サービスを担う団体	0		2	2.7	3	2.4	1	1.0	1	0.8	1	0.7	0		8
財政的な基盤が弱く、組織として不安定な団体	0		1	1.4	0		2	1.9	2	1.7	6	3.9	0		11
その他	0		0		0		1	1.0	1	0.8	2	1.3	0		4
特に印象はない	0		0		0		0		0		3	2.0	0		3
無回答	1		0		0		0		0		0		0		1
合計(無回答は除く)	4		74		125		103		119		153		76		654

ここからは、すべての方がお答えください

問1(3)あなたはNPOと関わったことがありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(回答はいくつでも) (回答者数：343、回答数：414)

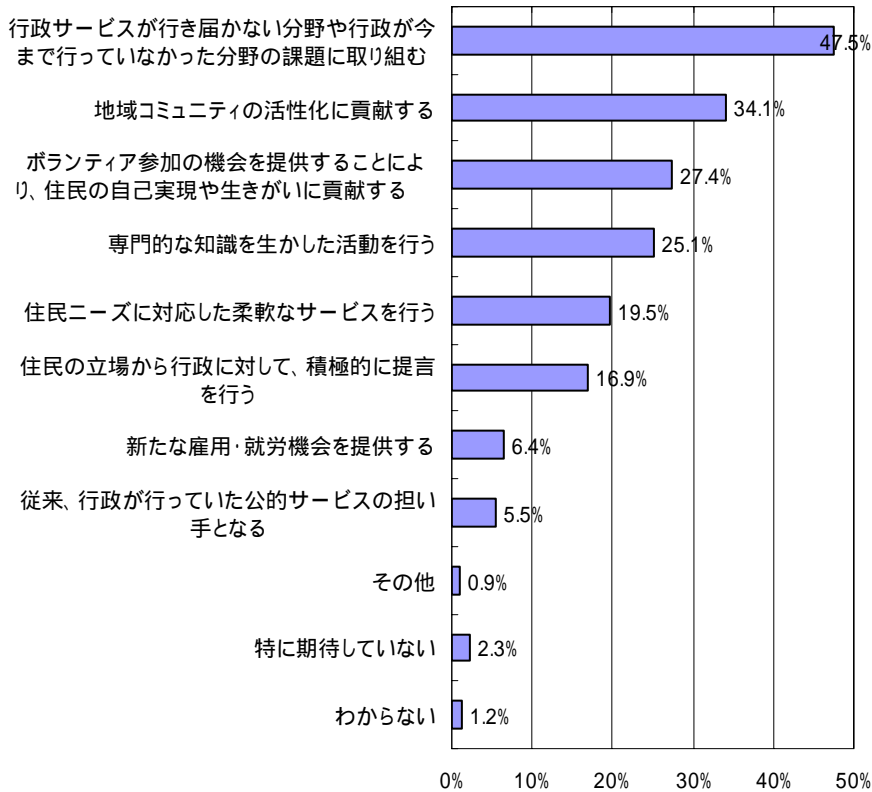


NPOとの関わり	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
サービスを受けたことがある	0		2	4.5	3	3.6	3	5.2	12	15.8	10	10.1	4	7.8	34
活動に参加したことがある	1	33.3	5	11.4	15	18.1	9	15.5	14	18.4	15	15.2	6	11.8	65
会員になったことがある	0		3	6.8	6	7.2	3	5.2	5	6.6	4	4.0	3	5.9	24
設立又は運営に参加したことがある	0		2	4.5	5	6.0	1	1.7	2	2.6	4	4.0	5	9.8	19
寄付をしたことがある	0		5	11.4	8	9.6	3	5.2	7	9.2	5	5.1	5	9.8	33
その他	0		3	6.8	6	7.2	1	1.7	3	3.9	0		1	2.0	14
関わったことはない	2	66.7	24	54.5	39	47.0	36	62.1	28	36.8	58	58.6	25	49.0	212
わからない	0		0		1	1.2	2	3.4	5	6.6	3	3.0	2	3.9	13
合計	3		44		83		58		76		99		51		414

NPOとの関わりについて、「関わったことはない」(61.8%)が最も多く、以下「活動に参加したことがある」(19.0%)、「サービスを受けたことがある」(9.9%)、「寄付をしたことがある」(9.6%)の順となっている。

年代別の回答状況を見ると、40歳代、60歳代では「活動に参加したことがある」の回答率が他の年代に比べて高く、「関わったことはない」という回答は半数以下であり、他の年代と比較して、NPOとの積極的な関わりがうかがえる。

問1(4) あなたは、NPOに対してどのようなことを期待しますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。(回答は2つまで)(回答者数:343、回答数:641)



NPOへの期待	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
ボランティア参加の機会を提供することにより、住民の自己実現や生きがいに貢献する	0		8	11.0	20	16.0	20	20.6	17	14.7	17	11.1	12	16.7	94
地域コミュニティの活性化に貢献する	0		14	19.2	18	14.4	12	12.4	21	18.1	35	22.9	17	23.6	117
専門的な知識を生かした活動を行う	1	20.0	10	13.7	18	14.4	14	14.4	17	14.7	15	9.8	11	15.3	86
住民ニーズに対応した柔軟なサービスを行う	0		7	9.6	8	6.4	13	13.4	11	9.5	20	13.1	8	11.1	67
新たな雇用・就労機会を提供する	0		0		4	3.2	3	3.1	6	5.2	7	4.6	2	2.8	22
住民の立場から行政に対して、積極的に提言を行う	0		7	9.6	12	9.6	7	7.2	9	7.8	20	13.1	3	4.2	58
従来、行政が行っていた公的サービスの担い手となる	1	20.0	4	5.5	7	5.6	3	3.1	2	1.7	2	1.3	0		19
行政サービスが行き届かない分野や行政が今まで行っていなかった分野の課題に取り組む	3	60.0	23	31.5	37	29.6	22	22.7	28	24.1	33	21.6	17	23.6	163
その他	0		0		0		0		2	1.7	1	0.7	0		3
特に期待していない	0		0		1	0.8	1	1.0	3	2.6	2	1.3	1	1.4	8
わからない	0		0		0		2	2.1	0		1	0.7	1	1.4	4
合計	5		73		125		97		116		153		72		641

NPOへの期待について、「行政サービスが行き届かない分野や行政が今まで行っていなかった分野の課題に取り組む」(47.5%)が最も多く、以下「地域コミュニティの活性化に貢献する」(34.1%)、「ボランティア参加の機会を提供することにより、住民の自己実現や生きがいに貢献する」(27.4%)、「専門的な知識を生かした活動を行う」(25.1%)の順となっている。

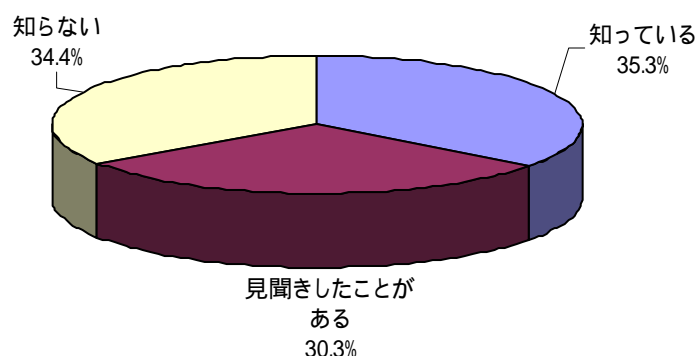
一方、「新たな雇用・就労機会を提供する」(6.4%)、「従来、行政が担っていた公的サービスの担い手となる」(5.5%)という回答は少なかった。

こうした状況から、NPOには、行政では対応できない分野の課題に取り組んでもらいたいという県民の意識が高いことがうかがえる。

年代別の回答状況を見ると、20歳代、30歳代という若い世代では「地域コミュニティの活性化に貢献する」の回答率が比較的高くなっており、若い世代では、NPOの地域における活動に対して期待していることがうかがえる。

問2 NPOと行政の協働について

問2(1) あなたは、「協働」という言葉について知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(回答は1つ) (回答者数：343、回答数：343)



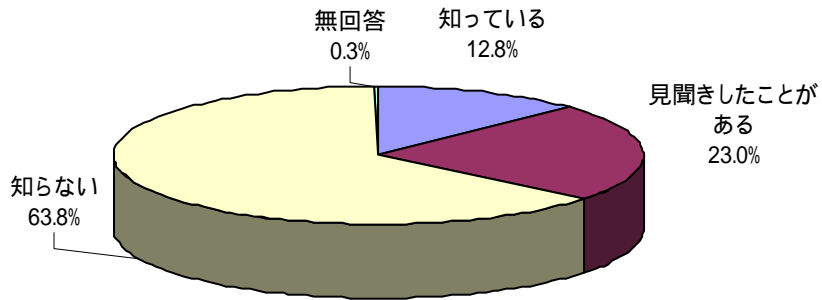
協働の認知度	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
知っている	1	33.3	21	56.8	36	55.4	20	38.5	17	27.4	14	16.7	12	30.0	121
見聞きしたことがある	2	66.7	10	27.0	20	30.8	13	25.0	21	33.9	28	33.3	10	25.0	104
知らない	0		6	16.2	9	13.8	19	36.5	24	38.7	42	50.0	18	45.0	118
合計	3		37		65		52		62		84		40		343

「協働」という言葉について、「知っている」(35.3%)と「見聞きしたことがある」(30.3%)を合わせた[知っている]は65.6%であった。

一方、「知らない」は34.4%であった。

年代別の回答状況を見ると、60歳代、70歳代では「知っている」の回答率が高くなっているのに対して、30歳代、40歳代では「知っている」の回答率が低くなっている。

問2(2) 県ではNPOとの協働（お互いに協力して事業を進めること）を推進するための取組みとして「かながわボランティア活動推進基金21」、「県提案型協働事業」などを行っていますが、これらの取組について知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。（回答は1つ） （回答者数：343、回答数：342）



県の取組の認知度	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
知っている	1	33.3	9	24.3	18	27.7	2	3.8	6	9.7	4	4.8	4	10.0	44
聞き見たことがある	2	66.7	12	32.4	21	32.3	15	28.8	13	21.0	13	15.5	3	7.5	79
知らない	0		16	43.2	26	40.0	35	67.3	43	69.4	66	78.6	33	82.5	219
無回答											1	1.2			1
合計	3		37		65		52		62		84		40		343

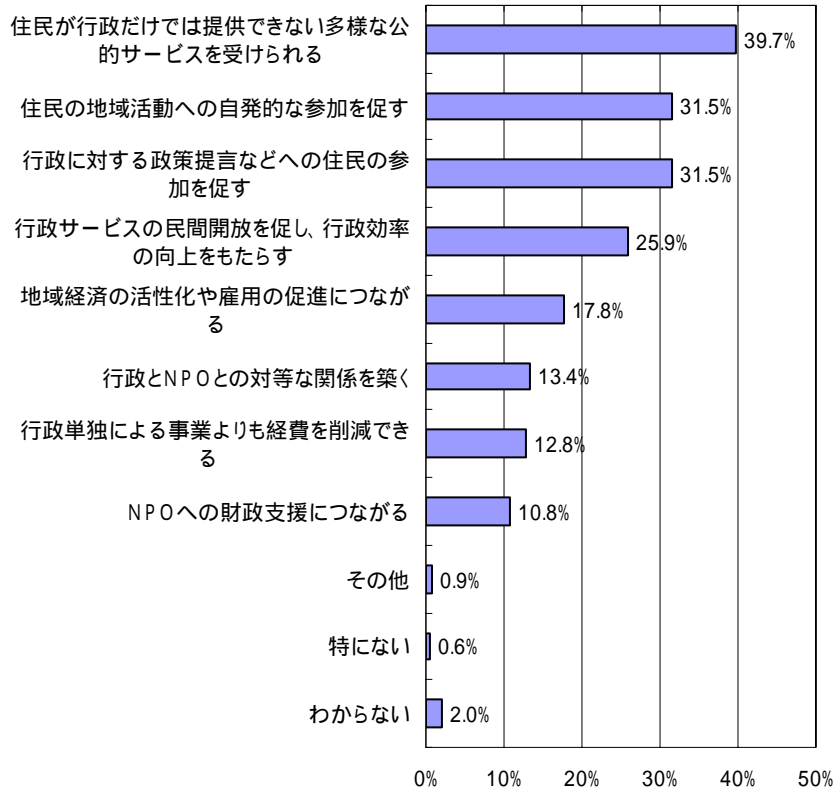
「かながわボランティア活動推進基金21」、「県提案型協働事業」などNPOとの協働を推進するための県の取組について、「知っている」（12.8%）と「聞き見たことがある」（23.0%）を合わせた[知っている]は35.9%であった。

一方、「知らない」は63.8%であった。

年代別の回答状況を見ると、若い世代ほど「知らない」の回答率が高くなっている。

問 2 (3) NPOと行政が協働する意義のうち、特に重要だと思うことは何ですか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。(回答は2つまで)

(回答者数：343、回答数：641)



協働する意義のうち特に重要なこと	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
住民の地域活動への自発的な参加を促す	2	33.3	12	16.7	17	13.6	26	26.5	16	14.4	20	13.2	15	19.2	108
行政に対する政策提言などへの住民の参加を促す	2	33.3	16	22.2	25	20.0	17	17.3	20	18.0	19	12.6	9	11.5	108
地域経済の活性化や雇用の促進につながる	1	16.7	5	6.9	10	8.0	8	8.2	13	11.7	19	12.6	5	6.4	61
住民が行政だけでは提供できない多様な公的サービスを受けられる	0		14	19.4	27	21.6	19	19.4	22	19.8	34	22.5	20	25.6	136
NPOへの財政支援につながる	0		1	1.4	6	4.8	2	2.0	9	8.1	13	8.6	6	7.7	37
行政とNPOとの対等な関係を築く	1	16.7	4	5.6	7	5.6	6	6.1	9	8.1	13	8.6	6	7.7	46
行政単独による事業よりも経費を削減できる	0		5	6.9	11	8.8	8	8.2	5	4.5	10	6.6	5	6.4	44
行政サービスの民間開放を促し、行政効率の向上をもたらす	0		15	20.8	22	17.6	9	9.2	12	10.8	20	13.2	11	14.1	89
その他	0		0		0		0		2	1.8	1	0.7	0		3
特にない	0		0		0		1	1.0	1	0.9	0		0		2
わからない	0		0		0		2	2.0	2	1.8	2	1.3	1	1.3	7
合計	6		72		125		98		111		151		78		641

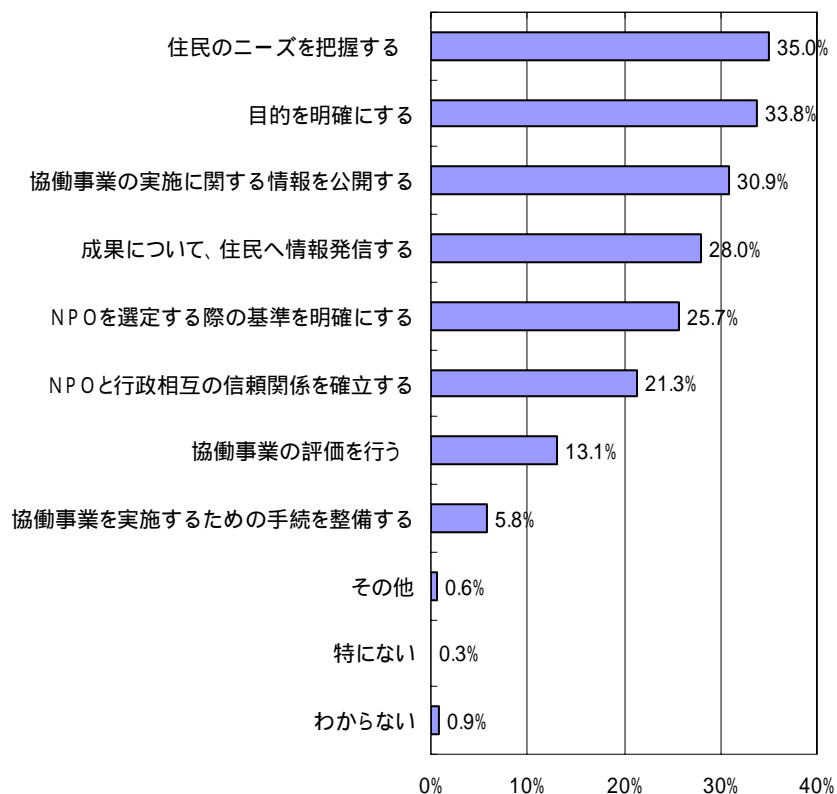
NPOと行政が協働する意義のうち特に重要なことについて、「住民が行政だけでは提供できない多様な公的サービスを受けられる」(39.7%)が最も多く、以下「住民の地域活動への自発的な参加を促す」(31.5%)、「行政に対する政策提言などへの住民の参加を促す」(31.5%)、「行政サービスの民間開放を促し、行政効率の向上をもたらす」(25.9%)の順となっている。

一方、「行政とNPOとの対等な関係を築く」(13.4%)、「行政単独による事業よりも経費を削減できる」(12.8%)、「NPOへの財政支援につながる」(10.8%)といった回答は1割程度であり、協働が県民に具体的な成果をもたらすのかという観点からの回答が多くなっている。

年代別の回答状況を見ると、70歳代では「行政に対する政策提言などへの住民の参加を促す」の回答率が、「住民が行政だけでは提供できない多様な公的サービスを受けられる」の回答率より高くなっている一方で、60歳代より下の世代では、その逆となっている。若い世代では、行政に対する住民参加よりも、公的サービスの提供者の選択肢が広がることに対して意義を感じていることがうかがえる。

問2(4) NPOと行政が協働事業を実施する場合、どのような点に留意すべきだと思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。(回答は2つまで)

(回答者数：343、回答数：670)



協働事業の実施に当たって留意すべき点	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
住民のニーズを把握する	0		14	18.9	20	15.5	15	14.9	27	22.9	30	18.4	14	17.7	120
目的を明確にする	1	16.7	16	21.6	18	14.0	18	17.8	21	17.8	27	16.6	15	19.0	116
NPOを選定する際の基準を明確にする	1	16.7	10	13.5	15	11.6	16	15.8	13	11.0	25	15.3	8	10.1	88
NPOと行政相互の信頼関係を確立する	2	33.3	11	14.9	21	16.3	10	9.9	9	7.6	12	7.4	8	10.1	73
協働事業を実施するための手続を整備する	1	16.7	1	1.4	5	3.9	3	3.0	1	0.8	6	3.7	3	3.8	20
協働事業の実施に関する情報を公開する	0		12	16.2	23	17.8	18	17.8	15	12.7	29	17.8	9	11.4	106
協働事業の評価を行う	0		3	4.1	12	9.3	5	5.0	9	7.6	9	5.5	7	8.9	45
成果について、住民へ情報発信する	1	16.7	7	9.5	15	11.6	15	14.9	20	16.9	25	15.3	13	16.5	96
その他	0		0		0		0		1	0.8	0		1	1.3	2
特になし	0		0		0		1	1.0	0		0		0		1
わからない	0		0		0		0		2	1.7	0		1	1.3	3
合計	6		74		129		101		118		163		79		670

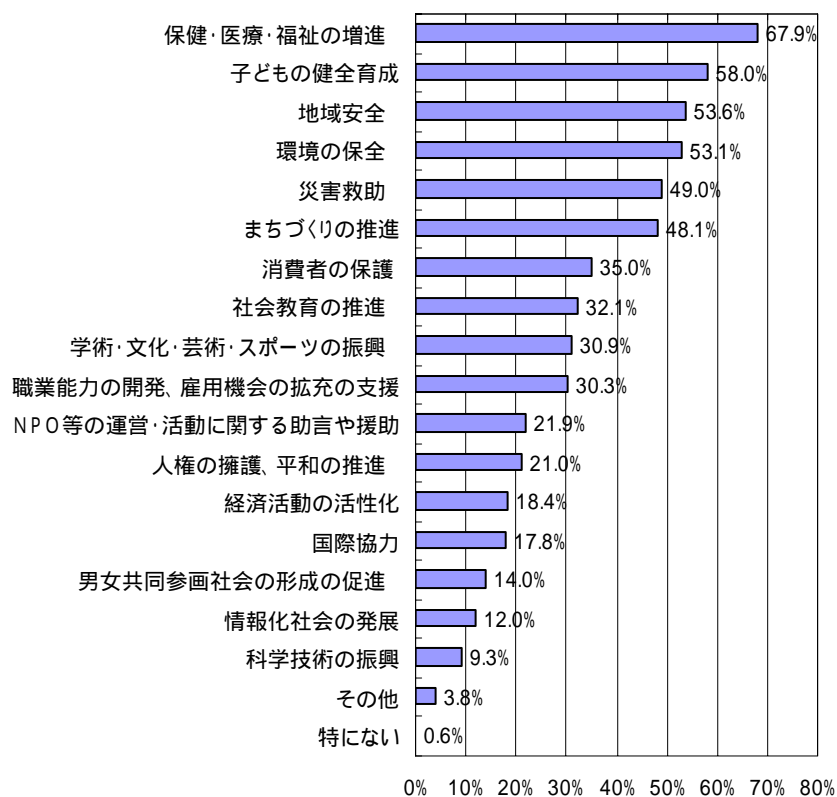
NPOと行政が協働事業を実施するに当たって留意すべき点について、「住民のニーズを把握する」(35.0%)が最も多く、以下「目的を明確にする」(33.8%)、「協働事業の実施に関する情報を公開する」(30.9%)、「成果について、住民へ情報発信する」(28.0%)の順となっている。

一方、「協働事業の評価を行う」(13.1%)、「協働事業を実施するための手続を整備する」(5.8%)といった制度の仕組みに関する回答は少なかった。

年代別の回答状況を見ると、50歳代より若い世代では「成果について、住民へ情報発信する」の回答率が、60歳代より上の世代に比べて高くなっており、協働による具体的な成果を求めていることがうかがえる。

問2 (5) あなたが、NPOと行政が協働で取り組んでほしい分野は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（回答はいくつでも）

（回答者数：343、回答数：1,978）

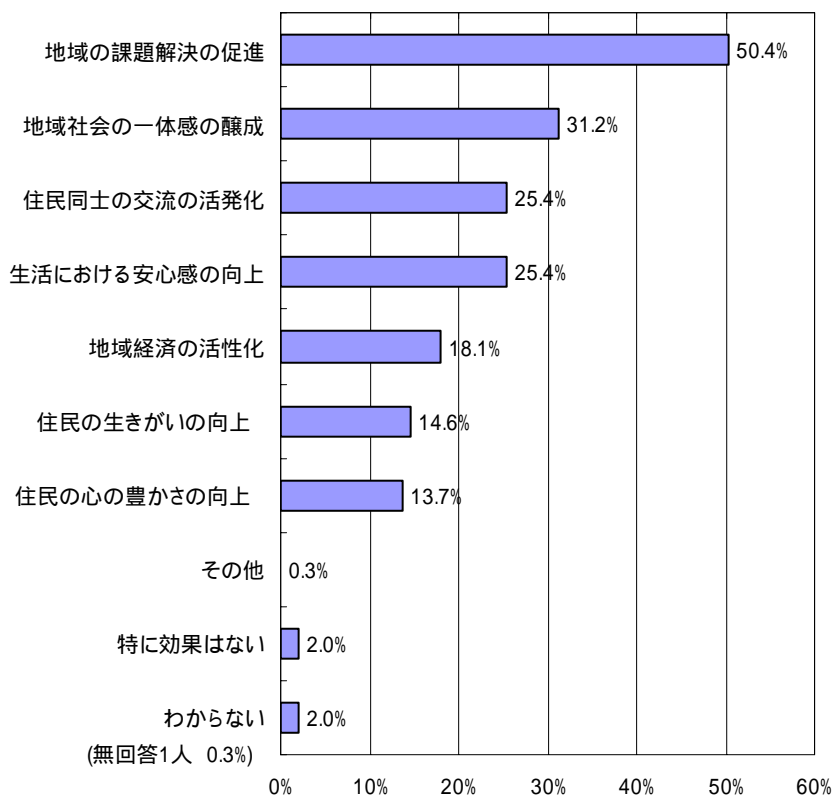


NPOと行政が協働で取り組んでほしい分野について、「保健・医療・福祉の増進」（67.9%）が最も多く、以下「子どもの健全育成」（58.0%）、「地域安全」（53.6%）、「環境の保全」（53.1%）の順となっている。

協働で取り組んでほしい分野	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
保健・医療・福祉の増進	2	8.3	28	11.3	39	10.4	32	11.9	45	12.7	60	12.9	27	11.0	233
社会教育の推進	1	4.2	17	6.9	19	5.1	17	6.3	17	4.8	29	6.2	10	4.1	110
まちづくりの推進	3	12.5	20	8.1	33	8.8	30	11.2	27	7.6	33	7.1	19	7.8	165
学術・文化・芸術・スポーツの振興	1	4.2	10	4.0	13	3.5	19	7.1	22	6.2	24	5.2	17	6.9	106
環境の保全	2	8.3	24	9.7	40	10.7	30	11.2	33	9.3	31	6.7	22	9.0	182
災害救助	2	8.3	24	9.7	31	8.3	21	7.8	30	8.5	42	9.0	18	7.3	168
地域安全	2	8.3	23	9.3	35	9.3	28	10.4	28	7.9	45	9.7	23	9.4	184
人権の擁護、平和の推進	1	4.2	12	4.9	12	3.2	6	2.2	18	5.1	19	4.1	4	1.6	72
国際協力	1	4.2	7	2.8	14	3.7	5	1.9	15	4.2	12	2.6	7	2.9	61
男女共同参画社会の形成の促進	1	4.2	8	3.2	8	2.1	4	1.5	9	2.5	10	2.2	8	3.3	48
子どもの健全育成	2	8.3	21	8.5	39	10.4	25	9.3	34	9.6	54	11.6	24	9.8	199
情報化社会の発展	1	4.2	6	2.4	13	3.5	2	0.7	4	1.1	11	2.4	4	1.6	41
科学技術の振興	0		6	2.4	5	1.3	3	1.1	7	2.0	7	1.5	4	1.6	32
経済活動の活性化	1	4.2	7	2.8	12	3.2	9	3.4	8	2.3	18	3.9	8	3.3	63
職業能力の開発、雇用機会の拡充の支援	1	4.2	8	3.2	20	5.3	17	6.3	20	5.6	22	4.7	16	6.5	104
消費者の保護	1	4.2	16	6.5	23	6.1	13	4.9	21	5.9	31	6.7	15	6.1	120
NPO等の運営・活動に関する助言や援助	2	8.3	10	4.0	18	4.8	7	2.6	12	3.4	13	2.8	13	5.3	75
その他	0		0		1	0.3	0		3	0.8	4	0.9	5	2.0	13
特にない	0		0		0		0		1	0.3	0		1	0.4	2
合計	24		247		375		268		354		465		245		1,978

問 2 (6) NPOと行政の協働によって、地域社会にどのような効果もたらされると思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。(回答は2つまで)

(回答者数：343、回答数：628)



協働により地域社会にもたらされる効果	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
住民同士の交流の活発化	0		9	12.5	17	13.7	14	14.7	18	15.9	19	13.0	10	13.9	87
地域社会の一体感の醸成	0		19	26.4	29	23.4	19	20.0	13	11.5	15	10.3	12	16.7	107
地域経済の活性化	1	16.7	6	8.3	13	10.5	4	4.2	13	11.5	17	11.6	8	11.1	62
地域の課題解決の促進	3	50.0	25	34.7	33	26.6	30	31.6	27	23.9	41	28.1	14	19.4	173
生活における安心感の向上	2	33.3	6	8.3	15	12.1	11	11.6	16	14.2	29	19.9	8	11.1	87
住民の心の豊かさの向上	0		2	2.8	7	5.6	6	6.3	13	11.5	11	7.5	8	11.1	47
住民の生きがいの向上	0		4	5.6	9	7.3	9	9.5	8	7.1	10	6.8	10	13.9	50
その他	0		0		0		0		1	0.9	0		0		1
特に効果はない	0		1	1.4	1	0.8	1	1.1	1	0.9	2	1.4	1	1.4	7
わからない	0		0		0		1	1.1	3	2.7	2	1.4	1	1.4	7
無回答	0		0		0		1	1.1	0		0		0		1
合計(無回答を除く)	6		72		124		95		113		146		72		628

NPOと行政の協働によって地域社会にもたらされる効果について、「地域の課題解決の促進」(50.4%)が最も多く、以下「地域社会の一体感の醸成」(31.2%)、「住民同士の交流の活発化」(25.4%)、「生活における安心感の向上」(25.4%)の順となっている。

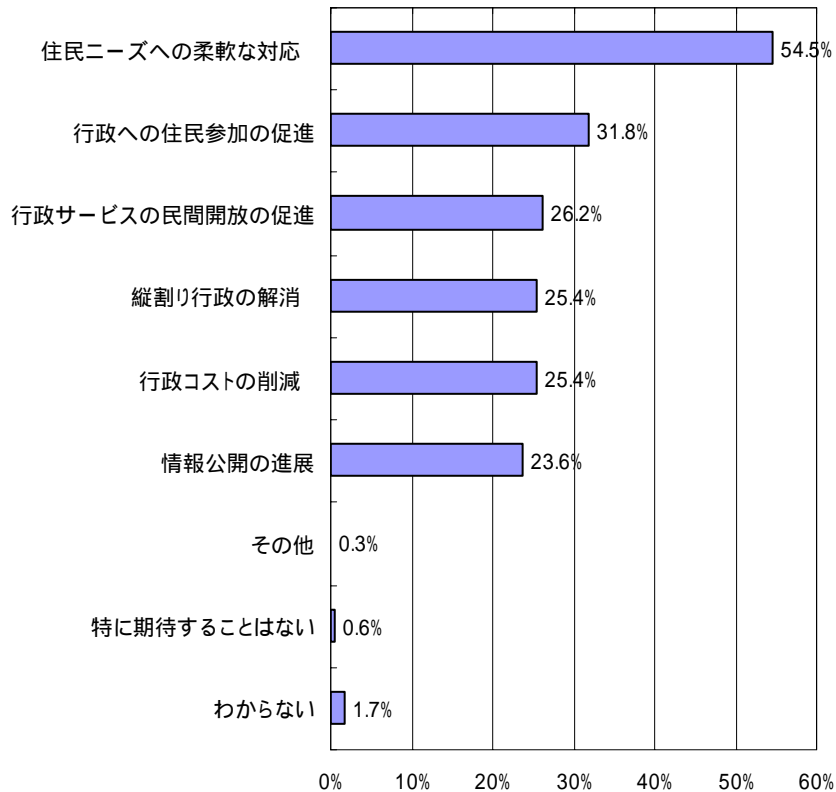
一方、「住民の生きがいの向上」(14.6%)、「住民の心の豊かさの向上」(13.7%)という回答は少なかった。

この結果から、NPOと行政の協働の効果は地域社会の課題の解決として捉えられていることがうかがえる。

年代別の回答状況を見ると、70歳代、80歳代では「地域の課題解決の促進」の回答率が他の世代に比べて高くなっている。

問 2 (7) あなたは、NPOとの協働によって、行政側にどのような変化が生じることを期待しますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。(回答は2つまで)

(回答者数：343、回答数：650)



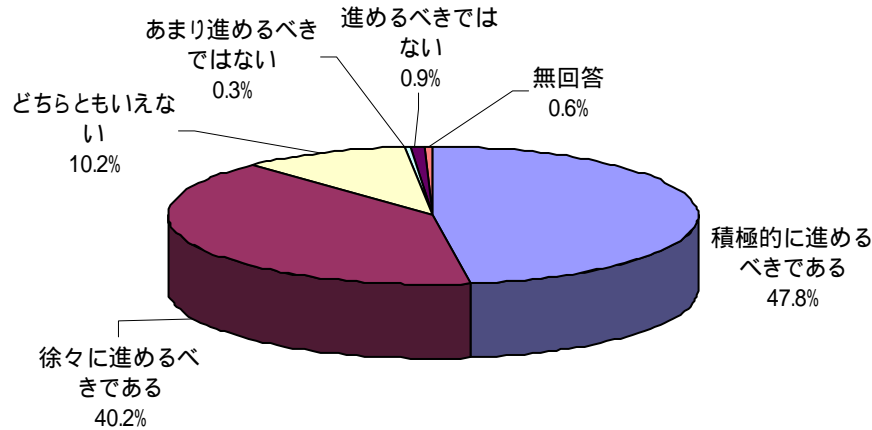
期待する行政側の変化	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
行政サービスの民間開放の促進	1	20.0	9	12.3	20	15.6	15	15.2	15	13.0	19	12.5	11	14.1	90
情報公開の進展	2	40.0	12	16.4	13	10.2	17	17.2	7	6.1	22	14.5	8	10.3	81
住民ニーズへの柔軟な対応	0		16	21.9	35	27.3	28	28.3	38	33.0	45	29.6	25	32.1	187
行政コストの削減	0		9	12.3	19	14.8	9	9.1	13	11.3	23	15.1	14	17.9	87
縦割り行政の解消	1	20.0	13	17.8	14	10.9	17	17.2	14	12.2	23	15.1	5	6.4	87
行政への住民参加の促進	1	20.0	13	17.8	27	21.1	13	13.1	24	20.9	17	11.2	14	17.9	109
その他	0		0		0		0		0		1	0.7	0		1
特に期待することはない	0		1	1.4	0		0		1	0.9	0		0		2
わからない	0		0		0		0		3	2.6	2	1.3	1	1.3	6
合計	5		73		128		99		115		152		78		650

NPOとの協働によって、期待する行政側の変化について、「住民ニーズへの柔軟な対応」(54.5%)が最も多く、以下「行政への住民参加の促進」(31.8%)、「行政サービスの民間開放の促進」(26.2%)、「縦割り行政の解消」(25.4%)、「行政コストの削減」(25.4%)の順となっている。

年代別の回答状況を見ると、40歳代より若い世代では「住民ニーズへの柔軟な対応」の回答率が、50歳代より上の世代に比べて高くなっている。

問 2 (8) N P O と行政との協働を進めることについて、あなたはどのように思いますか。次の中からあてはまるものを 1 つ選んでください。（回答は 1 つ）

（回答者数：343、回答数：341）



協働を進めることについて	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
積極的に進めるべきである	2	66.7	19	51.4	44	67.7	23	44.2	28	45.2	31	36.9	17	42.5	164
徐々に進めるべきである	1	33.3	13	35.1	17	26.2	19	36.5	25	40.3	44	52.4	19	47.5	138
どちらともいえない	0		4	10.8	3	4.6	7	13.5	8	12.9	9	10.7	4	10.0	35
あまり進めるべきではない	0		0		0		1	1.9	0		0		0		1
進めるべきではない	0		0		1	1.5	1	1.9	1	1.6	0		0		3
無回答	0		1	2.7	0		1	1.9	0		0		0		2
合計	3		37		65		52		62		84		40		343

N P O と行政との協働を進めることについて、「積極的に進めるべきである」（47.8%）と「徐々に進めるべきである」（40.2%）を合わせた [進めるべきである] は 88.0%であった。

一方、「進めるべきではない」（0.9%）と「あまり進めるべきではない」（0.3%）を合わせた [進めるべきではない] は 1.2%であった。

年代別の回答状況を見ると、60歳代では「積極的に進めるべきである」の回答率が7割に近い一方で、30歳代より若い世代では「徐々に進めるべきである」の回答率が、「積極的に進めるべきである」の回答率よりも高くなっており、協働の推進についてやや慎重であることがうかがえる。

問2(8)で「4 あまり進めるべきではない」「5 進めるべきではない」と答えた方のみお答えください

問2(9) 進めるべきではないと思う理由は何ですか。次の中からあてはまるものを2つまで選んでください。(回答は2つまで) (回答者数：4、回答数：7)

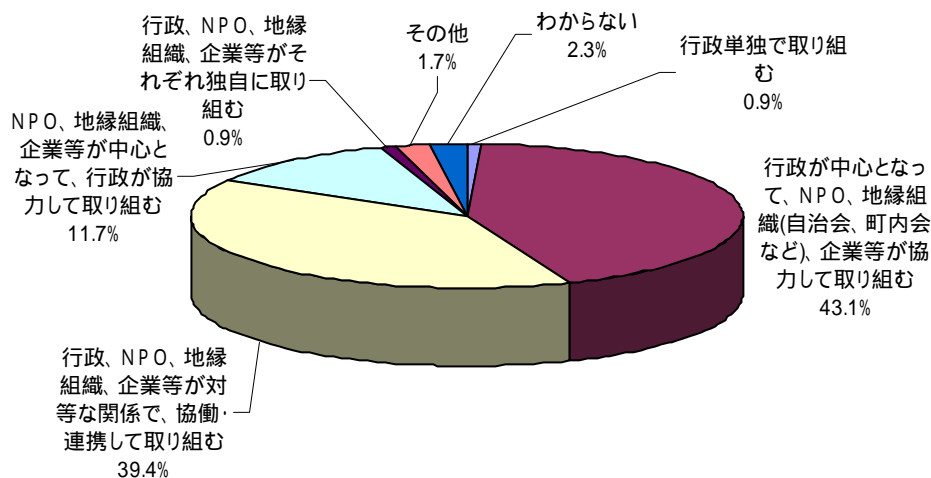
進めるべきではない理由	回答数
協働に関する情報が足りない	2
公的サービスは行政が担うべきである	2
NPOの能力、組織運営に問題がある	1
NPOの自主性・自立性が損なわれる恐れがある	1
その他	1
成果が期待できない	0
NPOだけが優遇されるのはおかしい	0
NPO以外に協働すべき相手がいる	0
特に理由はない	0
合計	7

すべての方がお答えください

問3 今後の地域社会づくりの担い手について

県では、新たな総合計画「神奈川力構想・基本構想」の基本理念に、「県民一人ひとりが生き生きと、心豊かにくらすことのできる確かな地域社会の実現」を掲げていますが、こうした地域社会の実現に向けて、今後、どのような体制で取り組んでいくのがよいと思いますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(回答は1つ)

(回答者数：343、回答数：343)



今後の地域社会づくりの担い手	80歳代		70歳代		60歳代		50歳代		40歳代		30歳代		20歳代		合計
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	
行政単独で取り組む	0		1	2.7	0		1	1.9	1	1.6	0		0		3
行政が中心となって、NPO、地縁組織(自治会、町内会など)、企業等が協力して取り組む	1	33.3	19	51.4	31	47.7	31	59.6	19	30.6	30	35.7	17	42.5	148
行政、NPO、地縁組織、企業等が対等な関係で、協働・連携して取り組む	2	66.7	11	29.7	26	40.0	15	28.8	28	45.2	38	45.2	15	37.5	135
NPO、地縁組織、企業等が中心となって、行政が協力して取り組む	0		5	13.5	6	9.2	3	5.8	10	16.1	11	13.1	5	13.4	40
行政、NPO、地縁組織、企業等がそれぞれ独自に取り組む	0		1	2.7	0		0		1	1.6	0		1	2.5	3
その他	0		0		1	1.5	1	1.9	1	1.6	2	2.4	1	2.5	6
わからない	0		0		1	1.5	1	1.9	2	3.2	3	3.6	1	2.5	8
合計	3		37		65		52		62		84		40		343

今後の地域社会づくりの担い手について、「行政が中心となって、NPO、地縁組織（自治会、町内会など）、企業等が協力して取り組む」（43.1%）が最も多く、以下「行政、NPO、地縁組織、企業等が対等な関係で、協働・連携して取り組む」（39.4%）、「NPO、地縁組織、企業等が中心となって、行政が協力して取り組む」（11.7%）の順となっている。

年代別の回答状況を見ると、50歳代から70歳代では「行政が中心となって、NPO、地縁組織（自治会、町内会など）、企業等が協力して取り組む」の回答率が、「行政、NPO、地縁組織、企業等が対等な関係で、協働・連携して取り組む」の回答率よりも高くなっている一方で、30歳代、40歳代では、その逆となっている。

(3) 自由意見

ア NPOに関する情報について

NPOのそのものの実態がよくわからないという意見が多かった。

今までNPOという言葉は、テレビや新聞で聞いたことはあったが、詳しくは知らなかった。

NPOというのは胡散くさい。

県内にどのようなNPOがあるのか、また行政と協働しているNPOの存在等を県民にもっと広く伝えるべきだ。

NPOの実際の活動状況については、ほとんど知らない(話として見聞きしていた程度)。

また、NPOに興味はあるが、参加するきっかけがないという意見もあった。

参加するための具体的な方法をPRすること。

(NPOの)活動自体知るすべがなかった。情報もなかなか見つけることができないので、もっと情報が手に入れば参加したい。

NPOに参加したいと思うが、情報が少なく機会がない。

もっと人の目に触れる機会があったら親近感が出ると思う。

イ NPOとの協働に関する情報について

(ア) NPOとの協働に関するPRについて

協働事業をこれまで知らなかったという意見が多かった。

「協働」という言葉自体、初めて耳にしたので、もっと認知度を上げた方が良いと思う。

今回のアンケートでNPOと行政の協働について知ることができた。

また、行政のPR不足を指摘する意見も多かった。

日ごろ、身近に感じる機会が少なかった。まず、成功例等のPRを行っていただきたい。

県とNPOの協働の実態は全く認識していなかった。PR、情報提供等に努めていただきたい。

「協働」の在り方について、市民にまだまだ浸透されているとは言えない状態と思う。いわゆる一般市民でも、現在の財政の厳しさ、行政サービスの内容等、他人事ではなく、自分のこととして認識していけるようになってほしいと思う。

実際に生活していて、協働事業を見聞きしたことがない。これらを利用（活用）できる人や地域に偏りが出ないようにもっと情報発信をしてほしい。

今回のアンケートで「NPOと行政の協働」について初めて知った。良い活動だと思う。今後できれば、その事業でどんなことに取り組んでその結果どうなったのか、詳しく報告していただきたい（NPOと行政の間だけでなく住民にも活動の結果どうなったのか報告してほしい）。

「NPOと行政の協働」についてはまだまだ知られていないので、もっとみんなが知ってくれるように告知をした方が良いと思う。NPO等からの事業公募についてはもっと具体的な選考基準を知ってもらった方が良いのでは。補助した事業の活動報告等はどこで知ることができるのか。ホームページに載っているだけなのか、それとも「県からのお知らせ」に載っているのか、それさえも知らない。

公的資金が投入されているので、それに見合う成果をあげることも大切だと思う。それぞれの事業の進行状況も知りたいと思う。

(イ) 協働に係る情報の公開について

税金を使ってやる以上、しっかりした検証のシステムを使って、中間でもチェックすべきである。特に、行政の場合は責任の所在が曖昧になりがちであるから情報公開が大事である。

目に見える効果を期待するのが、当然であり、無駄な時間と労力に県税を費やすな、という厳しい意見に堂々と対応できる手順と遂行状況を、しっかりとPRしてもらいたい。と同時に、「NPO」も種々雑多、数多くあるが、今回の事業計画のNPOの姿勢と位置付けをPRしてもらいたい。

NPOと県の協働事業を進めるに当たって3原則をきちんと明確にして進めていただきたいと思います。事業の目的、成果（結果）、公開の3原則である。いずれの事業にも大なり小なりに県の厳しい財政の中からお金を支出するので、事業の目的をきちんと明確にし、検討を加え、実施の段階ごとに評価を必ず加えながら、常に公開の形を採って、事業を進めてほしい。

(ウ) 協働の相手方となるNPOの選定について

NPOが乱立しており、非営利という点で疑わしき団体も散見される。行政と協働するNPOについては、財政状態を公開チェックできる仕組みが必要である。

(I) 協働におけるNPOと行政の役割について

NPOは、市民の側が、自ら抱える問題を感じて、それを解決する必要性から立ち上げられるものであると思う。そういう点で、行政が気付かない問題、行政の見落とししている問題を、市民に近い立場で把握しているのがNPOである。行政は、より積極的にNPOと関わり、市民のニーズや問題をNPOから教わり、学ぶ必要があると思う。

NPOというと、かなりボランティアに依存している要素が高い印象があり、その団体の好意に甘えて、行政の財政的な負担を減らすだけでなく、行政の本来の仕事をなおざりにするようなことがないよう、しっかり県民が見守っていかねばならないと思っている。

地域社会の住民ニーズと地域環境向上のための課題をバランス良く把握する努力が行政側に要求される。一方、NPO側は、認定された範囲を誠実に遂行することである。行政側は、管轄内のNPOが偏ることなく建設的に育成、発展しているかどうかを全体のバランスから常に把握していることが大切である。つまり、それぞれの役割を十分発揮することが重要である。役割の重心を履き違えないよう心掛けることに細心の注意を払うことがNPO側にも行政側にも求められている。協働の成否はこれに掛かっている。

NPOは平等な立場で県民と行政の架け橋となるべきである。そのためにも、行政のニーズと県民のニーズを地域でしっかりと認識し、活気ある地域のコミュニケーションが心豊かな地域社会への実現を達成できると思う。

研究チーム員名簿等

研究チーム員名簿

所 属	職 名	氏 名
県民部県民総務課NPO協働推進室	主 幹	渡 邊 敏 一 (チームリーダー)
かながわ県民活動サポートセンター	主 査	吉 田 信 雄 (サブリーダー)
環境農政部環境計画課	主 事	浅 井 寛 子
教育局子ども教育支援課 児童生徒指導室	副主幹	金 井 美 都
大和市市民経済部市民活動課	課長補佐	船 越 英 一
法政大学大学院 エコ地域デザイン研究所		藤 澤 浩 子
NPO法人STスポット横浜	主任学芸員	松 尾 子水樹
NPO法人STスポット横浜		小 川 智 紀
自治総合研究センター 研修研究部研究課	副主幹	長 田 亮 一
自治総合研究センター 研修研究部研究課	主 査	小 川 恵 美

助言をいただいた方

上 山 信 一	慶応義塾大学教授
塚 本 一 郎	明治大学教授

(敬称略、五十音順)

報告書名	NPOとの協働の新たな展開 (平成19年度部局共同研究チーム報告書)
発行日	2008(平成20)年3月31日
編集・発行	神奈川県自治総合研究センター 〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1-3 電話 (045) 896-2932 (研究課直通) FAX (045) 896-2928
印刷	株式会社 YukiPrint
